

山口大学大学院東アジア研究科
博士論文

修験者が持ち回った薬についての民俗学的研究
ー北部九州の事例を中心としてー

2026 年 3 月 16 日

相良 悦子

目次

序章	1
1 はじめに	1
2 先行研究と問題の所在	1
2.1 修験道における薬の研究	1
2.2 民俗学・歴史学における薬の研究	4
3 本研究の構成	6
第1章 全国の博物館における修験道の薬関係資料収蔵状況	9
1 はじめに	9
2 調査方法と調査結果	10
3 資料調査	11
3.1 狭山市立博物館（埼玉県） 東林寺資料	11
3.2 飯能市立博物館（埼玉県）	12
3.3 袖ヶ浦市郷土博物館（千葉県） 筑紫静男家資料	13
3.4 五日市郷土館（東京都） 鈴木邦夫家資料	15
3.5 福生市郷土資料室（東京都）	16
3.6 北区飛鳥山博物館・北区立図書館（東京都）	17
3.7 あつぎ郷土博物館（神奈川県） 千葉家資料	19
3.8 はだの歴史博物館（神奈川県） 城入院南條家資料	21
3.9 柏崎市立博物館（新潟県） 田辺六右衛門家山伏資料	22
3.10 石動山資料館（石川県） 延命院（西尾家）・宝池院（宝池家）資料 ..	24
3.11 資料調査甲賀市くすり学習館・甲賀市教育委員会・甲南図書交流館（滋賀県） 眞岡家・吉田金雄家・木下家・小山晴久家資料	26
3.11.1 眞岡家資料	26
3.11.2 吉田金雄家資料	35
3.11.3 木下家資料	40

3.11.4 小山晴久家資料	40
3.12 英彦山（福岡県）財蔵坊・高田家・了乗坊・増了坊・松養坊・守静坊資料	42
3.12.1 財蔵坊資料	43
3.12.2 高田家資料	45
3.12.3 増了坊資料	46
3.12.4 了乗坊資料	47
3.12.5 松養坊資料	48
3.12.6 守静坊資料	49
3.13 西友枝体験交流センターゆいきらら（福岡県）	50
3.14 求菩提資料館（福岡県）	51
3.15 中津市歴史博物館（大分県）	57
3.16 高千穂町歴史民俗資料館（宮崎県）	58
3.17 延岡市役所北浦町総合支所北浦公民館	58
4 おわりに	59
第2章 宗教者が回檀で用いた薬についてー相模大山の事例ー	78
1 はじめに	78
2 相模大山の回檀資料	79
3 回檀で用いられた薬	80
4 薬の配布された地域	82
5 薬が配布された季節	83
6 薬の数量	83
6.1 『宮沢新田 戸倉新田 芋久保新田 檀那帳』	84
6.2 『常州檀廻帳』（1）	84
6.3 『常州檀廻帳』（2）	85
6.4 『檀家軒別名面控帳』	87
6.5 『武州足立郡檀那帳』	88

6.6	『津久井 郡内領 檀廻軒別ノ控』	89
6.7	『東海道檀家帳』	90
6.8	『下総国檀家帳』	90
7	渡された品々について	91
8	おわりに	92
第3章	守静坊の回檀資料にみる薬	94
1	はじめに	94
2	守静坊とその資料	94
2.1	『年中祈禱拵並諸国御札持参覚帳』	94
2.2	『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』	98
2.2.1	肥後国	101
2.2.2	博多目・なか郡・さわら郡・かすや郡	101
2.2.3	丸口・阿加・小内田村・中津郡・京郡	101
2.2.4	山国幸内	102
3	守静坊の回檀資料にみる薬	102
4	おわりに	102
第4章	大庄屋日記にみる江戸末期小倉藩での医療－修験者との関わり－	103
1	はじめに	103
2	使用した資料	103
2.1	『中村平左衛門日記』	103
2.2	『小森承之助日記』	104
3	『中村平左衛門日記』・『小森承之助日記』にみる不調とその対処	104
3.1	医者にかかる	105
3.2	薬を用いる	113
3.3	灸・鍼	115
3.4	寺社へ参詣・祈祷	116
4	修験者との関わり	120

5 おわりに	123
第5章 明治初期における求菩提山の売薬組織	129
1 はじめに	129
2 求菩提修験道について	129
2.1 歴史概観	129
2.2 近世における求菩提山の組織	131
3 明治初期における求菩提の修験者による売薬	132
3.1 明治から大正にかけての製薬・売薬に関する法令とその対応	133
3.1.1 売薬取締規則	134
3.1.2 製薬免許手続	136
3.1.3 売薬規則	136
3.1.4 売薬印紙税規則	140
3.1.5 売薬印紙交換規則	141
3.2 求菩提山の修験者による売薬とその組織	141
3.2.1 売薬の仕方	142
3.2.2 売薬組織	142
4 おわりに	147
第6章 明治期求菩提山・英彦山の修験者による製薬とその利益	148
1 はじめに	148
2 北部九州の修験道	148
3 求菩提山の薬	149
4 薬の作り手	149
4.1 内和條約書に見る薬の作り手	149
4.2 日記から見る薬の作り手	150
5 薬の利益	151
5.1 松養坊とその資料について	152
5.2 薬の原価	153

5.3 売薬による収入	157
5.4 家計に対する収入の割合	159
6 おわりに	162
終章	164
1 各章のまとめ	164
2 修験者が持ち回った薬	165
3 今後の課題	168
参考文献	169

序章

1 はじめに

本研究は、修験者が回檀の際に持ち回った薬を取り上げ、彼らが薬をいかにして取り扱ったのか、そうした取扱いはどのように変化したのかについて考察するものである。

宗教と医療との関わりは古く、新村拓は『魏志』や『日本書紀』の記述から、原始共同体社会において、首長の呪医能力が問われていたとしている〔新村 2006 : 18〕。平安中期には医学を学んだ僧医と呼ばれる仏教の僧侶たちが、鍼灸・湯薬を駆使して診療活動を展開していた〔同 : 42〕。しかし、治病に関わった宗教者は、僧侶たちだけではない。陰陽師は占いにより自然災害や疫病、怪異などの原因を明らかにし、祭祀により災難を取り除いていた〔山下 2021 : 27〕。御師、修験者といった宗教者も配札とともに薬を人々に渡していた。特に修験者は、「加持祈祷を主体に、雨乞い、病氣直し、人生相談、通過儀礼、小祠小堂の祭り、教育活動などを行い、登拝講の先達になって地域社会に溶け込んだ。山で得た豊富な薬草の知識で薬を処方し『いのれくすれ』の治療にあたった」と、祈祷と薬の2方向からより治病活動を行ったとされている〔鈴木 2025 : 178〕。

修験道とは「山岳信仰を母胎として、アニミズム・神道・道教・陰陽道、天台・真言密教などを習合」した日本特有の宗教であり〔長野 1987 : 1〕、「山岳での修行・苦行を通して得た超自然的・霊的能力をもとに、庶民のあらゆる要求に答えてその解決をはかる宗教」であるという〔宮本 1984 : 1〕。そうした修験道の担い手は「山伏」や「修験者」とよばれる。ここで指摘されている「庶民のあらゆる要求」には心身の健康を保つことも含まれる¹。中世末から近世にかけて、修験者たちは檀家を持つようになり〔長野 1987 : 299-302〕、回檀が行われるようになる。その際、札とともに様々な物が檀家に渡されており、そのうちの1つが薬であった。

本稿は特に北部九州の修験道の山を中心として、修験者が回檀の際に人々に渡していた薬について注目し、このような薬を宗教者たちはどのように用いていたのか、その取扱いの変化について検討する。

2 先行研究と問題の所在

2.1 修験道における薬の研究

これまでの修験道研究では、修験者が治病に関して重要な役割を果たしていたとされている。例えば五来重は「民間医療と精神療法によって修験道は社会的機能をはたしてきた」とし〔五来 1970 : 176〕、宮本袈裟雄は、「修験が民間医療のなかで重要な地位を占めてきたといえよう」と述べる〔宮本 1984 : 208〕。医療史の研究においても、宮本義己は「修験が山

¹ 戸川安章は、修験道に対する「衆庶の求め」に「除災・招福・治病・延寿」があるとしている〔戸川 2005 : 37〕

岳でなく在所（里）にあって、地域の総合的な医療の担い手として存在したことを示している」と述べている〔宮本 2006 : 140〕。以上のように、修験者の活動の中で、治病は大きなウェートを占めていたとする言説は多くみられる。

こうした修験者の治病活動について、根井浄は近世の修験者の医療を薬物的療法と呪術的療法の2つに大別する〔根井 1976〕。宮本袈裟雄も、修験者の治病活動を2つに大別することができる」と指摘する。その「一つは薬事療法であり、他方は一般的に加持祈禱といわれるように超自然的存在を作用させることによって病気を治す方法である」としている〔宮本 1989 : 133〕。

宮本袈裟雄の後者のような修験者の治病に関して、宮家準は『修験道儀礼の研究』の中で、そのメカニズムを詳細に検討している〔宮家 1985〕。宮家は同書の中で「修験道においては、病気が邪霊、邪鬼の憑依した結果おこるとの宗教的世界観が広くみられている」と述べる〔同 : 566〕。そうした病因を巫術・加持・憑きものおとし・調伏法・符呪・まじないといった儀礼を通して除去することにより、病気などの厄災をはらうことができるとしている。宮家が指摘するこのような宗教的世界観は、小松和彦の『憑霊信仰論』や徳永誓子の『憑霊信仰と日本中世社会』といった研究の中でも言及されている〔小松 : 1994、徳永 2022〕。

一方、薬についての研究は、どのような状況であるか。五来重は『山の宗教』の中で大峯山の陀羅尼助について簡単に触れ、「製薬と売薬は修験道の歴史の重要な課題である」と述べている〔五来 1970 : 176〕。宮本袈裟雄は「これまでの研究においては、必ずしも修験の製薬法に関する研究が十分になされているとは言えず、今後の問題としなければならない点が多い」と指摘している〔宮本 1989 : 133〕。しかし、これまで修験道における薬を対象とした研究は、散発的にしか行われていない。例えば『豊叟求菩提山修験文化攷』には求菩提山に伝わる医療行為が記載されており、その中に薬の効能や製法についての記述がある〔重松 1969 : 220-227〕。しかし、これらは求菩提山に伝わる文書からの転載であり、内容についての考察はなされていない。それに対して根井浄は「修験者の医療について」で、上記の『豊叟求菩提山修験文化攷』に考察を加えている〔根井 1976〕。根井は近世における修験者の医療のうち、薬物的療法において、修験者たちがそれぞれの病気に対する薬の調合書を持っていたと述べる。その上で求菩提山に伝わる「修験薬剤書」の情報元が²、1773年（安永2）の疫病流行の際、その対処方法として幕府が出した触であることを明らかにした。また、そうした事例から、修験者自身が医薬知識の修得に意欲的であったこと、修験者の医療は荒唐無稽なものではないことを指摘した〔根井 1976 : 896〕。さらに根井は「富山売薬と修験者について」で、民間に医薬が普及するにはその背景に神仏への信仰がなくてはならず、加えて神仏の功德と医薬の効能を唱道する宗教者の活動が必要であるとする〔根井 1980 : 625〕。例えば、富山売薬で用いられた反魂丹は立山権現の夢告にもとづく薬であるといわれることから、富山売薬が普及した背景には立山信仰があったのであり、富山売薬の原初形態は立

² 根井浄は薬の調合書を仮に「修験薬剤書」と呼んでいる〔根井 1976 : 895〕。

山を中心とする北陸修験の売薬活動に求められると述べている³。さらに、薬理学的・医学的見地からの研究もある。役行者ゆかりの薬とされる陀羅尼助を扱った銭谷武平・銭谷伊直の『陀羅尼助』は二部構成となっており〔銭谷・銭谷 1986〕、前半では陀羅尼助の名称の由来、役行者創製の伝承を含めた陀羅尼助の起源とその効能書や売薬方法の変遷、俳句や小説等の文学作品の中でこの薬がどのように描かれているかについて記されている。後半では陀羅尼助の製法に加え、主原料であるキハダやその主成分であるベルベリンの人体への作用等に関して、薬理学の見地から述べられている。以上のように、修験道における薬を扱った先行研究を概観してみると、多様な論点から論じられていることがわかる。しかし修験者が取り扱った薬そのものや製薬・売薬、さらにそれらを取り巻く社会的状況について、体系的に論じた研究はこれまでなかったことがわかる。

さらに、民間医療の研究や医学史の研究の中で、修験道の医療や薬について、述べられているものもある。今村充夫の『日本の民間医療』では、第1章第2節「修験道・陰陽道と医薬」で修験道における医療と薬が取り上げられている〔今村 1983 : 16-23〕。石動山、立山、大峯、求菩提山などにおける祈祷や薬の事例をあげ、薬については「薬草の採取・栽培、薬剤の調合・製薬をなし、それを持参し施与することが定着した次には、薬売りの源流的行為となったことが明らかである」と述べている〔同 : 22-23〕。宮本義己は「近世の医療」の「同行（山伏）の病封じと処方」の項で〔宮本 2006 : 133-140〕、修験者の治病について取り上げている。加持祈祷と施薬を巧みに併用した修験者の医療行為の成果は、本草の知識の豊富さにあつたとする〔同 : 137〕。一方、新村拓の『売薬と受診の社会史』では「山伏・修験者による祈療と医療」の項目で、短いながらも近世の修験者による医療をとりあげている〔新村 2018 : 192-197〕。新村はこの中で、『剪灯随筆』より儒医が祈療行為を批判しつつも一概に否定しているわけでもないという事例⁴、『日本九峰修行日記』より修験者が祈療を補完するために医薬を利用、または医薬だけで治病にあたったという事例をあげている⁵。加えて『浜浅葉日記』から⁶、日記の書き手である浅葉仁三郎が、修験者や念仏行者と親密に交わ

³ 福江充は『近世立山信仰の展開』で「立山衆徒の廻壇配札活動と富山売薬との直接的な関わりについては、現在のところ史料のうえでは確認することができず、今後も検討の余地がある」と述べている〔福江 2002 : 18〕。

⁴ 『剪灯随筆』は、江戸期の儒医勝部青魚によるものであり〔新村 2018 : 193〕、全5巻である。引用箇所は第2巻で、医学について記されている。国立国会デジタルコレクション『剪灯随筆』5巻〔2〕<https://dl.ndl.go.jp/pid/2566454/1/40>（最終閲覧日 2025 年 10 月 12 日）

⁵ 『日本九峰修行日記』は日向国の修験者野田泉光院（野田成亮）が、1812 年（文政 9）から 1818 年まで諸国の修験道の山々や霊場などを回った時の日記である〔新村 2018 : 193-194〕。国立国会図書館デジタルコレクション『日本九峰修行日記』<https://dl.ndl.go.jp/pid/1235370/1/1>（最終閲覧日 2025 年 9 月 20 日）

⁶ 『相州三浦郡大田和村浅葉家文書・浜浅葉日記』として全 6 冊が翻刻されている〔新村 2018 : 96〕。そのうち 4 冊が国立国会図書館デジタルコレクションで公開されている。この日記は、相模国三浦郡大田和村の名主の分家であつた浅葉仁三郎とその養子の保蔵、さらにその養子の友次郎が 1834 年（天保 5）から 1902 年（明治 35）まで書き継いだ日記である

っていたものの、祈禱を医療に優先させるようなことはない述べている〔同 196〕。

その他、薬業の地方における動向を扱った薬業史研究の中でも、『三重県薬業史』〔伊藤 1940〕、『富山県薬業史』〔富山県 1987〕、『徳島県薬業史』〔徳島県薬業史編集委員会 1988〕、『奈良県薬業史』〔奈良県薬業史編さん審議会 1991〕、『滋賀の薬業史』では〔杣庄編 1975〕、若干ではあるものの修験道と薬の関係について触れられている。これら薬業史はその地域の地方公共団体または薬事に関する団体が中心となり編集されているが、構成はどれも似通っており、古代から現代までのその土地の薬に関する歴史を概観した後、代表的な薬、製薬会社や薬業に関する団体、薬業に貢献した人物などが述べられていることが多い。しかしこれらの中で、『富山県薬業史』は立山修験の全国的な布教、特に配札回りが富山売薬の行商の形成に関係があると指摘していたり〔富山県 1987 : 65〕、『奈良県薬業史』では陀羅尼助が修験道ゆかりの薬であるとしていたりする〔奈良県薬業史編さん審議会 1991 : 38〕。『三重県薬業史』では甲賀修験とも関係する伊勢の万金丹について〔伊藤 1940 : 124-128〕、『滋賀県薬業史』では甲賀修験と売薬について述べられている〔杣庄編 1975 : 36-48〕さらに『甲賀市史』などのような市史でも〔甲賀市史編さん委員会 2009〕、修験者が扱った薬の概要や歴史等について触れているものがある。

以上のように、修験道に関する薬を扱った先行研究を概観してみると、修験道研究のみならず、民間医療や医学史の研究といった方面からも、論じられていることがわかる。加えて今村や宮本義己が述べるように、薬草について豊富な知識を持ち、薬草を栽培または採取することにより薬を作り、祈祷や薬で治病を行なっていた、というのが修験者の治病に対する一般的なイメージであろう。しかし修験者が具体的にどういった薬をどのように製造していたのか、それを人々にどのような方法で渡していたのか、さらにそれらがいかように変化していったのかということについて、実証的に明らかにした研究はほとんどないといえる。よって本研究では、以上のことについて資料を用いて実証的に明らかにしていく。

2.2 民俗学・歴史学における薬の研究

修験道における薬の研究と近い位置にあると考えられる民俗学・歴史学における薬に関する研究は、どの程度、どのように行われているのだろうか。越川次郎は「民俗学における薬の研究は多くない」とし〔越川 2020 : 17〕、「民俗学では断片的な資料の報告はみられるものの、売薬についての研究は進んでいない」と指摘する〔越川 2020 : 1〕。このような状況の中、越川は寺院売薬について研究を行っている。越川は「家伝薬の諸相とその変容」において〔越川 1999〕、神奈川県大雄山最乗寺の境内で 1970 年代まで販売されていた「大雄丸」

〔同〕。『相州三浦郡大田和村浅葉家文書第 1 集』<https://dl.ndl.go.jp/pid/13178778> (最終閲覧日 : 2025 年 9 月 20 日)、『相州三浦郡大田和村浅葉家文書第 2 集』<https://dl.ndl.go.jp/pid/13219649> (最終閲覧日 : 2025 年 9 月 20 日)、『相州三浦郡大田和村浅葉家文書第 3 集』<https://dl.ndl.go.jp/pid/13318716> (最終閲覧日 : 2025 年 9 月 20 日)、『相州三浦郡大田和村浅葉家文書第 4 集』<https://dl.ndl.go.jp/pid/13178759> (最終閲覧日 : 2025 年 9 月 20 日)

について検討し、その変容と消滅は薬事諸法規にあったと推察する⁷。また、越川は「薬と信仰」において、身延山の日蓮宗寺院の諸薬を取り上げ〔越川 2000a〕、それらはその寺院のみに伝わる極秘の処方による製薬や伝統などによって薬が支持されたのではなく、薬に付随した信仰的要素によって支持されていたと述べる。この事例において、日蓮ゆかりのお薬という肩書き、すなわち日蓮の霊性に基づく現世利益的な効験という信仰的要素を失わない限り、製薬方法や薬の成分などの要素はさほど問題にされないとする。同じく越川の『日朝さん』の信仰と目薬では〔越川 200b〕、山梨県の覚林房という日蓮宗寺院の眼病をめぐる信仰とそこで販売される目薬を例に、信仰と現代医学との関係について分析している。「眼病の神様」である日蓮宗の僧日朝ゆかりの覚林房ではかつて眼病の平癒を祈り、おこもりをして境内の湧水で目を洗うという習俗があった。しかし湧水の使用が中止され、その代わりに目薬「日朝水」が誕生する。この目薬は薬事法が定める医薬品であり、薬事法に適応する形で生まれたという事実は、信仰の具体的一側面に法的規制が積極的に関与していることを示唆するとする。「ある医療の具体相がある変化を見せるとき、そこにもっとも有力な医療体系の志向が反映される」のであるが〔同：21〕、この事例において、薬は薬事法が定める医薬品だという現代医学要素が不可欠であるとする。

また、村上紀夫は「近世における西大寺の製薬と民衆意識」において、豊心丹の製造販売をめぐり、「製薬之呪法」を豊心丹にほどこしていた奈良県の西大寺と、同じく豊心丹を製造販売していた菊岡家との争いを取り上げる〔村上 2017〕。西大寺は菊岡家が販売する豊心丹を偽薬であると販売差し留めを求め、1778 年（安永 7）に訴えを起こす。対して菊岡家は豊心丹創始者の西大寺叡尊が菊岡家の出身であると「正統な由緒」を主張する。この事例を村上は「奉行所で争われたのは、薬の真偽ではなく『威光』をめぐる西大寺と製薬業者との綱引き」だと述べる⁸〔同：179〕。近世の薬を「長い時間の経験則の積み重ねによって作り出され、確かな効き目を持つ薬も少なくないであろうが、受容する側の意識としては効能を神仏によって保障されていた物という意味で、薬を超自然的な力を持った『呪物』として捉えることも可能」であると述べ、〔同：187〕、「経験則と近世的薬学にもとづく合理性と呪術性の両者が渾然一体となって機能することが期待されたモノである」とする〔同：186〕。越川・村上の研究はいずれも寺院が薬を製薬・売薬することについて考察している。これらの薬に対して、越川は「寺院が構築している信仰リアリティの中で成立、存在」し〔越川 2020：113〕、信徒や購入者の強い信仰心によって支えられていたと指摘し、その一方で、現

⁷ 大雄丸は第 5 章で述べるような明治期の各法令や戦後の薬事法にも対応していったようであるが〔越川 1999：66〕、1979 年（昭和 54）に実施された GMP により〔越川 2020：4〕、製造・販売が断念される。GMP とは Good Manufacturing Practice の略であり、医薬品の品質確保を目的とした、製造所における製造管理、品質管理の基準のことである〔土岐・木下 2011：129〕。

⁸ ここでいう「威光」とは、「正統な伝来だけがもつ〈何か〉への期待」であり〔村上 2017：179〕、西大寺はその〈何か〉を薬に施す修法にもとめ、菊岡家は「由緒」を主張したのである。

代では生体医学・薬学を基盤とした「生体医学的な臨床リアリティとの関わりが重視される」とも指摘している〔越川 2020 : 114〕。村上は「同じ成分、製法の薬は他でも買えるが、『西大寺』の豊心丹でないと効かないのではないかという意識に支えられていたと考えられていたのであろう」と述べる〔村上 2017 : 180〕。越川は生体医学的要素も重視しているが、越川・村上のいずれも寺院が製薬・販売する薬には、信仰的要素があるからこそ民衆に求められていたことを示唆している。さらに、これらの薬が明治以降どのように変容するかについて、越川は「すべて何らかの形で行政・法の強い規制を受けている」とし〔越川 1999 : 71〕、村上は「呪術性は近代的な薬学・医学とともに次第に否定されていく」と述べる〔村上 2017 : 178〕。

以上のような薬が持つ信仰的要素、明治期における法の規制によるそれら要素の否定、またそれによって起こる変化は、修験道で用いられた薬に関しても同様のことが言えるのではないかと推察される。しかし、このような視点からの研究はほとんど見ることができない。よって本研究ではこのような視点も取り入れつつ、修験道の薬について検討していく。

3 本研究の構成

本論文は、以下の6章から構成し、修験者が持ち回った薬について検討していく。

第1章では、2021年に全国の博物館を対象に実施した「修験道の薬関係資料収蔵状況」についてのアンケート調査の結果を報告する。このアンケート調査は、修験道の薬関係資料が、どの地区に残っており、さらにどの程度の質と量を有するのかということを明らかにする目的で行った。加えて、筆者はそれに基づき、資料を有すると答えた博物館の中でも特に文字資料を有すると回答した博物館を優先に、該当博物館での資料調査を行なった。その上で、それぞれの博物館がどのような資料を収蔵しているかについてまとめ、修験道の薬に関する資料の所在状況を概観する。この調査を通し、近世において、修験者が用いていた薬は、1種類から数種類と種類が少なく、さらにそれらの薬は万能薬である場合が多いことが確認できた。さらに、修験道の薬関係の資料に関して、薬の種類や製薬の仕方、薬の頒布の仕方などを検討できるほどの質・量ともに充実した資料は、求菩提山や英彦山のものを除き、非常に少ないことを確認した。よって、第3章以降では、これら調査で確認できた求菩提山・英彦山の資料を中心に、修験道が大きく変化をする時期である近世末から近代にかけて、回檀の際の薬の頒布の仕方、修験者による製薬・売薬の仕組みや組織等について検討していく。

第2章では、江戸時代後期、相模大山の御師たちが回檀で持ち回った薬について検討する⁹。現在、修験道の資料の中で、近世の回檀・配札の際、薬をどのように頒布していたのかということを検討できる資料を見つけることができない。よって、修験者と同時期に回檀・配札をしていた御師たちの事例を検討し、修験道におけるその補助線としたい。御師たちは修験者と同様、回檀の際に札とともに薬や箸などの頒布品を渡していた。薬の配布につい

⁹ 御師とは、社寺に所属し、参詣者をその社寺に誘導し、祈祷・宿泊などの便宜をはかる宗教者である〔鈴木 1992 : 93〕。

ては、ほぼ檀家の全戸に配布した可能性がある。その際、配布された薬はどの檀家も同じ薬であり、檀家の希望に沿って処方されるものではなかったことを明らかにしていく。

第3章では、英彦山守静坊の回檀に関する江戸時代の資料を検討する。この資料は情報量があり多くない。しかし、第2章で検討した大山御師の回檀資料からうかがえた、同じ薬を檀家全戸に配布したという視点から、この資料を分析する。英彦山でも大山同様、1種類の薬を頒布しており、配置売薬ではなかったことを確認する¹⁰。

第4章は、近世末期小倉藩の大庄屋の日記をもとに、当時の医療状況とともに、修験者と日記の書き手との関わりについて検討する。日記に見られる体調不良時の対処は、①医者にかかる、②薬を用いる、③灸・鍼を施す、④寺社へ参詣したり祈祷を受けたりする、⑤自分で対処する、⑥入湯する、であった。本章では他者との関わりがみられる①～④を検討する。小倉藩には求菩提山や英彦山をはじめ、福智山や松尾山といった修験道の山が点在していたが、これら修験者に対し、宗教の受け手が、薬をはじめとした修験者の治病に対してどの程度期待していたのであろうか。日記には、修験者が治病にかかわったという記述がほとんどみられず、不調に対する対応は医者診察、医者から処方される薬が好まれていたことが見て取れた。ここから、近世末期の小倉藩において、大庄屋という村の役人階層の間では修験者に対する治病への期待が薄れていたことが推測される。その一方で、医者の行う医療を受けられる人は限定的であり、庶民の間ではまだ修験者の治病を期待していたと考えられる。

第5章では、北部九州に位置する修験道の山である求菩提山を事例として、売薬の方法とその組織について検討し、求菩提山の薬がどのように持ち回られていたのかについて明らかにする。求菩提山に現存する資料から、明治期の前半に製薬・売薬が行われていたことがわかる。明治期、近代化を目指した日本政府は、医薬の分野においても様々な法令を出す。製薬・売薬の法令に関しては、1870年の売薬取締規則を皮切りに、次々と法令が出される。これら製薬・売薬に関する諸法令は、求菩提山の売薬の仕方やその組織などに影響を与えた。近世までの宗教的な組織とは別に、売薬に特化した組織が整備され、薬は配置売薬のかたちで販売されるようになる。

第6章では、北部九州に位置する求菩提山と英彦山という2つの修験道の山を事例に、求菩提山の事例から製薬について、英彦山の事例から製薬・売薬から得る利益について検討する。明治初期に出された製薬・売薬に関する法令は、売薬同様、製薬にも影響を与えたと考えられる。特に1877年（明治10）に出された売薬規則では、薬の作り手を限定することになる。第5章で検討した売薬組織で売られていた薬は、誰の手によりどのように製薬が行われていたのか確認していく。加えて製薬・売薬により、どの程度の利益を得て、それがどれほど家計にとって重要であったのか、英彦山松養坊の資料から検討する。松養坊の売薬は、

¹⁰ 配置売薬とは、①ある地域の各家庭（得意先）を1軒1軒訪問し、薬を預けておく、②その約半年～1年後に得意先を再び訪問し、使った分だけの薬代金をもらい新しい薬をまた預ける、③以上を繰り返す、という方法である〔中富記念くすり博物館2018：44〕。

大正末から昭和にかけて行われなくなる。製薬・売薬の利益を検討すると、家計を支えるほどの収入とはならない。薬が人々から求められ、製薬・売薬からの利益が大きければ、これらは生業として続けられていくはずであるが、そうでなかったことが推測できる。

以上の分析から、近世末期、修験者が回檀で持ち回った薬は、檀家の希望に沿って頒布されるものではなかった。それが近代において、配置売薬へとかたちを変えていく。その過程を考察し、修験者が薬をいかに取り扱ったのか、そうした取扱いはどのように変化したのかを明らかにする。

第1章 全国の博物館における修験道の薬関係資料収蔵状況

1 はじめに

本章は、全国各地の博物館等において、修験道の薬関係資料の収蔵状況を調査し、それに基づいて資料調査を実施したものをまとめたものである。この調査により、どのような修験道の薬関係資料がどの博物館施設に残っているのか、さらにそれら資料はどの程度の質・量を有するのか、ということを明らかにする。

これまでの研究で、各地の修験道の山の薬について言及したものはあまり多くない。その中で、長野覚は「修験者（山伏）と薬」で、①出羽三山、②立山、③白山と石動山、④木曾御嶽、⑤伊吹山、⑥朝熊山、⑦伯耆大山、⑧英彦山、⑨求菩提山をとりあげ（図 1-1）、それぞれの山に残された薬や、開山における施薬や治病の伝承などについて述べている〔長野 1990〕。また、大森恵子は「修験と係わりのある製薬と売薬について一特に、民間薬を中心にして一」で、まず前半では自身が調査した兵庫県御井神社の薬袋・版木等を取りあげている〔大森 2016〕。さらに後半では、①越中の反魂丹・万金丹、②木曾御岳の百草（丸）、③大峰山の陀羅尼助、④高野山の陀羅尼助・延命草、⑤当麻寺の陀羅尼助、⑥伊吹もぐさ、⑦飯道山の薬、⑧朝熊山の万金丹、⑨伊勢の万金丹、⑩稻荷山三ヶ峯と解毒丸、⑪吉野の葛、⑫伯耆大山の練熊、⑬瑜伽山と神告丸について、文献と民俗資料から薬の製造開始の由来伝承、薬の効能、修験者の製薬・売薬との関わりについて述べている。しかし、いずれも各山の薬について、概要を述べるにとどまり、薬に関わる文書や版木といった資料についても、詳細には触れられていない。さらに、長野・大森が記した以外にも修験道に関わる薬の資料が残っている可能性がある。よって、全国の博物館を対象に修験道の薬関係資料状況調査を実施した。その上で、薬に関する文字資料が残っているところを優先し、資料調査を行った。



図 1-1 主な修験道の山¹¹

2 調査方法と調査結果

修験道の分布状況を考慮し、北海道・沖縄県を除く各都府県にアンケート調査を依頼した。調査対象館について、日本博物館協会、全国歴史民俗系博物館協議会に加盟する館の中から、歴史系・民俗系を専門とする博物館を中心に 496 館を選定した。調査を実施した時期は 2021 年 1 月から 2 月にかけてであり、郵便でアンケートの調査票を配布した。

アンケートの内容は、①修験道で用いられた薬関係の資料を所有しているか、②所有しているならどのような資料を所有しているのか、③修験道に関する薬資料について知っていることがあれば可能な範囲で情報を提供してほしい、という 3 項目とした。

¹¹ 画像処理は、加来野江美子氏が行った。

その結果、496 館中、407 館より回答を得ることができ（参考資料 1）¹²、回答率は 82%であった。その中で、資料があると答えた博物館は 27 館だった（参考資料 2）。しかしその中には「修験道に関するものか不明」であるという資料も多々見受けられた。

3 資料調査

以上のアンケート結果をもとに、薬の版木や薬袋を収蔵する博物館を中心に、資料調査を実施した。なお、アンケート調査で対象外であった博物館等の施設においても、実際に調査を行う中で資料を収蔵していることが判明した施設もあり、そこでも調査を実施した。以下、実際に筆者が調査した資料を記し、どの博物館施設にどのような資料が収蔵されているのか、さらには修験者がいかなる薬を用いていたのか、ということについてまとめていく。

3.1 狭山市立博物館（埼玉県） 東林寺資料¹³

狭山市立博物館では東林寺の関係者から寄贈を受けた資料を所有している。狭山市に所在する笹井観音堂は、聖護院末諸国二十七先達の 1 つであり、室町時代から江戸時代にかけて、高麗郡、多摩郡、入間郡内に 54 か寺を配下に従える寺院であった〔狭山市立博物館 2002: 8〕。東林寺はその笹井観音堂の配下にあり、江戸中期から後期にかけて、他の笹井観音堂配下の寺院を指導する立場であったという¹⁴。現在、笹井観音堂は規模が小さくなりながらも存続しているが、東林寺は廃寺になっているということであった¹⁵。

東林寺の薬関係の資料には、薬袋や効能書などの版木、医学書などがあつた（表 1-1）。

表 1-1 東林寺資料

No.	資料名	時代 ¹⁶	備考
1	版木 保童消積丸	江戸後期か	
2	版木 販売広告	江戸後期か	
3	版木 保童消積丸	江戸後期か	
4	版木 効能書	江戸後期か	正気妙積湯、家伝妙血散
5	版木 はやめの薬	江戸後期か	
6	版木 御主薬	江戸後期か	
7	版木 血之薬	江戸後期か	
8	版木 御陀羅尼助・解毒丸	江戸後期か	
9	版木 桑山万病円	江戸後期か	

¹² 参考資料 1、2 は、本章末に付している。

¹³ 資料調査は 2025 年 7 月 31 日に実施した。

¹⁴ 狭山市立歴史博物館の学芸員による。

¹⁵ 狭山市立歴史博物館の学芸員による。

¹⁶ 時代特定は狭山市立博物館による。

10	版木 鹽竈三座宮御札	江戸後期か	
11	『病因指南』	1695 年以降	5 冊
12	『傷寒雜病論集』	1715 年	
13	『病相神論』	1759 年以降	写本
14	『医事或問』	1769 年以降	写本
15	『大風秘方録』	江戸時代後半か	写本
16	『山脇氏方函』	江戸時代後半か	写本
17	『阿蘭陀流伝書・名方類衆集』	江戸時代後半か	写本
18	『済民記』 巻 2		



写真 1-1 版木 保童消積丸 (No.3)



写真 1-2 版木 はやめの薬 (No.5)

版木から、保堂消積丸・はやめの薬・御主薬・血之薬・御陀羅尼助・解毒丸・桑山万病円という薬があったことがわかる。これらの薬のうち、保堂消積丸とはやめの薬は東林寺で製薬されていたとみられるが¹⁷、御陀羅尼助など他の薬は他所で作っていたのではないかと考えられている¹⁸。保堂消積丸は、大人には癪^{しやく}や痞^{つか}えなど、小児には何の病にでも効くという薬である。はやめの薬は、産前産後などに用いられる薬である。No.10 は札の版木であるが、妊娠した時にこの札を東林寺が出し、床の間に置いていたとのことである。医書も複数見られたが、仏教や神道の書籍、ト占に関するもの、教育書など多数の書籍も所有しており、明治に入ってから寺子屋的なことをしていたという。

3.2 飯能市立博物館（埼玉県）¹⁹

飯能市立博物館が所蔵するのは万能丸の薬袋である。アンケートでは修験道との関連が明確でないと返答されていたが、参考資料として取り上げる。

万能丸は飯能市に所在する子の権現の薬である。子の権現は羽黒山（山形県）の末寺であ

¹⁷ No.3 やNo.5 には東林寺の山号を用いて「金峯山製」と記されている。

¹⁸ 狭山市立歴史博物館の学芸員による。

¹⁹ 資料調査は 2025 年 7 月 31 日に実施した。

ったが、1705 年から東叡山寛永寺（東京都）の直末となった〔飯能市立博物館 2012：9〕。飯能市立博物館の学芸員によると、現在残っている資料には修験道のことは見られず、山岳寺院ではあるものの修験道とはみられないのではないかと、ということであった。

万能丸の薬袋は2点あり、記載内容は全く同じであるものの、字体が異なっていた。いずれも中に薬が残っていた。

万能丸の薬袋には「前田榮三郎」という製造者の名が記されているが、これは子の権現の信者であったとのことである²⁰。万能丸の製薬方法は、川越の薬種問屋から購入した漢方薬の材料6種類に、子の権現のお供え餅を粉にしたのを混ぜ、寒水でこねて作ったと伝えられている〔飯能市立博物館 2012：20〕。販売時期は明治から昭和初期で、販売は薬の製造者が子の権現に来て行っていたとのことである〔同：20〕。

子の権現の他、飯能市内の高山不動や子の権現と関係の深かった医王山八王寺（通称竹寺）といった寺院にも薬袋の版木が残っているが〔同：28、38〕、飯能市立博物館の学芸員によると、いずれも修験道との関係は薄いと考えられているとのことであった。

3.3 袖ヶ浦市郷土博物館（千葉県） 筑紫静男家資料²¹

袖ヶ浦市郷土博物館が収蔵している薬関係資料は、筑紫静男家資料である。筑紫家は、千葉県袖ヶ浦市に所在する小高神社おたかの神官を務めた家であった〔袖ヶ浦市史編さん委員会 1995：44〕。しかし、明治20～30年頃に神官を辞退している〔袖ヶ浦市教育委員会 2015：20〕。「筑紫静男家」の資料は、現在袖ヶ浦市郷土博物館に寄託されている。袖ヶ浦市郷土博物館の学芸員によると、小高神社では修験道が実践されていたと考えられているとのことである。『小高神社本殿解体修理工事報告書』によると〔袖ヶ浦市教育委員会 2015〕、小高神社本殿内には木彫の僧形仏像4体と僧形鳥天狗1体が納められており、加えて神社の本尊は4枚の仏絵からなる彩色板仏である〔同：20-21〕。これらから「仏教の習合が読み取られるが、特に僧形鳥天狗からは修験道との関連が考えられる。——中略——江戸時代はこの地方の『祓講』の元締めの役割を勤めた修験道系神社として隆盛していたと思われる」とされている²²〔同：21〕。

小高神社の薬関係資料は、人参清血散薬袋、人参清血散版木、歸命丸版木である。その他、治病に関わるものとして、疫病に対する御守なども確認された（表1-2）。

表1-2 筑紫静男家資料

No.	資料名	時代 ²³	備考
-----	-----	------------------	----

²⁰ 飯能市立博物館の学芸員による。

²¹ 資料調査は2022年12月6日に実施した。

²² 『小高神社本殿解体修理工事報告書』によると、「祓講」は小櫃川流域諸社神職組合のことである〔袖ヶ浦市教育委員会 2015：20〕。

²³ 時代特定は袖ヶ浦市郷土博物館による。

1	薬袋 人参清血散	江戸か	2枚・手書き
2	版木 人参清血散	江戸か	
3	版木 歸命丸	江戸か	
4	疫病除御守		
5	疱瘡ヲ守ル七神		
6	札		
7	札		



写真 1-3 版木 人参清血散 (No.2)

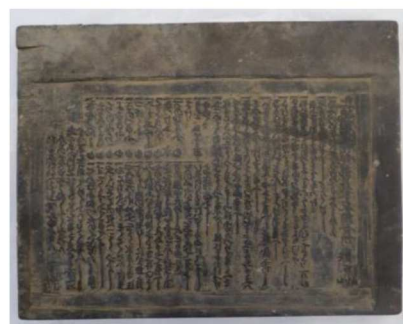


写真 1-4 版木 歸命丸 (No.3)

人参清血散・歸命丸では裏面に、用い方とともに多くの効能が記されている。現在、筆者が翻刻できている限りでは、驚風、五疳、血の道、頭痛、食傷、小児の諸病など様々な症状に使用することができ、加えて「万病によし」と記され、まさに万能薬であったことがうかがえる。製薬場所について、人参清血散の版木には「調合 瀧ノ口村」と記されているに過ぎず、具体的な屋号等は書かれていない。一方、歸命丸の版木では、表面に「調合 藤古仙製」、裏面に「瀧口村木家調合所藤古仙製」とある。筑紫家は、藤原姓も称していたため〔袖ヶ浦市史編さん委員会 1995 : 44〕、「藤古仙」という「藤」という漢字の入った屋号とみられる表記を用いていた可能性がある。資料はいずれも江戸期のものと考えられているが、これ以上の資料はなく、いつ頃まで使用されていたか等について不明である。

薬以外の治病に関する資料として、「疫病除御守」・「疱瘡ヲ守ル七神」・「祈祷札」2種類が残っている。「疫病除御守」は 4.5 cm×1.3 cmの小さなもので、折りたたまれ、糊付けされているため開くことができず、中がどのようなになっているか確認することができなかった。「疱瘡ヲ守ル七神」は魁神・石神・寛神・刑神・早神・役神・兵神という7種類の神名が記されている。「祈祷札」はそれぞれ「三元三行 御祈禱神璽悪星退散病難則滅□□ 三妙加持 退去邪魔消除」「御祈禱神璽悪星退散病難則滅□□退去邪魔 消除」と手書きされている。これら資料の年代はいずれも不明である。

3.4 五日市郷土館（東京都） 鈴木邦夫家資料²⁴

鈴木邦夫家資料は高明神社（東京都あきる野市）の神主を務めた鈴木家の所持した資料である。

高明神社の関係者である清水菊子氏から聞き取り調査を実施することができた。清水氏は母の実家が高明神社であり、鈴木邦夫氏といここである²⁵。高明神社はもともと高明山（光明山）の山頂に所在していたが、平成に入ってから山から下ろし、現在地に移された。江戸時代からすでに神社であったが、修験道を行っていた神社であった。この地に修験道の組織はなく、神社単体で修験道を行っていたとのことである。1873 年（明治 6）に高明神社になったということである。清水氏の祖父は熊野に修行に行っていたという。

鈴木邦夫家資料で薬に関するものは、「マグスリ調合等書付」である。「マグスリ調合等書付」は 1 枚の紙に、トウキなどの生薬名と分量が書かれたものである。清水氏によると、「薬を作っていたとは聞かない」とのことであった。薬を含め、治病に関する資料としては以下を確認できた（表 1-3）²⁶。

表 1-3 鈴木邦夫家資料

No.	資料名	時代 ²⁷	備考
1	大狐大秘事巻物	1718 年（享保 3）	
2	吒呾尼天大小二法	1722 年（享保 7）	
3	疫病退散・ヤカタメその他口伝	江戸中期	写本
4	神道諸次第・諸加持・諸大事	江戸中期	
5	符守	江戸中期	
6	差上申一札之事	1820 年（文政 3）	
7	陰陽道関係本	1842 年（天保 13）	写本
8	覚おこりの薬り きなへゑん	江戸か	
9	人形		
10	札		
11	吉田家神符大事	江戸	写
12	健御名方命真真	江戸	
13	疫神齋次第	江戸	写
14	病除の法等二付書付	江戸	

²⁴ 資料調査は 2022 年 9 月 3 日に実施した。

²⁵ 聞き取り調査は資料調査と同日の 2022 年 9 月 3 日に実施した。清水氏によると、鈴木邦夫氏は最近亡くなったとのことであった。

²⁶ ここでは「病」や「病人」といった単語、具体的な体の不調を示す語句が記載されている資料をとりあげている。

²⁷ 時代特定は五日市郷土館による。

15	痢病除之法（歌）	江戸	
16	疱瘡除神札	江戸	下書カ
17	疫病退散その他呪文等二付書付	江戸	写
18	むしまぢない他諸まじない覚帳	江戸	
19	牛王返大事・難産大事等諸大事書付帳	江戸か	
20	身体の壺等書付帳	江戸か	
21	あぶらうかし・薬まじない・ゆうぎう とき等呪文書付	江戸	
22	マクスリ調合等書付		
23	牛頭天王疫神齋守護（神札版木）	江戸	

No.8、No.21 は資料名に「薬」の文字が含まれているものの、その内容は呪歌や呪文である。No.8 は、冒頭に「覚おこりの薬り きなへゑん」の文字が記されているが、その後に続く内容は「虫のしする哥」であった。No.21 は資料名の通り、これら 3 つに関する呪文の書付であった。

No.3、No.5、No.8 は、様々な呪符がまとめて記されている資料である。「ワルキ夢ニツケヨ」「人ヲニカサヌ符」などの符とともに、「病ヲヨセズ」「ヲコリノフウ」といった病に関する符も多数記載されている。

No.1、No.2、No.4、No.13 はそれぞれの修法の手順について示したものである。No.1 では「右者御符亦ハ病人付守」「右守病人」、No.2 では「病人ノ年ノ数ス菓子等可備エ」「病者ノ臍ヲ結ベシ」「病者ノ手足ニ結」「必ス平癒」と治病に関するものが含まれている。No.4 では「病加持」という項目があり、儀礼の手順が示されている。No.6 は疫病神が仁賀保金七郎の屋敷へ侵入しようとしたことに対する詫び証文である。No.20 は鍼灸のため身体のつぼを示したものである。

以上、鈴木邦夫家資料では、治病のための資料として、符やまじない、修法に関するものが多く残っていた。

3.5 福生市郷土資料室（東京都）²⁸

福生市郷土資料室は、薬袋が 3 点収蔵されていた（表 1-4）。しかしこれらはいずれも、修験者たちが所持していた資料ではない。

表 1-4 福生市郷土資料室収蔵資料

No.	資料名	時代	備考
1	成田御霊法一粒丸	明治か	

²⁸ 資料調査は 2024 年 6 月 7 日に実施した。

2	富士山安産牛王護符		
3	蒼龍丸（泉涌寺）		石川酒造株式会社所蔵

No.1 は薬袋の中に効能書と薬 2 包、No.2 は薬袋の中に薬 1 包と符、No.3 には効能書と薬 1 包が納められていた。No.1 について、福生市郷土資料室の職員によると、この地域では成田山信仰があり、講を作って成田山（千葉県）に参詣していたとのことであった。他に榛名山（群馬県）や三峯山（埼玉県）にも講で参詣に訪れていたという。No.2 は富士山、No.3 については京都に所在する寺院の薬であることから、いずれも参詣に訪れた際の土産品だったのではないかと推測される。

3.6 北区飛鳥山博物館・北区立図書館（東京都）²⁹

北区飛鳥山博物館には王子五香散の薬袋が、北区立図書館には王子五香散の関係資料が収蔵されている。

王子五香散は、北区飛鳥山博物館の企画展示図録『からだをなおす◆くすりでなおす』で詳しくまとめられている〔北区飛鳥山博物館 2009〕。それによると、王子五香湯という薬が若一王子社の妙薬として「若壺王子縁起絵巻」（1641 年）に登場する。しかしその後の『江戸名所記』（1662 年）では、別当寺である金輪寺の薬として紹介され、以降、同寺の薬として知られるようになる。しかし明治元年、金輪寺は廃寺となり、金輪寺の住職から王子神社の神官となった大岡家が王子五香湯の処方伝えた〔北区飛鳥山博物館 2009：36〕。明治以降、五香湯は王子五香散を正式名称としている〔同：40〕。以上から、王子五香散は寺院での売薬が神仏判然令を経て³⁰、神社での売薬となったと理解でき、直接修験道とは関わりのない薬であるといえる。

北区飛鳥山博物館が収蔵している王子五香散の薬袋は、1 点は薬が入ったままの未開封のもの、1 点は薬が入っていない状態の薬袋である。『からだをなおす◆くすりでなおす』では「王子五香散（能書）」と「王子五香散（用法書）」も写真付きで紹介されているが〔同：40-41〕、博物館の都合上、実物を調査することはできなかった。

一方、北区立図書館が収蔵する旧王子村の大岡家文書の中には、『売薬御検査願扣』や『売薬々味改正願』、王子五香散を注文した薬書・封書、領収書などが残されている。『売薬御検査願扣』や『売薬々味改正願』はいずれも王子五香散に関するものである。前者は売薬検査のために東京府へ提出された文書で、王子五香散の材料とその量、主治効能が記されている。後者は前者の文書から王子五香散の材料に変更があったため、それを記載しやはり東京府へ届け出たものである。

²⁹ 資料調査は 2022 年 9 月 6 日に実施した。

³⁰ 神仏判然令は神社の空間から仏教的要素を排除することを指令する法令であり〔鈴木 2018：136〕、1868 年（明治元）に出された。

表 1-5 北区飛鳥山博物館収蔵資料

No.	資料名	時代 ³¹	備考
1	王子五香散	大正	包
2	王子五香散	大正	葉入り

表 1-6 北区立図書館収蔵資料

No.	資料名	時代 ³²	備考
1	『薬方御検査願扣』	1876 年（明治 9）	
2	『売薬々味改正願』	1881 年（明治 14）	
3	『売薬秘用』	昭和初期	
4	五香散拾円程大至急御発送被下渡旨書簡	1923 年（大正 12）	葉書
5	一昨参上の節種々御越走ニ相成候ニ付礼状	1923 年	葉書
6	拙宅五香散品切れの為め大々至急御発送方煩はし度旨書簡	1923 年	葉書
7	五香散五円斗り大至急御送り下され度旨書状	1923 年	葉書
8	封筒	1923 年	
9	五香散多数入用の者有之候間至急御出荷願度旨書簡	1923 年	葉書
10	此の度五円かはせにて御送りいたし候お薬おねがい申し候旨書簡	1923 年	葉書
11	五香散送薬願度候旨書簡	1923 年	封書
12	封筒	1922 年（大正 11）	
13	五香散五貼引替郵便ニテ御送り被下度旨書簡	1923 年	葉書
14	五香散五貼丈大至急御送附御願上候書簡	1923 年	葉書
15	見本通りニテ一個金十一銭一回三百個位運送仕旨	1923 年	葉書
16	本日無事に着き候旨御報申売	1923 年	葉書

³¹ 時代特定は北区飛鳥山博物館による。

³² 時代特定は北区立図書館による。

	上候書簡		
17	記（金貳円五拾銭送金致候ニ付五香散御送り被下度旨書状）	1923 年	封書
18	本日為替を以て金五円御送申候ニ付至急五香散御送被下旨書状	1923 年	封書
19	尚直にニふくろ御送り下され度旨書簡	1923 年	封書
20	一円御送付いたしましたゆえ五香散御送り下され度旨書簡	1923 年	封書
21	封筒	1923 年	
22	注文書（五香散四貼至急御発成被下度ニ付）	1923 年	封書
23	記（薬種代請取ニ付）	1923 年	
24	記（薬品代請取ニ付）	1923 年	
25	記（四月分組合費領収ニ付）	1923 年	
26	領収書（豊島薬業会四月分会費に付）	1923 年	
27	領収書（豊島薬業会五月分会費に付）	1923 年	
28	證（大正 12 年度 5 月分組合費領収証）	1923 年	
29	仮記（薬種代受取ニ付）	1923 年	
30	記（薬品代領収書）	1923 年	
31	豊島薬業会東売支部北豊島支部会計主任転任通知	1923 年	

3.7 あつぎ郷土博物館（神奈川県） 千葉家資料³³

あつぎ郷土博物館は、千葉家資料を所蔵している。千葉家は神奈川県愛甲郡に所在した光善院という本山派の修験道寺院であった。光善院は明治 30 年代の初めに廃寺となったと推測されている〔厚木市郷土資料館 2002：57〕。あつぎ郷土資料館の学芸員によると、光善院は八菅修験の出身だということである。八菅山修験は大山・丹沢山系（神奈川県）の東端部にあった修験集落であった〔同：10〕。千葉家の薬を含めた治病関係の資料を表 1-7 にまとめる。

³³ 資料調査は 2022 年 9 月 5 日に実施した。

表 1-7 千葉家資料

No.	資料名	時代 ³⁴	備考
1	錢氏鎮驚丸広告		
2	先護身法如常	1846 年（弘化 3）	
3	墓目檀上ノ図		
4	諸大事		疱瘡守、病気などに対する符集
5	呪詛之秘法		病除
6	疱瘡勸請記		
7	御用留（布告・布達）	1872 年（明治 5）～	
8	灸治開業願	1876 年（明治 9）	
9	灸治営業免許書	1883 年（明治 16）	
10	鍼灸治営業取締規則	1909 年（明治 42）	
11	灸治営業継続届	1909 年（明治 42）	

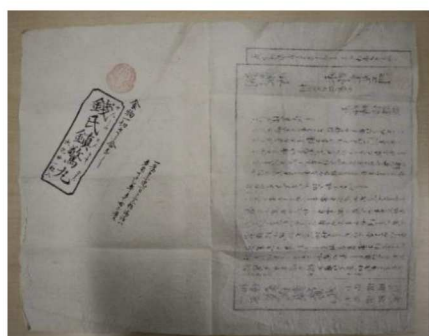


写真 1-5 錢氏鎮驚丸広告（No.1）

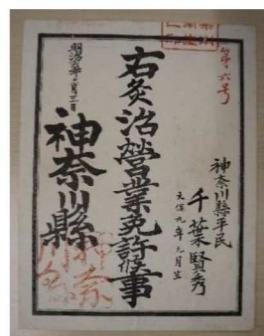


写真 1-6 灸治営業免許書（No.9）

薬に関する資料では、錢氏鎮驚丸の広告が残っていた³⁵。しかしこれは「調製所」が「相州愛甲郡妻田 永野奎左エ門」となっており、光善院が製薬していたものではないことがわかる。『あつぎの修験者』では「光善院では家伝薬の伝承はないが、——中略——家伝薬『錢氏鎮驚丸』広告を所持していることから、薬が扱いやすい商品であったことと考えられる」と記述されている〔厚木郷土資料館 2002：43〕。しかし、広告を所持しているだけでは、光善院が錢氏鎮驚丸を販売していたのかどうか、不明である。

³⁴ 時代特定は、資料に記されている年号による。

³⁵ 『あつぎの修験者』ではこの資料を広告としているが〔厚木郷土資料館 2002：43〕、印刷されている文字の向きや位置から、薬袋である可能性を指摘できる。

明治期に入り、千葉家の『御用留』(No.8)の記録から、光善院が売薬を行っていたことを確認することができた。『御用留』は提出した公文書を書き写し、控えとして保存したものとみられ、光善院が行った出開帳の許可を求めた文書、春秋の修行の許可を求めた文書などとともに売薬に関する文書が記録されている。売薬に関する文書は「売薬請売約定書」(1892年)、「売薬請売願」(1897年)、「売薬請売許可之証」(1897年)、「行商届」(1897年)、「明治三十一年営業名及課税標準届」(1898年)であり、いずれも明治期半ばのものである。これら文書を検討すると、売薬に用いられていた薬は売薬営業人が佐野延太郎となっており³⁶、この人物が製薬したものを光善院の千葉賢秀が請売していたことがわかる。請売していた薬は、人参補血湯、サントニーネ水、目薬健眼水、保全丸の4種類であった。これら薬の効能や原料は不明である。加えて千葉賢秀は鍼灸の治療も行っていたようで、その許可証も残っている(No.8-11)。これら資料を検討すると、千葉賢秀は1873年(明治6)1月から1876年1月までの3年間、賢秀の実父賢弘に随って灸治を研究していたことがうかがえ、ここから、賢秀の父賢弘が1873年以前より灸治療を行っていたことがわかる。賢秀が灸治療の研究を始めたのは修験宗廃止令の翌年であり³⁷、「明治政府のさまざまな寺社や宗教関係者に対する改革、政策進展によって寺院経営が窮乏するなか、光善院住職が民間療法として古くから備えていた灸に活路を見出そうとした」とみられる〔厚木郷土資料館2002:48〕。

この他、千葉家の資料の中には、病気の時に行う呪法を記したものや、病に対する符を記したものもあった(No.2-No.6)。

3.8 はだの歴史博物館(神奈川県) 城入院南條家資料³⁸

城入院は、3.7で取り上げた光善院が所持した資料にその名が記述されており³⁹、修験寺院であった〔厚木郷土資料館2002:30-31〕。城入院南條家資料は、現在秦野市が所蔵し、はだの歴史博物館に収蔵されている(表1-8)。

表1-8 城入院南條家資料

No.	資料名	時代 ⁴⁰	備考
1	版木 老君神明散	江戸	
2	『西之式番通』		

³⁶ この資料には売薬営業人と記されているが、これは売薬規則(1877年)の売薬営業者であるとみられる。売薬営業者とは、製薬を主として行う者のことである〔富山県1987:432〕。

³⁷ 修験宗廃止令とは1872年(明治5)年に出された法令である。この法令では、修験者は天台宗か真言宗に所属することが求められた。これにより、修験道は宗派としては消滅した〔鈴木2018:132〕。

³⁸ 調査は2022年12月8日に実施した。

³⁹ この資料は『あつぎの修験者』で取り上げられているが、具体的な資料名が記されておらず、「資料十四」として紹介されている〔厚木郷土資料館2002:30-31〕。

⁴⁰ 版木(No.1)の時代特定ははだの歴史博物館による。その他は資料に記されたものによる。

3	「金曜山鬼神諸病秘伝」	1846 年（明治 9）	巻物・写し
4	『飯縄大秘法』		
5	『卜筮盲節』	1754 年（宝暦 4）	書籍
6	『増補医道便易和解』	1761 年（宝暦 11）	書籍



写真 1-7 版木 老君神明散 (No.1)

No.1 と No.2 が薬に関する資料である。しかしながら No.1 の老君神明散版木では、「製所」が江戸の岡本南榮堂と堀田吸霞堂となっており、城入院が製薬したものではないとみられる。なぜこの版木を城入院が所持していたのか、不明である。No.2『西之式番通』は「薬種代」と記され、「黄芩」や「葛根」「黄连」「芍薬」といった生薬名が記されている。差出人が「可満や清三郎」、宛先が「堀村 城入院様」となっており、城入院が購入した生薬の書付であるとみられる。しかしこれら生薬を何に使っていたのか、これ以上の資料はなく不明である。

その他、城入院南條家資料では、薬以外の治病に関する資料として「金曜山鬼神諸病秘伝」という巻物、『飯縄大秘法』、江戸時代の書籍があった。

3.9 柏崎市立博物館（新潟県） 田辺六右衛門家山伏資料⁴¹

柏崎市立博物館が収蔵しているのは田辺六右衛門家山伏資料であり⁴²、これらは米山山麓に所在した里修験の家の資料である⁴³。米山は新潟県柏崎市と上越市の境にそびえる 993m の山である。泰澄が開山したと伝えられており〔柏崎市立博物館 1998：13-14〕、古くから米山薬師として信仰されてきた〔渡邊 1998：1〕。近世以降になると治病神とともに作神的性格を強調しており、山開き後の初夏を中心に、中・上越、遠くは下越や信州からも多くの

⁴¹ 調査は 2022 年 12 月 7 日に実施した。

⁴² この資料は個人が所蔵しており、柏崎市立博物館に寄託されている。

⁴³ 『米山信仰-山とひとの民俗宇宙』では里山伏という用語が使用されているが〔柏崎市立博物館 1998〕、本稿では里修験で統一する。

参詣者を招き入れ、昭和初期までかなりの賑わいをみせていた〔同：1〕。こうした参詣者を受け入れたのが米山の各登山口にある集落であった。田辺六右衛門家山伏資料は、こうした集落における里修験の存在と宗教活動を具体的に示す資料である〔同：6〕。しかし、補任状などの文書は残っておらず、渡邊三四一は田辺家に残る位牌から、田辺家の里修験の活動は近世中期から幕末あたりにかけてまでであると推測している〔同：8〕。

「田辺六右衛門家山伏資料」には、阿蘭陀五香湯の薬袋の版木、阿蘭陀五香湯の効能書の版木が残っている。

表 1-9 田辺六右衛門家山伏資料

No.	資料名	時代 ⁴⁴	備考
1	版木 阿蘭陀五香湯	江戸後期	裏に「田邊六右エ門」の墨書あり
2	版木 阿蘭陀五香湯効能書	江戸後期	裏に「田邊六右エ門」の墨書あり
3	「疫神除守」札版木		



写真 1-8 版木 阿蘭陀五香湯 (No.1)



写真 1-9 版木 阿蘭陀五香湯効能書 (No.2)

阿蘭陀五香湯はその効能書によると、さまざまな症状に効くとされている。原料や製法は不明であるが、渡邊三四一は、阿蘭陀五香湯の主成分はトウキ（当帰）であったと推測している〔渡邊 1998：9〕。米山には米山講という講があり、米山に参詣した折にはトウキを買い求め、疫病除けのために家の入口につるしたり、田の水口に符とともにつるしたりしたという。さらにトウキの効能と阿蘭陀五香湯の効能が近いものであることからこのように推測されている。

田辺六右衛門家山伏資料の資料で、薬以外の治病に関するものは「疫神除守」札版木である。これは大黒の像が刻まれ、その下に「疫神除札」とある。版木には朱色が残っており、朱で刷られていたことがうかがえる〔同：5〕。

⁴⁴ 時代特定は『米山信仰-山とひとの民俗宇宙』による〔柏崎市立博物館 1998：29、70〕。

3.10 石動山資料館（石川県） 延命院（西尾家）・宝池院（宝池家）資料⁴⁵

石動山は石川県能登半島に位置する標高 565m の山で⁴⁶、能登半島の最高峰である。奈良時代に泰澄が登り、石動寺を建立したと伝えられる〔橋本 1977 : 315〕。その後、次第に繁栄し、中世の盛時には坊院 360 余坊⁴⁷、衆徒 3000 人を擁したとされる山であった〔同 : 315〕。

石動山の中腹に所在する石動山資料館が収蔵している薬関係の資料は、①延命院（西尾家）と②宝池院（宝池家）の 2 院の資料である。延命院（西尾家）が所蔵した資料は版木が 1 点であった。西尾家は明治以後も売薬を営み、越中へ売薬していたということである⁴⁸。一方、宝池院の薬関係の資料は、薬調合道具、薬箆筒、薬袋（近代）、木札が残っている。宝池家は 1943 年（昭和 18）頃まで寺伝の霊薬「五霊膏」をつくり、越中・越後方面へ売薬していたということである⁴⁹。なお、『鹿島町史 石動山資料編』では第 5 章 4 節 4「護符と薬袋」で〔鹿島町史編纂専門委員会 1986 : 825-826〕、三蔵坊（広田家）が所蔵する「石動山 加減四物湯（せんじぐすり）」、「和中散（はらいたぐすり）」、「神夢散」、宝池院（宝池家）が所蔵する「官許 石動山 頒薬入宝池 御薬品々入」、「五霊膏（ねりやく）」、「官許 弘法加減四除湯 主治浴飲巧能 本家調合所 能登国石動山 宝池謹製（印） 明治二十一年改御届」が紹介されているが、五霊膏以外の資料を確認することはできなかった⁵⁰。

表 1-10 延命院（西尾家）・宝池院（宝池家）資料

No.	資料名	時代	備考
1	薬袋 五霊膏 A ⁵¹	1955 年以降	2 点 宝池院
2	薬袋 五霊膏 B	1954 年以前	2 点 宝池院
3	薬袋 五霊膏 C	1954 年以前	宝池院
4	霊薬調合用具（乳鉢）		宝池院
5	霊薬調合用具（乳棒）		宝池院
6	霊薬調合用具（ガラス製乳鉢・乳棒）		宝池院
7	霊薬調合用具（乳鉢）		宝池院
8	薬研		宝池院

⁴⁵ 資料調査は 2021 年 10 月 27 日に実施した。

⁴⁶ 「石動山」の呼び方について、中能登町の文化財担当者によると、通常、石川県側は「せきどうざん」、富山県側は「いするぎさん」と呼ぶとのことである。

⁴⁷ 坊とは戸主権を持ち、修験・仏会・神事の何れかを担当し、且つ司祭権を持った修験者、またはその人の住居のことである〔長野 1987 : 431〕。

⁴⁸ 中能登町の文化財担当者による。

⁴⁹ 中能登町の文化財担当者による。

⁵⁰ 中能登町の文化財担当者によると、収蔵されていない資料の行方はわからないとのことであつた。

⁵¹ 五霊膏のアルファベットは、筆者が便宜上記している。

9	版木 五霊膏目薬		延命院
10	薬筆筒		宝池院
11	木札		宝池院
12	製薬叩板		宝池院

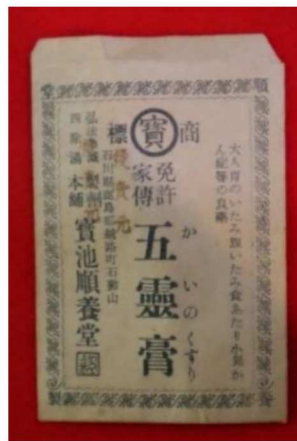


写真 1-10 薬袋 五霊膏 A (No.1) 写真 1-11 薬袋 五霊膏 B (No.2) 写真 1-12 薬袋 五霊膏 C (No.3)



写真 1-13 版木 五霊膏目薬 (No.9) ⁵²

薬袋の表に記載されている住所をみると、B、Cは「越路町」、Aは「鹿島町」となっている。これらから、B、Cは1954年以前のもの、Aは1955年以降のものであるとみられる⁵³。

⁵² 写真の提供は中能登町教育委員会による。

⁵³ 現在の中能登町は2005年（平成17）3月1日に鹿島町・鹿西町・鳥屋町と合併して成立した町である。「中能登町公式ウェブサイト」

<https://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/soshiki/kikaku/3/2/1/631.html>（最終閲覧日2025.2.26）。さらに鹿島町は1955年（昭和30）1月1日に越路町・御祖村・滝尾村・久江

ここから、薬そのものは 1955 年以降も存在していたことがわかる。ただし実際の製薬は「石川薬業協同組合」や「石川県製薬株式会社」が行っており⁵⁴、この薬袋が使用された時代は、他所で作られた薬を宝池家が販売していたことがうかがえる。

3.11 甲賀市くすり学習館・甲賀市教育委員会・甲南図書交流館（滋賀県） 眞岡家・吉田金雄家・木下家・小山晴久家資料⁵⁵

滋賀県の甲賀売薬は、明治に入り、修験者たちが売薬業者に転じたものが起源とされている〔甲賀市史編さん委員会 2009：298〕。甲賀売薬に関する資料は、2023 年 3 月 22 日「甲賀売薬の製造・販売用具」として国の有形民俗文化財に登録され⁵⁶、甲賀市くすり学習館を中心に収蔵されている。甲賀の修験道は、修験霊場であった飯道山を中心に、山麓周辺の村々が一体的に展開した〔甲賀市史編さん委員会 2014：410〕。飯道山周辺の地区（磯尾・龍法師など）には多くの修験者たちが居住し、集落を形成していた。彼らは飯道山の修験者の一員として大峰山（奈良県）に峰入りをし、修験道の位階を得る一方、山下においては各地の社寺に所属し、勧進や配札を行っていた〔同：414〕。端的に述べれば、「山伏の資格を取得した者が、各地の神社へ就職する」という仕組みであった⁵⁷。『滋賀の薬業史』では、多賀社に所属する坊人（修験者）たちが多賀社の札を配布する際、初穂の程度に応じて持参の多賀曼荼羅を掲げて礼拝し、加持祈祷を行うと同時に札とともに杓子や薬などを「土産物として頒ちかち与えたのを通例としていた」とし、それが甲賀売薬の起源であると述べている〔柚庄編 1975：37-38〕。

筆者はこれまで、甲賀市磯尾地区に所在した修験者が所持した薬関係資料（①眞岡家資料、②吉田金雄家資料、③木下家資料、④小山晴久家資料の一部）の調査を行ってきた。

3.11.1 眞岡家資料

眞岡家は北之坊と称しており、現在も甲賀市の磯尾地区にその末裔が居住している。現在の当主である眞岡孝至氏によると、磯尾地区の修験者は、系図や位牌を遡っても江戸期までしか遡れないという。江戸期、眞岡家は多賀社に所属していた。しかし、明治維新後は多賀社から離れ、明治 10 年代に朝熊山明王院（三重県）の配札をするようになったとされている。

村が合併して成立している。

⁵⁴ 石川県薬業協同組合は薬袋 A、B（No.1、No.2）に記載された住所から、石川県金沢市泉旭町 3 丁目 166 番地に所在していたことがわかる。同様に、薬袋 C（No.3）から、石川県製薬株式会社は金沢市南町 43 に所在していた。

⁵⁵ 資料調査は 2022 年 1 月 8 日、1 月 9 日、2023 年 3 月 16 日、3 月 17 日に実施した。

⁵⁶ 「文化遺産オンライン」URL：<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/578322>（最終閲覧日 2025. 2. 26）。

⁵⁷ これは甲賀市磯尾地区の北之坊の現当主である眞岡孝至氏への聞き取りによるものである（2022 年 1 月 10 日）。

眞岡家の資料は表 1-11 にあげる⁵⁸。現在、眞岡家には回檀の際に携帯したとみられる小型の厨子に納められた仏像、小型の法具、算木・筭竹といった資料が残っている。同じく持ち回ったとみられる冊子には（No.215）⁵⁹、「疱瘡御守」「五疳虫大事」といった文字が記されている。これら資料から、近世に回檀をし、そこで祈祷や占い、守札の配布などを行っていたことがうかがえる。しかし、それ以上の資料はなく、近世においてどのように薬と関わっていたのか、どのような薬を用いていたのか等、残念ながら知ることはできない。眞岡家の資料は近代に入ってからのもものが大半である。甲賀では明治に入り製薬会社が相次いで設立される。眞岡家は淡海製剤合資会社（1920 年）の設立に加わる⁶⁰。よって営業報告書や会議の通知書など、会社に関わる文書が多くみられる。その他眞岡家は「あさま薬局」として売薬を行っていたため、それにかかわる売薬請売許可証や行商許可証も多数残されている⁶¹。

表 1-11 眞岡家資料⁶²

No.	資料名	時代 ⁶³	備考
1	広告 頭痛丸		
2	『免許調合早見』	1936 年(昭和11) ?	
3	薬袋 家畜散		
4	広告 はらはら薬		下書き
5	広告 疝気一貼湯		下書き
6	置き袋		
7	『売薬変更許可申請書』		
8	書付		「調製法中…」
9	『売薬変更許可申請書』		
10	薬味・効能・用法 万病感応丸		
11	『売薬免許事項変更申請書』		
12	『売薬発売許可申請書』		下書き

⁵⁸ 眞岡家の資料は、2025 年 11 月現在、眞岡家に所在している。

⁵⁹ 眞岡孝至氏によると、No.176 の冊子を回檀の際に携行していたということである。

⁶⁰ 淡海製剤合資会社は 1923 年に淡海製剤株式会社となる。

⁶¹ 1877 年の売薬規則では、売薬営業者、請売者、行商をしようとする者または売子に行商をさせようとする者は、それぞれ「営業鑑札」「請売鑑札」「行商鑑札」という鑑札を受けることが定められる。その鑑札を受けた者をそれぞれ「売薬営業者」「請売者」「売子」としている。「売薬営業者」は製薬を主として行う、「請売業者」は製薬をしないで販売を主として行う、「売子」は他府県へ薬を売り歩く者である〔富山県 1987 : 432〕。「売子」は「行商人」と記している資料もあるが、本文中は「売子」で統一をする。

⁶² 眞岡家の資料は、明治以降に眞岡家が所属した製薬会社に関する資料が多いが、これらも薬関係の資料として表にあげている。

⁶³ 時代特定は資料に記載されたものによる。

13	申請書 奇応丸		
14	薬味・用法・効能		セメンエン・人馬活液散・サフラン 円・諸熱特効ネツトリ丸・伊勢朝熊 萬金丹
15	薬袋 健胃固腸はらはら薬		
16	薬袋 牛馬鶏犬家畜散		
17	『売薬発売許可申請書』	1932 年（昭和 7）	
18	『売薬発売免許申請書』	1916 年（大正 5）	
19	売薬発売免許申請書	1916 年（大正 5）	
20	売薬変更許可申請書		下書き
21	広告 サフラン円		下書き
22	売薬の出願		
23	売薬法施行規則中一部改正に 関する件	1936 年（昭和 11）	
24	覚・売薬発売免許申請書		
25	行商許可証受入名簿		
26	淡海製剤株式会社創立総会通 知書	1923 年（大正 12）	
27	『淡海製剤株式会社定款』		2 冊
28	『清算修了貸借対照表報告書』	1945 年（昭和 20）	淡海製剤株式会社
29	『清算修了貸借対照表報告書』	1945 年（昭和 20）	淡海製剤株式会社
30	『各株主申合規定』		淡海製剤株式会社
31	『営業報告』	1923 年（大正 12）	淡海製剤株式会社
32	『財産目録』	1923 年（大正 12）	淡海製剤株式会社
33	『第 1 期財産目録』		淡海製剤株式会社
34	決算表	1924 年（大正 13）	淡海製剤株式会社
35	『財産目録』	1924 年（大正 13）	淡海製剤株式会社
36	『営業報告』	1926 年（大正 15）	淡海製剤株式会社
37	『営業報告書』	1925 年（大正 14）	淡海製剤株式会社
38	『第 4 期損益計算表』	1927 年（昭和 2）	淡海製剤株式会社
39	株主総会通知書	1927 年（昭和 2）	淡海製剤株式会社
40	役員会通知書		淡海製剤株式会社
41	決算表	1927 年（昭和 2）	淡海製剤株式会社
42	必覚 淡海会社解散ニ付テ		淡海製剤株式会社
43	『営業報告書』	1928 年（昭和 3）	淡海製剤株式会社

44	定時株主總會通知書	1928 年（昭和 3）	淡海製剤株式会社
45	『営業報告書』	1928 年（昭和 3）	淡海製剤株式会社
46	『第五期営業報告書』	1927 年（昭和 2）	淡海製剤株式会社
47	『第七期営業報告書』	1929 年（昭和 4）	淡海製剤株式会社
48	『第八期営業報告書』	1930 年（昭和 5）	淡海製剤株式会社
49	『決算表』	1931 年（昭和 6）	淡海製剤株式会社
50	定時株主總會通知書	1931 年（昭和 6）	淡海製剤株式会社
51	『第九期営業報告書』	1931 年（昭和 6）	淡海製剤株式会社
52	昭和六年度製造高	1931 年（昭和 6）	淡海製剤株式会社
53	『決算表』	1932 年（昭和 7）	淡海製剤株式会社
54	『営業報告』	1932 年（昭和 7）	淡海製剤株式会社
55	『営業報告書』	1933 年（昭和 8）	淡海製剤株式会社
56	『営業報告書』	1934 年（昭和 9）	淡海製剤株式会社
57	『営業報告書』	1935 年（昭和 10）	淡海製剤株式会社
58	『営業報告書』	1936 年（昭和 11）	淡海製剤株式会社
59	『営業報告書』	1937 年（昭和 12）	淡海製剤株式会社
60	『営業報告書』	1938 年（昭和 13）	淡海製剤株式会社
61	『営業報告書』	1938 年（昭和 13）	淡海製剤株式会社
62	『営業報告書』	1939 年（昭和 14）	淡海製剤株式会社
63	『決算報告書』	1939 年（昭和 14）	淡海製剤株式会社
64	『営業報告書』	1940 年（昭和 15）	淡海製剤株式会社
65	『営業報告書』	1941 年（昭和 16）	淡海製剤株式会社
66	決算書	1941 年（昭和 16）	淡海製剤株式会社
67	『営業報告書』	1942 年（昭和 17）	淡海製剤株式会社
68	『甲壳組合講々則案』		
69	議第 1 号	1923 年（大正 12）	
70	『決算表』	1940 年（昭和 15）	淡海製剤株式会社
71	『甲賀郡壳薬同業組合経費決算書』	1925 年（大正 14）	
72	『壳薬免許写』		
73	『老母病氣二付覚』	1929 年（昭和 4）	
74	領収証・眞岡瀧雄本店封筒	1907 年（明治 40）	
75	『甲賀郡壳薬同業組合定款』		2 冊
76	『配伍許可薬品其他』		甲賀郡壳薬同業組合
77	『壳薬法』	1914 年（大正 3）	甲賀郡壳薬業組合

78	『売薬発売免許申請書』		
79	第十四期 事業ノ概況		
80	『委任状』	1925 年（大正 14）	
81	『第拾四期営業報告書』	1936 年（昭和 11）	
82	『売薬請売約定書』	1913 年（大正 2）	
83	評議委員会開催の知らせ	1910 年（明治 43）	
84	『事業報告書』	1924 年（大正 13）	
85	『第十一期営業報告書』	1933 年（昭和 8）	
86	不正組合経営について		
87	三井株式信託会社より	1942 年（昭和 17）	
88	三井株式信託会社より	1942 年（昭和 17）	
89	増額又ハ現在高説明		
90	広告 健胃下腹丸		
91	広告 ネットリ丸		
92	昭和五年十二月二十日滋賀県 衛生課	1930 年（昭和 5）	
93	『売薬変更許可申請書』		
94	売薬行商許可之証		疝気一貼湯・万病感応丸・諸熱特効 ネットリ丸
95	売薬請売許可之証	1886 年（明治 19）	目洗薬・男女痢病薬・長血白血薬
96	売薬請売許可之証	1887 年（明治 20）	月さらひ蒼鉄丸
97	売薬請売許可之証	1888 年（明治 21）	目薬井上水・腸胃剤鶴聲丸
98	売薬請売許可之証	1891 年（明治 24）	速治散
99	売薬請売許可之証	1891 年（明治 24）	胸和散
100	売薬請売許可之証	1891 年（明治 24）	無二膏
101	売薬請売許可之証	1892 年（明治 25）	大明丸
102	売薬行商許可之証	1895 年（明治 28）	即効頭痛丸・健胃下腹丸・解熱強壯 子ツトリ丸・条虫必死丸・名虫はら え
103	売薬請売許可之証	1896 年（明治 29）	痢病丸・痰咳散
104	売薬請売許可之証	1896 年（明治 29）	経験鎮痛口（歯？）薬
105	売薬請売許可之証	1896 年（明治 29）	沃口膏・口嚙顛・子宮散
106	売薬請売許可之証	1896 年（明治 29）	梅毒直治丸・外用速治膏
107	売薬請売許可之証	1896 年（明治 29）	健胃解熱強壯薬・胃腸保護トメル丸
108	売薬請売許可之証	1896 年（明治 29）	いぼはくろ取薬

109	売薬請売許可之証	1897 年 (明治 30)	烏犀角円・ウルユス・七度煎・実母散
110	売薬請売許可之証	1899 年 (明治 32)	填龍円毒たいぢ・通経丸付さらゑ・真丹・七度煎・芳香鉄飴煎・安神散
111	売薬請売許可之証	1890 年 (明治 33)	壮神開鬱快心丹・健胃強壯胃散
112	売薬請売許可之証	1901 年 (明治 34)	規膽丸・砂糖薬・しつくだし興発丸・ビツトル・補益養命煉・カリサヤエ レキシル・龍発散・回通丸
113	売薬行商許可之証	1901 年 (明治 34)	一滴目薬克精水・萬病感服丸・健胃 テリアカ・実母湯
114	売薬行商許可之証	1901 年 (明治 34)	一滴目薬克精水・萬病感服丸・健胃 テリアカ・実母湯
115	売薬行商許可之証	1901 年 (明治 34)	一滴目薬克精水・萬病感服丸・健胃 テリアカ・実母湯
116	売薬請売許可之証	1901 年 (明治 34)	疝痛散・黴毒散・健胃補血円
117	売薬請売許可之証	1901 年 (明治 34)	解熱鎮痛ピリンサン・解熱良剤アン チヘブリンサン・神令水・神令丸
118	売薬行商許可之証	1904 年 (明治 37)	萬病感応丸・秘法疝気一貼湯・牛馬 鶏犬家畜散・サフラン円・健胃固腸 はらはら薬・即効頭痛丸・セメンエ ン・健胃下腹丸・人馬活液散・諸熱 特効ネツトリ丸・そめいさん・小児 肝涼円・伊勢朝熊萬金丹
119	売薬行商許可之証	1904 年 (明治 37)	萬病感応丸・秘法疝気一貼湯・牛馬 鶏犬家畜散・サフラン円・健胃固腸 はらはら薬・即効頭痛丸・セメンエ ン・健胃下腹丸・人馬活液散・諸熱 特効ネツトリ丸・そめいさん・小児 肝涼円・伊勢朝熊萬金丹
120	売薬行商許可之証	1904 年 (明治 37)	複方解熱薬・改良月さらい流経液・ 目薬精錡水
121	売薬行商許可之証	1904 年 (明治 37)	複方解熱薬・改良月さらい流経液・ 目薬精錡水
122	売薬行商許可之証	1904 年 (明治 37)	複方解熱薬・改良月さらい流経液・ 目薬精錡水
123	売薬行商許可之証	1904 年 (明治 37)	複方解熱薬・改良月さらい流経液・

			目薬精銚水
124	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	梅毒真治丸・外用速治膏
125	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	梅毒真治丸・外用速治膏
126	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	梅毒真治丸・外用速治膏
127	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	梅毒真治丸・外用速治膏
128	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	解熱鎮痛ピリンサン・解熱良剤アンチヘブリンサン・神令水・神令丸
129	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	解熱鎮痛ピリンサン・解熱良剤アンチヘブリンサン・神令水・神令丸
130	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	解熱鎮痛ピリンサン・解熱良剤アンチヘブリンサン・神令水・神令丸
131	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	解熱鎮痛ピリンサン・解熱良剤アンチヘブリンサン・神令水・神令丸
132	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	萬病感応丸
133	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	無二膏
134	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	無二膏
135	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	無二膏
136	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	無二膏
137	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	烏犀角円・実母散
138	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	月さらひ蒼鉄丸
139	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	月さらひ蒼鉄丸
140	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	月さらひ蒼鉄丸
141	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	月さらひ蒼鉄丸
142	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	御目洗薬・目薬健明水・無二膏
143	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	御目洗薬・目薬健明水・無二膏
144	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	速治散
145	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	速治散
146	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	速治散
147	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	速治散
148	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	速治散
149	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	烏犀角円・七度煎・ウルユス・実母散
150	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	烏犀角円・七度煎・ウルユス・実母散
151	売薬行商許可之証	1904 年（明治 37）	烏犀角円・七度煎・ウルユス・実母

			散
152	売薬行商許可之証	1905 年（明治 38）	赤玉はら薬拾粒丸・改良風薬へブリ ン・赤神丸・解毒通じ丸・セメンア キレ丸
153	売薬行商許可之証	1905 年（明治 38）	赤玉はら薬拾粒丸・改良風薬へブリ ン・赤神丸・解毒通じ丸・セメンア キレ丸
154	売薬行商許可之証	1908 年（明治 41）	萬病感応丸・秘法疝氣一貼湯・牛馬 鶏犬家畜散・健胃固腸はらはら薬・ サフラン円・即効頭痛丸・セメンエ ン・健胃下腹丸・人馬活液散・そめ いさん・小児肝涼円・伊勢朝熊萬金 丹・諸熱特効ネツトリ丸
155	売薬行商許可之証	1908 年（明治 41）	御目洗薬・目薬健明水・無二膏
156	売薬行商許可之証	1908 年（明治 41）	女妙円
157	売薬請売免許之証	1910 年（明治 43）	諸熱特効ネツトリ丸・健胃固腸はら はら薬・健胃下腹丸・萬病感応丸・ サフラン円・小児肝涼円・秘法疝氣 一貼湯・セメンエン・牛馬鶏犬家畜 散・即効頭痛丸・そめいさん・伊勢 朝熊萬金丹・人馬活液散
158	売薬行商許可之証	1910 年（明治 43）	御目洗薬・目薬健明水・無二膏
159	売薬行商許可之証	1914 年（大正 3）	諸熱特効ネツトリ丸・萬病感応丸・ セメンエン・そめいさん・健胃固腸 はらはら薬・健胃下腹丸・秘法疝氣 一貼湯・サフラン円・即効頭痛丸・ 小児肝涼円・牛馬鶏犬家畜散・伊勢 朝熊萬金丹・人馬活液散
160	売薬行商届済証	1914 年（大正 3）	
161	調合書 万金丹		御目洗薬・目薬健明水・無二膏
162	薬味・効能・用法		家畜散・はらはら薬・肝涼円・疝氣 一貼湯
163	調合書・効能書 あさま胃散	1925 年（大正 14）	
164	『売薬免許事項変更申請書』	1915 年（大正 4）	
165	『売薬免許事項変更申請書』		
166	行商届		

167	引札		カラー印刷
168	引札		カラー印刷
169	引札		カラー印刷
170	『諸国注文帳』		
171	『送品対照表』	1928 年（昭和 3）	
172	『御店先閉店ニテ損害扣』		
173	『遠州榛原郡相良町』		
174	『諸税録』	1930 年（昭和 5）	
175	『買入帳』	1922 年（大正 11）	
176	勝軍地藏法、疱瘡御守、九字、 五疋虫封大事 他		

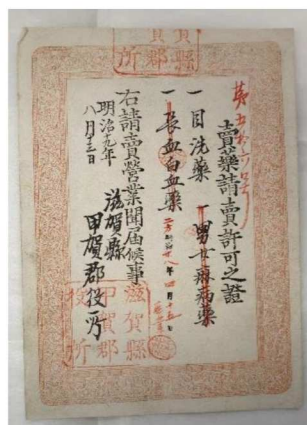


写真 1-14 売薬請売許可之証 (No.95)



写真 1-15 引札 (No.168)



写真 1-16 回檀の際に携帯したとみられる資料

3.11.2 吉田金雄家資料

吉田金雄家は眞岡家と同じく、甲賀市の磯尾地区に所在していた。その資料は、現在甲賀市が所蔵している。吉田家は江戸期、京都伏見稲荷社の本願所であった愛染院に仕えていた⁶⁴。資料の中には「稲荷本宮 愛染寺」と表紙に記された1848年（弘化5）の『御初穂神納牒』などがあり、稲荷社の初穂を集めていたことがわかる。吉田金雄家の資料を表1-12にまとめる。

江戸期の資料として回檀の記録があるが、これら資料のうち1850年（安政6）『甲州仕入方諸雑用万覚帳』と1867年（慶應3）の『甲斐国武川御旦家記』には回檀に持ち回った薬を含む品々が記されていた。しかしこれら資料で『甲州仕入方諸雑用万覚帳』には「疵薬」「小きず薬」「上きず薬」「^{もぐさ}艾」、『甲斐国武川御旦家記』には「薬」という文字が記されているのみで、具体的な薬の名前は記されていない。薬を檀家に持ち回っていたことはわかるものの、他の資料とあわせて検討しても、江戸期に薬を製造していたかどうか、うかがうことができない。

吉田金雄家資料には木版で印刷された薬袋が多数含まれており、吉田家が製薬していた虫下しセメンエン、萬金丹、虫下しセメンシーナ、そめいさん、肝涼円、宝丹丸、万病感応丸の7種類の薬袋を確認できた⁶⁵。しかしその大半は、近代ものであると考えられる⁶⁶。さらに明治期の薬の製造記録も残り、1889年（明治22）から1894年（明治27）の製薬状況をうかがうことができる。

表1-12 吉田家金雄家資料

No.	資料名	時代 ⁶⁷	備考
1	効能書 小児薬王肝涼円		
2	効能書 小児薬王肝涼円		
3	効能書 小児薬王肝涼円		
4	薬袋 せめんえん		
5	薬袋 せめんえん		
6	薬袋 せめんえん		
7	効能書 小児薬王肝涼円		

⁶⁴ 有力寺社は、堂舎の維持、管理、修理等のため、多額の費用を要した。そのための費用を勧進と称して集金するが、その集金を行う寺院が本願所であった〔甲賀市史編さん委員会2014：414〕。

⁶⁵ これら7種類の薬はNo.108の『売薬製造高帳』にも記載されており、7種類とも吉田家で製薬していたことがわかる。

⁶⁶ 吉田金雄家の薬袋の大半は「官許」の文字が入っている。これは1876年（明治9）に施行された製薬免許手続きにより、製薬許可を得たものは薬の容器等に「官許」の文字を入れることになったため、この文字の入ったものは1876年以降に作られたものと考えられる。

⁶⁷ 時代特定は資料に記載されたものによる。

8	袋（黄連）		
9	薬袋 あさま元明王院		
10	薬袋（置き袋）		
11	薬袋（置き袋）		
12	薬袋 宝丹丸		
13	薬袋 宝丹丸		
14	薬袋 宝丹丸		
15	薬袋 宝丹丸		
16	薬袋 セメンエン		
17	薬袋 セメンエン		
18	薬袋 セメンエン		
19	薬袋 セメンエン		
20	薬袋 セメンシイナ		
21	薬袋 セメンシイナ		
22	薬袋 セメンシイナ		
23	薬袋 セメンシイナ		
24	薬袋 万金丹		9 点
25	薬袋 開達丸		
26	薬袋 肝涼丸		
27	薬袋 せめんえん		
28	薬袋 せめんえん		
29	薬袋 そめいさん		3 点
30	薬袋 人参五香湯		2 点
31	万病感応丸（紙）		
32	薬袋 セメンエン		10 点
33	薬袋 立山膽丸		
34	懷中即効紙		
35	□良姜（袋）		
36	薬袋（望月療病院）		
37	薬袋 虫下シセメンエン		
38	名刺		吉田茂樹他
39	薬袋 せめんえん		8 点
40	薬袋 せめんえん		朝熊堂 7 点
41	効能書 小児薬王肝涼円		
42	薬袋 小児薬王肝涼円		

43	薬袋 小児かんりやうえん		3 点
44	薬袋 小児かんむし薬		5 点
45	薬袋 伊勢朝熊万金丹		3 点
46	薬袋 赤玉はら薬		カラー印刷
47	薬袋 セキトール		カラー印刷
48	薬袋 金太郎散		カラー印刷
49	薬袋 ぜんそく特効薬		カラー印刷 2 点
50	薬袋 歯頭散		カラー印刷 黄緑
51	薬袋 歯頭散		カラー印刷 オレンジ
52	薬袋 六神丸		カラー印刷 2 点
53	御輿入用	1847 年（弘化 4）	
54	薬	1829 年（文政 12）	帳面の表紙か
55	入用金銀出入算用		下書？
56	金銀出入	1845 年（弘化 2）	表紙のみ
57	製薬道具（かご）		
58	四花之口法		
59	金銀出入万覚帳	1847 年（弘化 4）	表紙のみ
60	金銀出入万		表紙？
61	金銀出入万覚		表紙？
62	大福万覚牒	1847 年（弘化 4）	表紙のみ
63	薬袋 小児薬王肝涼円		
64	薬袋 小児薬王肝涼円 極上々		
65	薬袋 小児薬王肝涼円		
66	薬袋 せめんし		
67	薬袋万 病感応丸		朝熊堂 9 点
68	薬袋 万病感応丸		吉田製
69	薬袋 万病感応丸		吉田茂樹
70	薬袋 龍腦金宝丸		10 点
71	薬袋 万金丹		
72	かんむし薬（功能書）		
73	せめんえん（薬袋）		
74	置き袋 御薬入・せめんえん		
75	置き袋 御薬入		
76	置き袋 御薬入		カラー印刷

77	置き袋 御薬入		カラー印刷
78	置き袋 御薬入		
79	置き袋 御薬入		
80	袋 黄芩		
81	袋		
82	袋 セ		
83	袋 香附子		
84	袋 陳艾		
85	袋		
86	薬袋 萬大安買		
87	薬袋 丁子		
88	袋 伏苓・大東		
89	袋 芍薬・セ		
90	山浦平五右衛門(?) □行 愛 染寺		
91	薬袋 (置き袋)		
92	袋 陳皮		
92	袋 陳皮		
94	袋 □黄苓		
95	袋 木香		
96	袋 丁子		
97	袋 芍薬		
98	袋 香附子		
99	袋?		
100	袋 桂枝・木通		
101	『売薬元請覚帳』		メモ 4 点在中
102	『甲州仕入分諸雑用万覚帳』	1859 年 (安政 6)	
103	『旅中日記』	1865 年 (元治 2)	
104	『諸日記』	1866 年 (慶應 2)	
105	『甲斐国武川諸旦家記』	1867 年 (慶應 3)	
106	『一心丸預人名記』	1869 年 (明治 2)	
107	『売薬諸売御願』	1882 年 (明治 15)	
108	『売薬製造高帳』	1889 年 (明治 22)	
109	『売薬印紙買并二遣掛及残高 帳』	1889 年 (明治 22)	

110	『行商者渡高帳』	1889 年（明治 22）	
111	『売捌高戻り薬現在高帳』	1889 年（明治 22）	
112	『人参龍眼丹』		冊子
113	売薬得口	1880 年（明治 13）	
114	当流秘伝		
115	札		
116	売薬行商鑑札下付について	1908 年（明治 41）	
117	伊勢万金丹功能書		
118	注意事項		
119	印紙支払帳様式		
120	売薬製造工程簿（部分）		

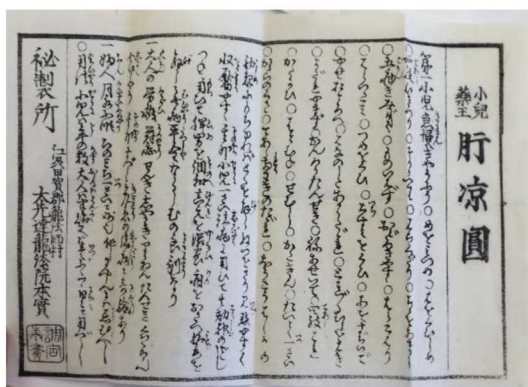


写真 1-17 効能書 小児薬王肝涼丸 (No.3)



写真 1-18 薬袋 セメンエン (No.16)



写真 1-19 甲州仕入分諸雑用万覚帳 (No.107)

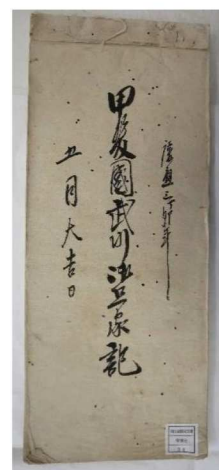


写真 1-20 甲斐国武川諸旦家記 (No.118)

3.11.3 木下家資料

木下家は多賀社の観音院（滋賀県）に仕えた家で、やはり甲賀市の磯尾地区に所在していた。ある。了要院という院号を持っていたという⁶⁸。木下家の資料は、現在甲賀市が所蔵している。薬に関する資料は表 1-13 の 2 点であった。

表 1-13 木下家資料

No.	資料名	時代	備考
1	『多賀大社御祈禱名前記』	1871 年（明治 4）	
2	『万金丹売上帳』	1877 年（明治 10）	

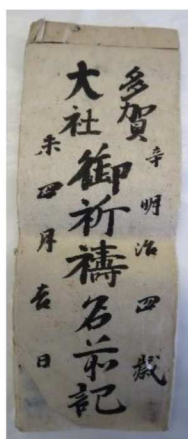


写真 1-21 多賀大社御祈禱名前記（No.1）



写真 1-22 万金丹売上帳（No.2）

No.1 は資料名から祈禱を受けた人々の名を記したと考えられるが、人名とともに守や包薬など、渡したとみられる品名が記されている。この資料の最初のページに祈禱を受けた人々に渡したとみられる品名とその数が記されており、そこには疵薬と神教丸があげられていることから、包薬はこのいずれかであると推測される。No.2 は万金丹を売った場所と金額の記録である。

3.11.4 小山晴久家資料

小山家は江戸期に祇園社（京都府）に所属していたが、同時に 1864 年（文久 4）からは朝熊山金剛證寺（三重県）にも属していた〔甲賀市史編さん委員会 2009：298〕。江戸期の医学書を多数所蔵しており、薬や灸などに高い関心を持っていたことがうかがえる（表 1-14）。その中で、「秘灸秘事」は、彦山大先達より伝えられたものであることが記されていた⁶⁹。

⁶⁸ 甲賀市くすり学習館館長の長峰透氏による。

⁶⁹ 甲賀市くすり学習館によると、この資料に記されている彦山は、福岡県添田町に位置する英彦山である。現在は「英彦山」と表記するが、1729（享保 14）年霊元法王より「英彦

小山晴久家の資料は諸事情により、すべてを調査することができなかった。

表 1-14 小山晴久家資料

No.	資料名	時代 ⁷⁰	備考
1	『医書』		木版本
2	『素問玄機原病式』	1630 年（寛永 7）	木版本
3	『出証配剂卷之下』	1633 年（寛永 10）	木版本
4	『万外集要口』	1642 年（寛永 19）	木版本
5	『新刊黄帝明堂灸経卷上』	1649 年（慶安 2）	木版本
6	『済民記』	1651 年（慶安 4）	木版本
7	『衆方規矩目録』	1658 年（万治元）	木版本
8	『鍼灸抜粋』	1676 年（延宝 4）	木版本
9	『百口方目録』	延宝	写本か
10	『南北経験医方大成』	1682 年（天和 2）	木版本
11	『増補脈論口訣』	1683 年（天和 3）	木版本
12	医書	1702 年（元禄 15）	木版本（「雖不必稽古籍…」）
13	『針指南之書』	1720 年（享保 5）	写本か
14	延齡丹書附秘法	1731 年（享保 16）	
15	啓瘡退虫丸		
16	調合書 万金丹		
17	調合書（部分） おこり薬		
18	錢氏益黄散		
19	沈香頭下し		
20	肝之蔵		
21	調合書 地黄丸		
22	調合書か		
23	調合他 催生散		
24	調合書 万金丹		
25	秘灸秘事 彦山大先達		
26	功能書？ 血道薬		
27	薬？		

山」の称号を授けられる以前は「彦山」と表記した〔添田町教育委員会 2016 : 9〕。本稿での英彦山の表記について、本文中では「英彦山」を使用し、資料を引用する場合はその表記の通り記載する。

⁷⁰ 時代特定は資料に記されたものによる。

28	薬調合書		
29	御口割	文政	
30	『中條流』		写本
31	『家伝瘡毒口治』	1733 年（享保 18）	写本か
32	『狂犬咬傷治方』	1736 年（元文元）	写本か
33	『風邪薬色々』	1739 年（元文 4）	
34	『神農秘伝金瘡一部』	1740 年（元文 5）	写本
35	『雑病治例云』	1758 年（宝暦 8）	写本
36	『一切腫物書付』	1762 年（宝暦 12）	写本
37	『御薬集本』	1762 年（宝暦 12）	写本
38	『医療手引草』	1771 年（明和 8）	木版本
39	『薬方秘伝扣』	1814 年（文化 11）	
40	『諸名家秘方』	1843 年（天保 14）	
41	『諸事胸中記』	1868 年（慶應 4）	
42	万金丹製法		
43	伊勢朝熊岳札		
44	『万数家胸中載之』	1875 年（明治 8）	
45	『金丹預粒数家数載之』	1877 年（明治 10）	
46	『薬法胸中誌』	1881 年（明治 14）	
47	『売薬調合記』	1899 年（明治 32）	
48	『薬品調合記』	1908 年（明治 41）	
49	胃薬調合記		
50	調合記		
51	調合記		
52	薬袋		
53	調合書 五香順血湯		

3.12 英彦山（福岡県） 財蔵坊・高田家・了乗坊・増了坊・松養坊・守静坊資料

英彦山は福岡県と大分県の県境に位置する標高 1199m の山であり、大峯山・出羽三山と並ぶ修験道の三大霊場とされ、九州の山岳信仰の拠点であった〔鈴木 2015 : 102〕。英彦山における薬に関する文書資料は、『英彦山総合調査報告書（本文編）』によると、高田家所蔵英彦山修験道文書、財蔵坊文書、了乗坊文書に存在するとされる〔添田町教育委員会 2016 : 166-172〕。なお『英彦山総合調査報告書（本文編）』において、松養坊に関する売薬・製薬についての記述は見られないが、実際には若干の資料が残っている⁷¹。さらに守静坊におい

⁷¹ 松養坊に製薬・売薬に関する資料が存在するという情報は、添田町の文化財担当者から

ても薬袋の版木を確認することができた。これら資料は収蔵先が坊、山伏文化財室、英彦山修験道館⁷²、添田町歴史民俗資料館（以上福岡県添田町）、求菩提資料館（福岡県豊前市）と複数にわたっているため、坊ごとにその資料を列挙する。

3.12.1 財蔵坊資料⁷³

財蔵坊は古い坊の1つであり、明治からは古川姓を名乗っている〔添田町教育委員会 2016: 169〕。財蔵坊では、置き薬を入れるための大型の預け袋1点、薬研、乳鉢、乳棒、竿秤などの製薬道具、明治期の売薬の記録が残っている（表 1-15）。現在、財蔵坊の建物は添田町歴史民俗資料館として一般に公開されており、製薬道具はそこに展示されている。財蔵坊にはかなりの広さの屋根裏部屋があり、製薬道具等はそこに置かれていたということである⁷⁴。一方、売薬関係の文書類は山伏文化財室に収蔵されている。

表 1-15 財蔵坊資料

No.	資料名	時代	収蔵先	備考
1	『売薬行商日記簿』	1888 年（明治 21）	山伏文化財室	
2	『売薬製造帳』	1889 年（明治 22）	〃	
3	『売薬印紙使消帳』	1889 年	〃	
4	『売薬印紙買入帳』	1891 年（明治 24）	〃	
5	『売薬印紙買入帳』	1892 年（明治 25）	〃	
6	『牛王不老円行商人江売渡簿』	1892 年	〃	
7	薬研		財蔵坊	
8	乳鉢・乳棒		〃	
9	竿秤		〃	
10	薬袋 合薬入	1909 年（明治 42）	〃	

得た。

⁷² 山伏文化財室および英彦山修験道館の薬袋版木の出所についての情報は、添田町の文化財担当者によるものである。

⁷³ 資料調査は 2019 年 9 月 17 日に実施した。

⁷⁴ 添田町の文化財担当者の話による。

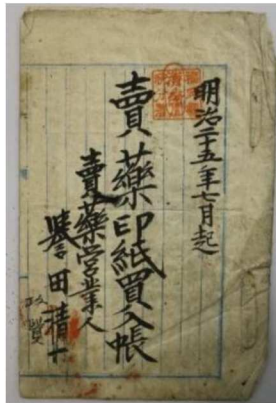


写真 1-23 『売薬印紙買入帳』(No.5)

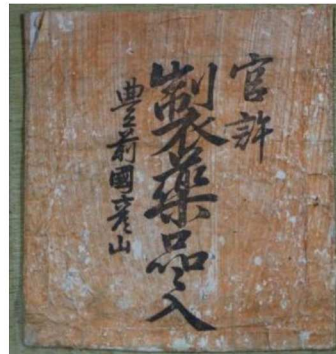


写真 1-24 薬袋 合薬入 (No.10)

これら資料中、文書類はいずれも牛王不老丸に関するものであり、内容は以下の通りである。『売薬行商日記簿』(No.1)は1888年(明治21)7月29日から1889年3月10日までの牛王不老丸の売り上げを記録している。裏表紙には「明治廿一年□□□福岡縣豊前国田川郡英彦山菅田□市□」と書かれており、菅田氏の記録であることがわかる。1888年7月29日に「彦山出発」と書かれ、翌年の3月まで毎月数日ずつ牛王不老丸を売っているが、行商地は記されていない。この時の牛王不老丸の価格は1貼5銭である。『売薬製造帳』(No.2)は1889(明治22)年から1891年まで牛王不老丸をいくつ作ったかという製造状況を記している。売薬営業者は「菅田清一」であり、牛王不老丸1貼の代金が1銭とであることがわかる⁷⁵。『売薬印紙使消帳』(No.3)は1889年から1892年まで使用した印紙の記録とみられる。売薬営業者は「菅田清一」である⁷⁶。1891年の『売薬印紙買入帳』(No.4)は、1891年のみの印紙の買入状況を記している。売薬営業者は「菅田清一」である。1892年の『売薬印紙買入帳』(No.5)は1892年から1897年までの印紙買入状況を記している。売薬営業者は「菅田清一」の「清一」の部分を通し「政賢」に訂正をしている。加えて印紙売捌人の住所氏名が記されている。後述する1912年(大正元)から1926年までの松養坊の資料では、印紙はすべて郵便局から購入していたが、この当時は印紙の売捌人がいたようで、「売薬印紙税規則」(1882)第4条「売薬印紙ハ官ノ許可シタル売捌所ニ限り売捌クモノトス」に則っていたとみられる⁷⁷。なお、複数の印紙売捌人から印紙を購入しており、英彦山の所在する添田町は

⁷⁵ 「牛王不老丸」の価格は『売薬行商日記簿』では1貼5銭であるが、『売薬製造帳』は1貼1銭である。この価格の違いが何であったのかは不明である。

⁷⁶ 注 61 で指摘した通り、売薬に関する鑑札を受けた者は「売薬営業者」「請売者」「売子」の3つにわけられる。英彦山の資料で「売薬営業人」と記されているものは売薬規則の「売薬営業者」であるとみられ、本文中は「売薬営業者」で統一する。

⁷⁷ 法令の原文は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬印紙税規則」(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787962/51>)による(最終閲覧日2025.9.9)。

か、少し距離のある生葉郡吉井町（現福岡県うきは市）でも購入している。『牛王不老円行商人江売渡簿』（No.6）は、1892 年（明治 25）から 1899 年（明治 31 年）にかけて、牛王不老円を売子（行商人）へ売り渡した記録である。毎年 2～3 人の売子に牛王不老円を 1 貼 6 厘で渡していたことがうかがえる。これら文書資料の内、年代が重複している『売薬製造帳』『売薬印紙使消帳』『売薬印紙買入帳』から製造された薬の数、買入・使用した印紙数をまとめると、いずれの数も一致しており、正確に記録がなされていることがわかった。しかし同年代にこれ以上の資料がないため、製薬・売薬でどのくらい利益を得ることができたのかなどをうかがうことはできない。なお、売薬に用いられていた牛王不老円の材料・効能等は記されておらず、どのような薬であったのか不明である。

3.12.2 高田家資料⁷⁸

高田家所蔵英彦山修験道文書は英彦山霊泉寺の高田家が散逸した各坊家の資料を収集した文書群であり、具体的な来歴は不明である〔添田町教育委員会 2016：166〕。文書の他、薬袋版木が 2 点残っている（表 1-16）。

表 1-16 高田家資料

No.	資料名	時代 ⁷⁹	収蔵先	備考
1	版木 錦袋不老湯	1876 年以前	山伏文化財室	
2	版木 目の薬	1876 年以前	〃	
3	『彦山家伝薬処之外 不老圓傳 第一分』		〃	
4	『彦山薬草 不老圓 第二分』		〃	

⁷⁸ 資料調査は 2019 年 9 月 17 日、12 月 26 日に実施した。

⁷⁹ 英彦山の薬袋と版木の年代特定については、①「勅許」・「御免」・「神仏」・「夢想」・「家伝」・「秘方」の文字が見られるものは 1870 年（明治 3）以前に作られたものと考えられる（これらの文字の使用は同年に制定された売薬取締規則により禁止された）、②「官許」の文字の入ったものは 1876 年（明治 9）以降に作られたものと考えられる（同年に施行された製薬免許手続により、製薬許可を得たものは薬の容器等に「官許」の文字を入れることになった）、③印紙が貼られているものは 1883 年（明治 16 年）以降に作られたものと考えられる（同年に施行された売薬印紙税規則により、印紙の貼付が義務付けられた）から特定している。



写真 1-25 版木 錦袋不老湯 (No.1)



写真 1-26 版木 目の薬 (No.2)

版木はいずれも 1876 年（明治 9）以前のものとみられるが、江戸時代のものである可能性もある。錦袋不老湯（No.1）は、産前産後や女性の不調、風邪、おこり、打ち身などによいといった効能が書かれており、万能薬と考えられる。目の薬はその薬名の通り目薬で、痛みに効果がある。

3.12.3 増了坊資料⁸⁰

増了坊は英彦山座主の血脈を受けた坊であり〔長野 1987：299〕、明治からは黒川姓となる〔添田町教育委員会 2016：53〕。

表 1-17 増了坊資料

No.	資料名	時代	収蔵先	備考
1	版木 錦袋不老丹	1870 年以前	英彦山修験道館	
2	版木 錦袋不老湯（表）、神仙金龍丸（裏）	1870 年以前	〃	
3	版木 啓脾木香丸（表）、御楊枝（裏）	1870 年以前	〃	
4	版木 交寿薬	1876 年以前	〃	
5	版木 熊膽丸（表）、一角丸（裏）	1876 年以前	〃	
6	版木 熊膽丸（表）、熊膽丸の効能書（裏）	1876 年以降	〃	
7	版木 龍妙湯	1876 年以降	〃	
8	版木 一角丸（表）、一角丸の効能書（裏）	1876 年以降	〃	

⁸⁰ 資料調査は 2019 年 9 月 17 日に実施した。

9	薬袋 一粒萬應丸	1876 年以降	〃	
10	版木 彦山不老円	明治	〃	
11	版木 萬應丸		〃	
12	版木 寒晒葛（表）、毒消御やうし（裏）		〃	



写真 1-27 版木 錦袋不老円 (No.1)



写真 1-28 版木 神仙金龍丸 (No.2)

英彦山で確認された中では、最も多くの版木を有していたが、大半は明治以降のものと考えられる。しかしNo.1～No.3 は 1870 年（明治 3）以前のもの、No.4、No.5 は 1876 年（明治 9）以前のものであるが、江戸時代のものである可能性もある。これら江戸時代の可能性がある版木の効能を検討する。No.1 の錦袋不老円には効能が書かれていない。No.2 は片面が錦袋不老湯、もう片面が神仙金龍丸である。不老湯は 3. 12. 2 で取り上げた高田家資料の錦袋不老湯とほぼ効能が同じである。神仙金龍丸は「大人小児ともに万病ニよし」と書かれ、さらに牛馬の病にも効く万能薬であった。No.3 の啓脾木香丸は「はら一切」に効く薬である。No.4 の交寿薬は、うちみ、切り傷のための薬である。

3. 12. 4 了乗坊資料⁸¹

了乗坊は中世末の祭祀記録に名前があがっている坊の 1 つであり、明治維新後は佐藤姓を名乗った〔添田町教育委員会 2016 : 172〕。薬袋の版木で効能等が記されているのは、錦袋不老円の版木のみであった。この錦袋不老円は 1876 年以前ののものであるが、江戸時代にさかのぼる可能性もある。版木にはめまいや船酔い、口中の痛みなど、17 ほどの効能が記されており、様々な症状に効く万能薬であったことがうかがえる。「彦山製薬」とのみ記された版木もあるが、現在の所、彦山製薬という組織があったかどうか確認できておらず、詳細は不明である。医書が多いため、医に関する家系であるのかと考えたが、明治期以降は「桜荘」という修学旅行専門の宿屋を営んでいたそうである。現在子孫は絶えたとのことであっ

⁸¹ 資料調査は 2019 年 12 月 26 日に実施した。

た⁸²。

表 1-18 了乗坊資料

No.	資料名	時代	収蔵先	備考
1	版木 錦袋不老円	1876 年以前	山伏文化財室	
2	版木 御神薬		〃	
3	版木 彦山製薬		〃	
4	『医療手引草』	1763 年（宝暦 13）	〃	
5	『処方箋』		〃	
6	『薬調合書』		〃	
7	『咳之妙薬』		〃	
8	『灸点図』		〃	
9	薬の調合や病状を記した冊子		〃	
10	『劣斎先生鉤胞秘 蘭斎先生許可秘要』		〃	写本か
11	『解剖学』		〃	写本
12	『傷寒論』		〃	写本
13	『医学質験五種産科発家二巻』			写本か



写真 1-29 版木 錦袋不老円 (No.1)

3. 12. 5 松養坊資料⁸³

松養坊は「中世末の祭祀記録に名前が確認できる坊の一つ」であり〔添田町教育委員会 2016 : 171〕、明治維新前に英彦山内の智室谷から参道筋に移転している。現在も末裔が居住しており、現在の姓は松養である。版木や文書などが残されているが、これらはすべて彦山疵薬という 1 種類の薬に関するものであった。松養坊の文書には、薬を製造した数や販売し

⁸² 添田町の文化財担当者のお話による。

⁸³ 資料調査は 2019 年 9 月 17 日に実施した。

た数等が記されており、ここから製薬・売薬による利益を計算することができる。この詳細については、第6章で検討する。

表 1-19 松養坊資料

No.	資料名	時代	収蔵先	備考
1	版木 疵薬、栄、懷中豫金、定價金壹錢 ⁸⁴	1876 年以降	松養坊	
2	薬袋 彦山疵薬	1876 年以降	〃	
3	薬袋 彦山疵薬		〃	
4	篩		〃	
5	秤		〃	
6	「調剤方法」		〃	2 点
7	「売薬営業免許之証」	1912 年〔明治 45〕	〃	
8	『印紙受払簿』	1912 年	〃	
9	『売薬製造販売帳』	1912 年	〃	
10	『売薬行商鑑札御下附願写』	1917 年（大正 6）	〃	
11	『印紙受拂帳』	1917 年	〃	
12	『売薬製造帳』	1917 年	〃	

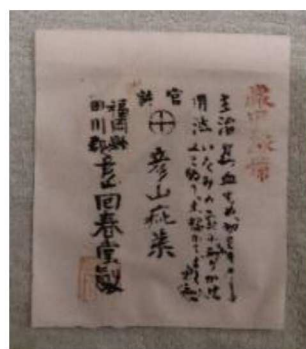


写真 1-30 薬袋 彦山疵薬 (No.2)



写真 1-31 薬袋 彦山疵薬 (No.3)

3. 12. 6 守静坊資料

守静坊は表参道から北側に少し離れた谷あいには所在しており、その建物は 1823 年（文政 6）の大火を免れ、現存する坊の中では最も古いものとされている〔九州歴史資料館 2017：100〕。現在のところ、薬袋の版木 2 点、薬を配布したことが記されている回檀に関する文書 2 点が確認されている（表 1-20）。

⁸⁴ これらの版木はすべて「疵薬」の薬袋に使用されているものである。

表 1-20 守静坊資料

No.	資料名	時代	収蔵先	備考
1	版木 錦袋不老円	1876 年以降	求菩提資料館	
2	版木 女血道薬	1870 年以前	〃	
3	『年中祈祷拵並諸国御札持参覚帳』	1819 年（文政 2）	山伏文化財室	
4	『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』	1843 年（天保 14）	〃	



写真 1-32 版木 錦袋不老円 (No.1)



写真 1-33 版木 女血道薬 (No.2)

長野覺は江戸時代、守静坊では不老円と木香丸を檀家に配薬したと記しているが〔長野 1987：370-371〕、No.1 の版木には「官許」の文字があるため、1876 年（明治 9）以降のものである。さらに木香丸の版木は確認できなかった。No.3 の『年中祈祷拵並諸国御札持参覚帳』、No.4 の『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』は回檀に際し、札等を持ち回る地域やの数等を記した文書である。No.3 では木香丸を、No.4 では不老円を持ち回っていたことがわかる。第 3 章ではこれら資料から、薬の持ち回り方や頒布した地域を検討する。

3.13 西友枝体験交流センターゆいきらら（福岡県）⁸⁵

西友枝体験交流センターゆいきららは、松尾山（福岡県築上郡上毛町）の麓に所在し、地域における活動や都市との交流の拠点となることを目的とした施設である⁸⁶。その一角に松尾山の修験道に関する資料が展示されている。松尾山は標高 475m の山であり、かつては天台宗の修験道場で、一時期、求菩提六峰の 1 つに数えられた。求菩提山の東方に位置し、「薬師瑠璃光浄土」だと考えられ、松尾山医王寺には病を治すといわれる薬師如来像が祀られた。

⁸⁵ 資料調査は 2019 年 6 月 7 日に実施した。

⁸⁶ 上毛町のウェブページによる。https://www.town.koge.lg.jp/soshiki/ohira/2/235.html〔最終閲覧日：2025 年 10 月 10 日〕。

江戸期には英彦山六峰の1つとなり、最盛期は36坊あったとされる〔求菩提資料館 2011 : 21〕。松尾山に残る薬袋の版木は、錦袋不老円の1点のみであり、西友枝体験交流センターゆいきららに収蔵展示されている。版木には「新城唯念」と刻まれている。『友枝手永大庄屋日記』第10集の1868年（慶應4）8月7日の項には⁸⁷〔豊前庶民史研究会 2009 : 68〕、「松尾山年番名前左の通相極候段松高氏より相聞ル」とあり、その後に「新造坊事 辰年当務 新城竹之丞」と記されている。この頃に「新城」という姓を名乗るようになったと考えられる。よって、この版木はこの時期以降のものとみられる。この施設には版木しか残っていないが、後述する中津歴史博物館には、この版木を使って刷ったとみられる紙片が収蔵されている。この薬の効能は20ほどあり、最後に「万病によし」と記されている。



写真 1-34 版木 錦袋不老円

3.14 求菩提資料館（福岡県）

求菩提山は福岡県豊前市に位置する標高 782m の山である。現在では無住の山となっているが、江戸期には 153 軒の坊があったと考えられている〔岡寺 2020 : 48〕。成円坊、瀧蔵坊、岩屋坊などが所持した薬関係の資料は、現在、求菩提山麓に所在する求菩提資料館に収蔵されている（表 1-21）。薬袋・版木・製薬道具の他に、売薬に関する書類なども残っているが、江戸期のものは少なく、大半の資料は近代に入ってからのものである。薬袋の収蔵点数は多いが、どこから出たものであるのか不明の資料も多く、中には求菩提山のものではない資料もみられる。

求菩提山では現在 14 種類の薬が確認されているが、1861 年の『豊後国杵築領内檀家控帳』から、江戸時代に用いられた薬は錦袋不老円と膏薬だけであることがわかる。薬の種類が増

⁸⁷ 『友枝手永大庄屋日記』とは、豊前国上毛郡友枝手永の大庄屋を務めた友枝多左衛門とその養子である友枝角之助の日記である〔豊前市史編纂委員会 1991 : 1455-1456〕。欠落している年もあるが、1842 年（天保 13）から 1872 年（明治 5）までの 31 年間分の日記が残されている。ちなみに手永とは近世細川領（小倉藩・熊本藩）の地方行政単位であり〔松本 1962 : 1〕、郡と村の中間行政区画のことをいう〔野津原町 1980 : 109〕。およそ 20 ヶ村をもって一手永とし、大庄屋を置いた〔豊前古文書を読む会 2001 : 235〕

えたのは、明治に入ってからであることが確認されている⁸⁸。江戸期のものとみられるNo.119の錦袋不老円には、3.13 で取り上げた松尾山の錦袋不老円の効能とよく似た効能が、やはり20ほど記されている。

求菩提山の資料から、明治期の売薬・製薬の状況をうかがい知ることができるが、それについては第5章、第6章で述べる。

表 1-21 求菩提資料館収蔵資料

No.	資料名	時代	備考
1	版木 駆虫丸効能	1876 年以前	岩屋坊
2	版木 錦袋不老円	1868 年以降	〃
3	版木 発明丸	1870 年（明治 3）	〃
4	版木 棒のみ	（不明）	〃
5	版木 合薬入	1868-1870	〃
6	版木 駆虫丸効能	（不明）	〃
7	版木 錦袋不老円	1867 年（慶応 3）	〃
8	版木 健胃丸・熊口丸効能	1868-1876	〃
9	版木 駆虫丸	1876 年以降	〃
10	版木	（不明）	〃
11	版木 窮歸振薬	1868-1876 年	〃
12	版木 効能書	（不明）	〃
13	版木 錦袋不老円効能	（不明）	〃
14	版木 駆虫丸	（不明）	滝蔵坊
15	版木 錦袋不老円	1868 以降	〃
16	版木 駆虫丸	1876 年以降	〃
17	版木 牛馬不老散	1880 年	〃
18	版木 錦袋不老円	1868 年以降	〃
19	印「官許」		〃
20	印「価二銭五厘」		〃
21	薬天秤 ケースと皿		成円坊
22	薬天秤 ケースと棒		〃
23	薬袋 駆虫丸	（不明）	〃
24	薬袋 駆虫丸	（不明）	〃

⁸⁸ 求菩提山の薬袋・版木の年代特定については、注 79 の①～③に加え、④「岩岳山」の文字が見えるものは 1869 年（明治 2）頃～1882 年（明治 15）頃に作られたものと考えられる（この時期、求菩提山は「岩岳山」と改称していた）ことを考慮している。

25	錦袋不老円発売許可写	1876 年（明治 9）	〃
26	薬種注文		〃
27	安効湯の材料と効能		〃
28	売薬検査願		〃（見本か）
29	ヒツノ妙薬他（調合書）		〃
30	鱸谷三臓円他（調合書）		〃
31	消毒丸製法		〃
32	記（調合書）		〃
33	流飲シャクノテン他		〃
34	書付		〃（灸点か）
35	書付		〃（灸点か）
36	書付		〃（薬種）
37	薬調合書		〃
38	『製薬行商日誌簿 第一』	1878 年（明治 11）	〃
39	『売薬行商日誌簿』	1879 年（明治 12）	〃
40	『入薬控帳』	1880 年（明治 13）	〃
41	『売薬行商日誌簿』	1881 年（明治 14）	〃
42	『売薬行商日誌簿 第一』	1882 年（明治 15）	〃
43	『東肥ニ而製薬行商諸費簿 第一』	1882 年（明治 15）	〃
44	『売薬行商日誌簿 第一』	1883・1884 年（明治 16・17）	〃
45	『売薬行商日誌簿』	1883 年（明治 16）	〃
46	『売薬行商日誌簿』	（明治 21 年）	〃
47	『売薬並講社日誌簿』	（明治 22 年）	〃
48	『売薬行商日誌簿』	1884 年（明治 17）	〃
49	『売薬行商日誌簿』	1877 年（明治 10）	〃
50	薬袋 錦袋不老円 岩栄堂	1876 年以降	〃 46 点
51	錦袋不老円 免許 売薬営業所		〃
52	薬袋 錦袋不老円 緒方製	1869 年以降	〃 8 点
53	薬袋 錦袋不老円 雲隣製	1869-1870 年	〃
54	薬袋 錦袋不老円 雲隣製（手書き）	1869-1870 年	〃
55	薬袋 錦袋不老円	1883 年頃	〃 3 点

56	薬袋 錦袋不老円 (印紙有)	1883 年以降	〃 11 点
57	薬袋 錦袋不老円 廣澤製	1883 年以降	〃
58	薬袋 錦袋不老円 緒方製應	1876 年以降	〃 2 点
59	薬袋 錦袋不老円 緒方製應 (手書き)	1876 年以降	〃
60	薬袋 錦袋不老円 緒方製應 (手書き)	1876 年以降	〃
61	薬袋 牛馬不老散 緒方製	1883 年以降	〃 7 点
62	薬袋 牛馬不老散 緒方鎮	1883 年以降？	〃 16 点
63	薬袋 牛馬不老散 緒方慶寿	1883 年以降	〃 4 点
64	薬袋 牛馬不老散 緒方慶寿	1883 年以降	〃 6 点
65	薬袋 驅虫丸	1876 年以前	〃 28 点
66	神明毒消丸	1883 年以降	〃 2 点
67	疥癬請合御湯薬他		
68	『見聞録』		
69	『明治十五年第一日記覚帳』	1882 年 (明治 15)	
70	『明治十六年第一日記覚帳』	1883 年 (明治 16)	
71	『明治十七年第一日記覚帳』	1884 年 (明治 17)	
72	『明治十八年勉強遊歩諸簿』	1885 年 (明治 18)	
73	写 驅虫丸免許	1876 年 (明治 9)	
74	壳薬行商鑑札御願 一式	明治	
75	壳薬行商鑑札願 一式	明治	
76	薬袋 健胃丸	1876 年以前	75 点
77	薬袋 健胃丸	1876 年以前	
78	薬袋 窮歸振薬	1868～1876 年	57 点
79	薬袋 驅虫丸	不明	47 点
80	薬袋 熊口丸	1868 年以降	8 点
81	薬袋 牛馬不老散	1883 年以降	3 点
82	薬袋 牛馬不老散 + 錦袋不老 円	不明	
83	薬袋 錦袋不老円	1867-1868 年	23 点
84	薬袋 錦袋不老円	1868 年以降	2 点
85	薬袋 錦袋不老円	1869 年以降	3 点
86	薬袋 錦袋不老円	1876 年以降	
87	薬袋 錦袋不老円	1876 年以降	2 点

88	薬袋 駆虫丸	不明	
89	薬袋 山田振薬		求菩提の売薬ではない
90	薬袋 正綿丸		求菩提の売薬ではない
91	薬袋 神秘膏	1868-1876 年	
92	薬袋 夢想膏	1870 年以前	
92	薬袋 窮婦湯		求菩提のものであるか不明
94	薬袋 発明丸	1870 年	
95	薬袋 合薬入	1869-1870 年	39 点
96	第七八大区薬入替記	明治	表紙のみ
97	薬袋 製薬入	1869 年以降	2 点（置き袋）
98	広告 蒼龍丸		求菩提の売薬ではない
99	合薬品々入		築上郡椎田町（求菩提の売薬ではない）
100	薬の効能		2 点
101	健胃丸の功能 他		3 点
102	薬袋 牛馬不老散	1883 年以降	
103	病		
104	賣薬営業者鑑札書替方	1882 年（明治 15）	西之坊
105	医師試験に関する事	1883 年（明治 16）	西之坊
106	薬売上表		3 点
107	薬袋？		
108	薬袋 合薬入	1867-1870 年	（置き袋）
109	医道重宝記		
110	『製薬價年未仕詰勘定帳』	1881 年（明治 14）	
111	薬袋 駆虫丸	1876 年以前	26 点
112	薬袋 熊口丸	1868-1876 年	
113	薬袋 健胃丸	1876 年以前	
114	薬袋 駆虫丸	1876-1883 年	23 点
115	薬袋 駆虫丸	1876-1883 年	7 点
116	薬袋 駆虫丸	1876-1883 年	17 点
117	薬袋 駆虫丸	1876-1883 年	2 点
118	駆虫丸書付		
119	薬袋 錦袋不老円	1868 年以前	
120	薬袋 駆虫丸	1876 年-1883 年	8 点
121	薬袋 駆虫丸	1876 年-1883 年	2 点

122	薬袋 駆虫丸	1876 年以前	7 点
123	薬袋 熊口丸	1868 年～1876 年	23 点
124	薬袋 駆虫丸	1876 年以前	10 点
125	薬袋 駆虫丸	1876 年～1866 年	9 点
126	薬袋 駆虫丸	不明	
127	薬袋 駆虫丸	1876～1883 年	
128	駆虫丸免許写	1876 年（明治 9）	
129	薬袋 健胃丸	1876 年以前	
130	薬袋 合薬入	1870 年以前	2 点（置き袋）
131	薬袋 合薬入	不明	2 点（置き袋）
132	薬袋 合薬入	1870 年以前	（置き袋）
133	薬袋 不老円	1876 年以前	
134	薬の調合割合		2 点
135	書付		
136	薬袋 不老円		
137	薬袋 不老円	1867 以前	3 点
138	薬袋 窮歸振薬	1867～1876 年	6 点
139	薬袋 健胃丸	1876 年以前	2 点
140	『豊後大分郡村々宿控』	1864 年（元治元）	成円坊
141	『豊後国大分郡植田庄宿手控』		〃
142	『山鹿郡宿控帳』	1819 年（文政 2）	〃
143	『豊後国杵築領・日出領檀家控帳』	1864 年（元治元）	常秀坊
144	妙法呪詛		
145	人參龍眼肉円広告		



写真 1-35 版木 錦袋不老円（No.7）



写真 1-36 薬袋 錦袋不老円（No.119）

3.15 中津市歴史博物館（大分県）⁸⁹

中津市歴史民俗資料館には表 1-22 の資料が収蔵されている⁹⁰。

表 1-22 中津市歴史博物館収蔵資料

No.	資料名	時代	備考
1	『大江雲沢入門帳』	弘化年間（1845-1848）-1875 年（明治 8）	
2	薬袋 錦袋不老円	江戸時代	求菩提山
3	錦袋不老円		松尾山

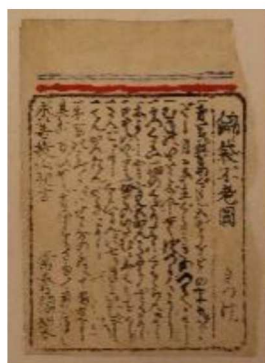


写真 1-37 薬袋 錦袋不老円 (No.2)

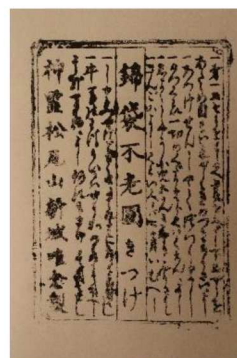


写真 1-38 錦袋不老円 (No.3)

No.1 は大江雲沢という医者に入門した者の名簿であるが⁹¹、その中に求菩提山出身の常磐加志馬という者が含まれていた⁹²。No.2 の錦袋不老円は、求菩提山と記載のある錦袋不老円の薬袋であるが、求菩提資料館が収蔵していない種類のものであった。No.3 は 3.13 であげた松尾山の版木を使って印刷されている⁹³。

⁸⁹ 資料調査は 2021 年 5 月 26 日に実施した。

⁹⁰ No.1 は中津市歴史博物館の分館である大江医家史料館に保管されている。No.2、3 は中津市歴史博物館の所蔵である。

⁹¹ 大江雲沢（1822 年-1899 年）は中津藩医大江玄明の子に生まれ、1841 年（天保 12）より華岡青洲の弟に医学を学んだ医者である〔川瀧 2001：16〕。

⁹² 『第六大区三小区 鳥井畑村内岩嶽山戸籍』によると、常磐加志馬は求菩提山常秀坊の住人であり、1860 年（万延元）の生まれである。大江雲沢には 1872 年（明治 5）に入門している。1881 年（明治 14）の売薬行商鑑札願には常磐加志馬の名があり、求菩提山で売薬を行っていたことがわかる。しかしそれ以外の記録はなく、医者になったのかについても不明である。

⁹³ この資料は、薬袋の形をなしていない。

3.16 高千穂町歴史民俗資料館（宮崎県）⁹⁴

高千穂町歴史民俗資料館は高千穂町コミュニティセンターに併設された資料館である。ここには表 1-23 の資料が収蔵されている。

表 1-23 高千穂町歴史民俗資料館収蔵資料

No.	資料名	時代 ⁹⁵	備考
1	薬袋 膽丸	近代か	
2	薬袋 錦袋子	近代か	
3	薬袋 牛王一角丸	近代か	
4	薬袋 一粒丸	近代か	

4 種類の薬袋が確認されたが、いずれも「知新堂」の文字が入っている。同時にNo.1、2、4 には「日州延陵」と記されているが、高千穂町歴史民俗資料館の職員によると、ここから知新堂は延岡の薬局であったと考えているとのことである。これらの資料の旧蔵者は、元医者であったそうだが、これら薬を患者に処方したのか、自分で用いたのか、はっきりしないとのことであった。以上から、修験道に関わった薬ではないとみられる。

3.17 延岡市役所北浦町総合支所北浦公民館⁹⁶

延岡市役所北浦町総合支所北浦公民館（以下北浦公民館）は延岡市北浦町に所在している⁹⁷。北浦公民館には薬関係の資料として、表 1-24 の資料が収蔵されている。

表 1-24 北浦公民館収蔵資料

No.	資料名	時代	備考
1	版木 錦袋不老円	1876 年以降	
2	版木 錦袋不老円	1876 年以降	藤岡覚次郎製

⁹⁴ 資料調査は 2025 年 3 月 18 日に実施した。

⁹⁵ 時代特定は高千穂町歴史民俗資料館の職員による。

⁹⁶ 資料調査は 2025 年 3 月 19 日に実施した。

⁹⁷ 北浦町は 2006 年に延岡市と合併をしている。「延岡市史」

<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/uploaded/attachment/4385.pdf#page=9>（最終閲覧日 2025. 10. 11）



写真 1-39 版木 錦袋不老円 (No.1)



写真 1-40 版木 錦袋不老円 (No.2)

その他、北浦公民館では表 1-24 にあげた薬の版木以外、牛王宝印の版木（1 点）⁹⁸、「英彦山神社」と彫刻された版木（2 点）、「英彦山御祈祷札」と彫刻された版木（2 点）、「正哉勝勝速日天忍骨尊」と彫刻された版木（1 点）、「正哉吾勝勝速日天忍骨尊」と彫刻された版木（2 点）⁹⁹、開運御守の版木、諸難退除御守の版木、初穂に関する版木、算木、「宮野口神社祈祷口印」と彫刻された印、初穂の神納に関すると思われる版木も薬の版木とともに残されている。

延岡市の文化財担当者によると、これら一連の資料について、詳細は分からないということである。しかし、これら資料が収蔵された当時に作成したとみられる説明板には、某家に「寄寓していた藤岡坊が使用したもの」という説明がなされている。よって収蔵されているこれら資料はすべて、英彦山関係のものであるとみられる。薬袋の版木は 2 点とも錦袋不老円であるが、「官許」の文字があり、1876 年以降のものであった。なお、製造元について、No.1 は「福岡県豊前田川 製」となっており、「田川」の後ろが切り取られている。一方、No.2 では「福岡県豊前英彦山藤岡覚次郎製」となっており、「英彦山」と明記されている。

4 おわりに

以上、全国各地の博物館等における修験道の薬関係資料収蔵状況調査に基づく資料調査の結果をまとめた。この調査から、近世・近代の修験者の手による製薬や薬の頒布の状況を知り得ることのできる文書資料を所蔵する博物館は、非常に限られているということがわかる。資料を収蔵している施設で、薬の原料や効能、薬を作る過程、そうしてできた薬を修験者たちがどのように人々に渡していたのかといった、薬全般に関して網羅的に検討できるほどの質・量ともに充実した資料を所蔵する施設は非常に少なかった。中には修験道関係

⁹⁸ 牛王宝印版木のデザインは、『英彦山—神仏と人と自然と—』に紹介されているものと同じであった〔九州歴史資料館 2017 : 95、97〕。

⁹⁹ 英彦山は北岳・中岳・南岳の三峰が信仰の対象となっており、それぞれに天忍穂耳命・伊邪那美命・伊邪那岐命が宿していると考えられている〔松川 2017 : 70〕。ちなみに天忍骨尊は天忍穂耳命と同じ神である〔天本 1983 : 72〕。

のものであるか不明のものもあり、加えて修験道関係の資料であると回答されている資料も、本当にそうであるのか現時点で判断が難しいものもある。出羽三山が所在する山形県、吉野山が所在する奈良県、立山が所在する富山県においては、いずれも修験道で有名な地域であることから、日本博物館協会や全国歴史民俗系博物館協議会に加盟しない博物館も調査対象に含め、アンケート調査を依頼した。しかし、資料を所蔵していると回答した博物館はほとんどなかった。これまで調査をした限りでは、修験者による製薬・売薬の仕方などを行うかがい知ることのできる資料を有するのは、求菩提山・英彦山のみであった¹⁰⁰。さらに江戸時代において、薬がどのように人々に渡されていたのかを明らかにできる資料は、英彦山の守静坊文書を除いてほぼ見ることができなかった。そこで、本研究では求菩提山・英彦山を中心に分析していく。

加えて、この調査により、江戸時代に用いられた修験道の薬の大半は、狭山市立博物館を除き、1種類から数種類程度とあまり種類が多くなく、効能も何にでも効く万能薬であることが判明した。求菩提資料館には多くの版木・薬袋が収蔵されているが、大半は明治時代のものであり、やはり江戸時代の使用が確認できたのは、膏薬と万能薬であった不老円であった。以下表 1-25 に、製薬・売薬された時代が江戸時代であり¹⁰¹、かつ効能が記載されている薬をあげる。江戸時代の修験道の薬の多くは、人々の症状によって処方されるような薬ではなかったことが推測される。

表 1-25 調査で確認できた江戸時代の薬とその効能

No.	薬名	効能	所蔵
1	保童消積丸	大人の癰・痞え・小児の病いづれにも 他	狭山市立博物館
2	正気妙積湯	小児虫・癰・痞え・胸腹痛み 他	〃
3	家伝妙血散	産後・血のぼり・気付け・吐血・下血・血止め・頭痛・めまい・胸痛・腹痛・婦人一切の病・小児一切の病・疳・虫 他	〃
4	はやめの薬	難産・後産・産婦用心 他	〃
5	血之薬	産前産後の諸病・血ふるい・さむけ・熱・気付け・頭痛・めまい 他	〃
6	解毒丸	食傷・傷・虫・積・胸腹張痛	〃
7	桑山万病円	霍乱、虫下し 他	〃
8	人参清血散	産前産後・血の道・頭痛・めまい・立くらみ・切り傷・産前産後・気のつき・だるい・痔 他	袖ヶ浦市郷土博物館

¹⁰⁰ 甲賀市には充実した資料が残されているが、その多くは近代の製薬会社成立の状況を示すものであったため、本稿では考察の対象外とする。

¹⁰¹ No.11～18 の英彦山の薬は、明治期のものである可能性もある。

9	木歸命丸	食傷・胸の痞え・腹の痛み・虫癩・風邪・下り腹・驚風・五疳・血の道・夜泣き・頭痛・霍乱・気付け 他	〃
10	阿蘭陀五香湯	産前産後・血の道・古血の滞り・頭痛・めまい・立くらみ・金そう・切り傷・腫物・打ち身・霍乱・暑気あたり・腹のこわり・熱・寝冷え・喘息・癩・痞え・気の付き・耳鳴り・疝気・寸白・足腰の冷え・淋病・痔・熱の滞り・風邪ひき・食進まず・口中の痛み・熱さまし・のぼせ・疱疹麻疹の跡 他	柏崎市立博物館
11	錦袋不老湯	産前産後・血の水・風邪・おこり・落馬打ち身	山伏文化財室(高田家))
12	目の薬	痛治する	〃
13	錦袋不老丹	気血を巡らす・五臓をととのえる・上気をくだす・血の道・めまい・立くらみ・下り腹・きつけ・船酔い・酒酔い・小児五疳・驚風・産後・口中の痛み 他	英彦山修験道館(増了坊)
14	錦袋不老湯	産前産後・落馬打ち身・血の道他	〃
15	神仙金龍丸	気付・大人小児万病・牛馬の病	〃
16	啓脾木香丸	大人小児腹一切	〃
17	交寿薬	打ち身・切り傷	〃
18	錦袋不老丹	気血を巡らす・五臓をととのえる・上気をくだす・血の道・めまい・立ちくらみ・下り腹・船酔い・酒酔い・瘡・小児五疳・驚風・産後・口中の痛み 他	山伏文化財室(了乗坊)
19	錦袋不老丹	きつけ・気血を巡らす・五臓をととのえる・上気をくだす・目まい・立くらみ・癩・頭痛・下り腹・霍乱・食傷・小児五疳・驚風・歯の痛み・産後・癲癇・痰咳・火傷・毒虫に刺される・獣にくわれる・牛馬の患 他	求菩提資料館
20	錦袋不老丹	きつけ・毒けし・気のつき・めまい・立くらみ・食傷・霍乱・小児五疳・驚風・血の道・産後・万病・牛馬	〃
21	錦袋不老丹	きつけ・気血を巡らす・五臓をととのえる・上気をくだす・目まい・立くらみ・胸の痛み・癩・頭痛・下り腹・霍乱・食傷・小児五疳・驚風・口中の痛み・歯の痛み・産後・癲癇・痰・咳・牛馬の患 他	中津市歴史博物館

参考資料 1 修験道の薬関係資料収蔵状況調査の回答状況¹⁰²

No.	所在	館名	No.	所在	館名
1	青森県	青森県立郷土館	2	青森県	六ヶ所村立郷土館
3	青森県	弘前市立博物館	4	青森県	三沢市歴史民俗資料館
5	青森県	深浦町歴史民俗資料館・美術館	6	青森県	八戸市博物館
7	青森県	八戸市南郷歴史民俗資料館	8	岩手県	一関市博物館
9	岩手県	もりおか歴史文化館	10	岩手県	遠野市立博物館
11	岩手県	花巻市博物館	12	岩手県	釜石市郷土資料館
13	岩手県	住田町民俗資料館	14	岩手県	宮古市北上山地民俗資料館
15	岩手県	矢巾町歴史民俗資料館	16	岩手県	岩手県立博物館
17	岩手県	盛岡市都南歴史民俗資料館	18	岩手県	大船渡市立博物館
19	岩手県	北上市立博物館	20	岩手県	碧祥寺博物館
21	宮城県	東北大学総合学術博物館	22	宮城県	仙台市博物館
23	宮城県	仙台市歴史民俗資料館	24	宮城県	鹽竈神社博物館
25	宮城県	七ヶ宿町水と歴史の館	26	宮城県	東北歴史博物館
27	宮城県	亘理町立郷土資料館	28	秋田県	小坂町立総合博物館郷土館
29	秋田県	にかほ市象潟郷土資料館	30	秋田県	本荘郷土資料館
31	秋田県	横手市雄物川郷土資料館	32	秋田県	ノースアジア大学 雪国民俗館
33	秋田県	秋田県立博物館	34	秋田県	男鹿市若美ふるさと資料館
35	山形県	上山市立上山城	36	山形県	致道博物館
37	山形県	出羽三山歴史博物館	38	山形県	山形県郷土館「文翔館」
39	山形県	山形県立博物館	40	山形県	酒田市立資料館
41	山形県	山形大学附属博物館	42	山形県	いでは文化記念館
43	山形県	庄内町亀ノ尾の里資料館	44	福島県	白河市歴史民俗資料館
45	福島県	須賀川市立博物館	46	福島県	福島県文化財センター白河館
47	福島県	南相馬市博物館	48	福島県	三春町歴史民俗資料館
49	福島県	福島県歴史資料館	50	福島県	福島県立博物館
51	新潟県	相川郷土博物館	52	新潟県	佐渡国小木民俗博物館
53	新潟県	佐渡博物館	54	新潟県	燕市分水良寛史料館
55	新潟県	十日町市博物館	56	新潟県	日本歯科大学新潟生命歯学部 医の博物館
57	新潟県	津南町歴史民俗資料館	58	新潟県	新潟県立歴史博物館
59	新潟県	新潟市歴史博物館	60	新潟県	上越市立歴史博物館

¹⁰² 表中、網掛けをしている施設は、回答を得られなかった施設である。

61	新潟県	柏崎市立博物館	62	新潟県	三条市歴史民俗産業資料館
63	富山県	高岡市福岡町歴史民俗資料館	64	富山県	大楽寺
65	富山県	富山市大山歴史民俗資料館	66	富山県	富山市売薬資料館
67	富山県	滑川市立博物館	68	富山県	魚津歴史民俗博物館
69	富山県	射水市新湊博物館	70	富山県	氷見市立博物館
71	富山県	富山市郷土博物館	72	富山県	富山県〔立山博物館〕
73	富山県	高岡市立博物館	74	石川県	能美ふるさとミュージアム
75	石川県	小松市立博物館	76	石川県	白山市立博物館
77	石川県	石川県立白山ろく民俗資料館	78	石川県	石川県立歴史博物館
79	石川県	金沢くらしの博物館	80	石川県	白山比咩神社宝物館
81	石川県	羽咋市歴史民俗資料館	82	石川県	石動山資料館
83	福井県	高浜町郷土資料館	84	福井県	大野市歴史博物館
85	福井県	越前市武生公会堂記念館	86	福井県	福井市立郷土歴史博物館
87	福井県	福井県立若狭歴史博物館	88	福井県	おおい町暦会館
89	福井県	福井県立歴史博物館	90	茨城県	下妻市ふるさと博物館
91	茨城県	境町歴史民俗資料館	92	茨城県	笠間市立歴史民俗資料館
93	茨城県	高萩市歴史民俗資料館	94	茨城県	坂東郷土館ミュージズ（坂東市立資料館）
95	茨城県	真壁伝承館歴史資料館	96	茨城県	小美玉市玉里史料館
97	茨城県	小美玉市小川資料館	98	茨城県	常陸太田市郷土資料館
99	茨城県	常陸大宮市歴史民俗資料館	100	茨城県	神栖市歴史民俗資料館
101	茨城県	水戸市立博物館	102	茨城県	洗町幕末と明治の博物館
103	茨城県	那珂市歴史民俗資料館	104	茨城県	利根町立歴史民俗史料館
105	茨城県	龍ヶ崎市歴史民俗資料館	106	茨城県	かすみがうら市歴史博物館
107	茨城県	八千代町歴史民俗資料館	108	茨城県	古河歴史博物館
109	茨城県	茨城県立歴史館	110	茨城県	土浦市立博物館
111	茨城県	日立市郷土博物館	112	茨城県	北茨城市歴史民俗資料館 野口雨情記念館
113	栃木県	那須塩原市那須野が原博物館	114	栃木県	芳賀町総合情報館〈知恵の環館〉
115	栃木県	日光市歴史民俗資料館	116	栃木県	栃木市藤岡歴史民俗資料館
117	栃木県	日光山輪王寺宝物殿	118	栃木県	小山市立博物館
119	栃木県	栃木県立博物館	120	栃木県	さくら市ミュージアム-荒井寛方記念館-
121	栃木県	佐野市郷土博物館	122	栃木県	日光二荒山神社宝物館
123	栃木県	芳賀町総合情報館 博物館	124	栃木県	壬生町立歴史民俗資料館

125	群馬県	安中市学習の森 ふるさと学 習館	126	群馬県	中之条町歴史と民俗の博物館 「ミュゼ」
127	群馬県	館林市立資料館	128	群馬県	玉村町歴史資料館
129	群馬県	群馬県立歴史博物館	130	埼玉県	入間市博物館
131	埼玉県	岩槻郷土資料館	132	埼玉県	さいたま市立博物館
133	埼玉県	埼玉県立歴史と民俗の博物館	134	埼玉県	浦和くらしの博物館 民家園
135	埼玉県	さいたま市立浦和博物館	136	埼玉県	狭山市立博物館
137	埼玉県	熊谷市立熊谷図書館 美術・郷 土資料展示室	138	埼玉県	戸田市立郷土博物館
139	埼玉県	行田市郷土博物館	140	埼玉県	坂戸市立歴史民俗資料館
141	埼玉県	春日部市郷土資料館	142	埼玉県	川越市立博物館
143	埼玉県	秩父宮記念三峯山博物館	144	埼玉県	朝霞市博物館
145	埼玉県	三芳町立歴史民俗資料館	146	埼玉県	飯能市立博物館
147	千葉県	国立歴史民俗博物館	148	千葉県	睦沢町立歴史民俗資料館
149	千葉県	成田山霊光館	150	千葉県	鎌ヶ谷市郷土資料館
151	千葉県	袖ヶ浦市郷土博物館	152	千葉県	印西市立印旛歴史民俗資料館
153	千葉県	野田市郷土博物館	154	千葉県	千葉市立郷土博物館
155	千葉県	流山市立博物館	156	千葉県	千葉県立中央博物館
157	千葉県	千葉県立関宿城博物館	158	千葉県	船橋市郷土資料館
159	千葉県	松戸市立博物館	160	千葉県	八千代市立郷土博物館
161	千葉県	浦安市郷土博物館	162	千葉県	木更津市郷土博物館 金のすず
163	東京都	羽村市郷土資料館	164	東京都	五日市郷土館
165	東京都	葛飾区郷土と天文の博物館	166	東京都	アドミュージアム東京
167	東京都	港区立郷土歴史館	168	東京都	荒川区立荒川ふるさと文化館
169	東京都	國學院大學博物館	170	東京都	白根記念渋谷区郷土博物館・文 学館
171	東京都	新宿区立新宿歴史博物館	172	東京都	井草民俗資料館
173	東京都	杉並区立郷土博物館	174	東京都	駒澤大学禅文化歴史博物館
175	東京都	世田谷区立郷土資料館	176	東京都	清瀬市郷土博物館
177	東京都	青梅市郷土博物館	178	東京都	明治大学博物館
179	東京都	足立区立郷土博物館	180	東京都	台東区立下町風俗資料館
181	東京都	大田区立郷土博物館	182	東京都	中野区立歴史民俗資料館
183	東京都	調布市郷土博物館	184	東京都	東村山ふるさと歴史館
185	東京都	東大和市立郷土博物館	186	東京都	八王子市郷土資料館
187	東京都	板橋区立郷土資料館	188	東京都	品川区立品川歴史館

189	東京都	府中市郷土の森博物館	190	東京都	福生市郷土資料室
191	東京都	文京ふるさと歴史館	192	東京都	豊島区立郷土資料館
193	東京都	北区飛鳥山博物館	194	東京都	すみだ郷土文化資料館
195	東京都	目黒区めぐろ歴史資料館	196	神奈川県	大磯町郷土資料館
197	神奈川県	あつぎ郷土博物館	198	神奈川県	茅ヶ崎市文化資料館
199	神奈川県	相模原市立博物館	200	神奈川県	川崎市大山街道ふるさと館
201	神奈川県	横浜市歴史博物館	202	神奈川県	横浜開港資料館
206	神奈川県	平塚市博物館	204	神奈川県	川崎市市民ミュージアム
205	神奈川県	神奈川県立歴史博物館	206	神奈川県	はだの歴史博物館
207	神奈川県	横須賀市自然・人文博物館	208	神奈川県	愛川町郷土資料館
209	山梨県	ミュージアム都留	210	山梨県	山梨県立博物館
211	山梨県	富士博物館	212	山梨県	津金学校
213	山梨県	中央市豊富郷土資料館	214	山梨県	身延山宝物館
215	山梨県	都留市尾県郷土資料館	216	山梨県	ふじさんミュージアム
217	長野県	安曇野市豊科郷土博物館	218	長野県	上田市立博物館
219	長野県	駒ヶ根市立博物館	220	長野県	塩尻市立平出博物館
221	長野県	諏訪市博物館	222	長野県	高森町歴史民俗資料館
223	長野県	田中新左エ門・辨蔵記念館	224	長野県	茅野市八ヶ岳総合博物館
225	長野県	長野県立博物館	226	長野県	松本市立博物館
227	長野県	蓑輪町郷土博物館	228	長野県	いいづな歴史ふれあい館
229	長野県	長野県立歴史館	230	長野県	高山村歴史民俗資料館
231	長野県	市立大町山岳博物館	232	長野県	飯島町歴史民俗資料館
233	長野県	南木曾町博物館	234	長野県	長野市立博物館
235	長野県	千曲市さらしなの里歴史資料館	236	長野県	軽井沢町歴史民俗資料館
237	長野県	茅野市八ヶ岳総合博物館	238	長野県	中野市立博物館
239	長野県	伊那市立高遠町歴史博物館	240	岐阜県	岐阜県博物館
241	岐阜県	下呂温泉合掌村	242	岐阜県	関ヶ原町歴史民俗資料館
243	岐阜県	内藤記念くすり博物館	244	岐阜県	飛騨民俗村 飛騨の里
245	岐阜県	下呂ふるさと歴史記念館	246	岐阜県	可児郷土歴史館
247	岐阜県	みのかも文化の森	248	岐阜県	山県市歴史民俗資料館
249	岐阜県	揖斐川歴史民俗資料館	250	岐阜県	大垣市歴史民俗資料館
251	岐阜県	上石津郷土資料館	252	岐阜県	飛騨高山まちの博物館
253	岐阜県	岐阜市歴史博物館	254	静岡県	島田市博物館
255	静岡県	浜松市博物館	256	静岡県	富士山かぐや姫ミュージアム

					(富士市立博物館)
257	静岡県	伊豆の国市郷土資料館	258	静岡県	三島市郷土資料館
259	静岡県	沼津市明治史料館	260	静岡県	伊豆市資料館
261	静岡県	藤枝市郷土博物館・文学館	262	静岡県	熱海市立伊豆山郷土資料館
263	静岡県	静岡県富士山世界遺産センター	264	静岡県	裾野市立富士山資料館
265	静岡県	沼津市歴史民俗資料館	266	静岡県	ふじのくに茶の都ミュージアム
267	静岡県	三島市郷土資料館	268	静岡県	焼津市歴史民俗資料館
269	愛知県	安城市歴史博物館	270	愛知県	大口町歴史民俗資料館
271	愛知県	蒲郡市博物館	272	愛知県	刈谷市歴史博物館
273	愛知県	北名古屋市歴史民俗資料館 昭和日常博物館	274	愛知県	田原市博物館
275	愛知県	豊田市郷土資料館	276	愛知県	豊川市桜ヶ丘ミュージアム
277	愛知県	江南市歴史民俗資料館	278	愛知県	知多市歴史民俗博物館
279	愛知県	半田市立博物館	280	愛知県	一宮市博物館
281	愛知県	名古屋市博物館	282	愛知県	豊橋市美術博物館
283	愛知県	愛西市佐織歴史民俗資料室	284	愛知県	みよし市立歴史民俗資料館
285	愛知県	新城市設楽原歴史資料館	286	愛知県	一宮市尾西歴史民俗資料館
287	愛知県	蟹江町歴史民俗資料館	288	愛知県	弥富市歴史民俗資料館
289	三重県	松阪市立歴史民俗資料館	290	三重県	桑名市博物館
291	三重県	三重県総合博物館	292	三重県	亀山市歴史博物館
293	三重県	四日市市立博物館	294	三重県	愛洲の館
295	三重県	志摩市歴史民俗資料館	296	三重県	鈴鹿市文化スポーツ部文化財課
297	三重県	朝日町歴史博物館	298	三重県	高田本山専修寺宝物館
299	滋賀県	愛荘町立歴史文化博物館	300	滋賀県	多賀町立博物館
301	滋賀県	栗東歴史民俗博物館	302	滋賀県	滋賀大学経済学部附属史料館
303	滋賀県	草津市立草津宿街道交流館	304	滋賀県	米原市伊吹山文化資料館
305	滋賀県	近江八幡市立資料館	306	滋賀県	湖南市東海道石部宿歴史民俗資料館
307	滋賀県	甲賀市くすり学習館	308	滋賀県	甲賀市土山歴史民俗資料館
309	滋賀県	甲賀市甲南ふれあいの館	310	滋賀県	大津市歴史博物館
311	京都府	京都府立山城郷土資料館	312	京都府	南丹市立文化博物館
313	京都府	宇治市歴史資料館	314	京都府	城陽市歴史民俗資料館
315	京都府	与謝野町立三河内郷土資料室	316	京都府	向日市文化資料館
317	京都府	亀岡市文化資料館	318	京都府	京都府京都文化博物館

319	京都府	京都府立丹後郷土資料館	320	京都府	京都佛立ミュージアム
321	京都府	鞍馬山霊宝殿（鞍馬山博物館）	322	大阪府	泉佐野市立歴史館いずみさの
323	大阪府	大阪府立狭山池博物館	324	大阪府	関西大学博物館
325	大阪府	大阪歴史博物館	326	大阪府	大東市立歴史民俗資料館
327	大阪府	四條畷市立歴史民俗資料館	328	大阪府	小谷城郷土館
329	大阪府	八尾市立歴史民俗資料館	330	大阪府	大阪市立住まいのミュージアム 大阪くらしの今昔館
331	大阪府	茨木市立文化財資料館	332	大阪府	柏原市立歴史資料館
333	大阪府	堺市博物館	334	大阪府	吹田市立博物館
335	大阪府	大阪商業大学商業史博物館	336	大阪府	東大阪市立郷土博物館
337	大阪府	池田市立歴史民俗資料館	338	大阪府	和泉市いずみの国歴史館
339	大阪府	犬鳴山修験道資料館	340	兵庫県	尼崎市立歴史博物館
341	兵庫県	小野市立好古館	342	兵庫県	妙見山資料宝物館
343	兵庫県	上郡町郷土資料館	344	兵庫県	西脇市郷土資料館
345	兵庫県	赤穂市立歴史博物館	346	兵庫県	赤穂市立民俗資料館
347	兵庫県	豊岡市立歴史博物館 但馬国 府・国分寺館	348	兵庫県	伊丹市立博物館
349	兵庫県	宍粟市歴史資料館	350	兵庫県	福崎町立神崎郡歴史民俗資料館
351	兵庫県	播磨町郷土資料館	352	兵庫県	西宮市立郷土資料館
353	兵庫県	太子町立歴史資料館	354	兵庫県	洲本市立淡路文化史料館
355	兵庫県	たつの市立龍野歴史文化資料 館	356	兵庫県	兵庫県立歴史博物館
357	兵庫県	財団法人武井報效会百耕資料 館	358	兵庫県	明石市立文化博物館
359	兵庫県	神戸市立博物館	360	兵庫県	加古川総合文化センター
361	奈良県	奈良県立民俗博物館	362	奈良県	十津川村歴史民俗資料館
363	奈良県	奈良大学博物館	364	奈良県	安堵町歴史民俗資料館
365	奈良県	香芝市二上山博物館	366	奈良県	葛城市歴史博物館
367	奈良県	歴史に憩う橿原市博物館	368	奈良県	三光丸クスリ資料館
369	奈良県	山上ヶ岳歴史博物館	370	奈良県	天川村立資料館
371	奈良県	宇陀市歴史文化館「葉の館」	372	和歌山県	和歌山県立博物館
373	和歌山県	和歌山市立博物館	374	和歌山県	田辺市立歴史民俗資料館
375	和歌山県	新宮市立歴史民俗資料館	376	和歌山県	和歌山大学紀州経済史文化史研 究所
377	和歌山県	熊野那智大社宝物殿	378	和歌山県	高野山霊宝館

379	鳥取県	北栄みらい伝承館	380	鳥取県	鳥取市あおや郷土館
381	鳥取県	鳥取県立博物館	382	鳥取県	米子市立山陰歴史館
383	鳥取県	鳥取市歴史博物館	384	鳥取県	倉吉博物館
385	鳥取県	鳥取県立大山自然歴史館	386	鳥取県	大山寺宝物館
387	島根県	安来市立歴史資料館	388	島根県	松江歴史館
389	島根県	津和野町郷土館	390	島根県	出雲大社宝物殿
391	島根県	出雲文化伝承館	392	岡山県	五流博物館
393	岡山県	高梁市歴史美術館	394	岡山県	津山洋学資料館
395	岡山県	笠岡市立郷土館	396	岡山県	津山郷土博物館
397	岡山県	岡山県立博物館	398	岡山県	岡山シティミュージアム
399	広島県	庄原市歴史民俗資料館	400	広島県	福山市鞆の浦歴史民俗資料館
401	広島県	安芸高田市歴史民俗博物館	402	広島県	広島市郷土資料館
403	広島県	福山市神辺歴史民俗資料館	404	広島県	福山市しんいち歴史民俗博物館
405	広島県	広島県立歴史民俗資料館	406	広島県	大田庄歴史館
407	広島県	廿日市市宮島歴史民俗資料館	408	広島県	広島県立歴史博物館
409	広島県	広島大学総合博物館	410	広島県	世羅町教育委員会
411	山口県	山口市歴史民俗資料館	412	山口県	下関市立豊北歴史民俗資料館
413	山口県	下関市立歴史博物館	414	山口県	光市文化センター
415	山口県	周防大島文化交流センター	416	山口県	岩国徴古館
417	山口県	山口県立山口博物館	418	山口県	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム
419	山口県	周防大島町久賀歴史民俗資料館	420	山口県	山陽小野田市歴史民俗資料館
421	山口県	萩博物館	422	山口県	山口市小郡文化資料館
423	徳島県	東みよし町立歴史民俗資料館	424	徳島県	徳島県立博物館
425	徳島県	徳島県立鳥居龍蔵記念博物館	426	徳島県	松茂町歴史民俗資料館
427	香川県	坂出市郷土資料館	428	香川県	高松市歴史資料館
429	香川県	高松市香南歴史民俗郷土館	430	香川県	香川県立ミュージアム
431	香川県	瀬戸内海歴史民俗資料館(香川県立ミュージアム分館)	432	香川県	鎌田共済会郷土博物館
433	香川県	多度津町立資料館	434	香川県	丸亀市立資料館
435	愛媛県	西条市立小松温芳図書館・郷土資料展示室	436	愛媛県	西条市立東予郷土館
437	愛媛県	大洲市河辺歴史民俗資料館	438	愛媛県	愛媛県歴史文化博物館
439	愛媛県	内子町歴史民俗資料館 商い	440	愛媛県	大洲市立博物館

		と暮らし博物館			
441	愛媛県	大山祇神社宝物館	442	愛媛県	乗禅寺宝物館
443	愛媛県	八幡浜市民ギャラリー・郷土資料室	444	高知県	高知県立歴史民俗資料館
445	高知県	佐川町立青山文庫	446	高知県	高知県立高知城歴史博物館
447	福岡県	芦屋町歴史民俗資料館	448	福岡県	筑紫野市歴史博物館
449	福岡県	有馬記念館	450	福岡県	行橋市歴史資料館
451	福岡県	糸島市立伊都国歴史博物館	452	福岡県	糸島市立志摩歴史資料館
453	福岡県	市民ミュージアム 大野城心のふるさと館	454	福岡県	香春町歴史資料館
455	福岡県	福岡市博物館	456	福岡県	九州大学総合研究博物館
457	福岡県	北九州市立自然史・歴史博物館 (いのちのたび博物館)	458	佐賀県	徐福長寿館
459	佐賀県	佐賀県立博物館	460	佐賀県	佐賀市歴史民俗館
461	佐賀県	有田町歴史民俗資料館	462	佐賀県	中富記念くすり博物館
463	佐賀県	武雄市図書館・歴史資料館	464	長崎県	平戸市生月町博物館・島の館
465	長崎県	長崎県対馬歴史研究センター	466	長崎県	南島原市口之津歴史民俗資料館
467	長崎県	大村市歴史資料館	468	長崎県	長崎歴史文化博物館
469	長崎県	佐世保市博物館島瀬美術センター	470	長崎県	松浦史料博物館
471	熊本県	熊本市塚原歴史民俗資料館	472	熊本県	八代市立博物館未来の森ミュージアム
473	熊本県	玉名市立歴史博物館ころもピア	474	熊本県	天草市立本渡歴史民俗資料館
475	熊本県	熊本市立熊本博物館	476	熊本県	熊本県文化企画課松橋収蔵庫
477	熊本県	和水町歴史民俗資料館	478	熊本県	肥後の里山ギャラリー
479	熊本県	八代市立博物館未来の森ミュージアム	480	熊本県	山鹿市立博物館
481	大分県	大分県立歴史博物館	482	大分県	中津市歴史博物館
483	大分県	耶馬溪風物館	484	大分県	佐伯市歴史資料館
485	大分県	大分市歴史資料館	486	宮崎県	高千穂町コミュニティセンター
487	宮崎県	小村記念館	488	宮崎県	宮崎県総合博物館
489	宮崎県	都城歴史資料館	490	宮崎県	宮崎市生目の杜遊古館
491	鹿児島県	ミュージアム知覧	492	鹿児島県	鹿児島大学総合研究博物館
493	鹿児島県	南さつま市歴史交流館金峰	494	鹿児島県	鹿児島県歴史・美術センター黎

					明館
495	鹿児島県	薩摩川内市川内歴史資料館	496	鹿児島県	瀬戸内町郷土館

参考資料2 アンケート調査からの資料収蔵状況

No.	館名	資料名	点数	備考
1	東北歴史博物館	護符（千葉県山倉神社とその別当寺観音寺）	1	現代
2	福島県立博物館	医療関係の典籍	数点	江戸
3	狭山市立博物館	『病相神論』		
		『済民記』		
		版本 漢方薬		
4	飯能市立博物館	万能丸		山岳寺院ではあるが修験道との関連が不明確
5	袖ヶ浦市郷土博物館	人參清血散（版本・薬袋）		江戸
		歸命丸（版本）		江戸
6	福生市郷土資料館	成田山御霊法一粒丸薬包		明治頃
7	北区飛鳥山博物館	王子五香散		大正
		売方御検査願扣		1876年（明治9）
		売薬々味改正願		1881年（明治14）
		売薬秘用		昭和初期
		王子五香散（包）		大正
		王子五香散（内容物）		大正
8	板橋区立郷土資料館	引札等文書・看板・版本・製薬道具・薬等	多数	修験道に関する資料であるか不明
9	荒川区立荒川ふるさと文化館	茯苓（箱入）		石山家所蔵資料（寄託）
10	五日市郷土館	『医道便益和解』八掛舌（木版）		江戸
		疫病退散・ヤカタメその他口伝・写本		江戸
		覚おこりの薬り		江戸
		疫神齊次第（写）		江戸
		病除の法等二付書付		江戸
		痢病除之法（歌）		江戸
		瘡瘡除神札下書か		江戸
		疫病退散その他呪文等二付書付・写		江戸
		むしまぢない他諸まじない		江戸

		覚帳・前欠		
		牛王返大事・難産大事等諸大事書付帳		江戸
		身体の壺等書付帳		江戸
		あぶらうかし・薬まじない・ゆうぎうとき等文書付		江戸
		マグスリ 調合等書付		江戸
		牛頭天王疫神齋 守護（神札版木・表）		江戸
		牛頭天王疫神齋 守護（神札版木・裏）		江戸
		疫神齋 天乃磐戸御祓加持（神札版木） 大己貴命		江戸
11	はだの歴史博物館	薬袋老君神明散		江戸
12	あつぎ郷土博物館	売薬請売願、行商届（売薬）		1897 年（明治 30）
		「銭氏鎮驚丸」 広告		江戸末期か
13	柏崎市立博物館	阿蘭陀五香湯（薬袋版木、効能書版木）		江戸後期
14	大楽寺	文書（調査中）		
		製薬道具（調査中）		
15	小松市立博物館	薬袋人參一粒金 富山県高岡市 山田喜太郎		修験道に関する資料であるか不明
16	岐阜県博物館	書籍・薬箱・製薬道具・写真パネル等		修験道に関する資料であるか不明
17	静岡県富士山世界遺産センター	祈祷札		
18	蒲郡市博物館	引札（金紅丹・人參三蔵圓）		江戸
19	名古屋市博物館	百草製（松原誠一本舗）		明治～大正
		陀羅尼助（阪本清平本舗）		明治～大正
20	東みよし町立歴史民俗資料館	薬研		時代不明
21	米原市伊吹山文化資料館	伊吹百草・伊吹もぐさ等		近現代
		薬研・もぐさの製造機械		現代
		乾燥させた薬草（トウキ・ゲンノショウコ・センブリ）等		

22	甲賀市教育委員会（甲 南図書交流館・くすり 学習館）	薬さじ	1	
		薬さじ	1	
		薬さじ	1	
		売薬行李	1	
		売薬革靴	1	
		売薬靴	1	
		売薬箱	1	
		売薬箱	1	
		桐置薬箱	1	
		桐置薬箱	1	
		御薬品々入	1	
		御薬品々入	1	
		御薬品々入	1	
		ポスター・広告類	1 式	
		薬袋	12	
		薬の出来るまで（冊子）	1	
		帳簿	1	
		薬・薬袋類（缶入）	1 式	
		桂薬店文書一式	1	
		丸薬	1 式	
		薬（箱入）	1	
		薬袋	1 式	
		薬瓶	1 式	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		紅鉢	1	
		紅鉢	1	
		渋紙	1 式	
		トオシ	1	

		トオシ	1	
		トオシ	1	
		トオシ	1	
		ザル	1	
		ザル	1	
		ザル	1	
		ザル	1	
		ザル	1	
		看板	1	
		看板	1	
		看板	1	
		鍋	1	
		竹ベラ	1 式	
		貝製品	1 式	
		カタテ	1	
		カタテ	1	
		カタテ	1	
		丸薬製造用具	1 式	
		薬製造用具	1 式	
		薬製造用具	1 式	
		薬製造用具	1 式	
		版木	1	
		薬瓶	1 式	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		ハリコ	1	
		丸薬調整台 (10 枚)	1 式	
		紙切り板 (薬業用)	1	
		売薬用皮袋	1	

	竹ベラ	1	
	看板	1	
	売薬得意人名簿		
	戻り薬及廃棄薬受払簿		
	〔売薬行商鑑札に関する通達〕		1878 年（明治 11）
	売薬製造高調査ノ件		1913 年（大正 2）
	売薬製造工程簿	3	他に「印紙支払帳」「〔納税ニ付注意事項〕」の 2 点あり
	小児薬王肝涼圓（薬能書）	3	
	そめいさん（薬袋）	3	
	人參五香湯（薬袋）	2	明治
	セメンエン むしくだし（薬袋）	3	明治
	寶丹丸（薬袋）	4	明治
	セメンシイナ虫くだし	5	明治
	萬金丹（薬袋）	7	明治
	開達丸（薬袋）	1	明治
	肝涼圓（薬袋）	1	明治
	せめんえん（薬袋）	1	明治
	せめんえん（薬袋）	1	明治
	せめんえん（薬袋）	1	明治
	せめんえん（薬袋）	1	明治
	せめんえん（薬袋）	8	明治
	せめんえん（薬袋）	7	明治
	小児薬王肝涼圓（薬能書）		
	小児薬王肝涼圓（薬袋）		
	小児かんりょうえん（薬袋）	3	明治
	小児かんむし薬（薬袋）	5	明治
	伊勢朝熊萬金丹（薬袋）	3	明治
	赤玉はら薬（薬袋）	1	昭和
	新セキトール（薬袋）	1	昭和
	金太郎散（薬袋）	1	昭和
	齒頭散（薬袋）	1	昭和
	六神丸（薬）	1	昭和

	のし袋	1	昭和
	龍腦金寶丸（薬袋）	8	明治
	小児薬王肝涼圓（薬袋）	3	明治
	大人小児せめん むしおろし（薬袋）	1	
	萬病感応丸（薬袋）	12	明治
	靈方萬金丹（薬袋）	1	明治
	黃連（薬袋）	1	
	小児薬王肝涼圓（薬能書）	1	江戸
	薬能書	1	江戸
	靈方萬金丹、肝涼圓、實母散（薬袋）	1	明治
	伊勢朝熊萬金丹、萬病感応丸、諸薬（薬袋）	1	明治
	伊勢朝熊萬金丹、萬病感応丸、諸薬（薬袋）	2	明治
	シガパス（薬袋）	1	明治
	ショーキ印（薬袋）	1	明治
	官許かんむし薬福智丸（功能書）	1	明治
	近江甲賀せめんえん	2	明治
	御薬入（薬袋）	2	
	売薬請売御願（安産湯）	1	1882 年（明治 15）
	売薬製造高帳	1	1889 年（明治 22）
	売薬印紙買入并ニ遣払及残高帳	1	1889 年（明治 22）
	行商者渡高帳	1	1889 年（明治 22）
	売捌高・戻り薬・現在高帳	1	1889 年（明治 22）
	益水鎮火人参龍眼肉円（功能書）	1	
	売薬元請ニ売捌覚帳	1	1887 年（明治 20）
	伊吹薬艾 製法所江州奥野嘉右衛門 御初穂料（包紙）		
	その他初穂神納帳、檀家帳、日記など		

23	三光丸クスリ資料館	映像 (DVD)		役小角と陀羅尼助、大峯山に関する物 (2 分程度)
24	米子市立山陰歴史館	弥山禅定浄水器		
25	下関市立豊北歴史民俗資料館	求菩提山・英彦山の祈祷札		薬そのものの資料は修験道に関する物が不明
26	中津市歴史博物館	惣町大帳		
		大江雲沢入門帳		
27	高千穂町コミュニティセンター	膽丸薬袋		江戸
		明治 25 年病氣内裏諸大事写 (文書)		
		薬研		江戸

第2章 宗教者が回檀で用いた薬について―相模大山の事例―

1 はじめに

本章では近世、相模大山の御師たちが行った回檀において¹⁰³、薬がどのように用いられていたのかについて検討する。前章でも述べたように、これまでの筆者の調査で、近世における修験道の回檀資料の中で、修験者が薬をどのように人々に渡していたのか記されたものは非常に少なく、英彦山の守静坊文書の中の2点しか見ることができなかった。しかも守静坊文書の回檀における資料は情報量が少なく、この文書のみからは詳細をうかがうことができない。そこで本章では、近世後期に修験者と同様、回檀・配札を行っていた相模大山の御師たちの資料を検討する。あくまでも大山御師の事例であるが、修験者の回檀時における薬の用いられ方を検討する上で、どのような薬を誰にどのくらい渡していたのかといった、薬の頒布の仕方などが参考になると考える。

大山は神奈川県伊勢原市にある標高1251.7mの山で、文化(1804-1818)・文政年間(1818-1830)、大山寺を中心とした大山信仰は最盛期に達した〔飯田 2016 : 137〕。その信仰を支えたものとして、御師の存在と活動がある〔西垣 1992 : 13-14〕。御師とは、「社寺に所属し、参詣者をその社寺に誘導し、祈祷・宿泊等の便宜をはかる宗教者で、社寺とその崇拝者に介在する信仰伝播者」と規定される〔鈴木 1992 : 93〕。御師は大山に限るものではなく伊勢神宮、石清水八幡などの大社寺に広くみられたものであり、大山の御師は近世以前、修験者として活動していた人であった¹⁰⁴〔西垣 1992 : 14〕。近世以降、御師は大山寺の別当である八大坊と、その下の十一僧寺寺院のもとで、檀家の諸祈願祈祷を大山寺八大坊へと取り次いでいた〔飯田 2016 : 160〕。大山の御師は各地にそれぞれの講中を持ち、講中をまわり、札等を配ることによってそれに対する志を受け取っていた〔西垣 1992 : 14〕。

これまでの大山の回檀についての研究の中で、回檀の際、どのようなものを持ち回っていたのかについて着目しているものがある。浅香幸雄は「大山信仰登山集落形成の基盤」において〔浅香 1979〕、村山坊の回檀の資料のうち、持ち回った品々を1850年(嘉永7)3月の回檀仕入控から述べている。一般講員向として大札・小判(模造)・薬・元結・杓子・はしなど、講元・泊り宿・その他世話人には木札・お守りなどをはじめ大山山内の産物・水産物・江戸からの買入品を携行したことを明らかにしている〔浅香 1979 : 450-452〕。田中宣一は

¹⁰³ 大山では回檀のことを檀廻だんまわりと称していたが〔浅香 1979 : 449〕、本章では原資料に記されている以外は、回檀で統一する。

¹⁰⁴ 大山の御師が修験者であったことは、西垣の他に鈴木章生や飯田隆夫も言及している〔鈴木 1992 : 95、飯田 2016〕。いずれも『新相模国風土記稿』の「師職百六十六軒 多く坂本村に住す、蓑毛村にも住居せり、皆山中に住せし、修験なりしが、慶長十年、命に依りて下山し、師職となれり」を根拠にしている。なお、『新相模国風土記稿』は天保年間(1831-1845)に昌平学地理局で編纂された地誌である〔鈴木 1992 : 95〕。原文は国立国会図書館デジタルコレクション『第日本地誌大系 第38巻 新編相模国風土記稿』による。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1179219/1/66> (最終閲覧日 2025. 2. 28)

「相州大山講の御師と檀家」で〔田中 1992〕、浅香と同じく村山坊の資料から近世末期の回檀と夏山登拝について検討を行っている。回檀の際に持ち回ったものとしては、配布用の大札・小札だけでなく、箸や杓子、団扇、薬等の「土産物を添えていた」とする〔田中 1992 : 70〕。さらにこれらの携行品について、有力檀家やよく参詣に訪れる人には規定の土産のほか、何かを渡していたとしている¹⁰⁵〔同 : 83〕。浅香、田中とも回檀を検討する際に、何を持ち回ったのかを列举し、渡された品が檀家の地位や立場によって違っていたことを示唆している。原淳一郎はやはり村山坊の資料から、都市部（江戸）と農村部の回檀を比較している。回檀時の配布物を分析することにより、江戸と農村では配布物に違いがあるだけではなく、札の種類や札の上包、箸の袋の有無といった格差もあったことを明らかにしている。さらに特定の土産物を配布する先があり、江戸では毎年多額の初穂を奉納するか、講の世話人役を務める家、農村では回檀の際に定宿としている場所であると述べている〔原 2004 : 88〕¹⁰⁶。薬については、高尾親胤家の資料から、正気散、口中薬、膏薬を自ら製造し、檀家に配布していたとしている。薬は江戸檀家には一切配布しておらず、農村部では薬のように入手困難なものや実用品が望まれていたことが分かると述べている〔原 2004 : 88〕。

以上のように、これまでの研究を概観すると、檀家の立場などで渡される品が異なること、檀家に配布された薬は箸や杓子などとともに渡されたものであったとみなされていることがわかる。しかし、いかなる薬がどれほどの檀家に配布されていたのかといった指摘はなされておらず、加えて大山の回檀に関わる資料を見直すと、これ以外の特徴も見ることができる。そこで本章では薬の視点から、これら資料に再検討を加える。近世における回檀で持ち回られる薬は、檀家から希望に応じて渡されるものであったのか、検討していく。

2 相模大山の回檀資料

大山御師たちの回檀の際、札とともに持ち回られた薬について、『伊勢原市史』大山資料編・資料編続大山を用いて検討する〔伊勢原市史編集委員会 1992、1994〕。『伊勢原市史』大山資料編は、江戸時代の大山関係資料のうち、檀家帳・回檀帳・収納帳・土産帳を収録している〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 凡例〕。編集時の調査で対象としたのは 12 軒分 378 点であるが〔同 : 805-820〕、そのうちの 9 軒分 83 点が大山資料編に収録されている。『伊勢原市史』資料編続大山では、縁起、大山事紀、御師活動、寺社の造営、大山講と夏山祭礼、信仰の諸相、幕末の様相、神仏分離、近代の大山など〔伊勢原市史編集委員会 1994 : あとがき〕、216 点が収録されている。

ちなみに回檀帳は、「檀家を廻る時に利用したものであり、それぞれの御師の家にとって

¹⁰⁵ 名主には大札のほかに絵を 1 枚、八寸箸 1~2 膳、杓子 1 本、茶 1 袋、年寄と寺院には大札のほか八寸箸 2 膳、茶 1 袋をそえていた〔田中 1992 : 70〕。なお、年寄がどのような役職であり、名主との違いは何であるのか、明らかではない。

¹⁰⁶ 特定の土産物について、江戸では箸箱類が、農村ではたばこ入類、吸いものわん、盆、黒四ツ椀が配布されていた〔原 2004 : 89〕。

は経営台帳ともいうべき」ものである〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 792〕。回檀先の村名、檀家の主人の名、どこに宿泊したのか、どの檀家に何を配布したのか等が記録されたものである。本章で取り上げる回檀帳の類は、ほぼこのような形式で記されている。

3 回檀で用いられた薬

『伊勢原市史』に掲載されている回檀の資料において、薬は「くすり」「薬」「薬り」「御薬」と表記されているものが大半で、具体的に何の薬であるかわからないものが多い。その中で、高尾親胤・高尾左仲と記されている 1792 年（寛政 4）『宮沢新田 戸倉新田 芋久保新田 檀那帳』では、「万金丹」と 1 か所のみ記されている〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 306〕。万金丹は名主に渡されている。後述するが、この時の回檀では、回檀した家すべてに薬を配布した可能性があるが、その薬については薬名が書かれておらず、何の薬を配布したか不明である。万金丹とわざわざ記していること、名主に渡していることから¹⁰⁷、これは特別に渡されたものであった可能性がある。「長崎や長次郎」と記された 1865 年（慶應元）『下総国村々順達』にも「万金」「万金丹」と記されている¹⁰⁸〔同 1992 : 148-153〕。名主や宿となった家の主人の名の横に、配布された品とみられる「大札・小札・杓子」などととともに「万金・万金丹・万」と記されている。こちらは『宮沢新田 戸倉新田 芋久保新田 檀那帳』とは違い、かなり多くの家に万金丹が渡されたようであるが、村によっては薬を配布されていないところもみうけられる。

その他、具体的な薬名が記されているのは、高尾親胤・高尾左仲と記されている 1842 年（天保 13）『常州檀廻帳』（1）である¹⁰⁹〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 2-30〕。この資料では「口中・膏薬・薬り・口中薬り・くすり」と表記されている。この資料中の中ほどに、「薬り」1930 袋、「口中薬 ^{みはからい}見斗」、「膏薬 見斗」と書かれていることから、「薬」には「口中薬」と「膏薬」と薬名が不明である「薬」の 3 種類が用いられていたことがわかる。同年の『常州檀廻帳』（2）では、「口中薬こうやく」と表記されており〔同 : 31〕、さらに資料の中盤に「正気散 1390 袋、口中薬并膏薬 見斗可申事」とある〔同 : 36〕。（1）（2）は同年でかつ同じ常州の記録であることから、（1）の薬名不明の「薬」は「正気散」であったのではないかと考えられる。高尾左仲の名が記載された 1843 年（天保 14）『檀家軒別名面控帳』では、表紙に「拾六ヶ村并土産物仕入帳、末ニ荒増者記有之、引合取計可申也」と記されている〔同 : 391〕。檀家を記した箇所には「口中」「くすり」という記載しかない。しかも数も少ない。表紙に書かれている通り、この資料の最後には「右札仕入」として、仕入れたと見られる品名とその数が記録されている。ここには「正気散八百五拾枚、——中略——口中薬

¹⁰⁷ この資料には、もう 1 軒名主が記載されているが、こちらには万金丹を渡した記録はない。

¹⁰⁸ 『伊勢原市史』刊行当時のこの資料の持主は内海正志氏であるが、この 2 者の関係は不明である〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 796〕。

¹⁰⁹ 『常州檀廻帳』は同名・同年のものが 2 点あるため、便宜上（1）（2）とする。

三百袋（以下略）」とあるため、正気散と口中薬が持ち回られたとみられる。高尾親胤・左仲では薬について「口中・膏薬・薬り・口中薬り・くすり、口中薬、正気散」といった様々な表記がなされているが、『常州檀廻帳』（2）や『檀家軒別名面控帳』といった資料からみることができるように、「口中薬」・「膏薬」・「正気散」の3つを持ち回っていたと考えられる。同じく高尾親胤の名が記された『檀廻仕入諸事取計控』は、1842年（天保13）と1852年（嘉永5）の回檀に用いるために仕入れた品々の品名と数が記されている〔伊勢原市史編集委員会1994：262-271〕。この中で、1842年と1852年の途中までは、「正気散」「口中薬」「膏薬」と記されているが、1852年の途中からは「正気散」の名は消え、代わりに「正虫散」「消虫散」が登場する。この資料の大半は、回檀のための品に関する記録であるが、資料の冒頭に「膏薬焼方覚」、「口中薬調合覚」、正気散の調合割合が記されている〔大山市史編集委員会1994：262-263〕。膏薬は胡麻油1合につき丹を夏は20匁、冬は18匁である。口中薬は明礬100目に付き、黄柏200目、茄子柄黒焼き50目、正気散は黄柏に小麦柄黒焼きを見合となっている¹¹⁰。この資料の冒頭で「荒増覚 伊賀藤方 右安政二年卯九月廿七日一、黄伯類 壺袋五百目入 但式匁七分五厘 一、焼明はん 壺袋 百目入 但式匁式分」と記されており〔同：262〕、口中薬、正気散に必要な黄柏と明礬を購入したとみられる。しかし、自家製薬であった可能性がある薬はこれらだけである。さらに同資料には「夏廻り檀廻仕入覚」や「春廻り近在札仕入」といった項目があり〔同：263-270〕、札とともに正虫散、口中薬、膏薬といった薬、箸、杓子などの品名が記されている。村山八大夫の名が記された『諸手控』『諸札仕入高控帳』『歳中檀札并仕入物扣帳』でも仕入れ品の中に薬が含まれている〔同：280-281、247-250、254-259〕。

内海輝夫氏が所蔵する1795年（寛政7）の『石尊宮祭礼覚』では、「如神散」・「木香丸」・「玉枢丹」があげられ、原料の割合と効能が記されている〔伊勢原市史編集委員会1994：320-321〕。しかしこれ以上の記述はなく、回檀で配布されていたのか不明である。

増田政子氏が所蔵する1832年（天保3）『下総国 十日市場村々軒別帖』には、頻出する「くすり」の他、「きすくすり」と「きす薬」がそれぞれ1ヶ所ずつ記載されている〔伊勢原市史編集委員会1992：744、746〕。檀家には「くすり」が渡されたことが記載されているが、きず薬はいずれも「当所登山の方へ」と「登山之御方へ」と書かれている。ここから、きず薬は登山をする人に渡したと推測される。

その他、草柳源大夫の名が記された1793年（寛政5）の『武州足立郡檀那帳』では、「薬」とともに「光明丹」という薬名が記されている〔伊勢原市史編集委員会1992：336〕。光明丹はその名称から薬であると考えられるが、「仕入覚」として品名と数を列挙した後「是ハ江戸方仕入可申候、夫方先々ニ而買可申候 右之通無失念仕入可致候、外ニ法印壺ツ、光明丹少々持参可致、是ハ用心之ため也」と記されている〔同：336-337〕。「仕入覚」の中には「薬四千八百」と記されているため、この薬は檀家に配布したと考えられる。しかし光明丹は何

¹¹⁰ 資料には「黄白」と記されているが、これは黄柏を示すとみられる。

かしらの時のために少々持ち回るためのもので、多くの檀家に配布したものではないと考えられる。

4 葉の配布された地域

『伊勢市史』に収録された資料において、回檀の地域は常陸・上野・下野・上総・下総・安房・武蔵（江戸）・相模・甲斐・伊豆・駿河・遠江である〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 793〕。

前述したように、原は村山坊の資料を用いて都市部（江戸）と農村部の回檀を比較する際、葉は「江戸檀家には一切配布しておらず、農村部ではなかなか入手困難なものや実用品が望まれていたことが分かる」と述べている〔原 2004 : 88〕。『伊勢原市史』に収録されている回檀帳のうち、江戸の回檀を記録したものは、村山坊のもの以外では高尾左仲と書かれたものが2点（1844年・1856年）〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 223-228、290-292〕、内海輝雄氏が所有するものが2点（1765年・1820年）〔同 : 168-170、171-195〕、「大山寺 古宮幾太夫」と記された内海正志氏が所有するものが1点（1820年）〔同 : 195-204〕、神崎半大夫と書かれたものが1点（1856年）である〔同 : 262-289〕。原が指摘する通り、村山坊以外の資料でも、江戸の回檀帳に葉を配布した記録は出てこない。

村山坊の記録には、仕入の記録である1838年（天保8）の『歳中檀札并仕入物扣帳』〔伊勢原市史編集委員会 1994 : 254-262〕、1840年（天保11）の『檀廻中手控』〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 204-222〕、1844年（天保15）の『諸札仕入控』がある〔伊勢原市史編集委員会 1994 : 247-250〕。『歳中檀札并仕入物扣帳』では、「江戸檀廻諸入用控」として「奉書札、糊入札、守、門札、船札、八寸箸袋、山椒袋、上団扇、并団扇、利休箸、上八寸箸、山椒、振出し箸箱類」があげられている〔同 : 254-255〕。江戸での回檀用の仕入れには葉が含まれていない。しかし同資料の葛西・下総・上総・船橋といった江戸以外の地区では、葉が仕入れの中に含まれている〔同 : 255-261〕。『檀廻中手控』も同様であり、江戸で購入した品は「はし盆之類、茶ほうし、錦絵之類、風呂敷之類、吸ものわん類、煙草入之類、山椒、団扇」である〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 205〕¹¹¹。『諸札仕入控』では、「奉書札、糊入札、守、半し札、門札、船札、はし袋、山椒袋、茶ほうじ、利休箸、杉箸、八寸はし、山椒、振出、茶台類、半紙、のり入、水引」が「右江戸」として挙げられており〔伊勢原市史編集委員会 1994 : 205〕、やはり葉は含まれていない。原の指摘する通り、江戸では葉が配布されなかったであろうことがうかがえる。しかし後述するが、回檀帳を検討すると、同じ農村

¹¹¹ この資料は、江戸での回檀の前日に購入され、その後に「明日之入用札山椒はし之類拵候事」と記されている。購入した品を配布するために準備したことがうかがえ、これら購入品を江戸での回檀に使用してきたと考えられる〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 205〕。その他、『常州檀廻帳』（2）では、「谷田部内町ニ而仕入致候分左之通」と記されており〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 36〕、常陸国での回檀中に仕入れをしたことがうかがえる。浅香は大山山内の産物や水産物、江戸からの買入品を携行したとするが〔浅香 1979 : 450-452〕、回檀先で仕入れることもあったようである。

であっても菓を配布した村とそうでない村もある。この違いは何であるのか、現在のところ不明である。

5 菓が配布された季節

御師たちは近隣を回檀の際、1年に3回、4回と回檀を行っている場合がある〔浅香 1979:450〕。例えば和田増大夫の『戸塚宿旦家手控』では、「宿内配札之儀、春夏秋冬年三度（以下略）」と記されている〔伊勢原市史編集委員会 1992:599〕。村山八大夫の『歳中檀札并仕入物扣帳』では、川向7ヶ村の回檀のために、春夏秋冬4回の仕入れが行われている〔伊勢原市史編集委員会 1994:258-260〕。さらに資料から、回檀の時期によって、土産物が違う場合があることが見て取れる。例えば1837年（天保8）4月の同じく村山八大夫の『当国大槻酒匂檀家帳』では、夏土産として「大札・菓・并団扇」、冬土産として「大札・杓子・御福餅」が記されている〔伊勢原市史編集委員会 1992:594-595〕。神崎半大夫の名が記されている1847年（弘化4）5月の『田中村 池端村 倉見村 いせ原町』では、「春 センベい はし」「夏 杓し くすり」「秋 こふく 附木」となっている〔同:605〕。同じく神崎半大夫のものとみられる1855年（安政2）7月の『田中村 池端村 倉見村 旦家帳』では、「春 大札 小判せんへい はし式 切昆布袋入」「夏 菓 団扇 はし式」「冬 五福 杓子 直し附木」と記されている〔同:626〕。浅香は「六月の檀廻の折に菓を持参しているが、これは真夏をひかえた予防菓でもあった」と述べている〔浅香 1979:452〕。しかし、1834年（天保5）正月の村山八大夫の『武州八王子近郷檀家帳』では、持ち回った品を「春之分」と「冬之分」とに分けて記しているが、菓は冬之分の方に記されており〔伊勢原市史編集委員会 1992:353-354〕、冬に配布されることもあったようである。以上より、菓は1年中通して配布されるわけではなく、特定の季節に配布されていたことがみてとれる。

6 菓の数量

ここでは回檀帳の類から、回檀に用いられた菓の数に注目する。前述の通り『伊勢原市史』大山資料には回檀に関する資料83点が収録されており、これらのうち、菓を配布したことが記された資料が31点、さらにその中で檀家数・檀家に渡されたり檀家のために用意されたりした菓の総数・檀家に配布された札の総数が記録されている資料は、表2-1にあげた7点であった。

表 2-1 檀家数、菓の数、札の数が記録された資料

No.	資料名	年代	作成者
1	『宮沢新田 戸倉新田 芋久保新田 檀那帳』	1792	高尾左仲
2	『常州檀廻帳』(1)	1842	高尾親胤・高尾左仲
3-1	『常州檀廻帳』(2) (高岡村～山谷村)	1842	高尾親胤・高尾左仲
3-2	『常州檀廻帳』(2) (谷口村～柊木村)	1842	高尾親胤・高尾左仲

4	『檀家軒別名面控帳』	1843	高尾左仲
5	『武州足立郡檀那帳』	1793	草柳源大夫
6	『津久井 郡内領 檀廻軒別ノ控』	1820	和田増太夫
7	『東海道檀家帳』	1837	村山八大夫

(大=大札、小=小札、糊=糊入札、半=半紙札)

なお、これらの回檀資料に記された薬は、大半がひらがなでの「くすり」、漢字での「薬」「薬り」「御薬」と表記されており、具体的な薬の種類や名称が記されていない。その中で表 2-1、No.2 の資料には口中薬・膏薬、No.3、膏薬・口中薬・正気散、No.4 の資料には口中薬・正気散という薬の種類や名称が記されていた。以下、順に資料を検討していく。

6.1 『宮沢新田 戸倉新田 芋久保新田 檀那帳』

まずは、1792 年（寛政 4）『宮沢新田 戸倉新田 芋久保新田 檀那帳』を検討する〔伊勢原市史編集委員会 1992：302-309〕。この資料には、檀家 1 軒 1 軒何を配布したか詳細に記されておらず、所々に「大」や「しやくし」という語が記載されているだけである。これは主だったところのみの記録とみられる。資料の最後には、檀家に配布されたとみられる品名がまとめて記されている（表 2-2）。

表 2-2 『宮沢新田 戸倉新田 芋久保新田 檀那帳』での配布品とその数量

品名	数	備考
大	18	
小	144	
はし	162	
薬り	同断（162）	
杓子	18	
たばこ入	見合	宿遣 2 軒分

回檀を行なった家の軒数が「〆百六十式軒」と書かれており、檀家数は 162 軒であったことがわかる。配布された品は、札・はし・薬・杓子・たばこ入れである。このうち、大札と小札の合計も 162 枚となっており、箸は 162 膳、薬は「同断」と記されていることから、箸と同じく 162 袋（貼）、配布したことがわかる。回檀した家の総数と札・箸・薬の数値が一致しているため、箸・薬は全戸に配布した可能性がある。

6.2 『常州檀廻帳』（1）

1842 年（天保 13）『常州檀廻帳』（1）を検討する〔伊勢原市史編集委員会 1992：2-30〕。檀家の名が列挙されている箇所は、配布したとみられるものを△や○といった符丁で記し

ている。しかし、「江戸時代の廻壇記録では、授与品は符丁で記されることが多く、薬の配布や内容を明確に示す史料は意外に少ない」と指摘される通り〔甲賀市史編さん委員会 2009 : 297〕、ここでは具体的に何を示しているのか不明である。資料の中盤に、「田伏迄之分仕入出置候分 左之通り」と記され〔同 : 13〕、表 2-3 の品名と数が記されている¹¹²。

表 2-3 『常州檀廻帳』(1) での仕入品とその数量

品名	数	備考
護摩札壹枚	相休	
大札	230 枚	
小札	1700 枚	
八寸	460 膳	
并箸	2000 膳程	此分余分ニ候へ共軒別之分有之ニ付、右之通り仕入可申
薬り	1930 袋	
口中薬り	見斗	
膏薬	見斗	
利久并毘布	見斗可申	

ここでの「薬り」は前述のように「正気散」であると考えられる。大札と小札の合計枚数が 1930 枚となり、薬 1930 袋と数が一致している。口中薬や膏薬は「見斗」となっており、その数は記されていない。并箸の数も 2000 と札や薬の数に近く、さらに余分に仕入れたことが記されている。しかし、この後に記録されている紅葉村では、「札のミ置之、はし くすり 無之」と記載されていた。ほとんどの檀家に薬や箸が配布されたと推測されるが、一部に薬や箸が配布されなかった村もあったとみられる。なお、ここまでの檀家数は、判然としない箇所もあるが、筆者が計算した限りでは約 2000 軒となった¹¹³。

6.3 『常州檀廻帳』(2)

1842 年(天保 13)『常州檀廻帳』(2)を検討する〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 31-51〕。この資料では 2 ヶ所に、仕入れた品とその数量が記録されている。1 ヶ所目は、「谷田部内町ニ而仕入致候分左之通」と記された後ろに「高岡村方山谷村之分」として〔同 : 36〕、仕

¹¹² 仕入れの数は配布数に近い数で仕入れられると推測されるため、仕入れ数と配布数は近い数値になると考えられる。

¹¹³ 名主や宿の主人として記載されている人名の数、村の軒数、軒数が記されていない時は大札・小札の数を合計した。しかし村の軒数には、名主や宿の主人などとして記載されている人の数が含まれている可能性がある。なお、軒数と大札・小札がともに記されている箇所は、大札と小札の合計が軒数とほぼ一致している。

入品とその数量が書かれている（表 2-4）。

表 2-4 『常州檀廻帳』(2) での仕入品とその数量（高岡村～山谷村）

品名	数	備考
包大札	1 枚	
神供札	1 枚	
手長札	12 枚	
大札	55 枚	
小札	331 枚	
八寸箸	110 膳	
并箸	350 膳	
正気散	400 袋	
口中薬并膏薬	見斗	
昆布	半玉程用意	
同袋	27 枚	
手拭	4 筋程	

大札と小札を合計すると 386 枚となり、正気散 400 袋に近い数字となる。なお、大札・小札の数に包大札・紙供札・手長札の数を加えると、400 枚となる。

2ヶ所目は「谷口村と柗木村迄之分仕入左之通」と書かれた後で〔同：37〕、同様に仕入品と、数量が記載されている（表 2-5）。

表 2-5 『常州檀廻帳』(2) での仕入品とその数量（谷口村～柗木村）

品名	数	備考
手長札	2 枚	
大札	190 枚	
小札	1200 枚	
八寸箸	380 膳	
并箸	1200 膳	
正気散	1390 袋	
昆布	1 玉	
同袋	50 枚程度	
手拭	5 筋	
口中薬并膏薬	見斗	

大札と小札の合計枚数は 1390 枚、正気散は 1390 袋と両者の数は一致している。大札・小札に手長札の数を加えても 1392 枚であり、札の総数と正気散の数は非常に近いといえる。

なお、この資料では檀家数が判然としない。加えて表 2-4 の品々は「大凡之仕入書」、表 2-5 の品々は「荒増仕入」と書かれているため、檀家への実際の配布数とは若干異なっている可能性がある。しかし大札・小札の合計数と、薬である正気散の数は一致していることがわかる。口中薬・膏薬について、やはり「見斗」となっており、その数は記されていない。なおこの資料では、村毎に人名と大札・小札の数が記されている。しかし、高岡村～山谷村、谷口村～柊木村にどの村が含まれているのか判然とせず、檀家数を計算することができない。

6.4 『檀家軒別名面控帳』

1843 年（天保 14）『檀家軒別名面控帳』も高尾左仲の名が記されたものである〔伊勢原市史編集委員会 1992：391-422〕。表紙に「拾六ヶ村并土産物仕入帳、末ニ荒増者記有之、引合取計可申也」と書かれてある通り〔同：391〕、資料の最後に「右札仕入」として〔同：421〕、仕入れたと見られる品々と数量が記録されている（表 2-6）。

表 2-6 『檀家軒別名面控帳』での仕入品とその数量

品名	数	備考
糊入札	500 枚	
半紙札	400 枚	
并はし	1650 膳	外式は八寸持参可申候
正気散	850 枚	
杓子	200 本程	
口中薬	300 袋	
門札	3 枚	
手拭	15 筋程度用意	但宿遣ニ相成

この資料において、檀家を記した箇所には、大札・板札・門札・杓子・箸などがわずかに記されているだけで、どこに何を配布したのかほとんど記されていない。薬に関しては、「口中」「くすり」という記載しかなく、「口中」5ヶ所¹¹⁴、「くすり」1ヶ所のみの記載となっている。資料の最後の仕入れの品・数をまとめた箇所があるが、そこには大札・板札といった檀家のところに記されていた札の種類は記されておらず、糊入札・半紙札が記されていた。この糊入札・半紙札の総数は 900 枚である。薬については正気散 850 枚、口中薬 300 袋と記載されている。家数は 805 軒と記されている。札と正気散の数は大きく離れた数ではなく、

¹¹⁴ 「口中」を配布したとみられる「同」の記載はさらに 2ヶ所ある。

正気散と檀家の数も近い。

以上、ここまで、高尾親胤・左仲と書かれた資料を検討してきた。ここから、札・薬・檀家の数が一致する（表 2-2）、札の総数と薬（正気散）の数がほぼ同数（表 2-3、表 2-4、表 2-5）といったところから、檀家に配布したことが明記されていないものの、一部地域を除き、正気散は檀家の大半に配布されていた可能性が高い。一方資料によっては、口中薬と膏薬も配布されていたことがわかる。しかしこれらは配布した数が「見斗」となっていて数が正確にはわからない、仕入れの数が正気散より少ない、口中薬、膏薬を配布したことを明記している箇所がある、といったところから、特別な場合、または名主などの特別な檀家に配布した可能性も指摘できる。

6.5 『武州足立郡檀那帳』

1793 年（寛政 5）11 月の『武州足立郡檀那帳』では〔伊勢原市史編集委員会 1992：309-337〕、裏表紙に「大山御師 草柳源大夫」と記されている〔同：337〕。「仕入覚」として、以下の品名と数量があげられている（表 2-7）。

表 2-7 『武州足立郡檀那帳』での仕入品とその数量

品名	数	備考
大札	500 枚（400 枚か）	
中札	1000	
御ゑひ	3500	
牛王	300 枚	
御絵札	10 枚	
代参札	20 枚	
守	20	
昆布袋	400	
薬	4800	
箸	2800 膳	
杓子	500 本（400 本か）	
盆	30 枚	
同小	40 枚	
角盆 組入	2 組	
たはこ入	50	宿遣
同 次	100	
元結	100 抱	
木札	3 枚	尺 4 寸 1 尺 8 寸 2 枚

花留	1 束	
切こんふ	2 貫目	

高尾親胤・左仲の記録より、所持した品物の種類が多い。「惣べ4700 軒」と書かれているため〔同：336〕、回檀した家は4700 軒であったことがわかる。大札・中札などの札の数は、最大に見積もっても1800 枚程度となり、檀家数より大幅に少なくなっている。しかしこの資料では回檀をした地区ごとに、名主や宿主などの名と配布した品が記された後、最後に「村方〇〇軒」というように村方の数が記され、それに続いて「みえい・くすり」と書かれている。ここから村方には札ではなく、御影を配布したと考えられる。同様の記述がほとんどの地区の最後になされており、さらに葉は4800 仕入れがなされていることから、やはり高尾親胤・左仲の回檀と同様、葉は檀家のほとんどのに配布された可能性がある。

6.6 『津久井 郡内領 檀廻軒別ノ控』

『津久井 郡内領 檀廻軒別ノ控』は1820 年（文政3）10 月のもので、表紙に「大山御師 和田増太夫」と書かれている〔伊勢原市史編集委員会 1992：726〕。ここまで取りあげた回檀帳より、何を配布したか詳細に記録されている。地区ごとに檀家総数、配布した品、その数量が書き上げられている。札の他に箸、葉、菓子盆、たばこ入れ、扇子が配布されているが、ここでは札と葉に限定してその数を地区ごとにみていく（表2-8）。

表2-8 『津久井 郡内領 檀廻軒別ノ控』地区ごとの檀家数と葉の配布数

地区名	檀家数（軒）	葉の配布数	札の配布数
吉野宿	109	109	109（大16 程度、半93 程度）
橋沢	4	3	3（大3）
下荒田村	30	30	30（大4、半26）
上荒田村	30 余	30	30（大5、半25）
松富村	37	37	37（大9、半28）
八ツ沢村	40	40	40（大7、半33）
大野村	17	17	17（大6、ほんもく11）
なめ沢村	21	21	21（大1、ほんもく20）
昼野村	4	3	3（大3）
谷渡村	4（5 か）	4	4（大1、ほんもく3）
団子坂	12	10	12（大2、ほんもく10）
新田村	10（9 か）	記載無	記載無
慈右衛門塚	記載無	12	12 か（大4、半紙、ほんもく8）
大沢村	7	7	7（大2、ほんもく5）

大田村	9	9	9 (大 1、ほんもく 8)
網の上	11	11	16 (大 5、ほんもく 11)
合計 ¹¹⁵	345	343	350 (大 69、半 205、ほんもく 76)

(大=大札、半=半紙札、ほんもく=ほんもく札)

まず、それぞれの地区ごとに記されている家数、薬の配布数、札の配布数の合計をみていく。家数 345、薬の配布数 343、札の配布数 350 とそれぞれ近い数になっている。なお、この資料の最後には総家数とともに配布した品とその数が記されており〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 741〕、それによると総家数は 345 軒、粘入札 69 枚、半紙札 211 枚、ほんもく札 64 枚、かし盆 6 つ、たばこ入 2 つ、扇子 1 対、箸 600 膳、薬 345 となっている。ここでは家数と薬の数は 345 と一致しており、さらに粘入札・半紙札・ほんもく札の 3 種類を合計すると 344 となった。これらは村ごとに記されている数を合計した数と非常に近い数といえる。この資料を検討すると、檀家の数と薬・札の数は一致している、または近い数となっており、薬はほとんどの檀家に配布されていたようである。

6.7 『東海道檀家帳』

裏表紙に「村山八大夫」と書かれている 1837 年（天保 8）『東海道檀家帳』では〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 748-750〕、各檀家に配布したものを「○」・「△」と符丁で記している〔同 : 750〕。しかし最後に「土産如左」と書かれ、「○」と「△」が何を指しているのかも記されている。○は大札、并団扇、八寸箸袋入、薬、杓子の 5 品、△は大札、八寸箸袋入、薬、杓子の 4 品であり、○と△の違いは并団扇があるかないかの違いである。この資料に記されている檀家は 16 軒のみであるが、どの檀家にも○または△が記されており、すべての檀家に薬が配布されたことがわかる。

6.8 『下総国檀家帳』

裏表紙に「御師 村山八大夫」と書かれた 1837 年（天保 8）4 月『下総国檀家帳』では〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 128-147〕、薬の総数・檀家に配布された札の総数が記録されているわけではないが、薬の配布状況がうかがえるので取り上げる。この史料には回檀を行った村々の名前、村の檀家数、宿泊した家、名主・年寄等、村の役人が記されている。資料の最後には「村々土産物扣」が付されている。「大札 絵壺枚 八寸箸式壺膳 杓子一本 薬一袋 名主」「大札 八寸箸式せん 薬壺袋 年寄」「同 寺院」「小札 はし薬両品之内 村方」と記されている〔同 : 147〕。ここから村の役人の位により土産の品が決められていた

¹¹⁵ この合計について、数字が 2 つ書かれている谷渡村・新田村は、村ごとの檀家数をまとめているところに 2 つ数字が書かれているが、その直前に記されている檀家名からそれぞれ 4 軒、10 軒とした。記載なしについては、0 として計算している。

こと、寺院にも年寄と同じ土産の内容であったこと、さらに薬1袋は寺院やどの役人にも渡されていたことがわかる。しかし、村方には「はし薬 両品之内」とあることから、箸か薬が渡されたと推測される。よって、ここでは檀家すべてに薬が渡されたわけではないと考えられる。

7 渡された品々について

ここまで薬を中心に検討してきたが、回檀帳を見ると、様々な品物が檀家に持ち回られていたことがわかる。札以外では、箸、杓子、団扇、櫛、扇子、椀、風呂敷、こま、絵、盃、手拭、昆布、せんべい、海苔、素麺、みかん、餅、山椒、餅など、御師の家によっても違うが、各家が様々な品を用いている。

これらの品々を、御師たちはどのようにみなしていたのか。回檀帳の中に、「土産」という文字を見ることができるが、その大半は、「外ニ宿土産式軒用意」〔伊勢原市史編集委員会 1992：208〕、「宿へハ時之見斗土産遣也」というように〔同：595〕、宿などの家に別に土産を持って行くという意味で使われている。しかし、そうでない箇所をあげる。6.4 で取り上げた『檀家軒別名面控帳』では、既述したように表紙に「拾六ヶ村并土産物仕入帳、未ニ荒増者記有之」と記され〔同：391〕、資料の最後に「糊入札 半紙札 はし 正気散 杓子 口中薬 門札 手拭」があげられている〔同：421〕。よって、これらの品々は土産とみなされていたとみられる。6.8 で取り上げた『下総国檀家帳』では「村々土産物扣」が付されている〔同：147〕。そこには「大札 絵壺枚 八寸箸式壺膳 杓子一本 薬一袋 名主」「大札 八寸箸式せん 薬壺袋 年寄」「同 寺院」「小札 はし薬両品之内 村方」と記述されることから〔同：147〕、やはりこれらの品々も土産物とみなされていたことがわかる。

大山の回檀では、これらの品々がある程度組にされ、渡していたことがうかがえる。6.7 でとりあげた『東海道檀家帳』では、配布したものを「○」「△」と符牒で記している。「江戸時代の廻壇記録では、授与品は符丁で記されることが多く、薬の配布や内容を明確に示す史料は意外に少ない」と指摘されように〔甲賀市史編さん委員会 2009：297〕、符牒が何を示すのかわからない場合が多い。しかし『東海道檀家帳』では、○は大札、并団扇、八寸箸袋入、薬、杓子、△は大札、八寸箸袋入、薬、杓子であることが明記されている〔伊勢原市史編集委員会 1992：750〕。他に、渡された品に薬は含まれていないが、村山八大夫の名のある1847年（弘化4）の『江戸檀廻帳』では〔同：228-232〕、「○○○」や「○○○」といった符牒が記されている。最後に「○○○ 奉書札 守 利久箸十膳袋入 山椒 茶焙 別にニ 菓子鉢 小千代口 茶台之類」「○○ 包上札 山椒 利久箸十袋入 茶焙 振出之類」「○ 包上札 山椒 杉はし二袋入 茶焙」「△ 包上札 山椒 杉はし二袋入 茶焙」と符牒の内容が付されている〔同：232〕。神崎半大夫の名がある1856年（安政3）の『江戸旦家連銘帳』でも同様に〔同 262-289〕、イ・セ・ムと符牒が記されているが、最後に「イはご板 茶ほうじ はぎはし」「セ くミ うちわ はきはし」「ム はきはし 糸まき」とその内容が記されている〔同：289〕。

これらからわかるように、大山の回檀の符牒は、『甲賀市史』で指摘するように符牒が配布する品そのものを指しているわけではなく、配布する品物の組を示しているのである。大山の回檀では、家1軒ごとにその家に沿った品を渡していたわけではなく、ある程度セットとなった品々を渡していたことがわかる。薬もそのような物品の1つだったと推測される¹¹⁶。資料に記された薬は、何の薬であるか不明な場合が多いが、これは檀家1軒ごとにその家の希望に沿った薬を渡していたわけではないからこそ、薬の名を詳細に記す必要もなかったものと考えられる。

したがって、大山において、回檀に持ち回った薬は、札や箸などと組み合わせられて用いられたものであったといえ、ほとんどの檀家に渡されていたのではないかと考えられる。なお大山では近代に入り、薬を売ようになった御師の家もあったが、東京や他所で製造された薬を参拝人に販売したものであったという〔丹羽 1992 : 223-224〕。

8 おわりに

以上、大山の回檀の際に用いられた薬について検討してきた。薬は札や箸などとともに檀家に渡されており、そうした品々の組み合わせは檀家の地位、回檀を行う地域や季節により異なっていたことがうかがえた——札と薬の総数がわかる 6.1-6.7 の内容を表 2-9 にまとめる——。札やその他頒布品の種類は、地域や季節、檀家先によりあらかじめ何を渡すのかというパターンが決められていたとみられる。

表 2-9 檀家数・札数・薬数

No.	資料名	年代	檀家数	札の数	薬	口中薬	膏薬
6.1	『宮沢新田 戸倉新田 芋久保新田 檀那帳』	1792	162	162 (大18、小144)	162		
6.2	『常州檀廻帳』(1)	1842	約2000 か	1930 (大230、小 1700)	1930	見斗	見斗
6.3	『常州檀廻帳』(2) (高岡村～山谷村)	1842	不明	386 (大55、小331)	400	見斗	見斗
6.3	『常州檀廻帳』(2) (谷口村～終木村)	1842	不明	1390 (大190、小 1200)	1390	見斗	見斗
6.4	『檀家軒別名面控帳』	1843	805	900 (糊500、半 400)	850	300	
6.5	『武州足立郡檀那帳』	1793	4700		4800		

¹¹⁶ 薬は檀家に渡した以外に、案内をしてくれた子供2人に薬を遣ったケースや〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 2〕、大豆をもらったので薬を遣ったというケースもあり〔同 : 86〕、臨時にお礼として使われることもあったとみられる。

6. 6	『津久井 郡内領 檀 廻軒別ノ控』	1820	345	344（糊69、半211、 ほんもく64）	345		
6. 7	『東海道檀家帳』	1837	16	16（大16）	16		

（大＝大札、小＝小札、糊＝糊入札、半＝半紙札　ほんもく＝ほんもく札）

ここまでの分析により、近世後期の相模大山において回檀に持ち回った薬は、配置売薬のように、症状に適応した薬や各檀家が希望する薬を渡していたわけではないこと、多くの場合、檀家のほぼ全戸に配布された可能性があることを指摘できる。このような薬の配布方法が修験道の事例でもあてはまるのか。第3章では英彦山守静坊を事例に検討する。

第3章 守静坊の回檀資料にみる薬

1 はじめに

本章では、前章で検討した相模大山の回檀における薬の配布の仕方を補助線に、英彦山守静坊の回檀資料から、回檀時における檀家への薬の配布について考察する。長野覺は『英彦山修験道の歴史地理学的研究』において、英彦山の修験者たちは「神仏分離以前には自家製の不老円や木香丸と称する丸薬を檀家に配薬し、次の廻檀に際して、代銭（天保14年は不老円一袋につき30文）や相応の米を得た」と述べている〔長野1987: 371-372〕。大山の回檀資料では、薬はほぼ全戸に配布されたことがうかがえ、さらに薬から金銭を得ていたような記述はみられない。しかし、長野は、英彦山の守静坊では薬から収入を得ていたことを指摘している。長野のここでの指摘は簡潔であるため、詳細はうかがうことができない。よって長野が検討に用いた資料をもとに、守静坊では回檀に際し、いかなる薬をどのように配布していたのか、大山のように、各檀家が希望する薬を渡していなかったという事例が英彦山にも当てはまるのかどうか、検討する。

2 守静坊とその資料

守静坊は表参道から北側に少し離れた谷あいには所在しており、その建物は1823年（文政6）の大火を免れ、現存する坊の中では最も古いものとされている〔九州歴史資料館2017: 100〕。神鏡や法螺貝といった法具類、食器などの生活用品などを有していたが、現在守静坊の文書資料の大半は、添田町の山伏文化財室に収蔵されている¹¹⁷。これら文書資料の中で、長野が『英彦山修験道の歴史地理学的研究』の中で回檀時の薬について検討しているのは、1819年（文政2）の『年中祈祷拵並諸国御札持参覚帳』と1843年（天保14）の『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』である¹¹⁸。現在筆者が調査した限り、守静坊の回檀帳の類で、札や物品の配布状況を知ることができる資料はこの2点のみである。

2.1 『年中祈祷拵並諸国御札持参覚帳』

まずは1819年（文政2）の『年中祈祷拵並諸国御札持参覚帳』について検討する。この資料では、2つの内容が記されている。前半には、まず札や薬袋が種類ごとに数量とともに記されている。さらに札や袋を作るために必要な紙の枚数とみられる数字も記されている

¹¹⁷ 守静坊の文書以外の資料は、求菩提資料館に収蔵されている。

¹¹⁸ 2025年現在、守静坊の文書資料は添田町に寄贈されて間もないため、未整理の状態である。筆者が調査をする上で、『年中祈祷拵並諸国御札持参覚帳』は山伏文化財室で見つけることができ、原資料を調査することができた。しかし『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』を見つけることができなかった。守静坊の文書資料の一部は、福岡県立図書館がマイクロフィルム撮影をしており、閲覧が可能である。ここにあげた2点の文書もマイクロフィルム撮影がなされており、筆者は『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』については、福岡県立図書館で閲覧した。

部分がある。これら記述の最後には「メ 杉原千八百枚 只紙凡壺万五千 五拾束ニ而遣紙迄有」と記されている。資料名の「年中祈祷拵」という部分から考えても、ここでは札などを作るために必要な紙の量を書きあげたものであると推測される（表 3-1）。後半では平戸・落合・田川嘉摩・筑前筑後・今福肥前佐賀領・壺州郡へ何をどのくらい、どの季節に持ち回するのか、記されている（表 3-2）。

表 3-1 『年中祈祷拵並諸国御札持参覚帳』（前半）

No.	種類	数	備考
1	武家目録	36 (35) 枚	内 15 枚壺州用
2	武家目録	3 枚	今福夏行用
3	書札	14 枚	寺方用
4	杉原札	800 枚	客用ともに
5	只紙大札	6000 枚	
6	杉原牛王	120 本	
7	只紙上牛王	240 本	
8	只紙中牛王	5250 本	
9	巻数	3000 本	
10	守護	4000 枚	客用ともに
11	□□	□□	
12	虫札	1350 枚	
13	網守上包	50 枚	
14	慈救呪	150 枚	
15	慈恵大師	150 枚	
16	掛守	25100 枚	内 2100 壺州用
17	木香丸杉原袋	380 袋	
18	木香丸只紙	560 袋	1120 袋の可能性有
19	只紙にて木香丸包	180 枚	
20	杉原楊枝袋	80 包	
21	只紙袋	120 包	

表 3-2 『年中祈祷拵並諸国御札持参覚帳』（後半）

地域	季節	品物	数	備考
平戸		今福殿様御札		
〃		寺目録	4 枚	
〃		武家目録	20 枚	

〃		書札	14 枚	
〃		杉原札	350 枚	内 50 枚肥前佐賀伊万里吉田皿山用
〃		只紙札	4650 枚	内 150 枚佐賀伊万里吉田皿山用
〃		杉原牛王	75 本	
〃		只紙上牛王	150 本	
〃		只紙中牛王	4300 本	
〃		巻数	2400 本	内 200 本佐賀伊万里
〃		守護	1000 枚	
〃		虫札	800 枚	
〃		掛守	23000	
〃		慈恵大師	150 枚	
〃		慈救呪	150 枚	
〃		船玉網守	50 枚	
〃		木香丸	80 貼	20 入
〃		杉原袋	250 貼	
〃		只紙袋	1050 貼	
〃		杉原楊枝包	80	15 本入
〃		只紙（楊枝）包	110	13 本入
（薩摩様）		扇子		
〃		進物筆		
〃		箸		
落合	春	杉原牛王	15 本	
〃	〃	杉原牛王	2 本	
〃	夏	杉原札	15 枚	
〃	秋	杉原札	15 枚	夏同断
〃	冬	巻数	15 本	
田川嘉摩	春	只紙上牛王	3 本	
〃	〃	只紙中牛王	60 本	
〃	夏	杉原札	5 枚	
〃	〃	只紙札	60 枚	
〃	秋	杉原札	5 枚	
〃	〃	只紙札	60 枚	
〃	冬	巻数	65 本	

日田	春	杉原牛王	1 本	
〃	〃	只紙中牛王		
〃	秋	杉原札	1 枚	
〃	〃	只紙札		
〃	冬	巻数		
筑前筑後	春	杉原牛王	3 本	
〃	〃	只紙上牛王	20 本	
〃	〃	只紙中牛王	280 本	380 本？
〃	〃	虫札		
〃	夏	杉原札	25 本	
〃	〃	只紙札	280 枚	
〃	〃	虫札		
〃	秋	杉原札	25 本	夏同断
〃	〃	只紙札	280 枚	〃
〃	〃	虫札		〃
〃	冬	巻数	300 本	
今福肥前佐賀領	夏	杉原武家目録	4 枚	
〃	〃	杉原札	70 枚	内 35 枚肥前佐賀領用
〃	〃	守護	1000 枚	
〃	〃	杉原牛王	20 本	内 15 本肥前佐賀領用
〃	〃	只紙上牛王	50 本	内 30 本肥前佐賀領用
〃	〃	只紙中牛王	650 本	内 100 本肥前佐賀領用
〃	〃	掛守	500	
〃	〃	網守	5 貼	
〃	〃	虫札	200	
〃	〃	護摩灰	少々	
〃	〃	木香丸	50 貼	
〃	〃	楊枝	20 包	内 5 包肥前佐賀領用
〃	〃	守包		肥前十養坊より買入檀方用
壱州郡（壱岐）		寺目録	2 枚	
〃		武家目録	16 枚	
〃		杉原札	35 枚	
〃		只紙札	310 枚	
〃		巻数	420 本	
〃		掛守	2100	

〃		木香丸	30 貼	
〃		茶袋	4 ツ	
〃		杉原札・杉原牛王・巻数	3 軒分	

この資料では、回檀に持ち回られていた薬は木香丸のみであった。木香丸は、平戸・今福肥前佐賀領・壱州へ持参しているが、落合・田川嘉摩・日田・筑前筑後では記録がなく、持参されなかったようである。表 3-1 から、地域により、回檀を行う回数が異なっていることが見受けられる。長野は「近国には四季を通じて、遠国には二季または一季だけ」回檀に行ったと述べているが〔長野 1987 : 370〕、確かに平戸や今福肥前佐賀領、壱州と英彦山から距離がある地域には 1 度しか回檀を行っていない。対して田川嘉摩や筑前筑後など、英彦山から近い地域には年 3～4 回、回檀を行っている。木香丸が配布された平戸・今福肥前佐賀領・壱州は、いずれも年に 1 度しか回檀を行わない地域であることがわかる。しかしなぜ遠方のみに薬を頒布したのか、不明である。

さらに、木香丸の数量について着目する。表 3-1 では、No.17～19 で木香丸の数量について書かれている。No.19 の「只紙にて木香丸包」は数量が 180 枚となっているため、木香丸を包んだ紙ではないかと推測される。No.17、18 から少なくとも 940 袋の木香丸の準備が必要であったようである。しかし、表 3-2 では、木香丸が用いられた数は、合計しても 160 貼であった。木香丸を持参した地域でも、その地域内のどこに配布されたのか、といった記載はなく、これ以上をうかがい知ることはできない。なお、金銭的なことは記されておらず、木香丸をめぐって金銭の授受があったのかどうか、知ることができない。

2.2 『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』

1843 年（天保 14）の『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』を検討する。この資料は①札の種類と枚数、それに必要な紙の量¹¹⁹、②回檀の際、どの地区に札や品物をいくら持参するのか、③「年中ノ祈祷春内こしらゑ置事」や「参詣人ヲ大切仕候而念入之酒馳走仕候事 大一也」といった助言のような文言の列举、④坊の屋敷の境界について記しているとみられる箇所、という構成となっている。②から、記されている地域と配布した品物、季節、数量を表 3-3 にまとめる。

表 3-3 『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』

地域	季節	品物	数	備考
秋月領より肥前田代まで	春	牛玉	950 枚	
	夏	目録五穀成就札	950 枚	内 35 枚は杉原札、下浦村口

¹¹⁹ ここでは薬に関することは記されていない。

				□は大守護札
	秋	目録英彦山祈祷	950 枚	内 35 枚は杉原札、下浦村も 秋廻りは目録（20 軒）
（秋月領下浦村）	秋	八つ切り虫祈祷	350 枚	
筑後国・筑前上座 下座	夏	只紙五穀成就目録	750 枚	
		大守護	350 枚	筑前三池 200 軒 柳川大の嶋 50 軒余 久留米領の荒木上村寺より 上之不残大守護 30 軒余り 松山ノ中今村中野田川村茶 屋迄大守護 上妻郡の立野村大籠村此分 夏廻は大守護
枝光村	春	念入之牛玉	1000 枚	善光寺村・よなもち・くわ原 村 虫祈祷入り（200 枚斗）
	秋	英彦山御祈祷札	1000	
	冬	巻数只紙	1000 本	
肥後国	夏	牛玉	2500 枚	
		五穀成就目録	2000 枚	
		杉原目録	6 枚	
		不老円	650	
		元結	30 袋	宿土産
	秋	只紙目録（英彦山御祈祷札）	2500 枚	
		杉原目録	6 枚	
		不老円	400 ふく	
		巻数	1100 本	
博多目・なか郡 さくら郡・かすや 郡	春	牛玉	900 余	
		星祭の札	少々	
		不老円	50 斗	宿庄屋に土産
	夏	大守護		
		不老円	200 袋	石釜村不残入れ薬 の川内 8～9 軒

				あら谷 8～9 軒 金武村西山 12～3 軒
筑前・嘉摩・鞍手・ 豊前・田川	春	念入牛玉	180 枚	
	夏	五穀成就目録	189□□	
		茶	1 表	
	秋	英彦山御祈祷	200 枚余	
		牛玉	12～13 枚	
		巻数	100 余	
丸口・阿加・小内田 村・中津郡・京郡	春	牛玉念入	240～250	
(屋と見村)		豊前坊之火災退退之目録	11	
(屋と見村)		薬	11 ?	
(千仏・ひろふの 村)		薬		
		茶	1 升	土産
	夏	五穀成就	240～250	
(かんだはは・千 仏・ひろふの村)		不老円	30 袋	かんだはは 10 軒 千仏 8～9 軒 ひろふの村 12 軒
(屋と見村)		豊前坊之火災退退之目録	11	
	冬	巻数	240～250 本	
(屋と見村)		豊前坊之火災退退之目録	11	
山国幸内	春	牛玉	20	軒数 20 軒
	夏	目録	20	
	秋			
	冬			
		薬		宿 2 軒 土産

この資料で用いられた薬は、大半が不老円である。単に薬と記述されている箇所もあるが、その数は少ない。回檀を行った地域は「秋月領より肥前田代まで」「筑後国・筑前上座下座」「枝光村」「肥後国」「博多目・なか郡・さわら郡・かすや郡」「筑前・嘉摩・鞍手・豊前・田川」「丸口・阿加・小内田村・中津郡・京郡」「山国幸内」である。このうち、薬を渡された地域は「肥後国」「博多目・なか郡・さわら郡・かすや郡」「丸口・阿加・小内田村・中津郡・京郡」「山国幸内」である。それぞれの地域で、不老円の頒布がどのように記述されて

いるのか、以下地域ごとに検討する。

2.2.1 肥後国

肥後国での回檀は、夏と秋の年2回行われており、いずれも不老円が持ち回られていた。その数量は、夏に650、秋に400である。しかしこれ以上の記録はなく、どの地域に持参したのか、金銭の授受があったのか、といったことはわからない。

2.2.2 博多目・なか郡・さくら郡・かすや郡

この地域での回檀は、春と夏の年2回行われており、いずれも不老円を持参している。春は「五十斗 宿庄屋ニ土産也」と記され、50ほどの不老円を宿や庄屋に土産として渡すことがうかがえる。夏の回檀では不老円200袋を持参している。加えてここには「入薬先例代三十文」と記されており、不老円が30文で売られていたことがわかる。さらに不老円を頒布した地域が記録されており、①「石釜村・の川内・あら谷」と②「金たけ村西山」に頒布されていた。

まず、①の地域では、「石釜村不残入薬 の川内八九軒 あら谷八九軒」と記されている。石釜村に何軒檀家があったのか記録されていないが、「不残入薬」から、全戸に配布したとみられる。の川内、あら谷は不老円を8~9軒に頒布したと考えられるが、これがこの地域の檀家全てであったのか、判然としない。続いて「次廻二代銭取立ル」と記されており、ここでは30文が取り立てる予定であることがうかがえる。②の地域では「十二三軒薬入口 秋廻ニ米一斗宛 取立ル也」と記されている。①の地域とは異なり、秋にも回檀をし、米で薬代を払っていることがうかがえる。夏に渡した薬の代金を秋に収穫した米で取り立てようとしていると推測できる。

2.2.3 丸口・阿加・小内田村・中津郡・京郡

この地域では季節ごとに年4回、回檀が行われている。不老円を持参した季節は、春と夏である。薬が配布された地域は、①屋とみ村、②かんだはは・千仏・ひろふの村、である。①では春の回檀の際に不老円を持参している。「檀方中不残一二升宛入置 秋夏米麦 一升ニ六合宛ニ取立候事」と記され、屋とみ村の檀家全戸に薬を入れたこと、秋と夏に米や麦を薬代として取り立てることがみてとれる。やはり、春に入れた薬代を収穫した米や麦で支払ったと考えられる。②の地域では、夏の回檀の際に「不老円薬を三十袋斗持参仕り」と記されている。「かんだははと申所十軒斗 千仏八九軒 ひろふの村十二軒斗 薬を入置 秋取立ル」とあり、かんだははでは10軒ほど、千仏では8~9軒、ひろふの村は12軒ほどに薬を入れ、秋に薬代を取り立てることがわかる。ここでは薬代を米や麦で取り立てたというようなことは記されていない。なお、千仏とひろふの村は春の回檀の際も薬を入れたことが記されている。ここでは「夏大麦一升取立ル」と書かれており、春に入れた薬の代金を収穫した大麦で支払うものと考えられる。

2.2.4 山国幸内

この地域では季節ごとに年 4 回、回檀が行われている。不老円を持参した時期は冬であり、宿 2 軒に土産として渡すことが記されている。

3 守静坊の回檀資料にみる薬

守静坊の『年中祈祷拵並諸国御札持参覚帳』・『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』という 2 点の回檀資料から、以下を指摘できる。回檀で用いられた薬は、前者は木香丸、後者は不老円と異なった薬であった。2 点の資料の年代には 24 年の開きがあるため、その間に用いられる薬に変更があったとみられるが、その理由は不明である。

『年中配札行事 肥前肥後筑後豊前』では、長野が述べたように、不老円の頒布に金銭等の授受があったことが確認できた。しかし、これは配置売薬ではなく、薬代を収穫物で支払うという後払い（つけ払い）であったと考えられる。加えて不老円は、特定の地域に頒布されたものであったようである。肥後国では詳細はうかがえなかったが、「博多目・なか郡・さわら郡・かすや郡」「丸口・阿加・小内田村・中津郡・京郡」では地域内のさらに限定された地域でのみ、不老円が頒布されていた。中でも石釜村・屋とみ村では、檀家全戸に配布されていたことが判明した。さらに不老円は、宿や庄屋へ土産としても渡されていた。

4 おわりに

以上、守静坊の回檀資料を検討した。大山とは違い、守静坊では薬を檀家に入れる際に、金銭等の授受があった。この回檀での売薬が守静坊のみのものであったのか、英彦山全体の事象であったのか、現在のところ判然としない。しかし金銭等の授受があるにもかかわらず、守静坊においても、どの檀家にも同じ薬が頒布されており、配置売薬ではなかったことを指摘できる。なぜ、このように地区を限定して薬の頒布が行われていたのか。現在のところ、その理由は不明であり、これは今後の課題である。

しかしながら江戸末期、英彦山が所在した小倉藩では、このような修験道の薬を人々は用いていたのであろうか。祈祷を含めた治病について修験者に期待をしていたのか。第 4 章では、これらを明らかにすべく、小倉藩における江戸末期の医療状況を大庄屋の日記から検討する。

第4章 大庄屋日記にみる江戸末期小倉藩での医療―修験者との関わり―

1 はじめに

本章は近世末期小倉藩の大庄屋日記をもとに、日記の記述者たちが体の不調を感じた際、その者たちがどのように対処したのかについて検討する。

18世紀以降、全国的に医を生業とする者の数が増加したが〔海原 2007 : 356〕、それと同時に宗教者たちによる祈療も行われていた〔同 : 130〕。中でも修験者たちは、山で得た豊富な薬草の知識で薬を処方し「いのれくすれ」の治療にあたり、民衆の総合的な「野のカウンセラー」として活躍したとされている〔鈴木 2025 : 178〕。しかし、これまでの修験道研究において、近世後期の修験道の状況、特に庶民に対する治病の活動を追ったものは少ない。その中で、序章でもとりあげたが、新村拓の『売薬と受診の社会史』では、医療史からの研究ではあるが、「山伏・修験者による祈療と医療」の項目で簡潔ではあるが近世の修験者による医療をとりあげている〔新村 2018 : 192-197〕。そこでは『浜浅葉日記』を検討し、日記の書き手である浅葉仁三郎が、修験者に祓いを依頼した事例があげられている。しかし新村は、日記の書き手が修験者や念仏行者と親密に交わりつつも、祈療を医療に優先させるようなことはなかったと述べている〔同 : 196〕。

筆者はこれまで日本の各地の博物館を対象に、修験道の薬に関する資料の調査を行ってきた。その中で、薬袋やその版木の他に、治病に関する儀礼を記した文書、符などを確認してきた。しかし、これら資料の大半は修験者側が所持したものであるが、それらが実際にどの程度庶民に対して用いられていたのか、うかがい知ることはできなかった。よって本章では修験道の側ではない者の記した日記を用い、どのように修験者との関わりが描かれていたのか、それとも描かれていなかったのか、修験者の治病に対して期待を持っていたのか、について検討する。日記を資料として用いることについて、海原亮は「村落社会のなかでも上層に位置する、村役人クラスの動向にすぎないことを常に意識しておかなければならない」と指摘する〔海原 2007 : 132〕。本章で使用した日記も大庄屋が記したものであるため、庶民とは言い難いかもしれない。しかしここで重要なことは、これら日記は宗教の側ではなく、宗教の受け手が書いたものであるということである。

2 使用した資料

本章で使用した日記資料は『中村平左衛門日記』と『小森承之助日記』であり、いずれも小倉藩の大庄屋を勤めた人物の日記である。『中村平左衛門日記』と『小森承之助日記』は、ほぼ同じ地域内で書かれており、時代も重なっているため近世末期の様子をうかがうことができる。書かれている内容や人物も重複するところが多く見受けられるが、それにより一方が他方を補うことが期待される。以下、これら日記の概要を記す。

2.1 『中村平左衛門日記』

『中村平左衛門日記』は小倉小笠原藩領企救郡・京都郡（現北九州市門司区、小倉北区・南区から行橋市・京都郡）の大庄屋他多種の公役を永年務めた中村平左衛門の日記である〔北九州市立歴史博物館 1982：①〕。1812 年（文化 9）から 1866 年（慶応 2）までの日記であるが、欠けている年もある¹²⁰。日記の初期において、その内容は私的なものよりも、諸鑑札類請揚の取り次ぎ、田畑諸勘定帳簿に関するもの、九州の諸大名の参勤交代や官吏往来のための人馬出役についてなど、公用に関わる記事が大半を占めており、公用日記の性格が濃い〔北九州市立歴史博物館 1983：①〕。しかし、次第に私的な事も記述されるようになり、体調不良などの出来事などについても記録されている。

中村平左衛門は 1793 年（寛政 5）小森手永の菜園場村に生まれ、1867 年（慶応 3）に死去している〔北九州市立歴史博物館 1982：①～⑥〕。1822 年（文政 5）に小森手永大庄屋に就任するが、その前は企救郡の勘定役・人馬方・押方役を勤めた。加えて、儒学者として学問にすぐれていた人物であったとみられている〔青木 2018：185〕。

2.2 『小森承之助日記』

『小森承之助日記』は小倉小笠原藩領企救郡小森手永（現北九州市小倉南区）の大庄屋であった小森承之助の日記である〔北九州市立歴史博物館 1995：③〕。日記は承之助が小森手永大庄屋を拝命した 1858 年（安政 5）8 月 27 日から始まり、1871 年（明治 4）までの日記が残っている¹²¹。その内容は、中村平左衛門日記同様、公用に関わる記事が多くを占める。しかし中村平左衛門日記よりさらに簡潔ではあるが、個人的な出来事も記されている。

承之助は 1825 年（文政 8）、富野手永の畑村（現北九州市門司区）の生まれである〔北九州市立歴史博物館 1995：③〕。1858 年に父の跡を継ぎ、小森手永の大庄屋に就任し、小森手永の祇園町村に役宅を構えた。1867 年（慶應 3）に退職後、畑村に帰郷し、1875 年（明治 8）に没した〔同：④～⑤〕。承之助は小倉藩校思永館の学頭を務めた矢島伊浜に学んでおり¹²²〔同：⑤〕、漢学の素養も高い人物であった〔青木 2018：185〕。

3 『中村平左衛門日記』・『小森承之助日記』にみる不調とその対処

『中村平左衛門日記』には、身体におきた不調を表す語句として、「不快」「持病」「病氣」「中風」「障」「煩」「癩氣」「痲病」「痲疾」「風邪」「風氣」「熱氣」「悪寒」「痔病」「脱肛症」「下血」「霍乱」「吐瀉」「咽喉痛ミ」「口中咽痛」「腹痛」「足痛」「齒痛」「頭痛」「乳痛」「痰疾」「虫氣」「時疫」「病疱」「癩癰」「急病」「腫暈」「下痢」「生質虚弱」「疫病」「胸痛」「流行病」「時候障」「気分悪」「氣絶」「眩暈症」「多病」「癩疾」「左手不随」「吐血」「流行の風

¹²⁰ 日記が欠けている年は、1815、1816、1820、1823、1825～1827、1835、1837、1841～1843、1845～1847、1850、1851、1853、1865 年である〔北九州市立歴史博物館 1982：③〕。

¹²¹ 1866 年（慶應 2）6 月 2 日から 12 月 30 日、1868 年 5 月 11 日から 1869 年 12 月 30 日は欠けている〔北九州市立歴史博物館 1995：①〕。

¹²² 小倉藩校思永館は、小倉藩主小笠原忠総によって小倉城三の丸に建てられた朱子学を教授した学問所である〔豊津町史編纂委員会 1997：1230～1231〕。

邪」「食気不進」「咳嗽」「大熱」「瘧症」「腫気」「乳蛾と申す病症（咽喉の腐る症）」「咽喉の病氣」「コロリ」「コレラ」「虎狼痢病」「麻疹」「疔瘡」「ひせん」「疫症」「水痘」「疫疾病」「疝症」「異病」「滯食」「驚風」「痰咳」「首の筋引つり」「虫癰」「氣癰」「下痢水瀉」「胎毒」「黄胖の症」「眼病」「眼氣」「急症」「血症」が登場する〔北九州市立歴史博物館 1982、1983、1984、1985、1986、1988、1990、1991、1992、1993〕。一方、『小森承之助日記』の中では「病氣」「病」「不快」「障」「持病」「疫病」「疾病」「不例」「不気分」「煩い」「風邪」「流行病」「流行泄瀉」「流行風」「暴瀉病」「麻疹」「暑障り」「虫癰」「霍乱症」「上気」「一ツ疱瘡」「流行麻子」「腫物」「吐瀉」「吐」「嘔気」「下痢」「瀉」「病咳」「手足冷え」「足痛」「口中痛」「歯痛」「歯牙痛」「耳痛」「指痛」「腹痛」「足痛」「胸痛」「頭瘡」「小癰」「熱気」「眼病」「眼氣」「流行腫物」「悪寒」「寒気」「発熱」「癰気」「凝り出来」「水瀉」が記されていた〔北九州市立歴史博物館 1995、1996、1997、1998、1999〕。

これらを概観すると、「麻疹」や「コレラ」など、具体的な病名も挙げられているが、記述されているものの多くは身体に起こった不調の症状である。

これら不調が起こった時の対処法は、①医者にかかる、②薬を用いる、③灸・鍼を施す、④神社へ参詣したり祈祷を受けたりする、⑤自分で対処する、⑥入湯する、であった。これらは単独で用いられることもあるが、併用して用いられることも多々見受けられた。以下、それぞれのよう記されているか、検討する。なお⑤、⑥は治病に他者がかかわっていないため、本稿では他者との関りがみられる①～④を検討する。

3.1 医者にかかる

医者について、『中村平左衛門日記』では日記全体を通して 80 人程の医者の名前が、『小森承之助日記』には 40 人程の医師の名前が記されている。しかしその全てが治療にかかわっているわけではなく、医者の会合の出席者として名があげられていたり、役職に就いたり、問題を起こしたりしてその名が記されているだけの者も多い。以下、表 4-1 では『中村平左衛門日記』から、表 4-2 では『小森承之助日記』から、実際に医療行為を施した医者をあげる。なお、『小森承之助日記』では日記の始まった 1858 年から明治に入るまでの 1868 年まで、『中村平左衛門日記』では『小森承之助日記』と同時代の 1858 年から日記が終わる 1866 年までに記された医者を取り上げる。

表 4-1 医者一覧（『中村平左衛門日記』より 1858 年～1866 年）

No.	医者名	年	月日	対処した症状	用いた治療法
1	山口	1858	1/29	風邪	
2	〃	〃	2/20		薬
3	〃	〃	2/23	不快	
4	〃	〃	4/11 他	風気	薬
5	〃	〃	6/8 他	腹痛	煎薬

6	〃	〃	8/22 他	不快	薬・膏薬
7	〃	〃	8/24	不快	薬
8	則松周輔	1858	2/20 他		薬
9	〃	〃	2/27	腫気	薬
10	〃	〃	6/11 他	時障	薬
11	有松元立	1858	1/25		療治
12	〃	〃	6/7 他	口中痛	煎薬・粉薬
13	〃	〃	6/25	下痢	薬
14	〃	1860	6/2	癰気	
15	〃	〃	8/17	怪我	治療
16	〃	1861	2/2	風邪	
17	〃	〃	2/5 他		種痘
18	〃	〃	5/5 他	下痢	薬
19	〃	1863	2/28 他	痛・眩暈・吐瀉・下痢・悪寒	薬
20	〃	〃	10/15	懷妊	
21	〃	〃	1/18	不快	薬
22	〃	〃	4/6	種痘	
23	〃	〃	5/25	小水を洩らす	
24	〃	1866	1/15	不快	
25	〃	〃	1/24	眼気悪	
26	〃	〃	2/24		種痘
27	〃	〃	3/19	眼病？	吸玉で血を取る
28	〃	〃	3/24	眼病？	刺絡
29	〃	〃	6/20		陣中要薬
30	八旗大宮司	1858	6/21 他	大便不通	薬・診脈
31	〃	1866	3/6 他	眼病	薬
32	佐竹半叟	1858	9/11	不快	薬
33	〃	〃	9/23		薬
34	〃	〃	11/21	不快	
35	〃	1859	1/26	水痘	薬
36	〃	〃	7/4	乳痛	
37	〃	〃	10/26	疝症	薬
38	〃	〃	10/26	目口斜に相成	療治・丸薬
39	〃	〃	11/30	咳・痰	薬
40	〃	1860	1/20	吐瀉の気味	薬

41	〃	〃	2/15	疝癰	藥
42	〃	〃	2/16	滯食・大便惡・食氣不進	藥
43	〃	〃	3/11	惡寒	藥
44	〃	〃	閏 3/25	病氣	
45	〃	〃	5/14 他	癰氣	藥
46	〃	〃	8/11 他	怪我	治療
47	〃	〃	8/25	腹痛下痢	藥
48	〃	〃	8/27	驚風	治療
49	〃	〃	11/6	不快	藥
50	〃	1861	3/16	發熱	
51	〃	〃	3/28 他	不快	
52	〃	〃	4/12	腕痛	
53	〃	〃	4/21	病氣	
54	〃	〃	4/29	腫物氣	藥
55	〃	〃	7/13	腹痛・下痢・氣分惡	藥
56	〃	〃	9/5	風邪	煎藥
57	〃	1862	4/18 他	下痢	藥
58	〃	〃	5/25 他	麻疹	藥
59	〃	〃	7/4 他	惡寒	藥
60	〃	〃	閏 8/3 他	癰氣・頭痛・眩暈	藥
61	〃	〃	閏 8/6	惡寒・發熱・大便不通	下劑
62	〃	〃	閏 8/22	大便不通	藥
63	〃	〃	10/8	不快・惡寒・頭痛・惣身腫氣	藥
64	〃	〃	12/6	下痢	藥
65	〃	〃	12/20	胎毒	
66	〃	1863	1/6	不快	
67	〃	〃	3/3 他	惡寒・熱氣	藥
68	〃	〃	3/14	痛所	煎藥・膏藥
69	〃	〃	8/4	口中痛	煎藥・粉藥等
70	〃	〃	9/19	下血	藥
71	〃	〃	10/17	黃胖病	丸藥
72	〃	〃	12/27	出產	藥
73	〃	1864	2/23	腫物氣	膏藥
74	〃	〃	2/27	齒痛	
75	〃	〃	4/23	疝症	藥

76	〃	〃	6/3	下痢	煎薬・丸薬
77	〃	〃	9/20	風邪	煎湯
78	〃	〃	10/1 他	悪寒	診脈・薬
79	〃	1866	1/12	不快	
80	〃	〃	6/5	腹痛下痢	薬
81	〃	〃	7/4	悪寒・不気分・食事不進・大便秘通	薬
82	佐竹半叟息	1861	10/2 他	咳痰・首の筋引つり・頭痛	薬
83	竹中玄睦	1858	11/22	気絶	薬
84	宇野某	1858	11/22	気絶	薬
85	稗田目医者（定村玄甫か？）	1859	4/20		目薬
86	定村玄甫	1859	6/28		目薬
87	〃	1866	1/26 他	眼気	薬3通り
88	稗田（定村玄甫か？）	1866	2/4 他		目薬
89	篠田蒼庵	1861	閏8/8 他	不相勝・虫癩・気癩	
90	〃	1862	10/13	腫気・指の不随	診脈
91	進幽仙	1861	閏8/8 他	不相勝・虫癩・気癩	配剤（虫下し丸薬か？）
92	〃	1862	12/20	胎毒	配剤
93	山本口中医	1861	3/20	口中痛	薬
94	馬医綿貫	1866	1/29	馬	治療
95	肥後浦田鶴寿	1866	4/11 他	眼病	針療・さし薬・煎薬・治療
96	〃	〃	6/12	眼病	灸

表 4-2 医者一覧（『小森承之助日記』より 1858 年～1868 年）

No.	医者名	年	月日	対処した症状	用いた治療法
1	吉雄	1858	9/14 他	吐瀉	薬
2	〃	1859	2/15 他		冷羊角入の薬
3	〃	〃	2/15	腫物	
4	〃	〃	3/20 他	病氣（持病）・吐・キツギヤク・不快	

5	〃	〃	4/12 他		薬
6	〃	1860	3/16 他	風邪・煩い	
7	〃	1861	7/25		診察・薬
8	〃	1863	4/11 他	煩	
9	〃	1864	9/14	小癬	
10	〃	〃	9/22		薬
11	〃	1868	1/22 他		薬
12	〃	〃	2/22		診察
13	〃	〃	2/27		薬
14	〃		3/22	指痛	
15	〃	〃	3/23		診察・薬
16	〃	〃	4/25		練薬
17	〃	〃	閏 4/7		薬
18	中山玄益	1858	11/17・22	眼気	目薬丸薬
19	〃	1859	4/12	眼気	丸薬
20	〃	〃	5/21	眼気	薬
21	〃	〃	6/1 他	眼気	丸薬
22	〃	〃	7/26	眼気	
23	八旗大宮司	1859	1/24-30	風邪・頭痛	薬
24	〃	〃	2/13	不快	
25	〃	〃	3/1	障り	薬
26	〃	1861	5/27	霍乱・腹痛	薬
27	〃	〃	9/25	風邪	薬
28	〃	1862	4/24	熱気・麻疹	見舞
29	〃	〃	5/1	熱気・麻疹	薬
30	〃	〃	5/24	麻疹	薬
31	〃	〃	5/26		益気湯
32	〃	〃	9/28		灸治
33	〃	〃	11/27	癰気	薬
34	〃	1863	1/10	風邪	薬
35	〃	〃	6/1	暑障り・水瀉・胸痛	薬
36	〃	1864	3/25	発熱	薬
37	〃	〃	8/3	吐瀉	
38	〃	〃	8/20		灸治
39	篠田蒼庵	1860	閏 3/15-18	下痢・腹痛	薬・発泡の膏薬

40	〃	〃	9/20	悪寒・不気分・風邪	薬・膏薬
41	〃	1861	2/20・21・23	障り	薬・散薬・煎薬
42	〃	〃	5/27	霍乱	薬
43	〃	〃	9/30	風邪	薬
44	〃	1862	2/28	腹痛	薬
45	〃	〃	3/16		種痘
46	〃	〃	4/25 他	熱気・麻疹	見舞
47	〃	〃	7/3	障り・瀉	薬
48	〃	〃	7/8	不快	ねり薬
49	〃	〃	8/17	熱気・寒気・瘧	薬
50	〃	〃	閏 8/2-7	腫気・凝り	
51	〃	1863	12/14	風邪	薬
52	〃	1864	7/4	煩い	薬
53	〃	〃	8/3	吐瀉	
54	〃	〃	11/29	不快	薬
55	〃	1865	2/24	痛所	
56	〃	〃	閏 5/19	障り	薬
57	〃	〃	6/25		薬・丸薬
58	〃	〃	7/28	瀉	薬
59	林宗卓	1859	4/21		種痘
60	〃	〃	7/2		神通湯
61	〃	1864	9/20		種痘
62	林玄良	1860	1/20 他	口中痛	
63	〃	〃	5/2	口中痛	
64	〃	1861	4/10 他	口中痛	口中薬
65	山本口中医	1860	5/2	口中痛	
66	田川翁(後藤素一)	1860	9/2	風邪	薬
67	〃	1862	4/4	癰気	処柴胡桂枝干姜湯
68	〃	〃	4/18	風邪	薬
69	〃	1864	10/26		煎薬
70	畑玄良子	1860	10/5	指痛	
71	〃	1862	5/29 他	腫物	見舞・膏薬
72	定村玄甫	1860	10/6		目に針
73	官医土屋	1861	1/23 他	脊腫物	鍼治療・膏薬・煎薬

74	高津尾口中医 文徳	1864	6/18 他	歯牙痛	薬
75	〃	〃	8/9	歯痛	含薬
76	中山厚庵	1861	8/5 他	患	診察・薬
77	〃	1862	4/24 他	熱気・麻疹	見舞
78	〃	〃	5/1	熱気・麻疹	薬
79	〃	〃	5/2 他	熱気・邪気・麻疹	薬
80	〃	〃	5/25		薬
81	高津尾文温	1861	10/10	歯痛	
82	小倉眼医中山	1861	10/19	眼気	薬
83	〃	〃	8/11	目を打ち痛い	
84	〃	1865	閏 5/2	眼気	薬
85	有松元立	1862	4/6		種痘
86	蒲生馬医	1864	8/20		爪・髪手入れ
87	光川	1868	2/20	風邪	薬
88	〃	〃	3/12	不快	
89	〃	〃	4/16		キナサウト
90	〃	〃	4/25	腹痛	
91	〃	〃	閏 4/9	不気分	
92	〃	〃	閏 4/18		薬
93	〃	〃	閏 4/20	煩い	薬
94	〃	〃	閏 4/21	下痢	薬

両日記は同時期でさらに近い地域での記録であるため、共通した医者の名が見られる。しかし頻出する医者名は異なっており、『中村平左衛門日記』では有松元立、山口、福田豊洲（芳洲）、佐竹半叟が、『小森承之助日記』では吉雄、八旗大宮司¹²³、篠田蒼庵の記述が多くみられた。治療法に関してほとんどが簡潔に記述されているにすぎないが、不調の対処として、薬が頻繁に利用されたことが見て取れる。

さて、これらの医者はどうのような医者であったのか。江戸時代末期、医者には蘭方医と漢方医が存在した。日記に登場する医者の中で、表 4-1 のNo.59、表 4-2 のNo.17 の篠田蒼安は日記中に「篠田は蘭方医ナリ」と記されており〔北九州市立歴史博物館 1996 : 149〕、蘭方医

¹²³ 八旗大宮司の経歴について、『中村平左衛門日記』の 1866 年（慶應 2）3 月 6 日の項に簡単に述べられている〔北九州市立歴史博物館 1993 : 898〕。それによると、八旗大宮司はかつて医者であり、八旗社へ養子に來たということである。

であったことがわかる。『小森承之助日記』に頻出する吉雄は¹²⁴、青木歳幸によると吉雄菊頻であると考えられている〔青木 2018 : 187～188〕。吉雄菊頻は長州の蘭方医青木周弼に学んでいることから〔同 : 188〕、やはり蘭方医であるとみられる。篠田蒼庵、吉雄ともに日記に頻出しており、特に吉雄は小森承之助と囲碁や小酌をするなどの交流もあった〔北九州市立歴史博物館 1999 : 21〕。

さらに『中村平左衛門日記』では、医者たちは定期的に会合を行っていたことが記述されている。

表 4-3 医者のか合

No.	年	月日	内容	出席者
1	1849	閏 4/5	郡医会合取捌き方	
2	〃	5/15	医師会合の回文到来	
3	〃	5/16	医師会合の報知	
4	〃	5/21	医師会合不勤の者心得 方書付提出のこと	
5	1852	1/22	医師会合	豊洲・元幹・周輔・量民・石田の玄又
6	〃	2/12	〃	豊洲・元立・周輔・元幹・量民・勝左衛門・利右衛門・平助
7	〃	閏 2/2	〃	豊洲・元立・元幹・周輔
8	〃	閏 2/12	〃	豊洲・元立・元幹・周輔
9	〃	閏 2/22	〃	豊洲・元立・周輔・元幹
10	〃	3/2	〃	豊洲・元立、元幹・周輔
11	〃	3/12	〃	豊洲・元幹・周輔
12	〃	4/8	〃	豊洲・元立・周輔・元幹・量民・（炭屋隠居？）
13	〃	4/15	講話が始まる	元立・豊洲など
14	〃	4/22	医師会合	4 人
15	〃	5/2	〃	豊洲・元幹・周輔
16	〃	5/22	〃	豊洲・周助・元幹・医山口
17	〃	6/2	〃	豊洲・周輔・元幹
18	〃	6/12	〃	豊洲・元立・周輔・元幹

¹²⁴ 『小森承之助日記』には、「吉雄」や「吉雄氏」と姓しか書かれていない。しかし安政 5 年 10 月 22 日に「吉雄氏」から「先祐卓」の 1 周忌の茶菓子が届いたことが記されていることから〔北九州市立博物館 1995 : 51〕、『中村平左衛門日記』にも記されている吉雄祐卓の子であると考えられる〔北九州市立博物館 1993 : 61〕。

19	〃	7/10	〃	豊洲・元幹・周輔
20	〃	7/22	〃	豊洲・元幹・元立
21	〃	8/4	〃	豊洲・元幹・元立・周輔
22	〃	8/12	〃	豊洲・元立・周輔
23	〃	8/21	医師会合、素問温疫論 の講釈	庄屋 3 人・小森手永頭取・医師 11 人？・ 西玄礼と弟子
24	〃	9/12	医師会合	豊洲・元立・周輔・元幹
25	〃	11/2	〃	豊洲・元立・周輔・元幹・池尻氏
26	〃	11/22	〃	豊洲・周輔・元幹
27	〃	12/2	〃	豊洲・周輔・元幹
28	1854	1/22	〃	芳洲・周輔・元幹
29	〃	2/22	〃	元立・芳洲・周助・元幹・善慶・貫ノ医
30	〃	3/22	〃	芳洲・元立・周輔・元幹
31	〃	4/22	〃	芳州・元立・周輔・元幹・善慶
32	〃	5/2	〃	芳洲・元立・周輔・元幹
33	〃	6/2	〃	芳洲・元幹
34	〃	6/13	〃	芳洲・元立・周輔・元幹
35	〃	6/20	〃	医者 4 人
36	〃	8/22	〃	芳洲・元立・元幹・周輔・宗順
37	〃	10/2	〃	芳洲・元幹
38	〃	11/22	〃	芳洲・元立・元幹・周輔・善慶

こうした会合は、表 4-3 のNo.23 の出席者から見て取れるように、庄屋たちも参加していたことがわかる。特にこの日は『素問温疫論』の講釈が行われており¹²⁵、平左衛門を含めた大庄屋たちは、こうした会合から医療の知識を得ていたと考えられる。

3.2 薬を用いる

表 4-1、4-2 からわかるように、不調の対処として、医者から薬が渡されている場合が多い。しかし、ただ「服薬」や「薬用いたす」とのみ書かれ、どこで手に入れたのかわからない薬もある¹²⁶。医者以外から薬を手に入れた事例もわずかながらあった（表 4-4）¹²⁷。これ

¹²⁵ 『素問温疫論』とは、中国の古典的医書である〔青木 2018 : 186〕。

¹²⁶ 『中村平左衛門日記』では、医者からの薬を用いた記述は 133 ケ所、入手先が記されていない薬を用いた記述は 16 ケ所であった。『小森承之助日記』では、江戸時代に限定すると医者からの薬を用いた記述は 103 ケ所、入手先が記されていない薬を用いた記述は 17 ケ所であった。

¹²⁷ 表 4-4 で、名前が記されている者たちの職業について、No.1 の高島慶右衛門は手代であ

らのうち、No.3 は寺院の家伝薬であるが、それ以外は宗教者がかかわる薬ではないとみられる。なお、日記の記述から、No.1 を除き、それぞれの場所へ中村平左衛門や小森承之助の関係者が出向き、薬を求めたようである¹²⁸。一方、富山売薬のような配置売薬業者から薬を手に入れたという記述はなかった。江戸期、小倉藩には元禄以前から富山売薬が〔富山県 1982 : 127〕、1797 年（寛政 9）に田代売薬が入ったとされている〔長 2001 : 104〕。しかし文政年間（1818-1831）や弘化年間（1845-1848）、九州では富山売薬の差留を行なった藩が多く〔富山県 1982 : 218〕¹²⁹、小倉藩では嘉永年間（1848-1854）から田代売薬が差留となっている〔同 : 220〕。『小森承之助日記』の中でも、1859 年（安政 6）4 月 5 日の項で、「旅方売薬一切取扱申間敷候」と記されており〔北九州市立歴史博物館 1995 : 123〕、「旅方売薬」を禁止したことがうかがえる。小倉藩において、田代売薬の差留解除は 1862 年（文久 2）である〔長 2001 : 107〕。小倉藩の商人以外の売薬が差留解除となった後も、同藩の売薬商人たちは他国の売薬排除を役筋へ願い出ている〔同〕。『中村平左衛門日記』は 1812 年からのものであり、これは富山売薬や田代売薬が差留される以前である。しかし前述したように、日記の初期は私的なことがほとんど書かれていない。『小森承之助日記』は、1858 年からの日記であるため、田代売薬が差留となった後の記録である。両日記とも、差留解除後の時期も日記が続けられているが、差留期間はもとより、差留解除後も配置売薬業者から薬を手に入れたという記述はなかった。小倉藩売薬商人たちが願い出たという他国からの売薬の排除が、どこまで認められていたのか不明である。しかしこのような理由が、配置売薬業者から薬を手に入れたという記述がない要因の 1 つであると考えられる。

表 4-4 医者以外からの薬

No.	年	月日	薬名	入手先	効能	出典
1	1836	7/26	痔疾の妙薬	手代高昌慶右衛門	痔疾	中村
2	1862	10/5	中風薬	大里	中風	中村
3	1863	8/27	懷孕中の薬	松江村正法寺		中村
4	1863	9/17	サカの妙薬	角田村製(角田曾右衛門)、 但し製薬は馬場村浅尾桃 洞	黄胖の症	中村

る。No.4、No.5 の角田曾右衛門、No.4 浅尾桃洞については不明である。

¹²⁸ No.2 は「大里の中風薬を求メ服用」〔北九州市立歴史博物館 1993 : 708〕、No.3 は「おまさ懷孕中の薬松江村正法寺ニ家伝の妙法有之候由ニ付、健助を求ニ遣候」〔同 780〕、No.4 は「先日椎田旦蔵へ頼遣候処、今日送り来り候間」〔同 : 788〕、No.5 は「角田曾右衛門へッヘイ薬ニ貼求方頼遣候、是又郡屋林蔵方へ届方頼遣候事」〔同 : 829〕、No.6 は「香春一滴へ三臓円小倉ニて求呉候様頼遣し候」〔北九州市立歴史博物館 1999 : 92〕、と記されている。No.2 の大里とは、現在の福岡県北九州市門司区の大里地区をさすとみられる。

¹²⁹ 配置売薬業者が差留となった理由は、領域内の自国産業の保護のため、支配者自らの利益の確保のためとされている〔富山県 1982 : 220〕。

5	1864	4/10	ヘッヘイ薬	角田曾右衛門		中村
6	1868	閏 4/13	三臓円	小倉		小森

3.3 灸・鍼

中村平左衛門も小森承之助も灸を行っていたが、その状況を表 4-5 にまとめる。ここから、山口、八旗大宮司、佐竹半叟が灸を行った以外、ほとんど自分で行っていたことがうかがえた。鍼は有松元立、官医土屋、眼医の定村玄甫、浦田鶴寿と医者により行われていた。

表 4-5 灸と鍼の状況

No.	年	月日	種類	施した人	施された人	備考	出典
1	1819	3/5	灸		平左衛門		中村
2	1821	3/10	灸		平左衛門		中村
3	〃	8/3	灸		平左衛門		中村
4	1833	8/6	灸		平左衛門		中村
5	〃	12/5	灸		平左衛門		中村
6	1836	9/5	灸		平左衛門		中村
	1838	4/2	灸		平左衛門		中村
7	1840	8/23	灸		平左衛門		中村
8	1844	2/2	灸		平左衛門		中村
9	1849	4/2	灸	山口	平左衛門		中村
10	〃	8/20	灸		平左衛門		中村
11	1854	3/7	灸				中村
12	〃	4/5	灸		平左衛門		中村
13	1857	3/26	灸	(吉雄・芳洲) ¹³⁰	平左衛門母		中村
14	〃	2/16	鍼	有松元立	平左衛門		中村
15	1860	4/6	灸	承之助・妻	承之助・妻		小森
16	1860	10/6	鍼	定村玄甫	代官	眼療	小森
17	1861	1/23	鍼	医官土屋氏	承之助	腫物	小森
18	1862	9/28	灸	八旗大宮司	承之助		小森

¹³⁰ この日の日記には「吉雄氏・芳洲来ル・母君今日灸治」と記されており〔北九州市立歴史博物館 1993 : 39〕、吉雄と芳洲が灸を行なったのかどうか、判然としない。

19	1863	2/28	灸		平左衛門	1700 日余り、 毎日灸をして いたがこの日 からやめる	中村
20	〃	3/21	灸		平左衛門	再開	中村
21	〃	7/6	延灸 点	佐竹			中村
22	1864	8/20	灸	八旗大宮司	承之助		小森
23	1866	2/12	灸	佐竹	泰蔵		中村
24	〃	5/24	鍼	浦田鶴寿	おまさ	眼	中村
25	〃	7/24	灸		泰蔵		中村
26	1868	閏 4/2～4	灸		承之助		小森
27	〃	閏 4/7・ 8・10・11	灸		承之助		小森

3.4 寺社へ参詣・祈祷

『中村平左衛門日記』・『小森承之助日記』ともに、不調の時に寺社への祈祷や参詣を行っていたことが記述されている。しかし『小森承之助日記』では、「殿様御不例」に対する祈祷があったことは記されているものの〔北九州市立歴史博物館 1996：16～18〕、承之助の家族や親しい者に対する病氣平癒の祈祷の記述は、承之助が父のために祈祷を頼んだこと〔北九州市立歴史博物館 1995：73〕、城野庄屋の病氣平癒の祈願を仲間とともに行ったことが記されているのみであった〔同：231〕。一方、『中村平左衛門日記』では、「殿様御不例」に対する祈祷以外〔北九州市立歴史博物館 1992：13〕、平左衛門本人やその家族、知り合いなどに対して祈祷を行ったことが記されている（表 4-6）。

表 4-6 病氣等に対する祈祷・参詣など（『中村平左衛門日記』より）

No.	種類	年	月日	目的	場所	備考
1	立願・御祓・願解	1844	6/21	平左衛門 9 年前からの病氣	八幡宮	
2	願解	1849	7/23	歯痛	地藏尊	
3	願解	1852	2/26	承之助一昨春病氣	足立山重寿坊	
4	祈祷・参詣	1852	8/4～7	妻病氣平癒	到津社	
5	参詣	1852	9/26	妻病氣	讃州金毘羅	

6	祈祷・参詣	1852	12/10	城野大庄屋疫病	到津社	
7	祈祷・参詣	1855	1/9 他	殿様御不例	到津社・津田宮・ 貴布祢宮・宗像 宮・祇園社・朽網 貴船社	
8	祈祷	1857	2/20	母病氣平癒	到津社	
9	祈祷	1857	不明	平左衛門本人の瘡症		石川淡路（神 職）に毎回頼む
10	祈願	1858	8/8	安産	二児大明神	
11	祈願	1858	10/23	安産		欣浄寺観音大 士（家中通夜）
12	祈願	1858	12/3	安産	氏森宮	
13	祈祷	1859	11/9～14	城野平助病氣全快	津積村社司定村 豊後守	
14	願解・度参 り	1859	4/15	泰蔵（平左衛門息子）不 快	紀ノ宮	
15	祈念	1863	10/9	安産		欣浄寺子安観 音招請
16	立願	1863	11/19	安産	大明神社	
17	願解・参詣	1864	3/18	泰蔵病氣	今井社	
18	願解・度参 り	1864	4/15	不快	紀ノ宮	

No.3 の足立山重寿坊が修験道寺院であるのか不明であるが、大半が寺社への参詣や祈祷であつたことがわかる。

一方、流行病に対する祈祷も行われている。『中村平左衛門日記』では安政年間以降、1856・1858・1859・1862 年に流行病が起こつたことが記されている〔北九州市立歴史博物館 1992、1993〕。1856 年は「疫病」、1858 年は「流行病」であり、具体的にどのような病が流行したのか、記されていない。ちなみに服部敏良は「安政 5 年（1858）5 月、長崎に発生したコレラは、6 月下旬に東海道、7 月上旬には江戸に及び、多くの死者を出した」と述べており〔服部 1978：518〕、1858 年の「流行病」はコレラであつた可能性がある。『中村平左衛門日記』では、1859 年にはコレラが〔北九州市立歴史博物館 1993：202〕、1862 年には麻疹が小倉藩で流行する〔同：668〕。なお、1860 年にはやはり小倉藩で「変病」や「異病」が流行するが〔北九州市立歴史博物館 1993：248、250〕、これがどのようなものであつたのか不明である。表 4-7 は安政年間以降に行われた流行病などに対する祈祷である。なおこれら流行病に対する祈祷は、誰が願主となつていたのか、寺社が自発的に行つていたのか等について

明記されておらず、詳細は不明である。

表 4-7 流行病に対する祈祷

No.	年	期間	目的・種類	場所	出典
1	1856	7 月 (2 夜 3 日)	疫病流行祈祷	産土社 (今井神社を勧請)	中村
2	〃	7/26～28	疫病退除祈祷	小倉社 (今井神社を勧請)	中村
3	1857	閏 5/28	疫病退除	今井社	中村
4	1858	8/21～23	流行病退除祈祷御	六手永大社 (津田手永は貫社)	中村
5	〃	8/23	流行病退除祈祷	成願寺	中村
6	1859	7/25 ～ 7/29 ¹³¹	疫神斎祈祷 (コレラ流行)	到津社	中村・小森
7	〃		コロリ退除祈祷	村々	中村
8	〃	7 月	流行病退除祈祷	祇園社	小森
9	〃	8/9～11	邪気退除祈祷	祇園社	小森
10	〃	8/22	流行病祈願	今井社	中村
11	〃	8/23	コロリ退除祈祷	津田若宮	中村
12	〃	8/25 ～ 27 (?)	コロリ病退除祈祷	宗像社	中村
13	〃	9/12	コロリ	八幡宮獅子祓い	中村
14	〃	2/9	流行病除御祈祷掛守	出雲大社	中村
15	1860	閏 3/19～21	諸病退除祈祷	到津社	中村
16	1860	5/12	諸病退除	稲荷社	中村
17	1861	3/23 (?)	病除祈祷	守恒八旗社	中村
18	1861	3/25	病除	蒲生社	中村
19	1862	6/11～13	麻疹大流行につき、家中・郡・町安全の祈祷	成願寺	中村・小森
20	〃	6/28～29	麻疹大流行の祈祷	各手永大社	中村・小森
21	〃	7/3	疔瘡退除祈祷		中村

¹³¹ No.6 の祈祷について、『中村平左衛門日記』では 1859 年 (安政 6) 7 月に「流行病退除疫神斎」が到津社で行われているが〔北九州市立歴史博物館 1993 : 202-203〕、日付が判然としない。『小森承之助日記』では同年 7 月 25 日から 29 日まで、「流行病退除神斎」が行われている〔北九州市立歴史博物館 1995 : 184〕。両者は同じ祈祷であると考えられるため、『小森承之助日記』の日付を採用した。

22	〃	7 月	流行邪気除	村で獅子祓	小森
23	1862	7/25	病気・疫病平癒、外に伝染しないよう祈願	今井社（平左衛門の個人的な祈願）	中村
24	1864	1/27～2/11 (?)	疫疾病流行につき立願	今井社	中村
25	1865	6 月	流行病祈祷	大野社	小森
26		7 月	流行病祈祷	八旗社	小森

表 4-7 の No.7、21、22 のように、どこで誰が執り行ったのか記されていない箇所もあるが、記述されている限りでは、神社や寺で祈祷が行われていたことが見て取れる。病気以外の祈祷は、後述する福智山や求菩提山、徳善院、等覚寺といった修験寺院でも実施されていたことが記されていた¹³²。

こうした祈祷に際し、札が渡される事例も多くみられた。表 4-8 は病気や不調などに対して渡された札である。

表 4-8 病気等に関する札

No.	年	月日	種類	目的	札の出所	備考	出典
1	1833	9 月	祈祷御守札	疫病退除	兄徳寺法印		中村
2	1834	10/14	御守札	流行病退除去祈祷	宗像社		中村
3	1856	5/19	御祈祷仕御守札	殿様御不例	到津社		中村
4	〃	5/21	祈祷御守札	殿様御不例	大分社		中村
5	1857	2/20	御守札	母君病気平癒	到津社		中村
6	1858	10/4	祈祷御守札	疫病退散	宇佐宮		小森
7	〃	11/8	御守	安産	川江氏（到津社宮司）		中村
8	1859	11/14	御守	城野平助病気全快	津積村社司定村 豊後守	御守 3 通り	中村
9	1860	1/14	御祈祷札	流行病	出雲大社		小森
10	〃	2/11	御守	流行病除御祈祷	出雲大社		中村

¹³² 福智山での祈祷は、1824 年（文政 7）7 月 7 日に行われた五穀成就祈祷であった〔北九州市立歴史博物館 1984：417〕。求菩提山での祈祷は 1831 年（天保 2）3 月 4 日から 8 日かけて実施された五穀成就と餓死者供養である〔北九州市立歴史博物館 1986：34〕。徳善院では例年実施されていた五穀成就祈祷と雨乞祈祷〔北九州市立歴史博物館 1986：260、同 1988：119〕、等覚寺での祈祷は 1833 年（天保 4）12 月 22 日の項に記されている紛失物を見つけるためのものであった〔同：522〕。

11	〃	4/24	祈祷札	流行病	出雲大社	不足	小森
12	〃	5/7	祈祷札	流行病	出雲大社	不足分来る	小森
13	〃	4/24	御祈祷御守札	病変退除	出雲大社		中村
14	〃	6/24	祈祷札	殿様御不例	到津社		小森
15	〃	12/18	御祈祷御札	病変退除	出雲大社	札の初穂金など納める	中村
16	1863	8/28	御守札	安産	二児社		中村

祈祷を実施した場所の大半が神社であるため、札の出所も同様にほとんどが神社であった。これら札は人々に渡された後、どのように使用されたのか、例えば所持したのか、どこかに貼ったのか、葉のように飲んだのか、といったような記述はみられなかった。

4 修験者との関わり

ここまで、江戸末期小倉藩の庄屋の日記から、医療の状況を概観してきた。医者や僧侶の診察や医者が処方した薬、灸・鍼、社家や寺院の行う祈祷などにより、不調を治そうとしていたことがみてとれる。その他、自分で治すという自己対処や入湯も行われていた。ここで気付くことは、治病行為の中に、修験者との関わりがほとんど見いだせないということである。しかしこれらの日記において、修験道寺院や修験者について、全く書かれていないという訳ではない。日記に登場する修験道の



図 4-1 日記に登場する修験道の山

山・修験道寺院は（図 4-1¹³³）、英彦山・求菩提山・等覚寺・福智山・松尾山・貫山徳善院である¹³⁴。その他、世尊院や足立山重寿坊など〔北九州市立歴史博物館 1991〕、修験道寺院ではないかと考えられる名称の寺院もいくつか見受けられるが、修験道寺院であることが確認できないため除外する。これら修験道は、どのように日記に記されているのか。

¹³³ 図 4-1 の画像処理は、加来野江美子氏が行った。

¹³⁴ 『中村平左衛門日記』には、1844 年（天保 15）7 月 14 日、1852 年（嘉永 5）9 月 28 日の項に「山伏徳善院」と記述されている〔北九州市立歴史博物館 1990：672、同 1991：441〕。

『中村平左衛門日記』に登場するのは、英彦山・求菩提山・貫山徳善院・等覚寺・福智山・松尾山である（参考資料 3）¹³⁵。英彦山については、平左衛門やその息子などが参詣にいったことや〔北九州市立歴史博物館 1982、1984、1990〕、英彦山での出来事などがごく簡単に記されている。その他、1831 年（天保 2）より、英彦山能円坊が平左衛門の家を訪れるようになる。1832 年、能円坊が勅宣度祭を務めるため、平左衛門や本家などで施主となる¹³⁶〔北九州市立歴史博物館 1986 : 397〕。その後も能円坊は時々平左衛門宅を訪れ、1 泊したことが記されているが〔北九州市立歴史博物館 1986、1991、1993〕、それ以外の記述はなされておらず、何をしていたのか不明である。『中村平左衛門日記』でもやはり江戸末期には、「英彦山義僧」事件について述べられている〔北九州市立歴史博物館 1993〕。等覚寺も参詣や松会について、簡単に記されているが、等覚寺の修験者バイユウの一家 4 人と同じく等覚寺の修験者である法雲を中心とした約 24 人が、浄福院の本尊紛失を巡って大きな喧嘩を起こしたこと〔北九州市立歴史博物館 1986 : 522〕、光明坊の家が倒れて死者がでたことなど〔北九州市立歴史博物館 1992 : 108〕、事件・事故についての記述が多い。修験道に関するもので多くの記述がなされているのは貫山徳善院である。ほぼ毎年のように五穀成就祈禱が行われたことが記されている。それに加え、徳善院の庫裏再建や鳥居の建立〔北九州市立歴史博物館 1990 : 292、295、589、590〕、護摩堂の普請といった建物の建築に関すること〔北九州市立歴史博物館 1991 : 278、285、289〕、喧嘩などのトラブルについても多く記述がなされていた〔北九州市立歴史博物館 1988 : 8-17〕。福智山・松尾山についての記述はそれぞれ 1 ヶ所しかなかったが、福智山については、中村平左衛門が五穀成就祈禱のために参詣したこと〔北九州市立歴史博物館 1984 : 417〕、松尾山については、松尾山行光坊が勧進のために村々を回ることについて、宿等を取り計らうようにという文書が出たことが記されている〔北九州市立歴史博物館 1986 : 95〕。これら修験道に関する記述の中で、唯一修験者と病気との関わりがみられるのが 1839 年（天保 10）4 月 28 日の項である。そこには求菩提山の修験者とのトラブルについて記されており〔北九州市立歴史博物館 1990 : 86-87〕、その内容は以下の通りである。上曾根村の常次郎の母が病気となり、求菩提山の修験者である桜本坊・梅ノ坊の兩人へ祈禱を頼む。しかし、彼らは「不正の行事」を行ない、常次郎母の病気は常次郎に遺恨のある九平次が蛭子山の狐に頼み、病気をつけたものだと伝える。常次郎がこのことを庄屋に申し出たため、村役の目の前で求菩提の修験者たちを糺したところ、修験者たちは誤りであったことを認めた、というものである。実際に中村平左衛門が頼んだり受けたりした祈禱ではないが、村人たちが修験に病気の祈禱を頼んだことがうかがえた唯一の記述であった。

¹³⁵ 参考資料 3、4 は、本章末に付している。

¹³⁶ これについて、日記には詳細に述べられていない。しかし長野覺によると、英彦山において、神事で神役を務めることは経済的負担が大きく、祭儀執行の数年前から檀那に対し、特別な勧進を依頼したという〔長野 1987 : 376-377〕。ここから、平左衛門や本家は、能円坊が神役を務めることに対し、施主となって勧進をしたものと考えられる。

一方、『小森承之助日記』には、『中村平左衛門日記』ほど多くの記述はないものの、英彦山・求菩提山・貫山徳善院・福智山が登場した（参考資料 4）。英彦山に関しては英彦山に参詣した人がいることを記している以外〔北九州市立歴史博物館 1995〕、大半は英彦山座主や修験者が小倉に呼び出された、いわゆる「英彦山義僧」事件についての簡潔な記録である¹³⁷〔北九州市立歴史博物館 1997〕。求菩提山については、引地坊が檀家回りをすることについての記述〔北九州市立歴史博物館 1997：206〕、徳善院にいたっては、代官・検見役が昼食会場として使用されたことが記述されるのみである〔北九州市立歴史博物館 1996：65〕。

福智山に関する記述は、2つの日記を通して、唯一修験道と薬との関係をうかがうことができるものである。その内容は、1859年（安政6）5月29日の項で、福智山福泉坊が5～6年前（実際には1856年）に回檀をした際¹³⁸、庄屋へのお礼として膏薬2包を持って来た、というものである〔北九州市立歴史博物館 1995：151～152〕。1856年（安政3）は、まだ『小森承之助日記』が記される以前であり、加えて『中村平左衛門日記』でも1856年当時の日記の中に、このことについての記述はみられないが、この事例が唯一、これら日記でみられる修験道と薬との関わりであった。

以上のように、大庄屋と修験者の間に、治病行為の関わりが見受けられないのはなぜか。これには、小倉藩の医師たちと大庄屋たちとの状況が関係しているのではないかと推測される。前述したように、『中村平左衛門日記』には、中村平左衛門自身が、複数の医者と定期的に会合を行っていたことが記されている。これについて、青木歳幸は、「医師と大庄屋ら上層村役人も医書を講釈しあう医会が定期的で開催されているのが、幕末の小倉藩領の医界であった。こうした医師の大庄屋宅での定期的会合によって、さまざまな医学情報が交換され、医師や庄屋など村役人の医療知識や技術を高めることにもなった」と述べている〔青木 2018：187〕。幕末の小倉藩の大庄屋は、こうして得た医療知識を持っていたため、医師による診察、医師から渡される薬を求めたのではないかと考える。さらに1849年（嘉永2）、モーニッケが長崎で種痘（牛痘）の植え継ぎに成功する〔相川 2018：22〕。これにより、牛痘法は瞬く間に日本全国に広がり、漢方医より蘭方医の方が優位となる。両日記の中には種痘に関する記述も多数みられた。前述の通り、中村平左衛門や小森承之助と交流のあった医者には、蘭方医もいた。このような医者との交流により、大庄屋自身の医療観の変化も起こったのではないかと考えられる。しかしその一方で、W・ミヒエルは江戸時代、医者たちの対応が進歩していたにも関わらず、民衆の間では呪術や祈祷が重要視されていたとする〔ミヒエル 2018：228〕。また、海原亮によると、18世紀以降医者の数が増加し〔海原

¹³⁷ 「英彦山義僧」事件とは、英彦山が長州に加担したとして、1863年（文久3）11月11日、小倉藩兵約500人が英彦山に襲来し、座主を始め幹部の修験者等20名を小倉獄に連行して断罪したというものである。その後、英彦山は明治維新まで武力制圧の状況下におかれた〔長野 1987：29〕。

¹³⁸ 1859年（安政6）6月2日の項で、この時の回檀の札が令蔵という者の所に残されており、そこから1856年（安政3）に回檀が行われたことが判明したという旨が記されている〔北九州市立歴史博物館 1995：155〕。

2007: 26]、かなり僻地の村にまで医者 of 活躍がみられたという〔海原 2014: 15〕。しかし、医者による医療は少くない費用の負担が求められるため〔海原 2007: 131〕、受けられる人は限定的であったと考えられる¹³⁹。多くの庶民たちは、まだ修験者の治病に期待をしていたと推測される。

5 おわりに

以上、江戸末期における小倉藩大庄屋の日記から、当時の大庄屋が体の不調を感じた際の対処法である①医者にかかる、②薬を用いる、③灸・鍼を施す、④寺社へ参詣したり祈禱を受けたりする、という4つを中心に検討した。

日記の関係者たちは不調を感じた際、医者に診てもらうことが多く、薬はその時に医者により処方されていたことが多かった。薬は宗教者ではなく、医者からもらうことが好まれていたと考えられる。祈禱については病気や流行病に対する祈禱が寺社で行われており、祈禱による治病もまだ期待されていたことがわかる。しかし、薬や祈禱による治病行為に、修験者たちはほとんど関与していなかったことがうかがえた。これは江戸末期において、小倉藩の大庄屋たちが医学の知識を得ていたであろうという、時代的・地域的な要因もあるのではないかと推測される。

修験道は、明治初頭の神仏判然令・修験宗廃止令により大打撃を受けたとされる。しかしそれら法令が出される以前から、小倉藩の大庄屋の間では、修験道の薬はもとより祈禱に対しても、修験者の治病行為に対する期待が薄れていた可能性があるのではないかと考えられる。その一方で、求菩提山において、売薬が本格的に始められるのは、近代に入ってからであることが資料から確認できる。修験者たちは、この時点で庶民がまだ修験道の薬に対する期待を抱いていると感じ、薬からの利益を見込んで売薬を始めたと推測される。第5章では、求菩提山の修験者たちが、明治初期において、売薬の仕方や売薬組織をどのように整えていったのか、明治期に出された法令とともに検討する。

¹³⁹ 『小森承之助日記』では、医者に対して薬の礼を渡していたとする記述が、1858年（安政5）10月6日〔北九州市立歴史博物館 1995: 35〕、1859年6月3日〔同: 155〕、同7月14日〔同: 178〕、1860年（万延元）7月11日〔北九州市立歴史博物館 1996: 29〕、1861年2月3日〔同: 135〕、同7月26日〔同: 258〕、1862年〔文久2〕3月29日〔北九州市立歴史博物館 1997: 28〕、1863年1月20日〔同: 170〕、1864年1月6日〔北九州市立歴史博物館 1998: 3〕、1864年（元治元）7月13日〔北九州市立歴史博物館 1998: 104〕、1865年（慶應元）7月12日・13日〔同: 313〕、1870年（明治3）7月15日〔北九州市立歴史博物館 1999: 135〕、同12月1日〔同: 158〕、に見られる。さらに1870年の日記の最後には、眼医渡辺と武田から受け取った薬の内訳と、一部薬礼の金額が記録されている〔同: 163-171〕。眼医渡辺からは1年間、11回に渡り薬を受け取っており、薬礼としてその度に2貫文、薬によっては3貫400文や3貫500文を支払っている。武田からは非常に多くの薬を受け取っているが、薬礼の金額は1ヶ所しか記されていない。薬何貼に対しての礼であるのか判然としないが、5月16日～7月1日に処方された薬に対し、5両の礼をしたことが記されている。明治の貨幣価値が判然としないが、これほどの薬を処方され、礼を渡すことができる人は、やはり限られたと考えられる。

参考資料 3 修験者との関わり（『中村平左衛門日記』より）

No.	年	月日	場所	内容
1	1813	2/13	英彦山	平左衛門参詣（2/16に戻る）
2	1824	4/7	〃	与一郎参詣
3	〃	4/11	〃	座主上京
4	〃	12/6、7、19、20、 22	〃	京都より英彦山へ下向の姫君について
5	1829	9/17	〃	英彦山の月参人数講について
6	1831	7/4	〃	能円坊来訪
7	1833	2/6	〃	能円坊が勅宣度祭を務めるにつき、平左衛門他施主として参詣
8	〃	4/19	〃	手紙到来
9	1844	2/14、17	〃	虎太郎参詣
10	1849	閏 4/4	〃	英彦山の 2 面の御兜他宝物が蛭子堂で開帳され、平左衛門が見物する
11	1854	7/6	〃	能円坊来訪、1 泊する
12	〃	12/29	〃	無尽掛金を役所へ納める
13	1856	3/20、6/8、9	〃	無尽について
14	〃	11/29	〃	種子蒔配札について
15	1858	4/8	〃	豊前坊再建寄付につき、使僧来訪
16	〃	10/16	〃	能円坊来訪、1 泊
17	1859	6/22	〃	能円坊来訪、1 泊
18	〃	10/24	〃	能円坊来訪、1 泊
19	1860	1/3	〃	代参案内について
20	〃	11/4	〃	殿様死去につき、英彦山に鷹を放す
21	1861	8/6	〃	能円坊来訪、1 泊
22	〃	8/25	〃	額を造り英彦山等に奉納
23	〃	8/13	〃	能円坊来訪、1 泊
24	1863	11/22	〃	英彦山義僧事件
25	1864	6/5	〃	能円坊来訪、1 泊
26	1831	3/4	求菩提山	五穀成就祈祷・餓死者供養に平左衛門参詣
27	〃	3/11	〃	祈祷の守札を配布
28	1836	2/22	〃	諸堂大破につき勸化御免
29	1839	4/28	〃	求菩提山修験者による不正
30	1852	12/22、23、24、	〃	無尽について

31	1854	12/29	〃	無尽掛金を役所へ納める
32	1855	12/16、19	〃	無尽について
33	1860	12/29	〃	無尽について
34	1856	6/10	〃	種子蒔回檀証書書き替え
35	1829	4/6	徳善院	五穀成就祈祷の触れ
36	〃	4/10	〃	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
37	〃	4/24	〃	五穀成就祈祷札を村々へ配る
38	〃	11/16	〃	平左衛門参詣
39	1830	閏 3/23	〃	五穀成就祈祷の触れ
40	〃	閏 3/28	〃	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
41	1831	4/18	〃	五穀成就祈祷の触れ
42	〃	4/21	〃	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
43	1832	4/3	〃	五穀成就祈祷の触れ
44	〃	4/8	〃	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
45	〃	7/18	〃	雨乞祈祷に平左衛門参詣
46	1833	3/24	〃	五穀成就祈祷・麦類にアカテの気配があるにつき祈祷、平左衛門参詣
47	1834	3/15	〃	五穀成就祈祷について
48	〃	3/19	〃	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
49	〃	7/18	〃	雨乞祈祷について
50	〃	7/25	〃	雨乞祈祷について
51	〃	10/23、11/1	〃	雨乞祈祷の初穂について
52	1836	2/7	〃	平左衛門参詣
53	〃	9/12	〃	代参を遣わす
54	1838	3/28	〃	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
55	1839	3/17	〃	五穀成就祈祷について
56	〃	3/22	〃	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
57	〃	4/19	〃	祈祷執行の文書遅滞
58	〃	10/12	〃	市太郎代参
59	1840	2/21、23、27、 28、3/1、15、20、 4/15. 5/5	〃	庫裏再建について
60	〃	5/14	〃	五穀成就祈祷の触れ
61	〃	5/18	〃	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
62	1844	2/23、3/26、	〃	鳥居建立について

		6/7、22、23、 7/2、9、11、13、 14、22、29、 11/11		
63	〃	3/24	〃	五穀成就祈祷の触れ
64	〃	3/26	〃	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
65	1849	3/19、4/17、閏 4/23、26、5/4、 9/16	〃	養子願いについて
66	〃	4/3	〃	五穀成就祈祷の触れ
67	〃	4/6	〃	五穀成就祈祷執行・平左衛門不参詣
68	〃	7/24、25、8/4	〃	客殿板張の普請について
69	1852	2/25、28、閏 2/10、16、17、	〃	護摩堂普請について
70	〃	3/24	〃	五穀成就祈祷について
71	〃	3/26	〃	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
72	1854	2/26、3/10、26	〃	客殿葺き替えについて
73	〃	3/26	〃	筋奉行・山奉行が参詣
74	〃	4/5	〃	五穀成就祈祷について
75	〃	4/6	〃	五穀成就祈祷に泰蔵参詣
76	1856	8/9	〃	来訪
77	1858	3/26	〃	泰蔵祈祷参詣
78	〃	8/17	〃	貫山願解の角力を八幡宮境内で興行、平左衛門見物
79	〃	12/11	〃	来訪
80	1861	11/14	〃	平次郎参詣
81	1863	4/9	〃	来訪
82	〃	6/11、26	〃	梵鐘について
83	〃	9/11	〃	来訪
84	1866	3/2	〃	五穀成就祈祷、泰蔵参籠
85	1831	2/19	等覚寺	平左衛門母参詣
86	1833	12/22	〃	等覚寺の修験者同士の喧嘩
87	1834	1/14、16、19、 24、25、27、28、 2/3、10、11、 3/20、29	等覚寺・徳 善院	No.13 についての取調べなど 徳善院弟子恵教が取調べる

88	〃	8/13	等覚寺	8/17 に雨乞祈祷に平左衛門参籠
89	1838	2/19	〃	平左衛門妻子参詣
90	1854	1/17、4/15、18、 25、5/8、7/4、 6、9、8/21、9/2、 10/24、29、11/9	〃	西朽網村の者が等覚寺の修験者の牛を牽帰った件について
91	1855	2/15	〃	等覚寺谷改役に北中坊
92	〃	2/17	〃	松会について
93	〃	2/19	〃	松会済む・山奉行は不快にて参詣中止、代わりの者が参詣
94	〃	2/22	〃	法頭西ノ坊来訪
95	〃	4/1	〃	寺社方より等覚寺へ書状が届く
96	〃	5/19、20、21、 22	〃	光明坊居家倒壊、1 人怪我、2 人死亡
97	1856	2/16	〃	松会への出張について
98	〃	2/19	〃	松会へ山奉行参詣
99	〃	10/26	〃	正明坊居宅焼失
100	1857	4/26	〃	殿様参詣
101	1858	4/9	〃	北ノ丸女中参詣
102	1859	1/25	〃	殿様等覚寺へ御出
103	1861	2/19	〃	おまさ・おつき・虎之助参詣
104	1824	7/7	福智山	五穀成就祈祷に平左衛門参詣
105	1831	8/8	松尾山	行光坊の勧進について

参考資料 4 修験者との関わり（『小森承之助日記』より）

No.	年	月日	場所	内容
1	1859	3/17	英彦山	島袋氏他 9 名、参詣
2	1860	4/11	英彦山	恥格が参詣予定
3	1860	4/18	英彦山	恥格が参詣
4	1861	4/4	英彦山	篠崎氏が参詣中止
5	1861	4/15	英彦山	島村氏が参詣
6	1863	9/18	英彦山・求 菩提山	山林の取締りについて
7	1863	11/7	英彦山	浪人 60 人が入り込んだという情報により、二木求馬が繰出し
8	1863	11/11	英彦山	浪人入り込みの情報は間違い、二木求馬の繰出しは浪人に拘らず英彦山御固めのため
9	1863	11/13	英彦山	僧 3 人呼び出し
10	1863	11/15、17、25、 29、12/5	英彦山	繰出しについて
11		11/21	英彦山	座主、小倉城下に呼出し
12		11/22	英彦山	座主、小倉表に出立
13		11/25	英彦山	修験者を市中に引出す 座主は大坂屋に宿
14		11/29	英彦山	積雪
15	1864	2/20	英彦山	火災、坊中町家過半数焼失
16		3/25	英彦山	英彦山の医者をつらえる
17		10/4	英彦山	小倉へ滞留の座主、英彦山へ帰山
18	1863	5/20	求菩提山	引地坊種蒔の回檀について
19	1860	9/12	徳善院	代官・検見役の昼食会場
20	1859	5/29	福智山	福泉坊奉加について
21	1859	6/2	福智山	福泉坊回檀について

第5章 明治初期における求菩提山の売薬組織

1 はじめに

本章では福岡県豊前市にそびえる求菩提山を事例として、明治初期における修験者たちの売薬組織と売薬の仕方について明らかにする。それにより求菩提山の明治初頭の薬が、どのように持ち回られていたのか、検討する。

近世において、修験者は回壇の際に呪術や祈祷を行い、護符などの札とともに薬を配布していたとされている¹⁴⁰。しかし近代に入ると、修験道は1868年（明治元）の神仏判然令、1872年の修験宗廃止令によって大打撃を受ける〔宮家1999：1016〕。求菩提山での修験道廃止後の生業は、帰農・商工であったといわれ、帰農した者の中には集団で下山し、農業に従事した者もいるとされている〔重松1969：346〕。求菩提山に残った者は売薬商となった者が多く、以前の檀家に薬を販売して回ったという〔同：347〕。しかし、1870年以降に次々と制定される売薬に関する諸法令は、求菩提修験による薬の製造・販売に大きな影響を及ぼした。その結果、求菩提山において薬は、どのような組織編成のもと、いかなる人々によって販売されるようになったのか、さらにはどのような方法で売薬を行っていたのかについて検討する。

2 求菩提修験道について

求菩提山は福岡県豊前市の南西部に位置する標高782メートルの山で、近世まで求菩提山の西にそびえる犬ヶ岳とともに北部九州を代表する一大修験道場であった。現在は無住の山となっているが、江戸時代の坊などの建築物が現在でも残っており、2001年（平成13）に国の史跡に指定されている。こうした求菩提山の歴史や組織について、これまで十分な研究が行われてきたとはいえない。ここでは本格的な分析に入る前に、豊前市にある求菩提資料館に残る資料等をもとに、現在まで明らかにされている求菩提山の歴史と組織を概観する。

2.1 歴史概観

求菩提山の開山は近世に成立したとされる『求菩提山縁起』（1727年〔享保12〕）や『求菩提山雑記』（天保年間〔1830-1843〕）からうかがえる¹⁴¹。『求菩提山雑記』によれば「継体天皇即位より廿年」（526年）、猛覚磨ト仙なる人物が求菩提山の山頂に光を認め、山に登り祠を建てたとされ、これが伝えられている求菩提山の開山縁起である。この後の記述には行

¹⁴⁰ 例えば、長野覚は『英彦山の歴史地理学的研究』において、かつて英彦山で不老円などの薬が回壇に用いられていたと指摘している〔長野1987：369-374〕。

¹⁴¹ 『求菩提山縁起』の翻刻は『豊前求菩提山修験文化攷』に掲載されているため〔重松1969：25-30〕、本稿ではそれを活用した。他方、『求菩提山雑記』に関する本稿の記述は、原資料を筆者が読解したものにとづいている。

善和尚・役優婆塞・行基・伝教大師等が来山したと述べられる。しかしこれらを実証するような資料は存在せず、そうした記述の信憑性は乏しいといわざるを得ない。

求菩提山に残る文字資料から、歴史が明確になってくるのは平安末期以降である。その多くは銅製経筒に刻まれた銘文で、最も古いものは1140年（保延6）であり、同じ日付のものが4本現存する。銘文は4本とも共通で「妙法蓮華經一部 保延六年十月廿二日 願主僧」と記されており¹⁴²、この後ろに僧の名がそれぞれ刻まれている。だが、四本の銘文の中に「求菩提山」という表記はみあたらない。「求菩提山」の文字がみられる最古の資料は、「康治元年」（1142）の銘がある国宝の銅板法華經・銅筥である。「奉彫銅如法蓮華經一部 求菩提山供養畢 大勸進頼嚴 少勸進勢實 康治元年十月廿一日供養畢（以下略）」と銅筥の底板に刻まれている¹⁴³。

中世の資料としては文書資料が残り、それらから求菩提山が聖護院の末寺に組み入れられたことや豊前の支配者が次々と変わったことがうかがえる。1566年（永禄9）には豊後大友氏の軍勢より「濫妨狼藉」が加えられ、修験者たちは離山を余儀なくされるなど〔有川1979：140〕、戦国の戦乱は求菩提山にも大きな打撃を与えたようだが、近世になると、小倉藩細川家の支配下におかれるようになる〔豊前市史編纂委員会1991：579〕。その後、1692年（元禄5）に、細川家に代わって小倉藩を治めた小笠原家から座主が入山し、同藩の庇護のもと、寺社奉行を通じて支配された〔重松1969：268-269〕。しかし、近世は武家支配の確立とともに、修験文化の独自性は影を潜め¹⁴⁴、領主の祈祷所的な山に変貌したとされる〔同：269〕。あわせて近世には檀家が生まれ、修験者たちの生活はそれに依存することになった〔同〕。

¹⁴² 4本の銅製経筒のうち3本は求菩提山の山頂にある国玉神社が所有し求菩提資料館が収蔵管理している。残りの1本は九州国立博物館が所蔵している。国玉神社所有の3本中、1本は1970年（昭和45）に求菩提山で発見され、2本は1975年度の「求菩提山修験道遺跡緊急発掘調査」で出土したものである〔豊前市教育委員会1976：14、17〕。銘文については4本とも小田富士雄による「古代の求菩提山とその信仰」を参照した〔小田1979：68-69〕。

¹⁴³ 銅板法華經・銅筥は国玉神社が所有し九州国立博物館が収蔵管理している。銘文は「古代の求菩提山とその信仰」を参照した〔小田1979：68-69〕。

¹⁴⁴ ここで、重松敏美は、具体的に何を「修験文化の独自性」と考えていたのであろうか。そのことを明らかにするために、やや長くなるが関係箇所を引用する。

そこ〔英彦山を中心とした豊前にある修験道の山々〕には多くの山法師、修験者たちが寄宿し、霊山も一種の法城の要素を保っていた。山は何人も侵すことの出来ない、守護不入の聖地であって、寺院は自から治め、自からその聖地を守った。特に修験者は徒党意識が強く、山々は呼応し、異質な山岳社会集団を構成していた。——中略——その上、法城としての山々には、なにをいっても神が座し、仏が座していた。霊山としての崇拝や信仰は民衆と結びつき、庶民に支えられた山でもあって、山々の権門勢力はさらに中世末には武力をもつに至った。一国一城にも似た山岳修験のメッカ、法城であった。その霊力は守護領主をも、しのぐものがあつたといわれる〔重松1969：263〔 〕内は筆者〕。

要するに、修験者たちの自治により山の聖域性が保たれ、庶民からの信仰や崇拝を集めていた、というのが重松の考えていた「修験文化の独自性」ということになるだろう。

明治に入ると、1868年の神仏判然令、1872年の修験宗廃止令により、求菩提山も大きく変容する。求菩提山の山頂にあった「護国寺」は「国玉神社」となり、寺院から神社へと変更される。加えてこの頃、「求菩提山」の名称は「岩嶽山」と改称されるが、後に再び「求菩提山」と呼ばれるようになる¹⁴⁵。

その後の求菩提山の様子について、岡為造は「維新後今日に至る約七十年、随分長い永い間であるに係わらず特記する事柄もなく」としているが〔岡 1934 : 28〕、近世には153軒あったと考えられている坊が〔岡寺 2020 : 48〕、1868年には61軒¹⁴⁶、1926年（大正15）には11軒〔岡寺 2021 : 1〕、昭和40年代には3坊と〔同〕、山中の坊の数は減り続けた。2000年（平成12）には1軒のみ残っていた最後の坊の住民も山から去り、無住となった。現在は求菩提山麓の集落に居住する3軒の氏子を中心に、お田植祭や神社の祭典などが行われている。

2.2 近世における求菩提山の組織

近世における求菩提山の修験者の家族構成を記したものに求菩提山護国寺の『宗門帳』がある。現存する6冊のうち、完品でありかつ最も古いものは1859年（安政6）のものである。それによると、当時、修験者とその家族らが居住していた坊は76軒であった¹⁴⁷。加えて「天台宗俗」と記された、坊ではない9軒もある¹⁴⁸。その他、「預」と書かれた坊87軒があり、これは「山を離山したり、消滅した坊」で〔重松 1969 : 274〕、元は人が居住していたものの、この時点で人が住んでいない坊であるとされている。

このようにある程度の数の坊が確認された近世の求菩提山の組織がどのようなものであったか、『豊前求菩提山修験文化攷』の記述と〔重松 1969 : 115-122〕、山口正博の作成した求菩提山内の組織図をもとに〔山口 2004 : 102〕、図1にまとめる¹⁴⁹。修験者は僧でもなく俗人でも

¹⁴⁵ 資料から検討すると、1868年（慶應4）6月に記された『姓名改帳』には「求菩提山」と記されているが、それ以降、1869年（明治2）『酒御通』、1870年2月『姓名改帳』、1870年3月『御改帳』にはすべて「岩嶽山」と記されている。よって、「岩嶽山」と改称されたのは、遅くとも1869年であったといえる。しかし「岩嶽山」は再び「求菩提山」へと名称変更がなされる。『明治十六年 豊前豊後檀那并宿元扣順道扣簿』（1883）には表紙に「求菩提山」と記されていることから、この時期までには求菩提山という名称に変更されたとみられる。

¹⁴⁶ 求菩提山護国寺の『姓名改帳』（1868年）による。

¹⁴⁷ 坊によっては、家族以外に、「厄界」と呼ばれた下男下女が同居していたところもある。

¹⁴⁸ 「天台宗俗」とされた家の姓は「吉永」（1軒）、「信安」（5軒）、「幸屋」（1軒）、「和泉屋」（1軒）、「芦北屋」（1軒）である。求菩提山では山中での一般俗家の生活を認め、酒屋、雑貨屋等があったことから、「天台宗俗」とはこうした商売を行っていた家々ではないかとされている〔重松 1969 : 308～309〕。

¹⁴⁹ 『豊前求菩提山修験文化攷』には手書きの組織図が記載されており〔重松 1969 : 119〕、それをもとに山口正博は「英彦山系修験霊山の松会」で求菩提山内の組織図を作成している〔山口 2004 : 102〕。ここでは本章の趣旨を踏まえ、『豊前求菩提山修験文化攷』の本文と山口の図をもとに簡略化した組織図を作成した。

ないが、求菩提山では長く修行をすると僧となることができた。修験者は4つの段階に分けられ、低い方から下藁、中藁、高藁、極藁と位があがっていく〔重松 1969 : 115-122〕。

図 5-1 求菩提山の組織（近世）

座主（世襲）			
別当職 北中坊（世襲）			
極藁	（長床）	1～10和尚	政所職
山伏代 智性坊（世襲）			
高藁	（中老）	勅願師の法会 ↑松会の当務（盛一藁）10年、千日行 （際）	
中藁	（衆）		年中行事
下藁	（度）		雑務
↑ 始覚の山伏 ↑全国廻行修行 ↑新客山伏（春75日、秋35日の峰入） 本覚の山伏 ↑37日加行 見習山伏			坊家での雑用

（重松 1969 : 115-122、山口 2004 : 102 をもとに筆者作成）

端的にまとめると求菩提山の修験組織は座主を最上位とし、各修験者は修行や儀礼を行うことにより昇進していたといえる。しかし、『豊叟求菩提山修験文化攷』の記述に関して、どの資料を用いて近世の組織を考察したのか、「勅願師の法会」ではどのようなことを行っていたのか、「政所」とはいかなる役職であり、何人で構成されていたのか等不明な点が多く、求菩提山の修験道組織については今後再検討する必要があると考える。

3 明治初期における求菩提の修験者による売薬

明治維新は修験道にとって大きな転換期をむかえるきっかけとなった。神仏判然令・修験宗廃止令が出された後、さらに 1873 年（明治 6）には梓巫市子、憑祈禱、狐下げ、玉占、口寄せなど、「人民ヲ眩惑セシメ」るものを¹⁵⁰、1874 年には禁厭や祈禱で「医薬等差止メ政治ノ妨害」をすることを禁じた¹⁵¹。さらに 1876 年には山野や路傍に散在する神祠仏堂を最

¹⁵⁰ 法令の原文は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「梓巫市子並憑祈禱狐下ト唱ル玉占口寄等之所業禁止」による。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787953/898>（最終閲覧日 2025 年 9 月 4 日）

¹⁵¹ 法令の原文は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「禁厭祈禱ヲ以テ医薬ヲ

寄りの社寺へ合併・移転することが求められた¹⁵²。これら法令は「民間信仰をさげすみ、民俗慣行の改良に統制介入する政策」であったといえる〔鈴木 2018 : 133〕。

同様のことが医療についても言えるようである。明治初頭、政府は「医療の西欧化を推進」しようと〔新村 2018 : 264〕、ドイツから医療教育を導入したほか〔吉岡 1989 : 344〕、1870年の売薬取締規則を始めとして、1877年の売薬規則、1882年の売薬印紙税規則など売薬に関する法令を次々と出している。越川次郎は「近代以降、薬、特に売薬は『売薬取締規則』にはじまり様々な規制を受けてきた。——中略——特に、薬の材質・形状や製造過程・販売形態には決定的に影響を与えている」という〔越川 2000a : 47〕。こうした越川の指摘を踏まえ、諸法令が求菩提山の売薬にどのような影響を及ぼしたか、求菩提山に残る資料から考察する。

3.1 明治から大正にかけての製薬・売薬に関する法令とその対応

求菩提山において売薬が行われていたことが文書資料で確認できるのは現在のところ1875年から1889年までである¹⁵³。現存する薬袋や文書資料から明治初期に同山に存在した薬は、錦袋不老円・牛馬不老散・駆虫丸・健胃丸・熊口（草冠に「浸」）丸・発明丸・窮歸振薬・神秘膏・夢想膏・即効散・疵薬・菜調湯・疥癬請合御湯薬・神明毒消丸であったことがわかっている¹⁵⁴。しかし、1885年以降は資料もなく、売薬がどのように行われていたのか不明である。「売薬」の文字が記された最後の文書は1901年（明治34）であり、明治30年代には求菩提山で売薬が行われなくなっていた可能性もある。ちなみに求菩提山と近い

止ル者取締方」による。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787954/671>（最終閲覧日 2025 年 9 月 4 日）

¹⁵² 国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「神祠仏堂ノ一般社寺ニ比シ難ク且監守者ナキ向処分方」による。<https://dl.ndl.go.jp/pid/787956/1/719>（最終閲覧日 2025 年 9 月 4 日）

¹⁵³ 求菩提山の売薬について知ることのできる最初の文書は、1875年（明治8）の「駆虫丸免許写」である。実のところ、この文書の正式な名称は不明である。しかし文書の右端に「写」、右寄りに「駆虫丸」、「免許候事」の文字があるため、当該文書の資料名を仮に「駆虫丸免許写」とした。他方、求菩提山の売薬に関する最後の資料は、正確にいうと1901年（明治34）の「起業届」である。この文書は、売薬触売と酒類触売の許可を求めて、岩屋求から村長に提出されたものであるが、具体的に、どのようにして売薬触売を行うつもりであったのかについてはまったく記されておらず、また当時の売薬の状況についても一切触れられていない。このため、本章では売薬の内容を確認できる最後の資料として、1889年の『明治廿二年売薬并講社日誌簿』をあげた。

¹⁵⁴ この他に、『豊碕求菩提山修験文化攷』には神仙奇応円の「売薬検査御願」が紹介されている〔重松 1969 : 347〕。しかし薬袋等の原資料が残っていないため、本文中では取り上げていない。ちなみに、「売薬検査御願」とは売薬営業鑑札を得るため、薬の成分などを明記して、大学東校に提出した文書（文書の提出先は、のちに文部省、さらにそののち内務省に変更される）のことである。なお、新村拓によると、大学東校は1877年（明治10）に「東京大学医学部」に改称されたという〔新村 2018 : 265〕。

距離にある英彦山では 1926（大正 15）年の時点でも売薬が行われていた¹⁵⁵。

明治から大正にかけて出された薬に関する法令には、売薬取締規則（1870 年）・製薬免許
手続（1876 年）・売薬規則（1877 年）・売薬印紙税規則（1882 年）・売薬印紙交換規則（1886
年）・売薬税法（1905 年）・売薬法（1914 年）があり¹⁵⁶、これらは各地の製薬・売薬に大き
な影響を与えたとみられる。これらの法令のうち、求菩提山で製薬・売薬が行われていたと
考えられる時期に出された売薬取締規則・製薬免許手続・売薬規則・売薬印紙税規則・売薬
印紙交換規則を確認し、こうした法令にどのように対応していったのか検討する。

3.1.1 売薬取締規則

明治期の最初の売薬に関する規則は 1870 年（明治 3）に出された売薬取締規則であり、
全 5 項目の短いものであった。以下に法令の全文を示す¹⁵⁷。

今般売薬取締之儀大学東校所轄ニ被仰付別冊之通規則被相定候条府藩縣ニ於テ管内売
薬之者共ヘ相達取締可致且從來之売薬薬方書並効能用法定価等詳細相記シ東校ヘ可差
出事

売薬取締規則

- 一 売薬類自今大学東校ニ於テ名実功否検査ノ上免状ヲ与ヘ売捌ヲ許スヘキ事
- 一 從來売薬ニ勅許御免等ノ字ヲ用ヒ又ハ神仏夢想家伝秘方杯ノ釈ヲ用ヒ候儀自今一
切禁止ノ事
- 一 新規売薬発行致シ度者ハ薬方効能定価目方何程ニ付等明細相記シ東校ヘ願出免状
ヲ受ヘキ事
- 一 拔群有益ノ薬方又ハ製薬類新ニ發明スル者ハ七ケ年ノ間当人ノ専売ヲ許シ發明ノ
賞トス七ケ年ノ後ハ其薬法ヲ明細ニ記シ諸国一般ニ布告シ広ク發行スルヲ許スヘ
キ事
- 一 諸売薬薬品原価巨細ニ相糺シ東校ニ於テ相当ノ定価ヲ極メ免状ヘ記シ相渡候条定
価ノ外聊タリトモ増価ノ儀堅ク禁止ノ事

¹⁵⁵ 英彦山松養坊に現存する資料『売薬製造帳』による。この資料は松養榮尊によって作成
され、1917 年（大正 6）から 1926 年までの売薬製造に関する記録、売子の名簿等がつづら
れている。

¹⁵⁶ 以上の法令は国立国会図書館日本法令検索を使用し、さらに新村拓『売薬と受診の社会
史』〔新村 2018〕、『富山県薬業史通史』〔富山県 1987〕、『中富記念くすり博物館 展示案内』
〔中富記念くすり博物館 2018〕で確認を行った。国立国会図書館日本法令検索の URL につ
いては〔明治前期編〕 <https://dajokan.ndl.go.jp/#/>、〔明治 19 年以降〕
<https://hourei.ndl.go.jp/#/>（最終閲覧日 2025 年 9 月 4 日）である。

¹⁵⁷ 法令の原文は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬取締規則」による。
<https://dl.ndl.go.jp/pid/787950/1/386>（最終閲覧日 2025 年 9 月 4 日）

この法令では、今後、売薬は大学東校で検査を受け、その上で売薬の免状が与えられること、それまで許されていた「勅許」「御免」や「神仏」「夢想」「家伝」「秘方」という文字の使用が禁止されたこと、抜群の効果を持つ薬を発明した人は7年間専売が許されるが、その後はそれを一般に公開すること、売薬の定価は東校が薬品の原価を考慮して決めその定価以上で販売することを禁止すること等が定められる。

この法令は、政府が「漢方主体の売薬（大衆薬）の排除を積極的に推し進めようとするが、売薬に代わる洋薬の製造基盤はなかった」ため〔新村 2018 : 265〕、「売薬を精査したうえで良品を扱う売薬商には売薬免許（製薬販売）を与えるという仕組み作りを目指した」とされる〔同〕。しかし、この法令は 1872 年（明治 5）7 月 17 日に廃止される¹⁵⁸。

この後、1872 年 7 月 19 日に文部省より番外が出される。そこには「庚午十二月中ヨリ売薬之儀東校ニ於テ致取締来候処今般御廃止ニ相成候依テ是迄願人共ニ相下ケ候売薬免許状之義悉皆取纏当省ニ致返納候様可取計候也」とあるように、同省は大学東校での検査を廃止し、それまで出された売薬免許状を文部省へ返納するように指示している。さらに 1873 年 12 月 17 日、「売薬取締ノ儀明治五年壬申七月第二百二号布告ヲ以廃止候処今般更ニ文部省於テ致検査候条薬味分量及用法効能等取調製剤相添管轄庁ヲ経テ同省ヘ可伺出此旨布告候事」との布告が出され、売薬の検査が文部省で行われることになる。こうして売薬の検査をする機関が大学東校から文部省に移ったが¹⁵⁹、売薬取締規則廃止後も売薬を公的に検査するというシステムは残されたことになる。

さらに 1873 年 12 月 17 日の布告を受け、1874 年 6 月 15 日付で小倉県からは小倉県第 82 号が出される¹⁶⁰。そこには「売薬取締ノ儀明治五年壬申七月第二百二号布告ヲ以廃止候処今般更ニ文部省ニ於テ致検査候条薬味分量乃用法効能取調製剤相添可伺出旨被相達候當管内売薬営業ノ者ニ是迄売薬願差許置候分悉皆廃止候ニ付別紙雛形照シ更ニ可願出此旨布達候事」と記されており、その後に提出しなければいけない「売薬願」の雛型が示されている。時代としては少し下がるが、求菩提山で 1878 年に「駆虫丸」と「健胃丸」の「売薬検査御願」、1883 年に「即効散」の「売薬御検査御願」が福岡縣令宛に出されている。いずれも原料として用いた生薬名や主治効能が雛形に沿って、適切に記されている。

話はやや前後するが、1870 年に公布された売薬取締規則により、「勅許」「御免」「神仏」「夢想」「家伝」「秘方」という文字の使用が禁止される。求菩提山には「夢想膏」という名称の薬の袋が 1 点残っている。年代を特定できる文字が残っていないため、いつのものであるか不明であるが、この薬は売薬取締規則により「夢想」という文字が使えなくなったため、名前を変えたか、あるいは消滅した可能性がある。また、「錦袋不老圓」の薬袋のうち、「求

¹⁵⁸ 『奈良県売薬史』では「売薬取締規則」が 2 年で廃止された原因を「実効が伴わなかったからであろう」としている〔奈良県 1991 : 71〕。

¹⁵⁹ これに関し、新村拓は「売薬行政を管掌する部署は大学東校から文部省医務課（局）、そして 1875 年に内務省衛生局へと移っている」と述べる〔新村 2018 : 265〕。

¹⁶⁰ 小倉県は現在の福岡県東部および大分県北部である。1876 年（明治 9）4 月 18 日、小倉県は福岡県に合併し、福岡県となる〔豊前市史編纂委員会 1991 : 19〕

菩提山秘方」と記されているものがある。「求菩提山」という文字があることから 1869 年以前のものとみられ、「岩岳山」と記された袋より古いと考えられる。これ以外の「錦袋不老圓」の薬袋には「秘方」の文字がない。「秘方」の文字の使用が禁止されたこと、また明治以降に求菩提山が岩岳山と改称されたことからこの薬袋が用いられなくなったと考えられる。「駆虫丸」においても、同じ薬袋であっても「御免」の朱印が押されているものと押されていないものがある。これも「御免」の文字の使用が禁止されたことにより、朱印を押さなくなったのではないかと推察される。文字の使用の禁止により、薬袋はもちろんのこと、薬品名にも影響を与えたのではないかと思われる。

3.1.2 製薬免許手続

製薬免許手続は 1876 年 5 月 8 日に出来る¹⁶¹。日本の薬にも「舶来品勝レル良品」があるにもかかわらず、「輸入品ヲ妄信シ概シテ国産ヲ卑ムノ風ニ流レ」、海外から輸入した「贗悪薬」が増加し損害が少なくない。そのため、製薬人は住所姓名などを記した願書を 2 通作成し官庁へ提出し、官庁はそれを内務省に提出する。製品は最寄りの司薬場に送り試験を受け、良品であるものは免許鑑札が交付される。もし万全でなければ本人が志願することによって司薬場において製練の方法を教える。製薬許可を得たものは「官許」の文字をいれ、薬名や住所氏名を記載して容器に貼って販売する。薬名は国字、洋文の両方を記載するのはよいが、洋文のみは認められず必ず普通の訳名や訳名がないものは仮名で原名を記す、といったことが定められている。

求菩提山に残る薬袋の中にも、官許の文字があるものとないものがある。この法令の後、薬袋に官許の文字が記されるようになったと考えられる。

3.1.3 売薬規則

売薬規則は 1877 年（明治 10）の 1 月 20 日付で発布され、同年 3 月 12 日付乙 32 号でその手続きと雛型が提示される¹⁶²。法令の改正や追加が 1881 年まで行われている。この法令は全部で 3 章から成り、第 1 章は第 1 条から第 15 条、第 2 章は第 16 条から第 19 条、第 3 章は第 20 条から第 26 条で構成されている。この法令が求菩提山の売薬組織の形成に大きな影響を与えたと推測されるため、以下に全文をあげる。

第 1 章

第 1 条 此規則ニ称スル処ノ売薬トハ丸薬膏薬煉薬水薬散薬煎薬等家方ヲ以テ合剂シ販売スルモノヲ云フ

¹⁶¹ 法令の原文は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「製薬免許手続」による。
<https://dl.ndl.go.jp/pid/787956/1/342>（最終閲覧日 2025 年 9 月 4 日）

¹⁶² 法令の原文は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬規則」による。
<https://dl.ndl.go.jp/pid/787957/1/42>（最終閲覧日 2025 年 9 月 4 日）

- (改正) 第 1 条 此規則ニ称スル処ノ売薬トハ丸薬膏薬煉薬水薬浴剤散薬煎薬等ヲ調製シ効能書ヲ附シ販売スルモノヲ云フ
- 第 2 条 此売薬営業者ハ薬味分量用法服量功能ヲ群記シタル書ニ族籍氏名ヲ記シ其管轄庁ヲ經由シテ内務省ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ
- (追加) 但免許ヲ受ケタル者ニケ所以上ニ於テ之ヲ調整スル時ハ其箇所毎ニ免許鑑札ヲ受クヘシ
- 第 3 条 内務省ニ於テハ願書ヲ検査シ其製薬配伍ノ薬品劇毒微毒ニ拘ハラズ取扱上失誤ヲ生シ易キモノ及ヒ毒薬取締ニ関係スルモノハ之ヲ許サヽルヘシ
- 第 4 条 第八条ニ記シタル期限中薬味分量用法服量能書ヲ改正セント欲スルモノ其由ヲ届出旧鑑札ヲ返納シテ更ニ新鑑札ヲ願受クヘシ
- 第 5 条 売薬ヲ請売セント欲シ其営業者ノ許諾ヲ得タルモノハ族籍氏名ヲ記シタル願書ニ営業者所持スル官許公文ノ写及ヒ営業者ト取結タル約定書トヲ添ヘ其管轄庁ヘ願出内務省ノ免許鑑札ヲ受クヘシ
- (改正) 第五条 売薬ヲ請売セント欲シ其営業者ノ許諾ヲ得タルモノハ族籍氏名ヲ記シタル願書ニ営業者所持ノ免許鑑札写及ヒ営業者ト取結タル約定書トヲ添ヘ其管轄庁ヘ願出免許鑑札ヲ受ケ管轄庁ハ之ヲ内務省ヘ届出ヘシ
- 第 6 条 売薬営業者及ヒ請売者共必ス免許ノ看板ヲ掲クヘシ
- 第 7 条 売薬営業者及ヒ請売者ニ於テ自ラ行商シ又ハ売子ヲ派出シテ行商ヲ為サシメント欲スルトキハ其由ヲ管轄庁ヘ届出行商鑑札ヲ願受ケ行商スル時ハ必ス之ヲ所持スルヘシ
- 第 8 条 営業鑑札請売鑑札行商鑑札ハ其鑑札記載ノ月ヨリ満五年ヲ以テ免許ノ期限トス此期限ヲ過キ尚免許ヲ得ント欲スルモノハ旧鑑札ヲ返納シ更ニ新鑑札ヲ願受クヘシ
- 第 9 条 第八条ニ記シタル期限中第四条ノ改正発売ヲ願出之ヲ免許スル時ハ新鑑札記載ノ月ヲ以テ一期ノ初月トナスヘシ
- 第 10 条 免許期限内ト雖モ其製薬第三条ニ掲クル処ノ有毒品ナルヲ更ニ発見スル時或ハ営業者製薬ヲ粗悪ニスル等ノコトアル時ハ直ニ鑑札ヲ取上ケ発売ヲ禁止スルコトアルヘシ
- 第 11 条 営業者廃業スルカ又ハ禁止セラルヽ時ハ其請売者及ヒ売子共其販売ヲ許サス
- 第 12 条 諸鑑札ヲ遺失シ又ハ水火盜難ニ因テ毀失シタル時ハ其仔細ヲ詳記シテ管轄庁ヘ届出再ヒ之ヲ願受クヘシ
- 第 13 条 免許鑑札ヲ他人ニ譲渡サント欲スル者ハ雙方連印ノ願書ヲ管轄廳ニ差出シ名前書換ヲ請フヘシ
- 第 14 条 売薬営業者及ヒ請売者免許期限中其相続人ニ於テ之ヲ相続スル時ハ免許鑑札ヲ改ムルニ及ハスト雖モ其由ヲ届出ツヘシ

- (改正) 第 14 条 売薬営業者及ヒ請売者免許期限中其相続人ニ於テ之ヲ相続スル時ハ其由ヲ記シ管轄廳ヘ鑑札名前書換ヲ請フベシ
- 第 15 条 売薬営業者廃業シ若シクハ禁止セラレタルトキハ営業者ハ勿論其請売者ニ於テモ總テ諸鑑札ヲ返納スヘシ
- 第 2 章
- 第 16 条 売薬営業者及ヒ請売者ハ左ノ通税金並鑑札料ヲ上納スヘシ
- | | | |
|-------|-----------|------|
| 売薬營業稅 | 藥劑一方ニ付一箇年 | 金貳円 |
| 右鑑札料 | 藥劑一方ニ付一枚 | 金貳拾錢 |
- (追加) 但第 2 条但書ニ依リ免許鑑札ヲ受クル者ハ其箇所毎ニ本文ノ税金並鑑札料ヲ納ムヘシ
- | | | |
|---------|----------------|------|
| 売薬請売鑑札料 | 藥劑ノ方数ニ拘ハラス一枚 | 金貳拾錢 |
| 売薬行商鑑札料 | 藥劑ノ方数ニ拘ハラス一人一枚 | 金貳拾錢 |
- 第 17 条 水火盜難ニ因リ鑑札ヲ毀失シ更ニ新鑑札ヲ願受ル時ハ其鑑札料ノ半高ヲ納ムヘシ
- 第 18 条 税金ハ毎年兩度ニ区分シ前半年分ハ七月三十一日限り後半年分ハ翌年一月三十一日限り鑑札料ハ其都度並ニ管轄廳ニ上納スヘシ
- 第 19 条 税金ハ六月以前免許ノ者ハ全年分七月以後ハ半年分廃業ノ者ハ七月以後ハ全年分六月以前ハ半年分ヲ納ムヘシ
- 但第 10 条ノ有毒品ナルヲ更ニ発見セシ時ニ限り月割ヲ以テ税金ヲ納メシムヘシ
- 第 3 章
- 第 20 条 無鑑札又ハ鑑札ヲ借受ケ自ラ行商シ又ハ行商セシムル者及ヒ之ヲ貸ス者又ハ期限過タル鑑札ヲ以テ自ラ行商シ又ハ行商セシムル者ハ其鑑札ヲ取上ケ藥劑一方ニ付五円ノ罰金ヲ科スヘシ
- 第 21 条 無鑑札又ハ鑑札ヲ借受ケ又ハ期限過タル鑑札ヲ以テ請売スル者及ヒ無鑑札ノ者ヲシテ請売セシメ又ハ鑑札ヲ貸ス者ハ其鑑札ヲ取上ケ製藥ヲ没入シ藥劑一方ニ付拾円ノ罰金ヲ科スヘシ
- 第 22 条 免許ヲ受ケシテ私ニ藥味分量用法服量能書等ヲ改更シ又ハ許可ヲ經シテ無稽ノ妄説ヲ記載シ世人ヲ銜惑スル者ハ其鑑札ヲ取上ケ製藥ヲ没入シ藥劑一方ニ付拾円以上貳拾五円以下ノ罰金ヲ科スヘシ
- 第 23 条 無鑑札ニテ營業スル者ハ其製藥及ヒ売得金ヲ没入シ藥劑一方ニ付貳拾五円以上五拾円以下ノ罰金ヲ科スヘシ
- 第 24 条 諸鑑札ヲ偽造シ又ハ他人ノ売薬ヲ贗造シテ発売スル者ハ其製藥及ヒ其売得金ヲ没入シ藥劑一方ニ付五拾円以上百円以下ノ罰金ヲ科スヘシ
- 第 25 条 私ニ有毒藥ヲ配伍スル者ハ其鑑札ヲ取上ケ製藥及ヒ其売得金ヲ没入シ藥劑一方ニ付百円以上五百円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第 26 条 以上ノ犯則者ヲ見届ケ訴出ル者アル時ハ事実取糺ノ上相違ナキニ於テハ其賞トシテ其罰金半高ヲ与フヘシ

この中で注目すべきは第 2 条・第 5 条・第 7 条と第 16 条であり、この部分が売薬組織に大きくかかわっている。第 2 条では売薬営業者が免許鑑札を受けること、第 5 条では請売者が免許鑑札を受けること、第 7 条では売薬営業者や請売者が自ら行商する場合、ならびに売子に行商させる場合には、鑑札を受けることが定められている¹⁶³。

他方、第 16 条では売薬営業者の売薬営業税及び鑑札料について定めている。これにより売薬営業者にかかる売薬営業税は薬剤 1 方につき 1 年で 2 円、鑑札料は同じく 20 銭となる。加えて第 16 条には但書が追加されており、売薬請売鑑札料は薬剤の数にかかわらず 1 枚 20 銭、売薬行商鑑札料は薬剤の数にかかわらず 1 人 1 枚で 20 銭と定められている¹⁶⁴。ここから売薬営業者の納める金額が多くなっていることが理解できる。端的に言えば「製薬を行う売薬営業者の税が多くなり、——中略——請売者は鑑札料さえ出せばよいことになった」のである¹⁶⁵〔富山県 1987 : 432〕。

この売薬規則については、抄録が 1877 年 4 月 8 日付で福岡県から出されており、それが現在も求菩提資料館に残っている。なお、この抄録には手書きで「4 月 29 日着 岩嶽山」と記されており、4 月 29 日に求菩提山に届いたことがわかる。求菩提山ではこの法令にしたがい、同年 6 月 8 日付で「売薬行商鑑札願」を福岡県に提出している。そこでは「驅虫丸 此度売弘ノタメ」「御鑑札御下渡」ことを求めており、「岩屋守宮」の他に売子 22 名の名前が列記されている¹⁶⁶。「売薬行商鑑札願」はこの後、1877 年 10 月 16 日、1881 年 8 月 22 日・9 月 12 日・11 月 29 日、1882 年 1 月 27 日・8 月 1 日にも提出され、その度に売子が追加されている。売子は名が重複して記されている箇所もあるが、1877 年 10 月 16 日に 5 名、1881

¹⁶³ 求菩提山に残る文書には行商へ出る者について、「行商人」あるいは「売子」と文書ごとに異なる表記がなされている。本章では文書から引用する際には当該文書中で用いられている表記を使用し、本文に関しては「売子」と表記する。

¹⁶⁴ このように、営業税を納めることを定められたのは売薬営業者のみであり、請売者と売子には営業税が課されていない。

¹⁶⁵ ちなみに売薬規則第 16 条からすると、売子についても鑑札料のみを納めればよいことになっていたといえる。

¹⁶⁶ 岩屋守宮は 1870 年（明治 3）に記された『姓名改帳』によると求菩提山岩屋坊の住人であり、『第六大区三小区 鳥井畑村内岩嶽山戸籍』（以下『岩嶽山戸籍』）から 1849 年（嘉永 2）の生まれであることがわかる。岩屋坊は 1868 年（慶応 4）の『姓名改帳』によると、特に地位が高かったわけではない。後述するように、岩屋守宮は驅虫丸・健胃丸の売薬営業者となるが、その経緯は不明である。同じことは、後述する緒方慶寿（寿泉坊）、緒方福膳（福善坊）についても指摘でき、緒方慶寿は牛馬不老散の、また緒方福膳は菜調湯の売薬営業者となるが、両者とも地位が高かったわけではなく、売薬営業者になった経緯は不明である。なお 1832 年（天保 3）の『総坊中檀家改帳』によると、檀家の数は岩屋坊不明、寿泉坊 1282 軒、福善坊 3966 軒である。求菩提山の 1 坊の檀家数が最大 16150 軒、最小 13 軒、平均 2972 軒であったことを考慮すると、寿泉坊は檀家の数がやや少なく、福善坊はやや多いといえる。

年 8 月 22 日に 1 名、9 月 12 日に 1 名、11 月 29 日に 1 名、1882 年 8 月 1 日に 1 名、新規の売子が増えられており、合計で 31 名となったことがわかる¹⁶⁷。岩屋守宮は 1881 年 8 月 22 日以降の「売薬行商鑑札願」に「営業人」と記され、かつ第 6 章で取り上げる「内和條約書」に「製主」とも記されていることから、売薬規則でいうところの「売薬営業業者」であるといえる。さらに 1879 年の「売薬営業鑑札料金納証」には、岩屋守宮が駆虫丸と健胃丸の鑑札料をそれぞれ 20 銭、緒方慶寿が牛馬不老散の鑑札料を 20 銭¹⁶⁸、緒方福膳が菜調湯の鑑札料を 20 銭¹⁶⁹、納めていることが記されている。上述したように、薬ごとに鑑札料を支払うのは売薬営業業者のみである。したがって、求菩提山では 1 つの薬につき 1 人の売薬営業業者を定め、それ以外を売子とする体制になっていったことがうかがえる。

3.1.4. 売薬印紙税規則

1882 年の売薬印紙税規則は、売薬に定価を付け、その定価に従って印紙を薬の容器や包装紙に貼ることを定めた法令である¹⁷⁰。第 1 条では売薬に必ず定価をつけ、その定価に従って約一割の印紙を貼ること、第 2 条では印紙の色、第 3 条では印紙を容器や包装紙に貼り、それを営業業者が消印すること、第 4 条では売薬印紙は許可された売捌所で販売されること、第 5 条から第 8 条では違反したときの罰金などについて述べられている。そして印紙の貼付位置が図で示されている。

幸田浩文によると売薬印紙税規則は「その後長い間にわたって、売薬業者を徹底的に苦しめ」たという〔幸田 2017 : 38〕。さらに幸田は「売薬業者にとってより過酷であったのは、売薬が売れ残ったり廃薬として廃棄したりしたとしても、つまり代金未回収・未収入であっても、印紙は払い戻しされず、全額業者の負担となってしまう」ったとしている〔同〕。そうしたこともあってか、富山県では印紙税の反対運動が起こる〔富山県 1987 : 462〕。このような「業者の努力」により〔同 : 466〕、1886（明治 19）年に売薬印紙交換規則（後述）が出されることになる。

求菩提山にはこの売薬印紙税規則に関連する文書の類は残っていないが、「牛馬不老散」

¹⁶⁷ 1882 年の売薬行商鑑札願は最初に出された同願（1877 年）から 5 年が経過しているため、売薬規則（1877 年）第 8 条「営業鑑札請売鑑札行商鑑札ハ其鑑札記載ノ月ヨリ満五年ヲ以テ免許ノ期限トス此期限ヲ過キ尚免許ヲ得ント欲スルモノハ舊鑑札ヲ返納シ更ニ新鑑札ヲ願受クヘシ」により、提出されたものとみられる。そのため、1 月 27 日のものには新規に売子となった者の名は記されていない。なお、ここにあげた法令の原文は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬規則」による。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/787957/42>（最終閲覧日 2025 年 10 月 10 日）

¹⁶⁸ 緒方慶寿は求菩提山寿泉坊の住人であり（1870 年『姓名改帳』より）、1834 年（天保 5）の生まれである（『岩嶽山戸籍』より）。

¹⁶⁹ 緒方福膳は求菩提山福善坊の住人であり（1870 年『姓名改帳』より）、1830 年（天保元）の生まれである（『岩嶽山戸籍』より）。

¹⁷⁰ 国立国会図書館デジタルコレクション『法令全集』「売薬印紙税規則」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/787962/1/51>（最終閲覧日 2025 年 10 月 10 日）

の薬袋に印紙が貼り付けられたものが現存する。「價壹錢」と価格が示されたものには1厘の淡黒色、「價貳錢」のものは2厘の青色、「價三錢」のものは3厘の黄色の印紙がこの法令に定められた通り、それぞれ貼られている。

3.1.5 売薬印紙交換規則

1886年7月7日に定められたこの法令は、売薬印紙税規則の厳しい印紙税を緩和したものであるといえ〔富山県 1987: 466〕、薬の効果が失われ廃棄するとき、貼付された印紙を新しい印紙と交換することを定めたものである¹⁷¹。第1条では新しい印紙に交換する時の印紙額が定められる。第2条では売薬の装置や印紙の貼用が不完全なもの¹⁷²、印紙が汚れたり毀傷したりしたものを交換できるとする。第3条では売薬印紙の交換を願い出る者は、売薬の数や印紙各種枚数を記した書面を添えて府県庁に出して検査を受けること、第4条ではその際、府県庁が売薬を検査したうえで既に貼った印紙に消印または切断することにより受け取り済みの証明として、売薬を戻すと同時に新印紙を下付することが定められる。

求菩提山ではこの時期、まだ売薬が行われていたことが前述の通り確認できる。しかし、この法令にどのように対応したのかについての資料はなく、不明である。

以上、本節では、薬に関する法令を追った。これらの法令は「医療の西欧化を推進」するとともに〔新村 2018: 264〕、税収の増加も目的としていたと考えられる。また、これらの法令は求菩提山において、売薬の方法や組織、加えて薬品名や薬袋にいたるまで、変化を及ぼしていったことがわかる。

3.2 求菩提山の修験者による売薬とその組織

近世において、修験者たちは回檀の際、札を配るとともに薬を渡していたとされる。長野覺は「英彦山の山伏たちも、神仏分離令以前には自家製の不老円や木香丸と称する丸薬を檀家に配薬し、次回の廻檀に際して、代金や相応の米を得た」と述べる〔長野 1987: 371〕。これに対して、求菩提山の場合はどうだったのであろうか。残念ながら近世における売薬の状況について、現在残る資料から知ることはほとんどできない¹⁷³。しかし明治期の状況であれ

¹⁷¹ 国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬印紙交換規則」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/787969/1/218>（最終閲覧日 2025 年 10 月 10 日）

¹⁷² 売薬印紙税規則では第3条で薬品の容器または包装紙に印紙を貼ることが定められている。そのため、ここでの売薬の装置とは、薬品の容器等を指すとみられる。国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬印紙税規則」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/787962/1/51>（最終閲覧日 2025 年 10 月 10 日）

¹⁷³ 求菩提山の回檀の様子を知る近世の資料として、成円坊が所有する『山鹿郡宿控帳』（1819 年〔文政 2〕）、常秀坊の記録である『豊後国杵築領内檀家控帳』（1861〔文久元〕）、海蔵坊の記録である『豊後国大分郡村々宿控帳』（1864〔元治元〕）、『豊後国大分郡植田庄宿手控』（年代不詳）が存在する。しかしこれら資料からは不老円を回檀に持ち回っていたことはわかるものの、薬に金額がつけられていたのか、代金をもらったとしたらばいつもらったのか等について記されておらず、薬の頒布において金銭の授受があったのかといった状況を知る

ば、薬袋等の資料、文書や日記等の文献が残るため、考察が可能である。よってここでは明治に入り、求菩提山で売薬をどのように行っていたのか、これら資料や文献から検討する。

3.2.1 売薬の仕方

明治初期における求菩提山の売薬の仕方について、まずは廣澤求が記した 1882 年（明治 15）から 1885 年までの『明治十五年第一日記覚帳』・『明治十六年第一日記覚帳』・『明治十七年第一日記覚帳』・『明治十八年強勉遊歩諸簿』というほぼ毎日記された 4 年分の日記から考察する¹⁷⁴。これらの日記は、一日のできごとが天気とともに簡潔に書かれているが、4 年間を通して「廻ル」または「廻リ」という記述が頻出する。「廻ル」または「廻リ」が出てくる箇所の前後は求菩提山から離れた場所へと移動をしているので、この「廻ル」「廻リ」は回檀を指していると考えられる。この日記には、回檀先での活動がほとんど書かれていないが、1885 年 7 月 24 日から 9 月 27 日までの回檀では何を行ったかが簡単に記されている¹⁷⁵。そこには薬に関する記述もあり、「薬取立ニ行」、「薬代取立行」、「入薬入替ニ行」、「薬入替シ」などとある。ここから檀家に薬代の取り立てに行くとともに、薬の入れ替えをしていたことがうかがえ、求菩提山の場合も「まず消費者にくすりを使ってもらい、代金はあとでいただく」という富山売薬のような配置売薬（置き薬）であったものと推測される〔北日本新聞社 1979 : 1〕。

また、「第七八大区薬入替記」と記された 1876 年（明治 9）の資料も残っているが、中身が失われており表紙のみの状態である。そのため、そこに書かれている「第七八大区」がどこの県のものか不明であるが、求菩提山を含む上毛郡は第 6 大区であったことから¹⁷⁶、少なくともこの山の近隣でないことは理解できる。「薬入替記」という表題からして、薬の入れ替えをどこかへ出向いて行っていたのではないかと考えられる。

3.2.2 売薬組織

ここでは求菩提山における売薬組織がいかなるメンバーで構成され、どのような役割を受け持っていたか、文書類から考察する。ただし、文書類の残り具合から、ここで考察する売薬組織は主に 1875 年（明治 8）以降のものである。上述したように、売薬に関する鑑札

ことはできない。

¹⁷⁴ 廣澤求は求菩提山成円坊の出であり、『岩嶽山戸籍』によると 1865 年（慶應元）の生まれで二男である。なお、廣澤家は 2022 年まで求菩提山国玉神社宮司を務めている。前宮司（2022 年死去）の話によると、廣澤求はその後、岩屋家の養子となり岩屋求になったとのことである。岩屋求の墓石から、1938 年（昭和 13）に死去したことがわかっている。

¹⁷⁵ この期間の回檀は肥後国で行われており、古賀原で虫祈祷や屋祓い、高場や上大津で家相を見る、井口村で火伏の祈祷を行なったことが記されている。加えて宿で火伏の札 95 枚を作ったことも書かれている。

¹⁷⁶ 上毛郡とは、現在の福岡県豊前市の大部分と上毛町の一部を含む地域のことである〔豊前市史編纂委員会 1991 : 16-17〕。

は営業鑑札・請売鑑札・行商鑑札の3つに分けられる。求菩提山の場合、駆虫丸・健胃丸の営業鑑札を岩屋守宮、牛馬不老散の営業鑑札を緒方慶寿、菜調湯の営業鑑札を緒方福膳がそれぞれ取得していたことが「売薬営業鑑札料金納証」からわかる。しかし行商鑑札を取得するための「売薬行商鑑札願」は駆虫丸にかかわるものしか残っていないため、ここでは駆虫丸の売薬組織を検討する¹⁷⁷。

駆虫丸の売薬組織について知ることのできる資料として現存するものに、1875年3月及び1876年3月・6月の「駆虫丸免許写」、1876年1月の「駆虫丸御鑑札願」、同年2月の「御届」、1877年・1881年・1882年の「売薬行商鑑札願」、1881年の『製薬價年末仕詰勘定帳』がある。このうち、「駆虫丸免許写」には冒頭に岩屋守宮が文部省から駆虫丸の免許を得たことが記されており、その後に「為売捌〔人名〕差出候」(〔 〕内は筆者)とある。1875年3月のものが1点、1876年3月のものが9点、同年6月のものが3点現存し、それぞれに売子の名が記されている¹⁷⁸。「駆虫丸御鑑札願」は岩屋守宮から福岡県権令に宛てて出されている。この文書は「駆虫丸発売御免許相成候ニ付為売捌別紙八名各地江差出申度」と書き出されており、この時点で「売捌人」が8名いたことがわかる。「売捌人」とは、「各地江差出申度」とあることから、売子のことであると思われる。しかし「別紙」が存在しないため、誰が売子であったのかを知ることはできない。これと出された日が近い「御届」は3点あり、これも岩屋守宮から小倉県権令宛てに出されている。そこには「私儀先般発売御許可相成候駆虫丸所望之向へ売捌ノ為右之者差出申度此段御届申上候也」と書かれていることから、駆虫丸の売子を届け出たものとみられ、3点それぞれに1名ずつ売子の名が記されている。1877年から1882年にかけて福岡県に提出された駆虫丸の「売薬行商鑑札願」には、合計で31名の売子の名が書かれていたことを既に述べた。以上の資料に記載された売子たちが坊家の関係者であったかどうか、1868年(慶應4)6月の『姓名改帳』、1870年(明治3)2月の『姓名改帳』、1876年(明治9)のものと推定される『第六大区三小区 鳥井畑村内岩嶽山戸籍』(以下『岩嶽山戸籍』)から考察し、表5-1にまとめた¹⁷⁹。

表5-1 駆虫丸の売子

¹⁷⁷ 求菩提山の場合、請売鑑札に関する資料は現存していない。

¹⁷⁸ 1875年3月の「駆虫丸免許写」には、1点の文書に2名の売子の名が記されている。それに対して、1876年3月の9点及び同年6月の3点には、1点の文書にそれぞれ1名の売子の名が記載されている。

¹⁷⁹ 売子について、原資料では明治期以降の姓名が記されているが、個人情報であることを考慮し、「坊名(売子のイニシャル)」という形式で表記する。ただし坊家の関係とみられるが坊名が特定できないNo.36、37と坊家との関係が確認できないNo.37~40はイニシャルのみとする。なお、『製薬價年末仕詰勘定帳』の項では、駆虫丸を購入した者のみをあげている。

No	「駆虫丸 免許写」	「御届」	「駆虫丸 免許写」	「駆虫丸 免許写」	「壳薬行 商鑑札 願」	「壳薬行 商鑑札 願」	『製薬價 年未仕詰 勘定帳』	「壳薬行 商鑑札 願」
	1875 年 3 月	1876 年 2 月	1876 年 3 月	1876 年 6 月	1877 年	1881 年	1881 年	1882 年
1	寂園坊 (M. T.)	寂園坊 (M. T.)	寂園坊 (M. T.)					
2	常達坊 (S. T.)				常達坊 (S. T.)		常達坊 (S. T.)	常達坊 (S. T.)
3		福善坊 (O. F.)			福善坊 (O. F.)	福善坊 (O. F.)	福善坊 (O. F.)	
4		安善坊 (Y. S.)			安善坊 (Y. S.)		安善坊 (Y. S.)	
5			賢秀坊 (M. T.)		賢秀坊 (M. T.)		賢秀坊 (M. T.)	賢秀坊 (M. T.)
6			橋本坊 (S. K.)		橋本坊 (S. K.)		橋本坊 (S. K.)	橋本坊 (S. K.)
7			行泉坊 (M. S.)		行泉坊 (M. S.)		行泉坊 (M. S.)	
8			両界坊 (K. K. ・ K. H.)		両界坊 (K. K. ・ K. H.)		両界坊 (K. K. ・ K. H.)	
9			道場坊 (O. S.)			道場坊 (O. I.)		
10			北中坊 (U. H.)		北中坊 (U. H.)			
11			西尾坊 (N. T.)					
12				祐満坊 (K. H.)	祐満坊 (K. K. ・ K. H.)		祐満坊 (K. K. ・ K. H.)	
13				巖祐坊 (H. M.)				
14				西之坊 (H. K.)				

15					玉上坊 (M. M.)			
16			守静坊 (M. S.)		守静坊 (M. S.)			
17					行先坊 (N. T.)		行先坊 (N. T.)	行先坊 (N. T.)
18					宝嚴坊 (K. R.)		宝嚴坊 (K. R.)	
19					上石坊 (K. T.)		上石坊 (K. T.)	上石坊 (K. T.)
20					業覺坊 (K. M.)		業覺坊 (K. M.)	業覺坊 (K. M.)
21					善住坊 (M. H.)			
22					玉善坊 (S. M.)		玉善坊 (S. M.)	玉善坊 (S. M.)
23					橋之坊 (T. S.)		橋之坊 (T. S.)	橋之坊 (T. S.)
24					門之坊 (D. G.)		門之坊 (D. G.)	
25					大門口坊 (F. S.)		大門口坊 (F. S.)	大門口坊 (F. S.)
26					成円坊 (H. A.)		成円坊 (H. A.)	成円坊 (H. A.)
27					瀧蔵坊 (M. A.)		瀧蔵坊 (M. A.)	瀧蔵坊 (M. A.)
28						常秀坊 (T. K.)	常秀坊 (T. K.)	
29						玉蔵坊 (O. T.)	玉蔵坊 (O. T.)	
30							寿泉坊 (O. K.)	寿泉坊 (O. S.)
31							祐寛坊 (Y. H.)	
32							東光坊 (O. S.)	

33							法城坊 (N. S.)	
34							海蔵坊 (U. M.)	
35					(A. M.) ¹⁸⁰		(A. M.)	(A. M.)
36					(H. Ma.) ¹⁸¹		(H. Mi.)	
37					(H. U.)			
38							(M. M.)	
39							(O. T.)	
40							(N. S.)	

表中のNo.37～40 が坊家やその関係者であったかについては確認できなかったが、1875 年から 1882 年までの間に売薬に参加した坊家は、岩屋守宮を除き 36 軒であった。『岩嶽山戸籍』によると坊家は 51 軒、坊家の関係とみられる家が 2 軒、坊家ではない家が 8 軒となっている。そのため、当時存在した坊家の半数以上が売薬組織に名を連ねていたことがわかる。なお、これら売薬にかかわる資料に近世まで座主を務めた三好家の名はまったくなく、売薬組織にはかかわっていなかったとみられる。

駆虫丸販売の組織については、以上を明らかにすることができたが、駆虫丸以外の「売薬行商鑑札願」が現存しないため、他の薬ではどういった家が売薬に参加していたのか、売子は何人いたのか、詳細はわからない。上述のように、緒方福膳が菜調湯の売薬営業者であったが、「売薬行商鑑札願」から駆虫丸の売子でもあったことがわかる。ある薬では売薬営業者でありながら、他の薬では売子であるというケースもあったようである。また、廣澤求の日記には不老円・即効散・きず薬の 3 種を扱っていることが記されており、売子たちが複数の薬を回檀に持って行っていたことがうかがえる。さらに『製薬價年末仕詰勘定帳』からは駆虫丸と同時に健胃丸を購入した者が 12 名いることがわかり（表 5-2）、これらの者は少なくとも駆虫丸と健胃丸という 2 つの薬を売薬に用いていたと考えられる。

表 5-2 『製薬價年末仕詰勘定帳』より駆虫丸・健胃丸の両方を購入した者の購入数

No	名前	駆虫丸購入数（服）	健胃丸購入数（服）
1	U. M.	200	200
2	O. To.	80	50

¹⁸⁰ No.35 は母が坊家の出身である。

¹⁸¹ No.36 について坊名は特定できないが、『岩嶽山戸籍』に父が「当山元修験」と書かれているため、坊家の関係とみられる。

3	O. K.	90	2
4	O. Ta.	100	100
5	O. F.	100	100
6	S. K.	100	30
7	M. M.	100	100
8	Y. H.	100	100
9	H. M.	100	100
10	K. H.	100	200
11	K. R.	100	100
12	N. S.	100	100

4 おわりに

ここまで明治初期の求菩提山を事例として、1870年（明治3）以降に制定された売薬に関する諸法令の影響を受け、この山の修験者たちがどのような組織を整え、どのような仕方
で売薬を行ってきたのかについて、明らかにしてきた。これまで近代の求菩提山研究はほと
んど行われてこなかったが、本章によって、求菩提山では回壇をし、檀家に薬を売っていた
ことが確認された。その際、求菩提山における明治初期の売薬は回壇先に薬を置き、入れ替
えをするという配置売薬（置き薬）のかたちをとっていたことが判明した。第1章3.14で
触れたように、江戸時代までは万能薬である不老円と膏薬のみが用いられていたが、明治に
入り、売子たちは売薬に際し、複数の薬を取り扱っていたことも確認された。また、売薬組
織については、従来「山に止った者は、売薬商となったものが多い」という程度のことが知
られていたに過ぎなかった〔重松 1969 : 347〕。しかし、薬の製造元が1人であるのに対し
売子が複数人いるという体制をとり、特に駆虫丸に関しては当時求菩提山に所在していた
坊家の半数以上が売薬にかかわっていたことが判明した。駆虫丸の売薬組織に近世まで求
菩提山を統括していた座主家は関与しておらず、岩屋守宮がその中心にいた。近世に求菩提
山に存在した座主を中心とした宗教的な組織とは別に、明治の諸法令によって岩屋守宮を
中心とした製薬・売薬に特化した組織が整備されていったといえる。さらにこうした法令は、
製薬、特に薬の作り手にも影響を与えたとみられる。そこで第6章では、まず求菩提山の製
薬の状況、主に薬の作り手について検討する。法令により、薬の作り手はどのように制限さ
れていたのか。さらに、そうして作られた薬により、製薬・売薬でどの程度の利益を得るこ
とができたのか、英彦山の資料から計算する。その利益は生業として成立するほどのもので
あったのか、確認する。

第6章 明治期求菩提山・英彦山の修験者による製薬とその利益

1 はじめに

本章では北部九州に所在する求菩提山（福岡県豊前市）と英彦山（同県田川郡添田町）において、近世から近代にかけて行われていた修験者たちによる製薬・売薬のうち、特に製薬とそれによる利益について考察する。

修験道における薬を扱った先行研究を概観すると、修験道の薬が誰によって、どのように作られ、そこからいくらの利益を得たのか、といったことを明らかにした研究は非常に少ない。長野覚は『英彦山修験道の歴史地理学的研究』の中で〔長野 1987〕、近世英彦山の経済的基盤を回檀による収入、神事神役担当に際しての勧進、参詣者からの布施という点等から検討し、回檀時の祈祷や自家製の薬の施薬などによって得る収入が全収益の過半を占めたと述べる〔同：369-384〕。しかしここでの長野の研究の主眼は、近世後期の英彦山における坊の経営状況に置かれているため、薬の作り手や利益が詳細に検討されているわけではない。そこで本章では、修験道における製薬の中でも特にどのような人が薬を作っていたのかという薬の作り手と、その薬がもたらす利益について考察する。その際、求菩提山と英彦山の資料を用いる。本来であれば、1つの山の資料をもとに分析を進めるべきであろうが、資料的制約があるため、製薬については求菩提山の事例を、また利益については英彦山のそれを検討する。それにより、どのようにして修験道の山で製薬が行われていたのか、それから得られた利益がいかほどであり、その利益は家計にとってどれほど重要であったのか、を明らかにする。

2 北部九州の修験道

本論に移る前に、北部九州における修験道について、簡潔に述べる。求菩提山や英彦山の所在する北部九州には、宝満山や福智山など、いくつもの修験道の山が存在する。その中心となったのが英彦山である。英彦山は福岡県と大分県の県境に位置する 1199m の山で、豊前・豊後・筑後の3国にまたがっている。九州北部を東西に約 100 km にわたり連なる筑紫山地の最高峰である〔長野 2017：7〕。ちなみに筑紫山地には、求菩提山・英彦山・福智山・古処山・満山・脊振山・雷山などの山々も位置している。英彦山が山岳仏教の聖地となったのは平安初期と伝えられるが、その存在感が高まったのは平安後期とされる〔同：8〕。英彦山とそこに連なる山々には、平安後期の末法思想の影響により経塚が造営され、また中・近世にはこれらの山々を巡る峰入りという修行が行われた〔同：7〕。特に求菩提山・福智山・普智山・蔵持山・松尾山・檜原山は英彦山六峰とよばれ〔鈴木 2015：130〕、現在でも松会という祭りが、英彦山・求菩提山・普智山・松尾山・檜原山に残っている。

英彦山の最盛期は中世であったといわれ、近世への過渡期、戦国大名たちの争乱や荘園の没収などでその繁栄は終わりを迎える〔長野 1978：18-23〕。もっとも、江戸初期から中期にかけて、朝廷や公家、徳川家の親密な関係を持ち、多くの檀家を得ることで一度は再興す

るが〔同：26〕、江戸末期にかけて経済的に疲弊し、衰退をたどる〔同：493-496〕。明治に入り、1868年（明治元）の神仏判然令、さらには1872年（明治5）の修験宗廃止令により、修験道は打撃を受ける。これにより、英彦山の一山組織も崩壊し、北部九州の修験寺院の大半は神社となった〔同：910-911〕。現在、英彦山において修験は離散し、峰入も断絶している〔鈴木 2015：103〕。現在、英彦山のみならず、求菩提山を始めとする北部九州の修験道の山々に修験者はいない。

3 求菩提山の薬

求菩提山の麓にある求菩提資料館に残された資料から、現在確認できる薬名は錦袋不老円（以下不老円）¹⁸²・牛馬不老散・駆虫丸・健胃丸・熊口（草冠に「浸」）丸・発明丸・窮歸振葉・夢想膏・神秘膏・疵葉・疥癬請合御湯薬・即効散・菜調湯・神明毒消丸である。これらのうち、不老円は1819年（文政2）の『山鹿郡宿控帳』に記されていることから、江戸時代、回檀に用いられていたことが確認できる。しかし、他の薬は近世の文書資料に記載がみられず、加えて現存する薬袋・版木等の資料を検討すると、ほとんどが明治初期のものであることがわかる。

4 薬の作り手

4.1 内和條約書に見る薬の作り手

第5章で述べたように、売薬規則の施行により、製薬を行うことができるのは売薬業者のみとなった。しかし、求菩提山の実態は、そうでなかったようである。まずは「内和條約書」という文書について検討する。この文書は「明治十二年十月廿日」と日付が記されており、売薬規則発令後、2年半ほどして作成された文書であることがわかる。駆虫丸の売子である大地元祐が¹⁸³、売薬業者である岩屋守宮に宛てて書いたものである。興味深い資料であるため、以下に記す。

内和條約書

- 一 駆虫丸薬法方、御傳受被下候上者、他人江ハ申ニ不及、親子兄弟タリ共、他傳仕間敷候事
- 一 右自製薬、賣子中間江御賣ニ相渡シ申間敷事

¹⁸² 1819年（文政2）の『山鹿郡宿控帳』には単に不老円とのみ記されている。求菩提山に残る薬袋・版木はすべて錦袋不老円であるため、これを略して不老円と記したものと考えられる。よって本章では不老円は錦袋不老円と同一の薬として扱う。なお、『山鹿郡宿控帳』は求菩提山内にあった成円坊がかつて所有したものである。ちなみに成円坊は明治以降、姓を廣澤とし、廣澤家は2022年（令和4）まで求菩提山国玉神社の宮司を務めていた。

¹⁸³ 大地元祐は1873年（明治6）頃に作成されたとみられる『岩嶽山戸籍』によると、1851年（嘉永4）の生まれで大地茂人の息子あることがわかる。大地茂人は求菩提山門之坊の修験者であった〔重松 1969：597〕。

一 右製薬判木、悉皆他人者申スニ不及、賣子中間タリ共、貸渡申間敷事
一 自製薬仕候共、毎年百貼宛、賣子目的トシテ御受可申候事
右之通り、條約仕置候間、御傳受之上者、決シテ粗暴之儀仕間敷候、若違約ニ相成候節
ハ、何分之趣意立被成下成候共、一言之儀無御座候、依而條約證書如件

明治十二年十月廿日

大地元祐（印）

製主 岩屋守宮殿

このように、「内和條約書」の第1条では駆虫丸の「薬法方」を他人はもちろん親子兄弟にも伝えてはならないこと、第2条では「自製薬」を売子仲間に卸売しないこと、第3条では製薬の版木を売子仲間にも貸してはならないことなどが述べられる。第4条では自ら製薬をしたとしても、売薬営業者から毎年100貼を購入する、という意味かもしれない。以上から、「内和條約書」は売子が売薬営業者に提出した誓約書ではないかと推測されるが、こうした「内和條約書」がなぜ作成されたのか不明である。しかしこの文書から、駆虫丸の製薬方法は唯一法的に製薬を許されていた売薬営業者のみならず、売子でも知ることができたことが読みとれる。加えて第3条からすると版木も売子が持っており、さらに第2条・第4条にある「自製薬」の文字から、製薬を禁止されていたはずの売子も製薬を行っていた可能性を指摘できる。こうした内容をみると「内和條約書」では売子が守らなければならない決まり事が定められている。このような「内和條約書」はもう1点残されており、こちらは前半が失われているため「駆虫丸」のものかはわからない。しかし、残存している部分の文句は同じであり、売子である北條民部からやはり岩屋守宮に宛てて書かれている¹⁸⁴。

4.2 日記から見る薬の作り手

また、製薬に関して、廣澤求が記した日記である『明治十五年第一日記覚帳』・『明治十六年第一日記覚帳』・『明治十七年第一日記覚帳』・『明治十八年強勉遊歩諸簿』にも注目したい。日記には1日のできごとが4年間ほぼ毎日、簡単に記されており、そこには薬に関する記述も見られる。表6-1は、そうした薬に関する記述をまとめたものである。

表6-1 製薬に関する記述

年	月日	場所	行動
1883年	10月27日	求菩提山	不老円ツクル
〃	11月4日	〃	キズ薬マセ

¹⁸⁴ 北條民部は1873年（明治6）頃に作成されたとみられる『岩嶽山戸籍』によると1859年（安政6）の生まれであることがわかる。正確には北條民部は駆虫丸の売子ではないが、同居のオジである北條真北は売子となっている。北條真北は浄境坊の立石浄境の養子であり、坊家の関係者であることがわかる。

1884 年	11 月 2 日	〃	キズクスリコサエ
〃	11 月 3 日	〃	キズ薬コサエ
1885 年	8 月 28 日	肥後国	薬コサエヲシ
〃	9 月 12 日	〃	薬コサエヲシ

日記には不老円・キズ薬・即効散の 3 つの薬名が記載されている。このうち、製薬に関する記述と考えられるものに、1883 年 10 月 27 日の「不老円ツクル」、1883 年 11 月 4 日「キズ薬マセ」、1884 年 11 月 2 日および 3 日「キズクスリコサエ（キズ薬コサエ）」、1885 年 8 月 28 日および 9 月 12 日「薬コサエヲシ」がある。「不老円ツクル」は、薬剤本体を作ったのではないかと考えられるが、薬袋の製作を「ツクル」と称した可能性も否定できない。一方、「キズ薬マセ」は「混ぜ」であると推測され、また「キズクスリコサエ（キズ薬コサエ）」という表記もみられることから、実際にキズ薬を作ったのではないかと思われる。こうした不老円・キズ薬に関する作業は、回檀出発前に求菩提山で行われていた。それに対して、「薬コサエヲシ」という記述のみられた 1885 年 8 月 28 日および 9 月 12 日は、同年 7 月 24 日から 9 月 27 日までの日程で行われていた肥後国での回檀中であつた。なお、この時に作った薬はいかなる薬であつたのか、不明である。

このように、廣澤求が回檀出発前だけでなく回檀中にも製薬を行っていたことが、彼の日記から見て取ることができる。だが、きわめて興味深いことに、実のところ彼は売薬営業者でもなければ、売子ですらなかったようである。廣澤求の父である廣澤安宅は錦袋不老円や駆虫丸の売子となっていたが¹⁸⁵、求の名は「売薬行商鑑札願」に記されていない。つまり、廣澤求は、どうやら無資格であつたのである。

繰り返しになるが、1877 年に売薬規則が制定されたことにより、製薬は売薬営業者しかできないことになっていたはずであつた。求菩提山でも、「売薬行商鑑札御願」といった文書に、売薬営業者や売子という法令に沿った用語が記載されていることなどから、修験道の家の住人たちが法令に則って製薬を行っていたようにみえる。しかし「内和條約書」や廣澤求の日記の記述からすると、実際には売子のみならず、売子ですらないものまでが、法令に反して製薬をおこなっていたことがうかがえる。

5 薬の利益

以上のようにして作られた薬は、坊にどれくらいの利益をもたらしたのか。残念ながら求菩提山には薬の代金、原料代、製造個数といった売り上げに関する資料は残っていない。しかし地理的にも近く、求菩提山と同じく天台系の修験道の山であつた英彦山には¹⁸⁶、こうし

¹⁸⁵ 廣澤安宅が不老円の売子であつたことは「錦袋不老円発売許可写」から、駆虫丸の売子であつたことは「売薬行商鑑札願」から確認できる。

¹⁸⁶ 長野によると、平安時代から南北朝時代まで、求菩提山と英彦山は信仰の交流があつたという。英彦山は求菩提山を英彦山六峰の 1 つと位置付け、求菩提山の千日行の行者は英彦

たことが記録された資料が現存する。やや時代の下がるものではあるが、求菩提山の資料からは得られない情報が記載されている。英彦山では現在までに錦袋不老円や神仙金龍丸など、20 種類近い薬を扱っていたことが確認されている。売薬が行われていた時期も求菩提山より長く、後述する英彦山松養坊しょうようの記録から 1926 年（大正 15）においても製薬・売薬がなされていたことが理解できる。文書の記録も求菩提山と比較するとしつかりとなされており¹⁸⁷、特に松養坊の所持する 1917 年（大正 6）の『売薬製造帳』には 1917～1919 年・1922 年・1925 年における年間の薬の原料の購入量、購入代金、製造個数、売子に渡した個数等が記録されている。そうした記録をもとに、薬の原価と薬によって得られた利益について考察する。

5.1 松養坊とその資料について

松養坊は、明治維新以前には「宣度祭主 大先達」の職についていた坊である¹⁸⁸〔同：53〕。同坊の売薬について知ることのできる文書類は、1912 年（明治 45）から 1926 年（大正 15）

山を、英彦山の大廻行者は求菩提山を山中から供華し、互いに遥拝するなどしていた〔長野 2013：1〕。

¹⁸⁷ 松養坊の『印紙受払簿』・『印紙受拂帳』・『売薬製造販売帳』・『売薬製造帳』には印紙の使用状況等の検査が 1 年に 1～2 度、行われていたことが記されている。英彦山の製薬・売薬の状況は、求菩提山と異なり、記録が確実になされている。この違いはどこからくるのか。その理由の 1 つとして、1905 年（明治 38）に売薬税法と同時に出された売薬税法施行規則の第 2 条による影響をあげることができる。以下、法令の原文を記す。

第 2 条 売薬営業者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 1 製造又ハ輸入シタル売薬ノ品名、数量、定価及其ノ製造又ハ輸入ノ日
- 2 他ニ引渡シタル売薬ノ品名、数量、価額、引渡ノ日及其ノ引渡先
- 3 買入シタル印紙ノ数量、金額及其ノ買入先
- 4 貼用シタル印紙ノ数量、金額

松養坊の文書に記載された内容からして、同坊はこの法令に沿って記録を作成したものと推測される。それに対して、求菩提山の記録が不確実であることの理由は、前述の通り求菩提山の売薬関係の最後の資料が 1889 年（明治 22）であることと、関係しているものと思われる。つまり、売薬税法ならびに売薬税法施行規則が発布された時点で、すでに求菩提山では売薬が行われていなかったのである。ここで取り上げた売薬税法および売薬税法施行規則の原文は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬税法施行規則」による。<https://dl.ndl.go.jp/pid/788040/1/304>（最終閲覧日 2025. 9. 10）。

¹⁸⁸ 長野によると、英彦山の宗教組織は行者方、衆徒方、惣方の 3 つで構成され、宣度は行者方に含まれる。行者方は檀那所持数が平均値以上で政治上の地位も高い。衆徒方は檀那所持数が概ね平均値で、政治上の地位は行者方に次ぐ。惣方は檀那所持数が平均値以下で政治上の地位は最も低い〔長野 1987：417〕。さらに 1894 年（明治 27）における松養坊の旧檀家数は、英彦山の坊 203 軒中 26 番目の多さである〔同：311-318〕。よって松養坊は政治的地位も高く、経済的にも恵まれていたと推測される。松養坊の現在の当主は松養榮貞氏であり、1943 年（昭和 18）の生まれである。

までに記録された 8 点である¹⁸⁹（表 6-2）。

表 6-2 松養坊における薬関係文書資料

No.	資料名	年代
1	「調剤方法」（2 点）	
2	「売薬営業免許之証」	1912 年（明治 45）
3	『印紙受払簿』	1912 年～1916 年
4	『売薬製造販売帳』	1912 年～1916 年
5	『売薬行商鑑札御下附願写』	1917 年（大正 6）
6	『印紙受拂帳』	1917 年～1925 年
7	『売薬製造帳』	1917 年～1926 年

文書全体を通してわかったことであるが、松養坊が製薬していたことを確認できるのは彦山疵薬だけである。「売薬営業免許之証」（No.2）から、1912 年に、松養榮尊に対して彦山疵薬の売薬営業免許証が出されたことがわかり、加えてすべての文書に松養榮尊の名が記されている。薬の製造に関する冊子は、1912 年から 1916 年までを記録した『売薬製造販売帳』と 1917 年から 1926 年までの『売薬製造帳』とがある。『売薬製造販売帳』は「売薬製造ノ部」・「売薬販売ノ部」の 2 部に分けられ、製造した薬の個数、売子に渡した薬の個数とその金額が記載されている。そこから疵薬 1 貼が 1 銭であること、ならびに売子には定価の 60%で薬を渡していたことがわかる。しかし、薬の原価については明記されていない。対して『売薬製造帳』は「原料薬品買入ノ部」・「原料薬品拂出ノ部」・「売薬製造ノ部」・「売薬行商（売子渡）ノ部」・「売薬戻入ノ部」・「売薬売捌ノ部」の 6 部に分けて記されており、薬の製造個数に加え、原価が記されている。よってそこから売薬でどのくらいの収入を得ていたのかを計算することができる。

5.2 薬の原価

『売薬製造帳』は 1917 年から 1926 年までの記録であるが、1920 年から 1921 年、1923 年から 1924 年については記されていない。ちなみに『売薬製造販売帳』の最後には別の記録が 2 枚、挟まれていた。1 枚は彦山疵薬の原料となる硼酸・黄柏・牡蠣を買い入れた記録であり¹⁹⁰、「十一年分」と記録されていることから 1922 年（大正 11）のものであると思われる。

¹⁸⁹ 「調剤方法」は 2 点あるが、その内容（彦山疵薬の調剤方法、効能）は同じである。しかし、一方にはこの資料が書かれた場所と日付、松養榮尊の名前と住所が記されているため、2 点とみなしている。

¹⁹⁰ 「調剤方法」に記載されている彦山疵薬の原料名は、2 点とも「硼酸末」「黄柏末」「吉益牡蠣」となっている。この中で、「吉益牡蠣」の詳細は不明であるが、松養坊所有の他の資料では単に「ボレイ末」「牡蠣」となっているため、これらは同一のものであると思われる。なお、「硼酸末」「黄柏末」についても「ホヲサン末」「オウバク末」と表記がまちまちであ

る。もう 1 枚は 1922 年に彦山村役場から出された文書であり、税務署から送付された別紙申告書を 1 月 5 日までに税務署に提出するよう指示されている¹⁹¹。この文書には別の時期に書き加えられたとみられる「大正十一年十二月三十日中止届ス」・「大正十四年三月五日売薬再開届出」の 2 文があり¹⁹²、1922 年（ほぼ 1923 年）に売薬を中止したものの、1925 年に再開したことがうかがえる。先に『売薬製造帳』に 1923 年から 1924 年までの記録がないとしたが、それは疵薬の売薬が中止されていたからであると推測される。他方、1920 年から 1921 年までの記録がない理由は不明である。

『売薬製造帳』の「原料薬品買入ノ部」には硼酸・黄柏・牡蠣を購入した数量、価格、買入先が記されている。それをみると、原料の買入先は薬店であるが、毎年違った店から購入していることが理解できる。ほとんどの薬店は英彦山近郊の町村に所在しているが、1918 年は下関にある店から購入している。「原料薬品拂出ノ部」には硼酸・黄柏・牡蠣をどのくらい使い、いくつ薬を製造したのかが記されている。まずこの 2 つの項目から、それぞれの年にどれくらいの原料がいくらで購入され、どのくらい使用されたのかについて表 6-3 にまとめる。

表 6-3 薬原料の買入量と価格ならびに使用量と薬の製造数

年	「原料薬品買入ノ部」			「原料薬品拂出ノ部」	
	種類	買入量（匁） ¹⁹³	原料価格 （円） ¹⁹⁴	払出量（匁）	製造数（貼）
1917	硼酸	345	2.020	345	11500
	黄柏	575	1.080	575	
	牡蠣	1150	0.858	1150	
1918	硼酸	600	4.000	600	20000
	黄柏	1000	1.800	1000	
	牡蠣	2000	1.260	（無記入）	
1919	硼酸	525	5.200	525	17500
	黄柏	875	3.360	875	

るため、以後の表記は硼酸・黄柏・牡蠣に統一する。

¹⁹¹ この別紙申告書が、何を申告するためのものなのか記載されておらず、そもそも別紙申告書もないため、不明である。

¹⁹² この文書には「大正十一年十二月廿九日 彦山村役場」と記載されており、この日付で彦山村役場から出されたとみられる。そのため、これら 2 文はその後に書き加えられたものと考えられる。

¹⁹³ 購入量の単位について、大半は匁で記されているが、斤で記されている箇所もある。比較を容易にするために匁で統一した。

¹⁹⁴ 価格の単位について、厘で記されている箇所が多いが、銭や円も混じっている。ここでは比較を容易にするために円で統一した。

	牡蠣	1750	1.925	1750	
1922	硼酸	50	2.600	50	1500 ¹⁹⁵
	黄柏	5(判読不能)	2.750	900	
	牡蠣	1100	2.200	(判読不能)	
1925①	硼酸	120	0.480	120	600
	黄柏	60	0.240	60	
	黄柏	60	0.080	60	
1925②	硼酸	1000	4.000	40	200
	黄柏	500	0.600	20	
	牡蠣	500	2.200	20	
1925③	硼酸			740	3700
	黄柏			370	
	牡蠣			370	

ほぼ1年に1度、原料の買入れと払い出しが行われており、その数値も一致している。しかし1925年については、薬品の買入れは2度、払い出しは3度行われており、しかも数値の合計が一致しない。彦山疵薬は「調剤方法」(No.1)によると硼酸・黄柏・牡蠣を2:1:1で混ぜて作るとされているが、1917年から1919年までは硼酸・黄柏・牡蠣=3:5:10、1925年は硼酸・黄柏・牡蠣=2:1:1となっている¹⁹⁶。記録の上では、購入した原料を1925年以外は使い切っていることになっている。よってここから年ごとに薬の原料1匁あたりの価格を計算すると表6-4のようになる。

表6-4 薬原料の単価

	硼酸 (円/匁)	黄柏 (円/匁)	牡蠣 (円/匁)
1917	0.005855	0.001878	0.000746
1918	0.006667	0.0018	0.00063
1919	0.009905	0.00384	0.0011
1922	0.052	(判読不能)	0.002

¹⁹⁵ 『売薬製造帳』ではこの箇所は「1500」と記録されている。しかし『印紙受拂帳』では1922年に印紙を15000枚買入れかつ払い出している。加えて『売薬製造帳』の「売薬売捌ノ部」で合計16000貼を売り捌いている。1922年の記録は判読不能の部分もあり、正しく記録されていない可能性がある。

¹⁹⁶ 「調剤方法」は2点とも作成された年代が特定できない。そのため「調剤方法」は1920年以降に作成された可能性も指摘できる。そう考えると、1917年から1919年までの原料配合比が、「調剤方法」に記されたそれと異なっていたことの説明がつく。なお、1922年は黄柏の買入量、牡蠣の払出量が判読不能であるため、配合割合を明記することができない。

1925①	0.004	0.004	0.001333
1925②	0.004	0.0044	0.0012

表 6-4 からすると、1922 年に硼酸の価格が高騰しているが、その他の原料は少しずつ値上がりする傾向にあったといえる。全般的にみると、硼酸・黄柏の原料価格は牡蠣に比べると高い。次に原料の価格とできた個数、及び原料の重量とできた個数から、薬 1 貼当たりの原価・内容量を計算すると表 6-5 および図 6-1 のようになる。

表 6-5 薬の原料価格と製造数、1 貼当たりの原価

	原料価格 (円) (A)	製造数 (貼) (B)	原料重量 (匁) (C)	薬 1 貼当たり の原価 (円) (A ÷B)	薬 1 貼当たり の内容量 (匁) (C÷B)
1917	3.958	11500	2070	0.000344	0.18
1918	7.060	20000	3600	0.000353	0.18
1919	10.485	17500	3150	0.000599	0.18
1922	7.550	15000	2050	0.000503	0.13 ¹⁹⁷
1925①	0.800	600	80	0.001333	0.4
1925②	5.384 ¹⁹⁸	3900	1480	0.001381	0.4

¹⁹⁷ 1922 年の記録は、表 6-3 に示したように判読不能の部分があること、注 195 で記したように数値が正しく記録されていない可能性あること、表 6-4 で示したように硼酸の価格が異常に高いといったところから、記録が不正確ではないかと考えられる点がある。よって 1922 年については参考数値として表にあげている。

¹⁹⁸ 1925 年②は購入した薬の原料を使い切っておらず、表 6-3 中の 1925 年③の使用量を考慮しても硼酸・黄柏・牡蠣がそれぞれ 220 匁・110 匁・110 匁ほど使用されていない。使用した原料分のみで価格(原料価格)を計算すると硼酸・黄柏・牡蠣がそれぞれ 3.2 円・1.716 円・0.468 円となり、合計が 5.384 円となる。

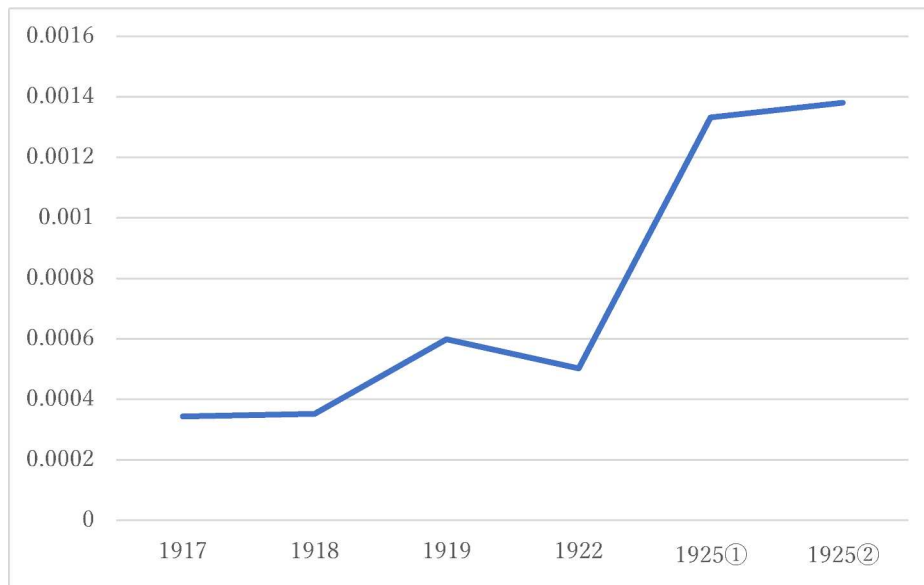


図 6-1 薬 1 貼当たりの原価の変化

売薬を行っていなかったであろう 1923 年から 1924 年の間の薬 1 貼当たりの原価の上昇が著しく、1925 年の原価は 1919 年のその 2.2 倍から 2.3 倍となっている。しかし、薬 1 貼当たりの内容量を調べると、0.18 匁（1919 年まで）から 0.4 匁（1925 年）と 2.2 倍以上に増量されている。つまり、一見すると彦山疵薬の製造が再開された 1925 年に彦山疵薬の原価が高くなったように思われるが、この価格の上昇は内容量の増加によるものだと考えられる。次節ではこの薬の原価をもとに、彦山疵薬による収入を検討する。

5.3 売薬による収入

『売薬製造帳』の「売薬行商（売子渡）ノ部」と「売薬売捌ノ部」には、売子それぞれに薬をどのくらい売ったのかが記されている。売子は少ない人で年間 1000 貼、多い人で 3500 貼、買い入れていたようである。『売薬製造販売帳』によると、1916 年（大正 5）まで彦山疵薬は売薬営業者から売子に定価の 60%で渡されていたが、1917 年からは定価の 50%で渡されるようになる。なお、彦山疵薬の定価は『売薬製造販売帳』や『売薬製造帳』の「売薬製造ノ部」に記されており、それによると 1 貼 1 銭、また表 6-5 の 1925 年②の時期から、1 貼 2 銭となる。売薬営業者である松養榮尊の売薬収入は売子に薬を売った分が大半を占めるとみられるが、売薬営業者は薬の原料代の外、印紙代や売薬営業税等を支払う必要がある¹⁹⁹。そこから売薬営業者が売薬によりどのくらいの利益をあげていたか、表 6-6 に示す。

¹⁹⁹ 売薬営業税は 1905 年（明治 38）に出された売薬税法において「第一条 売薬ニハ定価一割ノ売薬税ヲ課ス」と定められている。そのうち 1910 年に「売薬営業者ニハ薬剤一方毎ニ一年間製造高ノ定価総額ニ応シ毎年左ノ売薬営業税ヲ課ス 定価総額三百円未満ノモノ金三円 定価総額五百円未満ノモノ金五円 定価総額千円未満ノモノ金七円（以下略）」と

表 6-6 売薬による収入・支出・利益

	収入	支出				利益 (円)
	売 子 渡 (円)	原料代 (円)	印紙代 (円)	売 薬 営 業 税 (円)	小計 (円)	
1917	52,500	3,958	11,500	3	18,458	34,042
1918	90,000	7,060	20,000	3	30,060	59,940
1919	86,500	10,485	17,500	3	30,985	55,515
1922	75,000	7,550	15,000	0	22,550	52,450
1925	不明	7,600	5,800	0	13,400	計算不可

松養榮尊は売子に売る以外、自らも彦山疵薬の売薬を行っている。薬が売ればそれによる収入もあったとみられるが、それについては記録がないため、今回は除外している。売薬には「^{くすり}薬九層倍」という言葉があり、一般的に利益率が高いとされている〔玉川 2005 : 99-100〕。松養坊における収入と薬の原料代とを比較すると、前者は後者の約 8 倍から 13 倍となっており、利益率は高いといえる。しかし印紙代や売薬営業税が原料代以上にかかっていることを看過するわけにはいかない。収入からそれらを差し引くと、最終的な利益は諸経費の約 3 倍前後となり、利益率が大きく下がることがわかる。

他方、売薬営業者の利益は売子のそれと比べ、どの程度であったのかについて、『売薬製造帳』に記された中で最も薬の製造数が多かった 1918 年を例に検討する。この年は 9 人の売子が彦山疵薬を松養榮尊より買い入れている。ただし 9 人のうち 1 人は松養榮尊本人であるため、実質 8 人である。その 8 人の買入数と買入金額は表 6-7 の通りである。

表 6-7 売子の買入数と買入金額

売子氏名	買入数 (貼)	買入金額 (円)
佐藤登	3500	17.5
神代松太郎	2000	10.0
吉村キツ	2000	10.0
八幡保	2000	10.0

改正される。松養坊の売薬は表 6-5 に示したように、1918 年の製造数 20000 貼が最も多い。この時期の彦山疵薬の定価は 1 貼 1 銭であるため、定価総額は 200 円となる。よって、定価総額が 300 円未満であったことから、同坊の所有文書には記録されていないものの、売薬営業税として 1 年間に 3 円を支払ったと考えられる。なお、売薬営業税は 1922 年 (大正 11) に廃止された〔奈良県薬業史編さん審議会 1991 : 108〕。法令は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬税法」

<https://dl.ndl.go.jp/pid/788040/1/114> (最終閲覧日 2025.10.10)、および「売薬税法中改正法律」<https://dl.ndl.go.jp/pid/788070/1/82> (最終閲覧日 2025.10.10) による。

片桐惣市	2000	10.0
滝口永康	2000	10.0
正木栄明	2000	10.0
善行藤吉	2500	12.5

1918年における彦山疵薬の定価は1貼1銭であり、売子には定価の50%で渡されている。よって表6-7の佐藤登を例に考えると、17.5円で買い入れた薬をすべて売り切れば17.5円の利益を得ることができる。表6-7から理解できるように、同じ年に59.94円の利益を上げたと思われる松養榮尊と比較すると、売薬営業者は税金などの出費は大きかったものの、利益も売子よりはるかに多かったことがわかる。

5.4 家計に対する収入の割合

こうして売薬で得た利益は、家計全体の収入に対し、どのくらいの割合であったのか。松養坊には『大正三年 家計簿』（以下『家計簿』）という資料が残されており、そこには1914年（大正3）の1月から12月までの収支が記録されている。『家計簿』がつけられた時期は、1912年から1916年までの薬による収入を知ることができる『売薬販売製造帳』が作成された時期と重なっており、当時の家計に占める薬による収入の割合を把握することができる。『家計簿』には1年を通して賄費・被服費・住居費・調度費・衛生費・交際費・租税金・雇人費・頼母子費・薪油木炭費・雑費・消耗品費等の項目で、支出のあった日付・品名・金額が記録されている。その月の終わりには支出の合計金額が記されており、1年の終わりに年間の項目別、月別の支出金額がまとめられている。一方、収入については1年の終わりにその年の収入が項目別に記されているだけであり、月ごとにどのくらいの収入があったか不明である。表6-8と表6-9は1914年の松養坊における収入と支出である。

表6-8 1914年松養坊の収入

項目	金額（円）
俸給	120.000
元金	89.000
利子	149.600
客入	77.840
雑収	8.860
前年□金	5.155
具榮利子のし	61.430
合計	511.885

表6-9 1914年松養坊の支出

項目	金額（円）
租税	48.790
衛生費	6.658
被服	22.895
交際	26.344
賄	137.400
薪木炭石油	28.865
雑費	9.515
頼母子	67.610
雇人	32.580
消耗	18.200
調度品	11.850
榮系 ²⁰⁰	15.885
臨時	1.100
通信	0.400
営繕	5.400
合計	434.492

まずは収入からみていく。「俸給」とあるが、これは当時の当主であった松養榮尊が彦山村の村会議員をしていたため²⁰¹、その給料であると考えられる。「元金」・「利子」については、松養坊に残る『大正四年度日記覚帳』や『大正五年日記大寶恵帳』といった文書資料から、どうやら金融業的なことを行っていたことがうかがえ、その収入ではないかと推測される。「客入」について、少し時代が下るが、同じく松養坊の『昭和十六年大福帳』に英彦山に参詣に来た「春客」を佐賀から迎え、初穂料や御守代の収入を得たことが記されている²⁰²。

²⁰⁰ 松養坊の当主は、榮尊－具榮－榮系－榮貞（現）と変遷し、榮系は榮貞氏の父にあたる。榮系は1914年に誕生しており、ここにあげた支出は「誕生祝儀」や「産婆礼」など、誕生に関連する費用である。

²⁰¹ 松養榮貞氏によると、榮尊は1910年（明治43）に彦山村村会議員に選出され、1913年（大正2）年に再選したとのことである。当時、村会議員の被選挙権を持つものは1888年（明治21）に出された町村制によって定められた「公民」であり、それによると公民とは「帝国臣民ニシテ公権ヲ有スル独立ノ男子二年以来（一）町村ノ住民トナリ（二）其町村ノ負担ヲ分任シ及（三）其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税年額二円以上ヲ納ムル者ハ其町村公民トス」と定められている。松養家は1914年に田租・田税として9.4円を納めており、被選挙権を有していたとみられる。なお、納税要件は1921年（大正10）に2年以上その市町村に直接市町村税を納める者に変更され、さらに1926年に撤廃されている。町村制については国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「町村制」<https://dl.ndl.go.jp/pid/787973/1/17>（最終閲覧日2025.10.10）による。

²⁰² この時期はまだ彦山疵薬が作られていた可能性があるが、参詣客に薬を渡したかどうか、

よって、「客入」とはこうした参詣客からの収入であったとみられる。また、「具榮利子のし」に関して、具榮は松養榮尊の二男であるが、この項目の詳細は不明である。一方、『家計簿』の支出項目を詳しくみていくと、売薬に必要である印紙や材料の購入費がまったく記入されていない。さらに『売薬販売製造帳』と『印紙受払簿』から計算すると、1914年の薬による収入は、全部の薬を売子に渡したとすると約26円になるはずであるが²⁰³、表6-8にあげた収入に関する項目・金額に該当するものがない。こうしたことからすると、薬関係の収入・支出については家計簿へ記載せず、別会計だった可能性も指摘できる。

『家計簿』からすると、1914年の松養坊の家計は黒字となっている。このことは、薬の売り上げをあてにせずとも、生活することができたといえる。加えて、薬による収入より、俸給や金融業的収入、客入からの収入の方が高い。しかし、これは松養坊に限ってのことであり、他の坊の状況は定かではない²⁰⁴。但し、松養坊の年間支出430円強に対し、薬による1年間の利益が約26円である状況から考慮すると、薬1種類の収入のみでは生活できないこともまた事実である。さらに松養坊にとって薬の収入は、売子へ渡すものから得る収入が大半を占めている。複数の売子が一定数を購入するからこそ得られるのであり、売子が買い入れをしなかったり、廃業したりすると収入を得ることができなくなる。『売薬製造帳』によると1918年・1919年にはそれぞれ8人の売子に薬を渡していたが、1925年には2人、1926年には1人の売子にしか渡していない。これらからすると、薬による収入が大きく減少したことが考えられる。このように手間をかけ製薬・売薬を行っても、その収入だけで家計を賄うことがとうていできず、加えて他に安定した収入があるのであれば、こういった「事業」をやめようと考えたとしても何ら不思議ではない。彦山疵薬の製造は松養榮尊が死

この資料には記されていないため不明である。

²⁰³ 『売薬販売製造帳』によると、1914年の薬の製造数は5799貼である。この年の薬による収入「26円」は、当時の彦山疵薬の定価が1貼1銭であり、その60%で売子に渡していたこと（34.794円）、印紙が定価の1割であり売薬営業者が支払っていたこと（5.799円）、注199に記したように売薬営業税が3円かかったであろうことから計算している。但し原料代の記録がなく、その点を考慮していないため、実際の利益はさらに少なかったとみられる。

²⁰⁴ 「日本帝国統計年鑑. 第三五」によると、1914年（大正3）の福岡県における大工の賃金は0.85円、農作の賃金は男性0.8円、女性は0.6円である。（国立国会図書館デジタルコレクション「日本帝国統計年鑑第35」による。<https://dl.ndl.go.jp/pid/974424/1/119>、最終閲覧日 2025.10.10）。なお、この統計年鑑に記載されている数値は日給であるのか、判然としない。しかし、「東京府統計書大正三年」によると、1914年における東京の大工の日給は1.15円である。（国立国会図書館デジタルコレクション「東京府統計書大正3年」による。<https://dl.ndl.go.jp/pid/972677/1/365>、最終閲覧日 2025.10.10）「日本帝国統計年鑑. 第三五」では東京の大工の賃金が1.15円であり、福岡県では0.85円と記載されていることから、この数値が日給であると思われる。仮に、福岡県の大工が365日働いたとすると年収は310.25円となり、同じく農作業男性292円、女性219円となる。こうした金額、ならびに注201を踏まえても、松養坊は経済的に恵まれていたのではないかと考えられる。

去した後もやめることなく²⁰⁵、次男の具榮によって続けられた²⁰⁶。しかし、具榮が彦山疵薬を製造していたことを示す資料は「豊前國英彦山松養具榮謹製」と記された薬袋しか残っていないため、販売個数やいつまで製造したのかは不明である。彦山疵薬を求める者がいた可能性があるが、以上の理由から製造し続けるメリットは少なかったのではないかと考えられる。

売薬営業者は製薬・売薬により、売子よりも多くの利益を得ることができた。しかし、それでも薬1種類の収入では生業として不十分である。さらに、売子からの購入がないと成り立たない、他の安定した職業を持っている、また、そうした職業以外にも複数の収入があり、それらの収入が製薬・売薬の収入を上回っている、といった理由から、松養坊では製薬・売薬を行わなくなったと考えられる。

6 おわりに

以上、求菩提山と英彦山を事例として、明治期の修験者たちによる製薬と、薬がもたらした利益について考察した。両山の修験者たちは、明治期に相次いで出された法令に対応しながら製薬を行ったようであるが、求菩提山に残された資料からすると、彼らはときに法に反した行動をとっていたことが明らかとなった。また、英彦山の松養坊の資料から、薬の原価や売薬営業者の利益を知ることができた。彦山疵薬は薬の原価に対する利益率が高く、売薬営業者の利益も売子より大きかったが、税金等の諸経費が高かったことも判明した。そこから、彦山疵薬の利益のみでは、家計を支えきれないこともうかがえた。事実、松養坊では、製薬・売薬で生計を立てていたわけではなかった。製薬・売薬を行いつつ、他の職業を持ち、かつ金融業をしたり、参詣客を迎えたりしながら収入を得ていたのである。

求菩提山の薬は、明治半ばより急速に衰退・消滅してしまう。英彦山の薬も求菩提山より長く続いたものの、結局は消滅した。資料の限界もありその理由や過程について、現在のところ実証的に明らかにすることはできない。しかし、第4章で指摘したように、近世末頃から村の役人階層の人々から医者による薬を求めるようになる。W・ミヒェルによると、中津藩では幕末頃から行われた種痘の普及により、疱瘡神や疱瘡退治といった習慣が消えていき、さらに明治初期の寺院の崩壊や神社の合併も、このような習慣の消失をさらに促進したという〔ミヒェル 2018 : 228〕。医学の近代化は、国民の宗教観にも大きな影響を及ぼしたのである〔同〕。医学の近代化により、人々の認識はどのくらいの期間で変化していったのか不明であるが、求菩提山の売薬が1889年（明治22）、英彦山松養坊の売薬が昭和初期頃まで行われていたことからすると、この頃までに、庶民においても修験道に対する認識は変

²⁰⁵ 松養榮尊は、榮貞氏によると、1925年（大正14）に68歳で死去したとのことである。

²⁰⁶ 松養具榮は若い頃から求菩提山国玉神社・英彦山神社・宮崎八幡宮・壱岐の住吉神社で神職を務めており、加えて1905年（明治38）から1921年（大正10）まで代用教員として勤務していたという。榮貞氏によると、具榮は1946年（昭和21）に61歳で死去したとのことである。

わっていったのではないかと推測される。このよう庶民の修験道に対する認識の変化から、修験道の薬の売れ行きは悪くなっていったのではないかと考えられる。一方、修験者たちは、薬で利益をあげることができると見込み、売薬の仕組みや組織を整えたものの、このような庶民たちの認識の変化についていけなかったのではないのだろうか。こうして薬による収入だけで生活を賄うことが不可能となり、それが求菩提山や英彦山の製薬・売薬が消滅した理由の1つであったと推察される。

終章

1 各章のまとめ

ここまで宗教者が回檀に持ち回った薬について、検討した。以下、各章の概略をまとめる。第1章では、2021年に全国の博物館を対象に実施した「修験道の薬関係資料収蔵状況」についてのアンケート調査の結果を報告した。修験道に関わる薬の資料を収蔵していると回答した博物館は約5%であり、非常に少ないことが分かった。筆者はこのアンケート調査に基づき、資料を有すると答えた博物館の中でも特に文字資料を有すると回答した博物館を優先的に、該当博物館での資料調査を実施した。その上で、それぞれの博物館がどのような修験道関係の資料を収蔵しているかについて、まとめた。中には、実際に調査を実施した資料が、修験道関係かどうかわからないものも見受けられた。薬全般に関して、網羅的に検討できるほどの質・量ともに充実した資料を収蔵する博物館施設は、非常に少ないといえる。その中で、求菩提山と英彦山には比較的多くの資料が残っていることがわかった。加えてこれら調査を通じて、江戸時代に各地の修験者が用いた薬は、多くの場合、1種類から数種類程度とあまり種類が多くなく、効能も何にでも効く万能薬であることが判明した。このことから修験道の薬は、もともと人々の症状によって処方されるような薬ではなかったことが推測される。

第2章では、相模大山の御師たちによる回檀時の薬の用いられ方について検討した。現在のところ、修験道の資料の中で、近世の回檀で持ち回った薬の状況を検討できる資料は、英彦山守静坊の2点の文書だけであるが、これらは情報量が多くない。従って、近代の修験道の売薬を検討する上で、近世との連続性を考えた時、近世の回檀関係資料を多く有する大山の御師の事例が補助線となる可能性がある。近世後期、御師は修験者と同様に回檀をし、配札を行っていた。その際、箸や杓子といった品々が檀家に渡されるが、大山の回檀では、家1軒ごとにその家に沿った品を渡していたわけではなく、ある程度セットとなった品々を渡していたことがうかがえた。薬もそのような物品の1つであったと推測される。大山の御師たちによって持ち回られた薬は、配置売薬のように、各檀家が希望する薬や症状に応じて処方された薬を渡していたわけではないこと、多くの場合、檀家のほぼ全戸に頒布していた可能性があることを指摘した。

第3章では、第2章の大山の事例を補助線に、英彦山守静坊の回檀に関する2点の資料を検討した。英彦山では2点の資料とも1種類の薬を頒布しており、檀家の希望に沿って処方していたものではなく、配置売薬でなかったことが確認された。

第4章では、近世末期、小倉藩の大庄屋が記した日記について、医療面から検討した。大庄屋たちが体の不調を感じた際の対処法は、①医者にかかる、②薬を用いる、③灸・鍼を施す、④寺社へ参詣したり祈祷を受けたりする、⑤自分で対処する、⑥入湯する、であった。そのうち①～④について検討した。大庄屋たちが受けた医療は、①医者にかかる、が多く、加えてその医者たちの多くは薬を処方していた。さらに大庄屋たちは医者からの薬を好ん

でいたようであり、医者以外から薬を手に入れた例は、269 例中、わずか6 例であった。さらに④について、病氣平癒や疫病退散など、治病を目的とする祈祷や参詣の多くは神社や寺であったことがわかった。小倉藩は藩内に英彦山・求菩提山・等覚寺・福智山・松尾山といった修験道の山が点在しているが、これらの山の修験者に病氣平癒の祈祷を依頼した事例はみられなかった。大庄屋たちは修験者とまったく関わりがないわけではなく、英彦山や等覚寺に参詣したり、英彦山の修験者が大庄屋宅を訪れていたりしたことも記録されていた。治病に修験がかかわっていなかったことがうかがえたが、近世末期、大庄屋たちの医学に対する知識が向上し、認識の変化が起こっていたと考えられる。それに従い、村の役人階層の間では、修験に対する認識の変化も起こっていたと推測される。しかしその一方で、庶民たちの間では、まだ修験者による薬が重宝されていた可能性がある。

第5章では、第1章の調査で確認できた求菩提山の近代の資料を検討し、売薬の方法とその組織について検討した。求菩提山の売薬組織は1870年以降に制定された、売薬に関する諸法令に沿って整えられていったことが見受けられた。特に駆虫丸の売薬組織には、当時求菩提山に所在した坊家の半数以上が参加していた。しかし、近世まで組織のトップにいた座主家は参加せず、岩屋守宮を中心とした組織となっていた。ここより、求菩提山の近代における組織は、近世まで存在していた宗教的な組織とは別に、売薬に特化した組織が形成されていたことを指摘できた。さらに薬は配置売薬の方法で販売され、複数の薬を取扱い、檀家に薬を置き、入れ替えをしていたことが確認できた。求菩提山の売薬は、組織や方法など、近代の産物であったといえる。

第6章では、求菩提山とやはり第1章の調査で資料の所在を確認できた英彦山を事例として、明治期の修験者たちによる製薬と、薬がもたらした利益について考察した。まず、製薬の状況について、求菩提山に残る「内和條約書」や日記といった資料から、薬の作り手について検討した。ここでは売薬規則により製薬を禁止されていたはずの者が、法令に反して製薬を行っていた可能性を指摘した。このようにして作られた薬は坊にどれくらいの利益をもたらしたのか。英彦山松養坊の記録から、薬で得られた利益を計算した。その結果、薬の原価に対する利益率が大きく、売薬営業者の利益も売子より多かったが、税金等の諸経費が高かったことが判明した。あわせてその利益が家計にどれくらい有益であったのかについて検討した。その結果、薬1種類の利益だけでは、家計を支えきれず、生業としてはおろか、副業としてもうまみが少なかったであろうことが判明した。しかし、そのような状況のなかでも、松養坊では昭和初期頃まで売薬を行っており、修験者による薬を求める人も存在したことがうかがえるが、製薬・売薬を行うメリットは少なく、製薬・売薬は行われなくなったと推測される。

2 修験者が持ち回った薬

以上、各章の概略をまとめた。ここから、以下のような結論を導くことができる。近世後期の大山御師の回檀資料から、大山の御師たちが持ち回った薬は、檀家の希望により処方さ

れた薬ではなく、同一の薬をほぼ全戸に配布していたことを述べた。英彦山守静坊の事例でも同様に、1種類の薬を限定された地域の檀家に頒布し、配置売薬ではなかったことを確認できた。近世の求菩提山で回檀の際に用いられていた薬は、錦袋不老丹と膏薬のみであり、やはり各檀家の希望により処方された薬ではないことが推測される。

一方、近代初頭、修験宗廃止令後の求菩提山で行われていた売薬は、廣澤求の日記から、自分たちで薬を作り、それを旧檀家に薬を入れるという方法がとられていたことがうかがえた。修験者はここで、薬を檀家に頒布するものから、檀家に配置売薬のかたちで売渡すものへとその取扱いを変えるのである。

このような取扱いの変化は、どこから生じてきたのか。小倉藩の大庄屋たちの日記から、治病といった観点から、修験者との関わりを見出すことができなかった。小倉藩の庄屋たちは、治病に祈祷を用いる事例がみられたが、近親者の危篤時や疫病の流行といった緊急時において、祈祷を行なう場合は神社や寺院に依頼し、修験道ではなかったことがうかがえた。薬についても、医者が症状に応じて処方した薬を好んで用いていたようである。大山の回檀では名主といった村の上位の者にも他の村人にも同じ薬を渡していた〔伊勢原市史編集委員会 1992 : 147〕。修験者たちにより画一的に頒布された万能薬は、まず村の上位の人々の間で求められなくなっていたのではないかと推測される。しかし金銭面等から、医者による医療を受けられる人々は、限定されていたと考えられる。修験者が持ち回った薬は、何にでも効く万能薬であったため、医者による医療を受けられない人々には重宝されていたとみられる。そのため近代以降も、製薬・売薬で生計をたてることのできるのではないかという思いが、修験者たちの間にあったと考えられる。だからこそ求菩提山では、近代の法令に対応しながら配置売薬の仕組みを整え、薬の種類を増やし、近世の宗教的な組織とは別に、売薬に特化した組織が形成されたのである。ここまでして売薬を行った理由は、売薬が近世までの回檀に近い「商法」であった以外にも〔重松 1969 : 347〕、修験者が薬を重要なモノとして捉えていたのではないだろうか。

しかし、村上が「呪術性は近代的な薬学・医学とともに次第に否定されていく」と指摘するように〔村上 2017 : 178〕、庶民においても修験道に対する認識の変化が起こる。こうした状況を、乳児死亡率からみていきたい。江戸時代後半の乳児死亡率は約 20%と推計されており〔鬼頭 2000 : 144〕、これは明治期の水準とほぼ同程度とされている。乳児死亡率は 1899 年（明治 32）より統計がとられており²⁰⁷、その推移を図 7-1 に示す。

²⁰⁷ 厚生労働省「人口動態 100 年の年次推移」による。

https://www.mhlw.go.jp/www1/toukei/10nengai_8/hyakunen.html（最終閲覧日：2025 年 11 月 20 日）

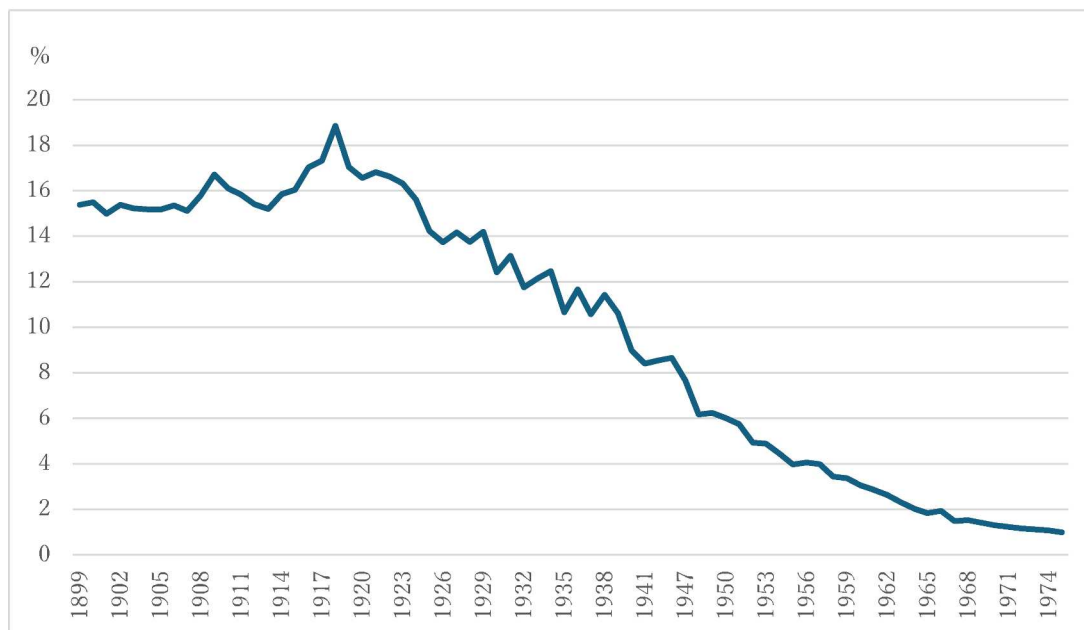


図 7-1 乳児死亡率²⁰⁸

明治から大正にかけ、乳児死亡率は高い水準で推移しているが、江戸末期から明治初期にかけて人口の大幅な流動化により、伝染病が蔓延し、死者も急増している〔杉山 2006a:228〕。しかし、明治以後の近代医療と医薬の進歩や〔鬼頭 2000:180〕、1920年代における公衆衛生の発展により〔杉山 2006b:264〕、死亡率は大きく下がってくる。このような事象から、人々の意識は、近代医療へと傾いていったと推測される。

これまでの研究の中で抱かれていた修験道の薬は、「山で得た豊富な薬草の知識で薬を処方し『いのれくすれ』の治療にあたった」というイメージを持たれていたと考えられる。〔鈴木 2025:178〕。しかし近代初頭、明治政府は売薬取締規則を始めとする諸法令によって「医療の西欧化を推進」しようとした〔新村 2018:264〕。宗教においても神仏判然令・修験宗廃止令などの諸法令により、修験道の地盤が侵食された。しかしそれ以前の近世末期、人々の医療観は変化しつつあり、村の上位の人から、修験者による薬を含めた治病には懐疑的なものになりつつあった可能性がある。そうした中で、近世末期から大正頃にかけて、北部九州では、越川・村上の指摘した宗教者の用いた薬に付随していた信仰的要素や呪術性は〔越川 2000a:58、村上 2017:186〕、まずは村役人の階層において、次いで庶民において、薄らいでいったものと推測される。加えて、同時期に人々の医療に対するニーズが宗教から近代医

²⁰⁸ 乳児死亡率のデータは厚生労働省「平成 20 年人口動態統計月報年計（概数）の概況」による。元のデータは出生数 1000 に対しての死亡数があげられているが、ここではわかりやすいよう、パーセンテージに直している。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai08/toukei2.html>（最終閲覧日 2025 年 11 月 20 日）

療へと変化していく中、北部九州の修験者たちは人々の認識の変化のスピードについて行けず、修験者が持ち回った薬は、人々のニーズに応えることができなくなっていったと考えられる。

3 今後の課題

本研究で検討した事例は、主に北部九州のものであった。アンケート調査の結果、東北地方や中国・四国地方の博物館では、薬袋やその版木といった直接修験道の薬にかかわるような資料を収蔵していると回答した博物館がなかったため、資料調査もそれ以外の地域となってしまった。しかし、各地の公立の文書館や修験道系の寺社などには、資料が残っている可能性もある。今後はそれら資料の掘り起こしも進めていく必要がある。

加えて、本研究では陀羅尼助について分析ができていない。陀羅尼助は修験道の始祖と言われる役行者が大峯山中(奈良県)で創製したと伝えられ〔奈良県薬業史編さん審議会 1991: 19〕、修験道の薬として知られている。江戸期から宿屋など修験者でない人々が陀羅尼助を製造し、土産物として販売されており〔奈良県薬業史編さん審議会 1991: 32-35〕、求菩提山や英彦山の製薬・売薬とは大きく異なっていたと推測される。陀羅尼助は現在でも大峯山麓の洞川地区や吉野の土産物屋、さらにインターネットを通して広く販売されている。現在、大峯山の陀羅尼助は、製薬会社で作られたものを販売店別にパッケージし、それを販売している。それにもかかわらず、陀羅尼助のパッケージには「大峯山」と記され、現在でも大峯修験道との関わりが語られている²⁰⁹。現在でも大峯への信仰が残っている薬であるということができよう。求菩提山や英彦山では、早々に売薬が衰退したが、これは北部九州という地域的な特徴であることが否定できず、そこに何らかの特殊な理由がある可能性がある。蘭学が盛んであった長崎や中津藩に近く、蘭方医学を学んだ医者が多かったという指摘もあり〔内田 2007: 2、21〕、それも理由の1つであるかもしれない。こうした修験道や医療の地域性にも目を向ける必要がある。以上を今後の課題とする。

²⁰⁹ このような例は、長野県製薬株式会社によって製造されている、御嶽百草丸などにもみることができる。

《参考文献》

- 相川忠臣 2018 「天然痘-地方病から地球規模の病気へ、そして根絶へ-」 青木歳幸 大島明秀 ミヒエル・W 編『天然痘との闘い 九州の種痘』(pp. 16-26) 岩田書院
- 青木歳幸 2018 「小倉領の種痘」 青木歳幸 大島明秀 ミヒエル・W 編『天然痘との闘い 九州の種痘』(pp. 184-201) 岩田書院
- 浅香幸雄 1979 「大山信仰登山集落形成の基盤」 宮田登・宮本袈裟雄編『日光山と関東の修験』(pp. 436-457) 名著出版
- 厚木郷土資料館 2002 『あつぎの修験者』(図録)
- 天本孝志 1983 『九州の山と伝説 総集編』 葦書房
- 有川宜博 1979 「中世の求菩提山」『北九州市立歴史博物館 研究紀要』1 (pp. 119-142)
- 飯田隆夫 2016 「近世における相模大山御師の形成過程」『鷹陵史学』42 (pp. 137-162)
- 伊勢原市史編集委員会 1992 『伊勢原市史』大山資料編
- 伊勢原市史編集委員会 1994 『伊勢原市史』資料編続大山
- 伊藤長次郎 1940 『三重県薬業史』 ミエ薬報社
- 今村充夫 1983 『日本の民間医療』 弘文堂
- 内田鉄平 2007 「近世村社会における村医者活動-島原藩豊州御領の事例について-」『大分県地方史』198 (pp. 1-26)
- 海原亮 2007 『近世医療の社会史 知識・技術・情報』 吉川弘文館
- 海原亮 2014 『江戸時代の医師修業 学問・学統・遊学』 吉川弘文館
- 大森恵子 2016 「修験と係わりのある製薬と売薬について-特に、民間薬を中心に-」『近畿民俗学会会報』(182) (pp. 1-17)
- 岡為造 1934 『求菩提山史』
- 岡寺良 2020 「求菩提山山岳霊場遺跡の平面構造-坊集落を中心として-」九州山岳霊場遺跡研究会・九州歴史資料館編『求菩提山と豊前の山岳霊場遺跡』(pp. 38-57)
- 岡寺良 2021 「求菩提山内の坊名とその所在について」『求菩提資料館ジャーナル』第34号 (pp. 1-3)
- 小田富士雄 1979 「古代の求菩提山とその信仰」『北九州市立歴史博物館 研究紀要』1 (pp. 33-83)
- 鹿島町史編纂専門委員会 1986 『鹿島町史』石動山資料編
- 柏崎市立博物館 1998 『米山信仰-山とひとの民俗宇宙-』(特別展図録)
- 川島真人 2001 『中津藩蘭学の光芒 豊前中津医学史散歩』
- 北九州市立歴史博物館 1982 『中村平左衛門日記』第1巻
- 北九州市立歴史博物館 1983 『中村平左衛門日記』第2巻
- 北九州市立歴史博物館 1984 『中村平左衛門日記』第3巻
- 北九州市立歴史博物館 1985 『中村平左衛門日記』第4巻
- 北九州市立歴史博物館 1986 『中村平左衛門日記』第5巻

- 北九州市立歴史博物館 1988 『中村平左衛門日記』第6巻
- 北九州市立歴史博物館 1990 『中村平左衛門日記』第7巻
- 北九州市立歴史博物館 1991 『中村平左衛門日記』第8巻
- 北九州市立歴史博物館 1992 『中村平左衛門日記』第9巻
- 北九州市立歴史博物館 1993 『中村平左衛門日記』第10巻
- 北九州市立歴史博物館 1995 『小森承之助日記』第1巻
- 北九州市立歴史博物館 1996 『小森承之助日記』第2巻
- 北九州市立歴史博物館 1997 『小森承之助日記』第3巻
- 北九州市立歴史博物館 1998 『小森承之助日記』第4巻
- 北九州市立歴史博物館 1999 『小森承之助日記』第5巻
- 北九州市立歴史博物館 2009 『からだをなおす◆くすりでおやすみ—王子万能妙薬と江戸・明治くすり事情—』(企画展図録)
- 北日本新聞社 1979 『先用後利 富山家庭薬の再発見』 北日本新聞社出版部
- 鬼頭宏 2000 『人口から読む日本の歴史』 講談社
- 九州歴史資料館 2017 『霊峰英彦山—神仏と人と自然と—』(特別展図録)
- 求菩提資料館 2011 『豊の国 修験道の世界—求菩提山中興の祖・頼巖とその周辺—』(特別展図録)
- 甲賀市史編さん委員会 2009 『甲賀市史』第6巻
- 甲賀市史編さん委員会 2014 『甲賀市史』第3巻
- 幸田浩文 2017 「田代売薬にみる行商圈構築の史的展開—江戸時代中期から現代へ—」『経営力創生研究13』(pp. 31-42)
- 越川次郎 1999 「家伝薬の諸相とその変容—大雄山最乗寺の『大雄丸』を事例として—」『民俗学論叢』(14) (pp. 57-73)
- 越川次郎 2000a 「薬と信仰—身延日蓮寺院の諸薬とその法的規制をめぐる—」『日本民俗学222』(pp. 33-63)
- 越川次郎 2000b 「『日朝さん』の信仰と目薬—ある民間療法の現在について—」『常民文化』(23) (pp. 1-24)
- 越川次郎 2020 『寺院売薬の民俗学的研究』(博士論文) 中部大学
- 小松和彦 1994 『憑霊信仰論』 講談社
- 五来重 1970 『山の宗教—修験道』 淡交社
- 狭山市立博物館 2002 『修験の世界—笹井観音堂とその配下—』(特別展図録)
- 重松敏美 1969 『豊叟求菩提山修験文化攷』
- 新村拓 2006 「古代の医療」 新村拓編『日本医療史』(pp. 18-51) 吉川弘文館
- 新村拓 2018 『売薬と受診の社会史 健康の自己管理社会を生きる』 法政大学出版局
- 杉山章子 2006a 「西洋医学体制の確立」 新村拓編『日本医療史』(pp. 225-248) 吉川弘文館

- 杉山章子 2006b 「産業社会と医療」 新村拓編 『日本医療史』(pp. 249-265) 吉川弘文館
- 鈴木章生 1992 「相模大山の信仰と成立—民衆参詣の動向と信仰圏をめぐって—」 圭室文雄編『大山信仰』(pp. 91-125) 雄山閣
- 鈴木正崇 2015 『山岳信仰』 中央公論新社
- 鈴木正崇 2018 「明治維新と修験道」『宗教研究』92 卷 2 輯 (pp. 131-157)
- 鈴木正崇 2025 『山岳信仰と修験道』 春秋社
- 銭谷武平・銭谷伊直 1986 『陀羅尼助』 薬日新聞社
- 添田町教育委員会 2016 『英彦山総合調査報告書』(本文編)
- 袖ヶ浦市教育委員会 2015 『小高神社本殿解体修理工事報告書』
- 袖ヶ浦市史編さん委員会 1995 『袖ヶ浦市史料目録』〔1〕
- 杣庄章夫編 1975 『滋賀の薬業史』
- 玉川信明 2005 『反魂丹の文化史—越中富山の薬売り』 社会評論社
- 長忠雄 2001 『田代の入れ薬』
- 田中宣一 1992 「相州大山講の御師と檀家」圭室文雄編『大山信仰』(pp. 63-90) 雄山閣
- 戸川安章 2005 『修験道と民俗宗教』 岩田書院
- 土岐隆信・木下浩 2011 『備中売薬—岡山の置き薬』 日本文教出版
- 徳島県薬業史編集委員会 1988 『徳島県薬業史』
- 徳永誓子 2022 『憑霊信仰と日本中世社会』 法蔵館
- 富山県 1987 『富山県薬業史』 通史
- 豊津町史編纂委員会 1997 『豊津町史』 上巻
- 中富記念くすり博物館 2018 『中富記念くすり博物館 展示案内』(改訂版)
- 長野覺 1978 「明治維新と英彦山山伏」 田川郷土研究会『増補 英彦山』(pp. 889-922) 葦書房
- 長野覺 1987 『英彦山修験道の歴史地理学的研究』 名著出版
- 長野覺 1990 「修験者(山伏)と薬」 Museum Kyushu 編集委員会編『文明のクロスロード Museum Kyushu』第 34 号 (pp. 13-22)
- 長野覺 2013 「求菩提山と英彦山修験道の接点」〔Ⅱ〕『求菩提資料館ジャーナル』26 号 (pp. 1-9)
- 長野覺 2017 「霊峰英彦山—神・仏・修験で繁栄した聖山—」九州歴史資料館編『霊峰英彦山—神仏と人と自然と—』(特別展図録) (pp. 6-13)
- 奈良県薬業史編さん審議会 1991 『奈良県薬業史』
- 西垣晴次 1992 「大山とその信仰」 圭室文雄編『大山信仰』(pp. 5-16) 雄山閣
- 丹羽邦男 1992 「先導師の町」圭室文雄編『大山信仰』(pp. 205-240) 雄山閣
- 根井浄 1976 「修験者の医療について」『印度學佛教學研究』24 (2) (pp. 893-896)

- 根井淨 1980 「富山売薬と修験者について」『印度學佛教學研究』28 (2) (pp. 624-625)
- 野津原町 1980 『郷土史野津原』
- 服部敏良 1978 『江戸時代医学史の研究』 吉川弘文館
- 橋本芳雄 1977 「石動山縁起と五社神社」 高瀬重雄編『山岳宗教史研究叢書 10 白山・立山と北陸修験道』(pp. 315-338) 名著出版
- 原淳一郎 2004 「近世寺社参詣における御師の役割」『史学』Vol. 73 (pp. 79-104)
- 飯能市立博物館 2012 『山上の霊地』(特別展図録)
- 福江充 2002 『近世立山信仰の展開』 岩田書院
- 豊前古文書を読む会 2001 『友枝手永大庄屋日記』第4集
- 豊前市史編纂委員会 1991 『豊前市史』下巻
- 豊前市教育委員会 1976 『求菩提山経塚』
- 豊前庶民史研究会 2009 『友枝手永大庄屋日記』第10集
- 松川博一 2017 「英彦山の歴史」 九州山岳霊場遺跡研究会・九州歴史資料館編『英彦山—信仰の展開と転換—』(pp. 69-82)
- 松本寿三郎 1962 「豊後国速水郡由布院の村落構造—近世初期細川藩における農村支配：「手永」の成立を中心として」『熊本史学』23 (pp. 1-11)
- ミヒエル・W 2018 「中津藩における天然痘との闘い」 青木歳幸 大島明秀 ミヒエル・W 編『天然痘との闘い 九州の種痘』(pp. 225-252) 岩田書院
- 宮家準 1985 『修験道儀礼の研究』増補版 春秋社
- 宮家準 1999 『修験道組織の研究』 春秋社
- 宮本袈裟雄 1984 『里修験の研究』 吉川弘文館
- 宮本袈裟雄 1989 『天狗と修験者』 人文書院
- 宮本義己 2006 「近世の医療」 新村拓編『日本医療史』(pp. 102-143) 吉川弘文館
- 村上紀夫 2017 「近世における西大寺の製薬と民衆意識—豊心丹をめぐって—」『奈良大学紀要第45号』(pp. 177-188)
- 山口正博 2004 「英彦山系修験霊山の松会」『國學院大學大学院紀要文学研究科』36 (pp. 89-113)
- 山下克明 2021 「古代・中世の陰陽師」『現代思想』五月臨時増刊号 (pp. 25-37) 青土社
- 吉岡信 1989 『近世日本薬業史研究』 薬事日報社
- 渡邊三四一 1998 「米山山麓の村(一)—柏崎市田屋の宗教的機能—」『柏崎市立博物館館報』第12号 (pp. 1-12)